

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【計算期間】	第41期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【ファンド名】	インダストリア (Industria)
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)
【代表者の役職氏名】	業務執行役員 トマス・アドルフ・リンカー (Thomas Adolf Linker) 業務執行役員 ヨハネス・エルスナー (Johannes Elsner) 業務執行役員 インゴ・マイネルト (Ingo Mainert) 業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド (Petra Trautschold) 業務執行役員 ビルテ・トレンクナー (Birte Trenkner) 業務執行役員 ロバート・シュミット (Robert Schmidt) 業務執行役員 ヴェレナ・イエーガー (Verena Jäger)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラ ントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt, The Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信 治 同 中野 恵 太
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 187.37円)による。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの形態

インダストリア(以下「ファンド」という。)は、契約型オープン・エンド型投資信託の法的形態を有するUCITSである。ファンドの発行済受益証券は、受益証券の保有者に帰属するファンド資産の共有持分権を表象する。ファンド資産は、ファンドの管理会社を務めるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(以下「管理会社」という。)によって、ファンド受益証券の保有者(以下「受益者」という。)の共同勘定で、ファンドの名義でファンドのために保有される。

また、管理会社は、イタリア法に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)、ルクセンブルグ法に基づくUCITS、フランス法に基づくUCITS、英国法に基づくUCITSならびにドイツ法に基づく特別なオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)およびフランス法およびルクセンブルグ法に基づくAIFを管理する。

ファンドの約款(以下「投資約款」という。)'投資に関する一般条項」第16条第2項に該当する種々のクラス受益証券をファンドにおいて設定することができる。かかるクラス受益証券は、受益証券を取得および保有できる投資家、利益の利用、販売手数料、買戻し手数料、一口当たり純資産価格の基準通貨(通貨ヘッジ取引の利用を含む。)、総報酬またはこれらのいくつかの点について異なっている。クラス受益証券は、いつでも管理会社の裁量により設定することができる。

本書の日付現在、クラスA(EUR)受益証券ならびにクラスP(EUR)受益証券が実際に発行されている。日本国内においてはクラスA(EUR)受益証券のみが販売されている。

ある通貨建てのクラス受益証券のみのため通貨ヘッジ取引を実行することができる。ある通貨建てクラス受益証券について当該クラス受益証券の通貨(基準通貨)に有利な通貨ヘッジを行うため、管理会社は、投資約款「投資に関する一般条項」第9条および「投資に関する特別条項」第3条に関わらず、当該クラス受益証券の基準通貨建てではないファンド資産の為替換算関連損失から生じる一口当たり純資産価格にかかる損失を回避する目的で、ドイツ資本投資法(以下「ドイツ投資法」という。)第197条第1項に規定する為替換算レートと通貨にかかる派生商品を利用することができる。株式および株式相当の証券は、発行体(または株式を表章する商品に係る場合には会社)が所在する国の通貨がクラス受益証券の基準通貨と異なる場合には、為替換算リスクを負っているとみなされる。その他の資産は、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建ての場合に通貨リスクを負っているとみなされる。通貨ヘッジ対象のクラス受益証券について、通貨リスクを負っているもののヘッジ対象ではないファンド資産の価額は、クラス受益証券の純資産価額の10%を超えてはならない。かかる規定に従った派生商品の利用は、通貨ヘッジ対象ではないクラス受益証券または他の通貨に対しヘッジされるクラス受益証券に影響を及ぼさないことがある。

ファンドへの投資によって投資者が達成するリターンは、個々の特徴に起因してかかる投資者が購入した受益証券のクラスによって異なることがある。これは税引き前および税引き後のリターンに適用される。

投資資産は、ファンド全体のためにのみ購入され、個別のクラス受益証券またはクラス受益証券のグループのために購入されない。例外として、通貨ヘッジ取引について、その損益は一定のクラス受益証券に帰属するが、その他のクラス受益証券の一口当たり純資産価格の変動には何らの影響も及ぼさない。

管理会社および/または保管銀行は、米国雇用回復のための採用支援法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)を遵守する目的で、一定の米国人<sup>(注)</sup>および/または米国内国歳入庁とFFI(Foreign Financial Institution)契約を締結していない米国外の金融機関(以下「非参加FFI」という。)に関する個人データを米国内国歳入庁または地方の税務当局に開示することを要求される可能性がある。

(注) 米国人とは、下記の者をいうがこれに限定されない。

( )米国に居住する自然人、( )米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、( )執行者または財産管理人が米国人である財団、( )受託者が米国人である信託、( )米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、( )米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、( )米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および( )パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家が設立し、または所有している場合を除く。)

投資約款は、ドイツ投資法に基づきドイツ連邦金融監督庁(以下「金融監督庁」という。)の承認を得ている。管理会社は、ファンドの保管銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー(State Street Bank International GmbH)にファンド資産の保管ならびに受益証券の発行および買戻しを委託している。投資約款の規定に基づき、受益証券は、その時の一口当たり純資産価格に申込手数料を加えた価格で発行され、また受益者の要求に応じていつでもその時の一口当たり純資産価格で買い戻される。

ファンドの会計処理および報告書は、1999年1月1日付でドイツ・マルクからユーロ表示に変更された。1999年1月1日に効力を生じた欧州通貨連合に符合して、1999年1月4日から、ドイツ・マルク建ての受益証券価格がユーロ建てで公表されている。

ファンドの目的及び基本的性格

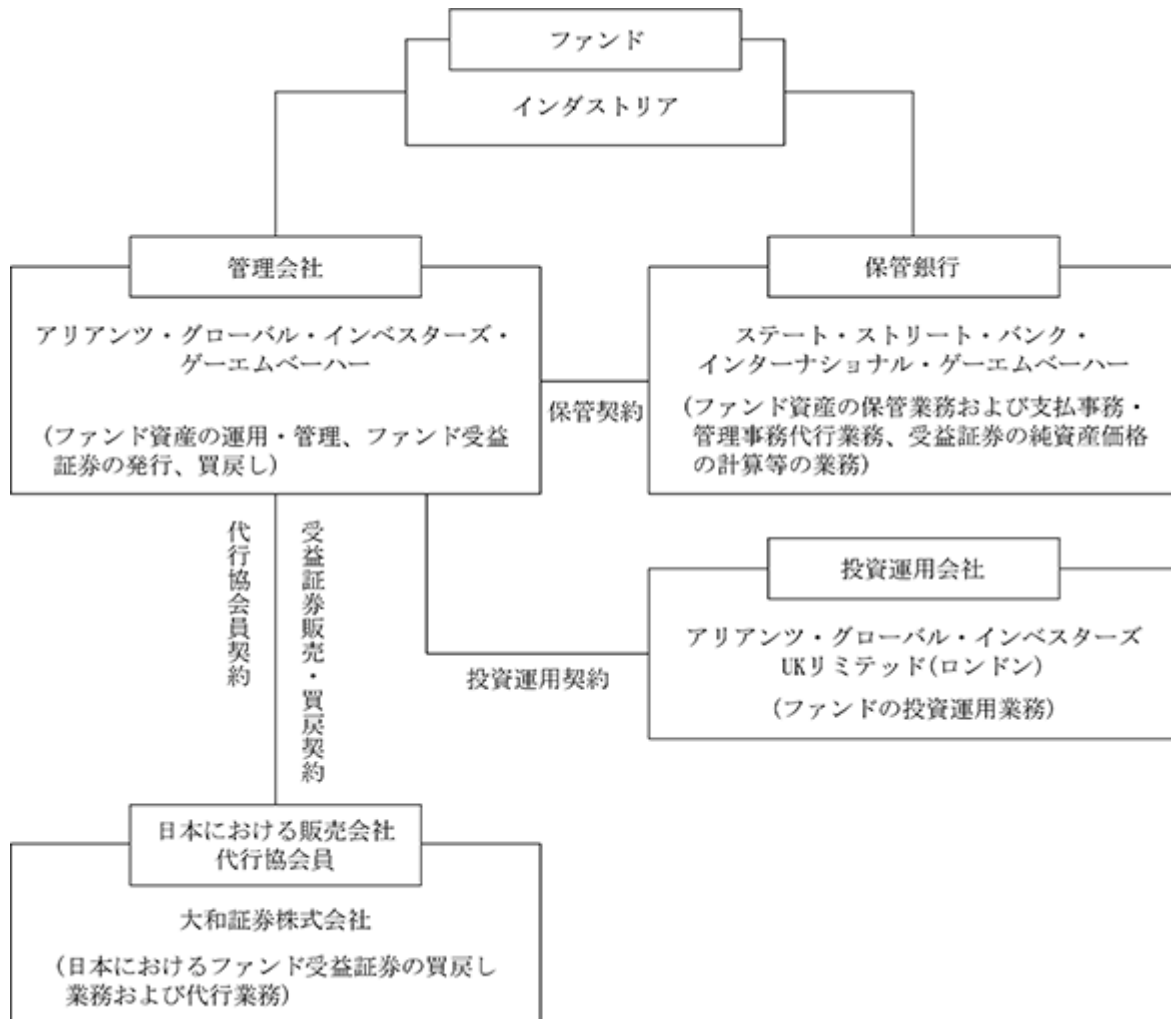
ファンドの投資方針は、主として投資原則に従い欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長の達成を目的とする。

## (2) 【ファンドの沿革】

1959年1月19日 ドイツにおいてファンドの設立認可  
1985年10月23日 日本におけるファンド受益証券の募集開始  
1990年12月1日 投資約款改正  
1999年12月1日 投資約款改正  
2002年12月1日 投資約款改正  
2006年1月1日 投資約款改正  
2007年1月1日 投資約款改正  
2009年2月1日 投資約款改正  
2009年12月18日 投資約款改正  
2011年7月1日 投資約款改正  
2012年9月3日 投資約款改正  
2014年1月22日 投資約款改正  
2015年12月15日 投資約款改正  
2016年3月18日 投資約款改正  
2017年12月31日 投資約款改正  
2019年12月31日 投資約款改正  
2021年12月31日 投資約款改正  
2022年12月31日 投資約款改正  
2023年9月29日 投資約款改正  
2024年1月15日 投資約款改正  
2025年6月27日 投資約款改正  
2026年4月16日 投資約款改正

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み図



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	管理会社	随時改正される投資約款は、ファンドの投資目的および投資方針、投資制限、費用ならびに終了について規定している。
ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー (State Street Bank International GmbH)	保管銀行	2017年1月9日付で管理会社との間で保管契約(注1)を締結(当ファンドのための譲渡は、2017年5月1日に効力発生)。ファンド資産の保管、受益証券の発行および買戻しについて規定している。
アリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッド(ロンドン) (Allianz Global Investors UK Limited, London)	投資運用会社	2024年1月19日付で管理会社との間で投資運用契約(注2)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	1985年9月17日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結(随時改正済)。日本における代行協会員業務について規定している。1985年10月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約書(注4)を締結(随時改正済)。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、ファンドの投資約款の規定に基づき、管理会社によって任命された保管銀行がファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

## 管理会社の概要

### (イ)設立準拠法

管理会社の設立準拠法は、ドイツ有限責任会社法である。

### (ロ)事業の目的

a. 管理会社は、ドイツ投資法に規定される投資会社である。管理会社の目的は、以下を運用することである。

( )ドイツ投資法第192条から第213条までに定義される外国および国内のUCITSファンド

( )ドイツ投資法第218条から第219条までに定義される国内合同ファンド(合同AIF)

( )ドイツ投資法第220条から第224条までに定義されるその他の国内ファンド(その他のAIF)、ならびに

( )固定の投資条項を有する国内特別ファンド(特別AIF)

管理会社は、ドイツ投資法の移行規定により旧ドイツ投資法(2013年7月21日まで有効)に従って2つの年金基金を運用中であることに留意されたい。

管理会社は、以下のファンドを運用するために管理会社が現在有する認可の延長を金融監督庁から受領した。

- ( )国内クローズド・エンド型合同AIF、その他の国内クローズド・エンド型AIF、国内クローズド・エンド型特別AIFおよび国内オープン型特別AIF(一般投資条項を有する特別AIF)、ならびに
  - ( )外国のオープン型およびクローズド・エンド型の合同AIF、その他の外国のオープン型およびクローズド・エンド型のAIFならびに外国オープン型特別AIF(固定の投資条項を有する特別AIFおよび投資に関する一般条項を有する特別AIF)ならびに外国クローズド・エンド型特別AIF
- b. 上記a.の事業活動および自己資産の投資に関連する事業活動に加えて、管理会社は、以下の活動を行うことがある。
- ( )ドイツ銀行法第11条に規定される金融商品に投資される個人資産プールの第三者のための一任運用(個人資産運用)
  - ( )上記( )に基づき許容される業務の範囲内での投資アドバイス
  - ( )ドイツ投資法の規定に基づき発行された受益証券または外国の投資会社により発行された受益証券の第三者のための保管および管理
  - ( )ドイツ投資法の規定に基づき発行された受益証券または公に販売することができる受益証券の販売
  - ( )年金契約の認証に関する法律第1条第1項に基づく年金契約の締結および所得税法第10条第1項第2号に規定される自己資本付保年金設定のための契約の締結
  - ( )本項に記載される業務に直接関連するその他の活動および付随的業務
- c. 管理会社は、企業の事業目的が、法律またはその定款により、資本投資会社自体が運営することができる事業を実質的に目指すものである場合には企業の持分を取得することができる。ただし、かかる持分から生じる資本投資会社の責任は、当該企業の法的地位により限定されることを条件とする。

#### (八)資本金の額

2025年12月末日現在の管理会社の払込資本金は、49,900,900ユーロ(約93億円)であり、これは全額払込済である。

#### (二)会社の沿革

ファンドは、1955年12月に設立され、フランクフルト・アム・マインに住所を有するアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーにより管理される。

管理会社は、有限責任会社(GmbH)の法的形式でドイツ投資法に規定された意味における投資運用会社である。

#### (ホ)大株主の状況

(2025年12月末日現在)

名称	所在地	出資持分 (百万ユーロ)	比率 (%)
アリアンツ・アセット・ マネジメント・ゲーエムベーハー (Allianz Asset Management GmbH)	ドイツ連邦共和国ミュンヘン80335、 ザイドル通り24 - 24a (Seidlstr. 24 - 24a, 80335 München, Germany)	49.9	100

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### 準拠法の名称

ファンドの準拠法は、ドイツ投資法である。同法は、管理会社および保管銀行の資格、権利および義務、受益者の権利ならびに監督官庁による監督等の内容を規定している特別法であり、旧ドイツ投資法(Investmentgesetz)に代わり2013年7月22日に効力を発生した。

##### 準拠法の内容

##### (イ)信託財産

##### a. 信託財産の概念

ドイツ投資法第1条第1項および第2項ならびに第92条第1項、第2項および第3項において、信託財産は以下のように定義されている。

(i) 投資信託とは、決められた投資戦略に従って一定数の投資者から集めた資金を当該投資者の利益のために投資するための集合投資事業であり、当該事業は金融セクター以外のセクターの戦略的事业ではない。第一文の文脈における「一定数の投資者」は、集合投資事業の投資約款または基本的定款において認められる投資者の員数が1名に制限されていない場合に存在するとみなされる。

(ii) 譲渡性のある証券への集合投資事業(UCITS)とは、譲渡性のある証券への特定の集合投資事業(UCITS)に関する法律、規制および行政規定の調整に係る2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC(2009年11月17日付EU官報 L 302、1頁)に定められた要件を充足する投資信託である。

ドイツ投資法第17条第2項によれば、投資運用会社(管理会社)とは、以下のいずれかをいう。

(i) 投資信託によるかまたは投資信託のために任命される外部の投資運用会社で、当該任命に基づき投資信託の運用について責任を負う会社(外部投資運用会社)、または

(ii) 投資信託の法的形態により内部管理が認められ、かつ、当該投資信託の取締役会または執行役員会が外部の投資運用会社を任命しないことを決定した場合の当該投資信託(内部投資運用会社)。かかる場合、投資信託は投資運用会社としての認可を取得する。

##### b. 投資運用会社(管理会社)の形態およびその資格

ドイツ投資法第18条第1項は、外部の投資運用会社の形態を、株式会社(AG(公開有限会社))、有限責任会社(GmbH(非公開有限会社))またはリミテッド・パートナーシップ(KG)に限定しており、ジェネラル・パートナーはGmbHのみであることがある。投資運用会社は、金融監督庁から営業遂行のための認可を取得することを要求されている。

##### c. 投資運用会社(管理会社)の構成

投資運用会社の組織は、出資者総会(業務監査会役員を任命する。)および業務執行役員会(出資者総会が任命する。株式会社の場合には、業務監査会が任命する。)からなるが、さらに必要ならば定款にその旨を記載して、投資委員会、販売委員会等の組織を追加することができる。

## (5) 【開示制度の概要】

### ドイツにおける開示

ドイツ投資法および投資約款に従い、管理会社は、各会計年度末現在の、各投資信託に関する決算報告書、投資証券(ワラントを含む。)の種類、額面価格および時価ならびに銀行勘定の状況および報告対象期間における受益証券口数の増減等の報告書、ならびに当該会計年度中間時現在の同様の報告書(決算報告書を除く。)を作成し、各々の報告対象期間終了後4か月(年次報告書)以内ならびに2か月(半期報告書)以内に、ドイツ連邦共和国官報(以下「官報」という。)のネット版および十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または目論見書で特定される電子情報メディアに公告する義務を負う。投資運用会社(管理会社)は、金融監督庁に(i)年次報告書および(ii)半期報告書を提出しなければならない。ファンドの年次報告書は、監査を受けなければならない。要求に応じて監査役は、監査完了後速やかに、ファンドの監査についての報告書を金融監督庁に提出しなければならない。

ファンドの年次報告書には、借入れ、買戻条件付売買契約、証券貸付取引およびその他の債務に伴う責任だけでなくファンドに属する資産についてのスケジュールも記載しなければならない。資産は、種類、額面価額または受益証券番号、価格、および市価に応じて一覧表にしなければならない。証券、短期金融商品、および投資受益証券の形態の資産項目については、報告期間中に実行された売買も額面価額および受益証券数の双方の観点から表示されなければならない。

また、目論見書は、管理会社に請求することにより、受益証券の取得に興味をもつ人および投資者に無料で配布される。

### 日本における開示

#### (イ) 監督官庁に対する開示

##### a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者はこれらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

**b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等**

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの投資約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

**(ロ)日本の受益者に対する開示**

管理会社は、投資約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

**(6)【監督官庁の概要】**

ファンドは、法人格を有していないため、ファンド名義でファンドのために行為する管理会社を通じて金融監督庁の監督を受ける。ドイツ投資法により、管理会社は、その事業が第1条第1項および第2項に規定される国内の投資資産プールの運用ならびに同法第20条第2項に基づく業務および付随的業務の提供を目的とする企業とされる。したがって、管理会社は、金融監督庁の直接の監督下にある。金融監督庁は、受益者保護のために以下のような監督を行っている。

監督の主な内容は、以下のとおりである。

**(1) 許可、承認、報告等****営業許可**

管理会社は、金融監督庁より営業許可を取得しなければならない。保管銀行は、金融監督庁より許可を受けた信用機関でなければならない。

**投資約款の承認**

投資約款の成立または修正は、金融監督庁の承認に服する。投資約款記載の投資方針等の法定記載要件がすべて充足されている場合に、かかる承認が付与される。

**業務監査会役員または業務執行役員の選任または変更に関する届出**

ドイツ投資法第18条第3項および第4項は、管理会社の業務監査会役員がその人格および識見において受益者保護を保証しうる人物であることを要求している。

**保管銀行の選任または変更に対する異議**

保管銀行の選任または変更は、金融監督庁の許可を得なければならない。また、金融監督庁は、いつでも保管銀行の変更を命じることができる。

## 開示

管理会社は、金融監督庁に対して各会計年度末および各会計年度の間時現在の投資信託についての報告書を提出し、官報のネット版に公告しなければならない。公表は、十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または目論見書で特定される電子情報メディアにおいても行われるものとする。また、管理会社は、受益証券を取得する投資者に、投資約款を記載した目論見書を提供しなければならない。

### (2) 営業許可の取消し

営業許可条件が遵守されない場合、および管理会社が法令上または投資約款上重大なる違反を犯した場合には、営業許可を取消することができる。営業許可の取消しと共に、管理会社の投資信託管理権は、保管銀行に移転する。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ファンドの投資方針の目的は、投資原則の枠組みの範囲内で、また、ファンドが推進する環境および/または社会的特性に沿って、主として欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長を達成することである。

### ファンドの運用アプローチ

管理会社は、ファンドに対してアクティブ運用アプローチを追求する。これは、投資プロセスに基づき、また以下に記載される持続可能な責任投資に関する戦略に従って、ファンドの経営陣がドイツ資本投資法(KAGB)およびファンドの投資約款に基づき許容される個別の資産の選択および組入比率を自発的および独自に決定することを意味する。

ファンドおよび/またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスは、委員会規則(EU)第583/2010号第7条(1)(d)に従い、参照値(以下「ベンチマーク」または「ベンチマーク指数」という。)に関連して運用される。

ファンドのベンチマーク指標は、MSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)(MSCI Europe Total Return Net)である。当該ベンチマーク指標は、MSCIリミテッドにより管理されている。MSCIリミテッドは、欧州証券市場監督局(ESMA)のベンチマーク管理者に関する公開名簿およびベンチマークに関する公開名簿に登録されている。

管理会社は、ベンチマークが大きく変化し、またもはや適切ではなくなった場合に利用する手法を定めた書面による計画を策定している。この書面による計画は、管理会社の登記上の事務所または管理会社に対して無償で請求することができる。

ベンチマーク指数に関連して運用される投資ファンドとは、ベンチマーク指数が(i)ファンドのポートフォリオ構成の明示もしくは黙示の定義ならびに/または(ii)ファンドのパフォーマンス目標および基準において役割を果たすファンドである。どちらの場合も、管理会社は、ファンドを運用する際、アクティブ運用アプローチをとる。すなわち、ベンチマーク指数は、追跡も複製もされない。これを行う際、ファンドの経営陣は、ベンチマーク指数を上回るパフォーマンスを上げることを目指す。ファンドの経営陣は、投資プロセスに基づいて資産選択および組入比率の決定を行い、資産は、ベンチマーク指数に含まれる類似の証券と比べてオーバーウェイトまたはアンダーウェイトされる可能性がある。ファンドの経営陣はまた、ファンドのために一定のベンチマーク指数の証券を購入しないことまたはベンチマーク指数に含まれる証券とは完全に異なる証券をファンドのために購入することを決定することがある。したがって、ファンドの資産の構成および組入比率ならびにファンドのパフォーマンスは、ベンチマーク指数に含まれる類似の証券の構成および組入比率と比べて、プラスであるかマイナスであるかを問わず、大幅に、さらには完全に異なることがある。ファンドの資産の構成および組入比率は、ベンチマーク指数またはその他のいかなるベンチマークにも基づいていない。アクティブ運用アプローチの結果、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとは異なることがある。

ファンドの資産の選択および組入れにおいて、ファンドの経営陣は、ファンドのベンチマーク指数に含まれる証券およびこれらの関連する組入比率から著しく逸脱する。よって、上記のファンドの経営陣に認められる柔軟性は、ファンドのパフォーマンスがベンチマーク指数のパフォーマンスを著しく上回るかまたは下回る可能性の程度を明確にする。

ファンドの資産を選択し、ウェイト付けする際、ファンドの経営陣は、ベンチマーク指数に含まれる有価証券およびそれに対応するウェイト付けから大きく逸脱することがある。一般に、ファンドに含まれる有価証券の大半は、ベンチマーク指数にも含まれている。ファンド・マネジャーは、ベンチマーク指数に含まれない有価証券にも投資する柔軟性を有している。

ファンドの受益証券クラスが特定の通貨に対してヘッジされる場合、ファンドおよび/または当該受益証券クラスのそれぞれのベンチマーク指数もまた、当該通貨に対してヘッジされる。ファンドおよび/または当該受益証券クラスのベンチマーク指数が金利である場合、ファンドのヘッジされる受益証券クラスは、ヘッジされる通貨に対して適切な期間の適切な代替的な金利を用いることがある。

ファンド・マネジャーは、デュー・デリジェンス・プロセスの一環として、投資判断を行う際に、投資のリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性があるあらゆる関連する持続可能性リスクを含む、すべての関連する金融リスクを考慮に入れ、これらを継続的に評価する。持続可能性リスクの評価では、現金および預金、派生商品ならびに信用格付のない投資対象を評価の対象とはしていない。持続可能性リスクは、以下のとおり要約される。

- ・全世界に関連する大規模な持続可能性リスク（例えば、地球温暖化および気候変動）
- ・特定のセクターにエクスポージャーを有するファンドに関連する持続可能なセクターに関するリスク（例えば、石油・ガスセクターの座礁資産リスク）
- ・法人およびソブリン発行体にエクスポージャーを有するファンドに関連する個々の法人およびソブリン発行体のレベルに特有の持続可能性リスク（例えば、気候変動リスク）
- ・持続可能な大規模リスク、持続可能なセクターに関するリスクおよび特に投資先の持続可能な発行体に関するポートフォリオのエクスポージャーから派生した、ポートフォリオレベルの持続可能な投資に関するリスク

持続可能性リスクは、社外の持続可能性に関する調査データならびに/または社内の調査および分析を用いて評価される。社外および社内の調査は、いずれも、発行体の証券への投資に付随した持続可能性に関連する潜在的金融リスクの特定を目的とする。発行体は、法人発行体、政府発行体またはサブソブリン機関の発行体である場合がある。詳細は、<https://www.allianzgi.com/en/our-firm/esg>において確認可能なリスク管理方針声明に記載されている。

また、ファンドの経営陣は、ファンドのために行われるあらゆる投資決定において、持続可能性要因に関するPAI指標を上記と同様の方法で考慮する。更なる詳細は、[www.allianzglobalinvestors.com](http://www.allianzglobalinvestors.com)において確認可能な、重大な悪影響に関する管理会社の声明に記載されている。

PAI指標は、投資決定が持続可能性要因に及ぼすまたは及ぼしうる重大な影響を特定するために設計された様々な指標である。PAI指標には、とりわけ、温室効果ガスの排出量、生物多様性、水、廃棄物ならびに法人発行体に関する社会的検討事項および労働に関する検討事項ならびに該当する場合は、政府発行証券への投資に関する指標が含まれる。PAI指標は、発行体がどのように持続可能性要因に悪影響を及ぼすかを測定するために用いられる。

ファンドが追求する投資方針の目的(投資原則の枠組みの範囲内で、また、ファンドが推進する環境および/または社会的特性に沿って、主として欧州株式市場への投資を通じた元本成長)を達成するために、投資運用会社は、以下に説明する様々な手順を実行しなければならない。

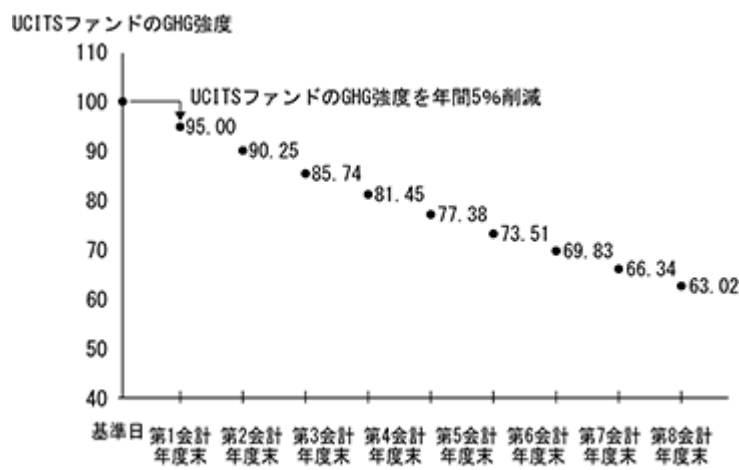
1. 第一段階として、環境および/または社会的特性を促進するために、環境および/または社会的に問題のある事業活動に参与している発行体への投資をUCITSファンドの投資対象から除外する除外基準を適用する。このプロセスの一環として、管理会社は、投資先企業が優れたガバナンス慣行および国際連合グローバル・コンパクトの原則、OECD多国籍企業行動指針および国際連合のビジネスと人権に関する指導原則などの原則および指針に著しく違反していることが判明した場合、UCITSファンドの投資対象から除外する。この目的のため、管理会社は、後記「(5) 投資制限、 . 投資約款により課される投資制限」の「最低除外基準」の項にて明記および説明されている一定の最低除外基準を適用する。
2. 第二段階として、管理会社は、投資先企業の温室効果ガス排出量(かかるデータが入手可能な場合)に基づき、資産(現金および派生商品を除く。)を評価する。下記3で言及されている目的は、UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均温室効果ガス排出強度を参照することにより達成される。当該排出強度は、以下のとおり定義および計算される。

UCITSファンドのポートフォリオの加重平均温室効果ガス排出強度(GHG排出強度)は、影響ある発行体について必要なデータが入手可能である限り、UCITSファンドのすべての発行体のGHG排出強度(収益100万米ドル当たり二酸化炭素換算トン)を用いて計算される。この意味における企業のGHG排出強度には、当該企業の直接的な温室効果ガス排出量(GHG排出量)(スコープ1)および当該企業のエネルギー供給者により生み出されるエネルギー(例:電力、熱)に関連した当該企業の間接的なGHG排出量(スコープ2)の双方が含まれる。その後、当該企業のGHG排出量(スコープ1およびスコープ2)は、当該企業の収益(非金融企業の場合は収益、金融企業の場合は総利益)に関連して設定される。GHG排出強度データを有する発行体のポートフォリオの組入比率は、UCITSファンドのポートフォリオにおけるその組入比率の合計が100%になるように算術的に調整される。例えば、必要なGHG排出強度のデータがUCITSファンドの一部についてのみ入手可能である場合、当該部分は、GHG排出強度の計算の目的上、UCITSファンドのポートフォリオ全体を構成するように算術的に使用される。これにより、主要な数値として、下記「資産」の項に基づきUCITSファンドのポートフォリオに保有され、後記「(5) 投資制限、 . 投資約款により課される投資制限」の に従って評価可能な資産に基づくUCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度が得られる。これに基づき、管理会社は、各会計年度末までに、UCITSファンドのポートフォリオにおけるGHG排出強度が、下記3に定める要件に従い、UCITSファンドの前会計年度末の目標値より5.00%低くなるよう、UCITSファンドのポートフォリオを管理する。

3. UCITSファンドは、推進する環境および/または社会的特性の枠組みの範囲内で、以下の目的を追求する。

UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度(収益)を、UCITSファンドが推進する環境および/または社会的特性への投資方針の移行日(以下「基準日」という。)を起点として、年率5.00%(年間改善率)以上改善すること。基準日以降のUCITSファンドのすべての会計年度末について、UCITSファンドのポートフォリオの最大許容GHG排出強度が、基準日に以下のとおり計算される。UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度(収益)を複利原則に従って目標年間改善率(年率5.00%)で削減した数値が、各会計年度末におけるUCITSファンドのポートフォリオの最大許容GHG排出強度となる。UCITSファンドの各会計年度末について、年間改善率が前会計年度末の目標値に適用される。会計年度の期間中におけるUCITSファンドのポートフォリオのGHG排出強度は、前会計年度末における最大許容GHG排出強度の10%を超えない範囲で、その会計年度末における最大許容GHG排出強度を超えることができる。基準日がUCITSファンドの会計年度末と同一でない場合、基準日から第一会計年度末までの期間については、年間改善率の期間に応じた比例按分が適用される。

UCITSファンドのGHG排出強度の年次改善状況を示す図



上記に記載された手順の実行を、以下「投資戦略」という。

ファンドの経営陣が行う投資決定の文脈において取得されるすべての資産は、当該資産の法的性質が許す限り、一般的に上記の投資戦略のプロセスに対応している。また、サステナブルファイナンス開示規則<sup>(注)</sup>第8条に従い、投資戦略は、特定のリスク、特にレピュテーションリスクを一定の範囲で制限しうる特性(例えば、特定の業界または格付が最低である発行体の除外)を有している。

(注) SFDRまたはサステナブルファイナンス開示規則とは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088を意味する。

サステナブルファイナンス開示規則第8条に従って投資戦略が適用されて以来、タクソノミー規則<sup>(注)</sup>第6条に基づき開示されるあらゆる関連ある情報は、「サステナブルファイナンス開示規則に従ったファンド運用およびタクソノミー規則に従って開示される具体的な情報」と題する章に記載されている。ファンドは、特性の中でも特に、環境的特性もしくは社会的特性またはそれらの特性の組み合わせを促進する場合、サステナブルファイナンス開示規則第8条第1項に従って運用される。ただし、ファンドの投資先企業が優れたコーポレート・ガバナンス慣行を適用していることを条件とする。

(注) タクソノミー規則とは、サステナブル投資を促進するための枠組みの設定に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852を意味する。

更なる情報(追加の詳細情報を含む。)は、管理会社のグローバル・コーポレートガバナンス・ガイドラインに記載されており、ウェブサイト(<https://allianzglobalinvestors.com>)において確認することができる。

上記に概説された投資戦略を適用する場合、ファンドの経営陣は、温室効果ガスの排出量、生物多様性、水、廃棄物ならびに法人発行体に関する社会的検討事項および労働に関する検討事項ならびに該当する場合は、国債への投資に対して適用される指標とともに、社内のSFDR対象ファンド<sup>(注)</sup>の取得にも関連して適用される、個々の投資戦略(概要については、下記を参照のこと。)について記載した除外基準に関連するいわゆる「PAI指標」(概要については、上記を参照のこと。)を考慮する。PAI指標は、具体的な投資戦略において定められるファンド・マネジャーの投資プロセスの一環として、除外基準によって考慮される。

(注) SFDR対象ファンドとは、サステナブルファイナンス開示規則第8条または第9条に従って環境的特性もしくは社会的な特性または持続可能な投資を促進することを目的とする対象ファンドを意味する。外部のSFDR対象ファンドは、本書に記載される内部のSFDR対象ファンドに適用されるものとは異なる、追加のまたは他の持続可能性特性および/または除外基準を適用することがある。

PAI指標に関して要求されるデータの網羅範囲は、多様な要素により構成されている。データ不足により、ファンド・マネジャーは、投資対象の会社におけるジェンダーごとの未調整の賃金格差を依然として評価することができない。さらに、生物多様性、水および廃棄物に関するデータの網羅範囲は狭く、対応するPAI指標は、国連グローバル・コンパクトの一部である深刻な論争中の問題から除外されるものと考えられる。ファンド・マネジャーは、このように、データの網羅範囲が狭いPAI指標のデータの網羅範囲を拡大するよう尽力している。ファンド・マネジャーは、データの入手可能性が、当該データの評価を投資プロセスに組み込むことができるほど十分に高まったかを定期的に確認する。

## 資産

投資運用会社は、ファンドのために以下の資産を取得することができる。

「投資に関する一般条項」第5条に規定された証券。ただし、以下のクラスのもののみとする。

(イ)発行体(または株式を表章する証券の場合には、会社)が欧州(ロシアおよびトルコを含む。)に所在する株式、株式相当証券および参加証券。

管理会社は、かかる枠組み内において、会社の所在地または規模に関わらず、また株式がバリューストックであるかグロース株であるかに関わらず、本項によりファンドのために証券を選別する。結果として、ファンドは、一もしくは複数の国に所在する会社、特定の規模もしくはカテゴリーの会社への集中投資、または広範囲への投資を行うことができる。

(ロ)その他の国々に所在する発行体の株式、株式相当証券および参加証券。

(ハ)(イ)および(ロ)に記載された資産またはかかる資産が帰属する投資市場と相関関係のあるリスク内容を持つ指数証券および株券。

(二)(イ)および(ロ)に記載された資産に関する転換社債およびワラント付社債。

「投資に関する一般条項」第6条に規定されたOECD加盟国の通貨建ての短期金融商品。

「投資に関する一般条項」第7条に基づくOECD加盟国の通貨建ての銀行預金。

「投資に関する一般条項」第8条に規定された投資信託証券(特に、第1項から第3項に記載された資産が帰属する投資市場と一般に相関関係のあるリスク内容を持つ投資信託の受益証券)。かかる投資信託は、「投資に関する一般条項」第8条に基づく国内投資信託または外国投資信託いずれかである。管理会社は、市況に対する評価により、一または複数の投資信託に集中的に投資することを選択できる。これらには、単一の投資市場に集中する投資方針を追及する投資信託または分散投資アプローチを採用する投資信託を含むことがある。

概して、管理会社は、管理会社自らが直接もしくは間接に運用し、または多額の直接もしくは間接保有により管理会社と関連する他の会社が運用する投資信託の受益証券のみを購入する。他の投資信託の受益証券を購入するのは例外的場合に限り、第4文に記載された投資信託のいずれもが、管理会社が当該特定の場合に必要であるとみなす投資方針に従わない場合、または当該受益証券が証券指数に追従する投資信託の受益証券でありかつ投資約款の「投資に関する一般条項」の第5条a)およびb)<sup>(注)</sup>に記載された取引所もしくは組織された市場での取引を認められている場合等である。

(注) 投資約款第5条には以下のとおり規定されている。

「『投資に関する特別条項』がさらなる制限を規定しないことを条件に、かつドイツ投資法第198条に従い、管理会社は、下記の場合にのみUCITSの勘定で、証券を取得することができる。

- a) 当該証券が、欧州連合加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている場合。
- b) 当該証券が、排他的に、欧州連合加盟国以外の国もしくは他の欧州経済地域協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、ドイツ連邦金融監督庁(「金融監督庁」)により承認されているものとする。」

「投資に関する一般条項」第9条に規定された派生商品。

「投資に関する一般投資条項」第10条に規定されたその他の投資商品。ただし、株式、株式相当証券または参加証券に限る。

## (2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

## (3) 【運用体制】

### ( ) 投資運用体制

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、ファンドの管理会社である。アリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッドは、2024年2月2日付でファンドの管理会社により投資運用会社に任命されており、現在、投資運用会社として行為している。

ファンドのファンド・マネジャーは、管理会社のグローバル・エクイティ・プラットフォームのメンバーであり、エクイティ・ヨーロッパ・コア&バリューの責任者である。副マネジャーは、同チームのメンバーである。

ヨーロッパ・エクイティ・チームは、投資スタイル・チームの中に設置され、ファンドは、コア・エクイティという投資スタイルに属している。

ファンドは、あらゆる時価総額規模の欧州の株式に投資し、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)により測定される。

#### ( )職務および権限

リサーチは、ポートフォリオ運用チームで行われる。各投資専門家は、担当銘柄に関する見解を示したコンピクシオン・リスト(強い買い推奨リスト)を維持し、当該リストについて説明責任を負う。ファンドの主席ポートフォリオ・マネジャーおよび副ポートフォリオ・マネジャーは、すべての投資決定について責任を負い、ポジションの形成または手仕舞い、追加または減額を決定する。ヨーロッパ・エクイティ・チームは、株式市場における業務からの情報を提供することによりファンド・マネジャーをサポートする。投資運用会社によるリサーチ結果は、アリアンツGIの株式ポートフォリオ運用のための独自のエコシステムであるIRISシステムを通じて投資チーム全体で共有される。IRISシステムは、投資プラットフォーム全体の銘柄選好を把握することができるようにする、リサーチによる識見およびリサーチ文書(投資事例および取引通知を含む。)のセントラルレポジトリであり、リサーチ結果および投資アイデアをより広く利用可能にするものである。さらに、IRISは、外部情報源から入手した株式関連データおよびポートフォリオ関連データのセントラルレポジトリでもある。これには、エンゲージメント情報等の広範なサステナビリティ関連のデータおよび識見も含まれる。ファンダメンタル・リサーチ活動は、独自のグラスルーツ・リサーチ®のネットワークによりサポートされ、補完されている。グラスルーツ・リサーチ®は、300人超のマーケット・リサーチャーおよびマーケット・レポーターを擁する独立した独自の調査組織であり、世界各地の地域レベルでの探索的なフィールドワークおよびマーケット・リサーチのレベルをさらに高めるものである。これにより、投資専門家から積極的に求められるリサーチ結果が生まれる。意見および投資アイデアの交換は、エクイティ・プラットフォーム全体での複数回にわたる定例会議(毎日開催される定例朝会ならびにセクター別、地域別または戦略別の意見および投資アイデアの交換を含む。)によりさらにサポートされている。サステナビリティ・リサーチ&スチュワードシップ・チームは、サステナビリティ課題に関する独自のリサーチを実施し、アリアンツGIのエンゲージメント活動および議決権代理行使活動をグローバルに主導している。同チームは、気候、プラネタリー・バウンダリ(地球の限界)およびインクルーシブ・キャピタリズム(包摂的な資本主義)という戦略的トピックに沿ったテーマ別アプローチを展開している。投資プロセスには、継続的にパフォーマンスおよびリスクの管理が伴う。ファンド・マネジャーは、投資法からコンプライアンス規則まであらゆる規則およびガイドラインに従ってファンドを運用することについて責任を負う。IRISにより、ポートフォリオの運用およびモニタリングのためのツール(ポートフォリオの構築および最適化のためのツールを含む。)ならびにリスクおよび属性についてのデータが提供される。

## ( ) 管理会社の構造

管理会社は、投資プロセスの全体的な調整および管理(例えば、純資産価額の計算、投資制限の監視、投資運用)について責任を負う。リスクおよびパフォーマンスの測定に関して、アリアンツ・エスイー(Allianz SE)の完全子会社であるインベストメント・データ・サービシズ(IDS)ゲーエムベーハー(Investment Data Services (IDS) GmbH)は、管理会社の商品に全面的に関与している。内部リスクおよびポートフォリオ管理ユニットが投資活動に付される。

## ( ) ポートフォリオ管理の外部委託

法的規制、特にドイツ投資法第36条に従い、管理会社は、アリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッドをファンドの投資運用会社に任命し、投資運用会社に、ファンドのポートフォリオ管理を行う権利を付与した。ファンドのポートフォリオを管理する投資運用会社の役割は、資産運用の日常業務およびその他関連サービスの提供である。その活動の枠内で、投資運用会社は、独自の裁量でファンドの運用に関する決定を行う権限を有する。特に、投資運用会社は、有価証券の売買を行い、場合によりデリバティブを利用する義務を負う。投資運用会社は、その活動において、ファンドの投資方針の原則および投資制限を遵守する義務を負う。投資運用会社としての役割において、投資運用会社は、英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)の監督に服する。

## (4) 【分配方針】

クラスA(EUR)受益証券について、管理会社は、会計年度中にかかるクラス受益証券に発生し、かつ費用を支払うために使用されていない支払利息、支払配当および受益証券ならびにローンおよび買戻取引からの収益を、原則として、毎年会計年度末から3か月以内に分配する。キャピタル・ゲインおよびその他の収益も、分配することができる。分配額および分配日は、目論見書に概略された枠組みの中で管理会社はその裁量により決定する。

分配の貸方記入

受益証券が保管銀行の証券勘定に預託されている場合、保管銀行の支店は、分配を証券勘定(保管口座)に貸方記入しまたは無手数料で利札を現金化する。証券勘定がその他の銀行または貯蓄銀行で維持されまたは利札がかかる銀行で現金化される場合、追加の費用がかかる場合がある。

## (5) 【投資制限】

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

## ・ 投資法により課される制限

## 証券

管理会社は、ファンドのために、以下の場合に証券を取得することができる。

- ・ 当該証券が、欧州連合(以下「EU」という。)加盟国もしくは他の欧州経済地域(以下「EEA」という。)協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている場合。

・当該証券が、排他的に、EU加盟国以外の国もしくは他のEEA協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、金融監督庁により承認されているものとする<sup>(注)</sup>。

(注) 承認されている証券取引所のリストは、金融監督庁のインターネット・サイト(www.bafin.de)に公表されている。

・EU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の証券取引所への当該証券の正式上場またはEU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の組織された市場への当該証券の上場認可もしくは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、当該認可または取引は、当該証券の発行後1年以内に行われるものとする。

・EU加盟国以外の国もしくはEEA協定締結国以外の国の証券取引所への当該証券の正式上場または当該国の組織された市場への当該証券の上場認可もしくは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、金融監督庁により承認されており、また当該認可または取引は、当該証券の発行後1年以内に行われるものとする。

・当該証券が、会社準備金からの増資の枠組み内においてUCITSが取得する権利を有する株式である場合。

・当該証券が、UCITSに付随する引受権の行使により取得される場合。

・当該証券が、ドイツ投資法第193条第1項第1文第7号の要件を充足するクローズ・エンド型投資信託の受益証券である場合。

・当該証券が、ドイツ投資法第193条第1項第1文第8号の要件を充足する金融商品である場合。

上記 . ないし . に記載した証券は、ドイツ投資法第193条第1項第2号の要件を同時に充足する場合にのみ取得することができる。引受権もまた、その権利が起因する証券に関して本項に基づいて取得可能である場合、取得することができる。

#### 短期金融証券

管理会社は、ファンドの勘定で、短期金融市場において通常取引される短期金融証券および以下のいずれかの条件を有する利付証券に投資することができる。

- ファンドのための購入時に満期までの最長(残余)期間が397日ある。
- ファンドのための購入時に満期までの期間が397日を超えるが、利息が定期的には少なくとも397日に1回、市場金利に沿って調整される。
- リスク態様が満期までの残余期間の基準または利息調整の基準を充足する証券のリスク態様に相当する。

管理会社は、下記の発行体の短期金融証券をファンドの勘定で、前記「(1)投資方針」記載の投資制限に従って購入することができる。

・短期金融証券がEU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の証券取引所での取引を認可されている場合、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合

・短期金融証券がEEA圏外の証券取引所での取引を認可されている場合、または他の組織された市場への参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合。ただし、金融監督庁が承認した証券取引所または市場に限る。

・EU、ドイツ連邦政府、ドイツ連邦政府特別基金、ドイツ連邦共和国の連邦州、他のEU加盟国またはEU加盟国の他の中央・地方機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行、または第三国もしくは当該国が連邦国である場合には当該連邦国の加盟州、またはEU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関により短期金融証券が発行または保証される場合

・上記 i .および . に指定される市場において証券が取引される企業により短期金融証券が発行される場合

・欧州共同体の法律に基づき定められる基準に基づく監督に服する金融機関または金融監督庁の見解により欧州共同体の法律に基づき存続する基準に相当するとされる監督に服する金融機関により短期金融証券が発行または保証されている場合

・発行体が下記の一つに該当する場合において短期金融証券が他の発行体により発行されている場合

( i )最低10百万ユーロの資本金を有する企業であって、一定の形態の企業の年次決算書に関する1978年7月25日付第4回理事会指令78/660/EEC(2006年5月17日付欧州議会および理事会指令2006/43/ECの第49条により直近で変更済。)の規定に基づき年次決算書が作成・公表される企業

( )一または複数の上場会社で構成される企業グループの資金調達に責任を負う法主体

( )銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化により資金調達する法主体。かかる証券化および銀行により提供される与信枠には指令2007/16/ECの第7条が適用される。

上記のすべての短期金融証券は、流動性があり、かつ、常に正確な価値を算定できる場合にのみ取得することができる。十分な短かさの期間内に限られた費用で売却することが可能な場合、短期金融証券には流動性がある。この点に関して、投資者の要求に応じてファンドの受益証券を買い戻す管理会社の義務を考慮する必要がある。これを行うために、管理会社は、短期間に要求されたとおりに関連短期金融証券を売却できる立場に置かれなくてはならない。正確かつ信頼できる短期金融証券の評価システムも存在しなければならない。このシステムは、短期金融証券の正味現在価値の決定を可能にするもの、および市場データもしくは評価モデル(償却費用に基づくシステムを含む。)に基づくものでなければならない。短期金融証券に関する流動性の基準は、短期金融証券のEEA圏内の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている場合、短期金融証券のEEA圏外の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている(ただし、金融監督庁が認可した市場に限る。)場合、基準を充足していると考えられる。短期金融証券の流動性が十分ではない旨を示す情報を管理会社が取得した場合にはこの限りではない。

証券取引所に上場しているまたは組織された市場における取引が認可されている短期金融証券ではない短期金融証券(上記 . ないし . 参照のこと。)の場合、当該短期金融証券の発行または発行体は、保証金および投資者保護に関する規制にも従わなければならない。したがって、投資者が当該短期金融証券に関連する信用リスクの合理的な評価を行えるよう、当該短期金融証券に関する適切な情報が入手可能でなければならない。当該短期金融証券は、自由な譲渡も可能でなければならない。信用リスクは、例えば、格付機関による信用調査によって評価される可能性がある。

これらの短期金融証券には以下の要件が継続的に適用される。

- 以下の機関(とりわけ上記 . 記載の機関)により短期金融証券が発行または保証される場合、それが発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。
  - EU
  - ドイツ連邦政府
  - ドイツ連邦政府のファンド
  - ドイツ連邦共和国の連邦州(以下「連邦州」という。)
  - 他の加盟国
  - 他の中央当局
  - 欧州投資銀行
  - 第三国、またはかかる国が連邦国である場合は当該連邦国の加盟州
  - EU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関
- EEA圏内で規制を受ける金融機関(上記 . 参照のこと。)により短期金融証券が発行または保証される場合、発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクについて合理的な評価を行えるよう、発行または発行計画に関するデータ(統計等)も入手可能でなければならない。
- EEA圏内の金融機関が充足すべき要件と同等であると金融監督庁が判断するEEA圏外の規制要件に服する金融機関により短期金融証券が発行される場合、以下のいずれかの要件を充足しなければならない。
  - 金融機関がG10(最重要先進国10か国のグループ)参加国であるOECD加盟国に登録上の事務所を維持していること
  - 金融機関が「投資適格」以上の格付を有すること
  - 発行体の徹底的な分析により、金融機関が服する監督規定が共同体法に定められた要件と同等以上であることが証明されること

- ・ 証券取引所に上場しているかまたは組織された市場での取引を認可されている短期金融証券ではないその他の短期金融証券(従前に記載がなければ、上記 . ないし . および . 参照のこと。)の場合、短期金融証券が発行される前に、発行または発行計画に関する適切な情報ならびに発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。発行体とは無関係の適格性を有する第三者により調査されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクを合理的に評価できるよう、発行または発行計画に関するデータ(統計等)も入手可能でなければならない。
- ・ 短期金融証券が欧州中央銀行またはEU加盟国の中央銀行により発行または保証されている場合、追加の要件は存在しない。

#### 銀行預金

管理会社は、ファンドのために、満期までの残余期間が最大12か月の銀行預金を保有することができる。銀行預金は、封鎖勘定に保有されなければならない、EU加盟国または他のEEA協定締結国に住所地を有する金融機関に維持することができる。銀行預金はまた、第三国に住所地を有し、その規制条項がEUの法律に基づくものと同等であると金融監督庁が判断する金融機関においても保有することができる。投資に関する特別条項(以下「特別条項」という。)に別段の定めがある場合を除き、銀行預金は外貨建てであってもよい。

#### 派生商品を含む証券、短期金融証券および銀行預金に対する投資制限

・ 管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、同一発行体の上記の証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、その割合がファンドの資産総額の5%を超える発行体の証券および短期金融商品の合計金額は、ファンドの資産総額の40%を超えてはならない。転売契約に基づき購入される証券は、これらの投資制限の計算に含まれる。管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、予定されている許可がまだ行われていない新規発行による株式に投資することができる。

・ 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産総額の20%を上限として、下記の資産の組合せに投資することができる。

- 同一機関が発行した証券または短期金融証券
- 当該機関への預金
- 派生商品、証券貸付および証券レポ契約の当該機関との取引に関わる取引相手方リスクに帰属する金額。

特定の公的セクターの発行体(ドイツ連邦政府、ドイツ連邦州、EU加盟国またはその地方機関、第三国およびEU加盟国の少なくとも一国が所属する超国家的公的機関)の場合には、前文に掲げる資産の合計はファンドの資産総額の35%を超えてはならない。

いずれの場合においても、個別の各制限は影響を受けないものとする。

- ・ 管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として以下に投資することができる。
- a. 証券取引所での取引を認められていないか、または他の組織された市場で認められているもしくは含まれている証券であるが、証券の基準を充足する証券。ただし、株式、株式相当証券、または利益参加証券に限っては購入することができる。取引されている証券または取引を認められている証券を除き、上記の証券については定期的実施される評価形式による信頼性の高い評価が提供されなければならない。かかる評価は、発行体が提供する情報または適切な財務分析から取得しなければならない。取引を認められていないもしくは取引されていない証券または関連するポートフォリオ(すなわち、かかる証券により裏付けされているもの)に関する適切な情報が、定期的かつ正確な情報の形式によってファンドに提供されなければならない。
  - b. その発行要項に基づきEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国にある証券取引所における公式の取引許可またはEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国における組織された市場への参入許可を要する新規発行株式(ただし、かかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)およびその発行条件に基づきEU加盟国以外もしくはその他のEEA協定書締結国以外にある証券取引所への取引許可または組織された市場への参入許可についての申請を要する新規発行株式(ただし、関係する証券取引所または組織された市場は金融監督庁規制により認められていることを条件とし、かつかかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)

#### 税務上の目的による投資制限

ファンド資産(資産額は、負債を考慮に入れない場合の投資ファンドの資産価値によって決定される。)の70%以上は、ドイツ投資税法(InvStG)(以下「ドイツ投資税法」という。)第2条第(8)項に規定するエクイティ投資対象に投資され、当該投資対象は本フィーダー・ファンドの投資条件に従い取得可能である。このプロセスにおいて、対象投資ファンドの実際の持分投資比率が考慮されることがある。ドイツ投資税法第2条第(9a)項第2文に従い、前述の投資制限の計算は、ファンドの投資に関する特別条項が当該投資ファンドの価額を規定している場合であっても、ドイツ投資税法第2条第(9a)項第1文に従って計算される資産に基づくものとする。

#### 投資信託証券

管理会社は、ファンドの勘定で前記「(1) 投資方針」に規定する制限に従い、変動資本を有する投資法人の株式等他のオープン・エンド型のドイツ国内およびドイツ国外の投資信託(以下「対象投資信託」という。)の受益証券に投資することができる。管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の住所地に関する制限を受けることなく、対象投資信託を取得することができる。

対象投資信託は、それぞれの投資条項に従い、10%を上限として他のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資することができる。AIFとの呼称を有する非UCITSの受益証券については、以下の要件が追加で適用される。

- 対象投資信託は、投資者を効果的に保護する法令に基づき認可されたものであること、また、対象投資信託の監督につき責任を負う、金融監督庁および政府機関との間の納得できる協力を十分に保証されていること。

- 投資者保護の水準が、特に証券ならびに短期金融商品の借入れ、貸付および空売りについてファンド運用機能から資産保管機能を分離する点に関して、UCITSに準拠したドイツ国内ファンドにおける投資者保護の水準と同等であること。
- 対象投資信託の事業運営が年次報告書および半期報告書に記載されており、かつ、報告期間中の資産と負債、収益および取引に関する判断を行うことを可能とする記載であること。
- 対象投資信託は、受益証券の口数が制限されず、かつ、投資者が自己の受益証券を買い戻すことができるリテール向けファンドであること。

管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の発行済受益証券の25%を超えて購入してはならない。

ファンドが受益証券を取得する投資信託が一時的に買戻しを停止することがある。かかる場合、管理会社は、他のファンドの受益証券につき、他のファンドの管理会社または保管銀行による買戻価格の支払と引き換えに買い戻すことにより、これを売却することができない。ファンドが、買戻しを停止している他の投資信託の受益証券をファンドの資産の5%を超えて保有している場合、管理会社のホームページ <https://de.allianzgi.com>において、ファンドがどの程度まで当該投資信託の受益証券を保有しているかを表示する。

管理会社は、ドイツ国内の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのUCITS、EUのオープン・エンド型AIFおよびドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券を取得することができるのは、投資約款または投資運用会社、変動資本を有する会社型投資信託、EUの投資信託、EUの管理会社、ドイツ国外のAIFもしくはドイツ国外のAIF管理会社の通常定款/基本定款に基づき、その資産額の10%を超えてドイツ国内の他の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのオープン・エンド型投資信託またはドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券に投資しない場合に限る。

#### 派生商品

派生商品は、その価格が他の投資対象(以下「原資産」という。)の価格変動または価格予想に左右される商品である。本項では、派生商品および派生商品の要素を有する金融商品(以下、総称して「派生商品」という。)の双方について述べる。

派生商品は、市場リスクが2倍にならないうちに限って用いることができる(以下「市場リスク制限」という。)。市場リスクとは、ファンドに保有される資産の市場価格の変動から生じる損失リスクをいう。これらの変動は、金利、為替レート、株式および商品の価格等変動する市場価格または利率の変化、または発行体の信用格付の変化によって生じる。管理会社は、常に市場リスク制限内に維持しなければならない。毎日、かつ、制定法上の要件に従って、市場リスク制限が利用されている範囲を決定しなければならない。かかる要件は、投資信託において派生商品契約、証券貸付契約および買戻契約を用いる場合のリスク管理ならびにリスク評価に関する法令(派生商品法 - Derivateverordnung (DerivateV))に定義される。

管理会社は、適切なリスク管理システムに従い、ファンドのために購入される資産に基づく派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を取得することができる。これらには特に、証券取引所または規制市場で取引される先物、オプション、金融先物およびスワップならびにこれらの組合わせ(現金決済商品と同等のものを含む)、および/または証券取引所または規制市場で取引されていない金融派生商品(以下「OTC派生商品」という。)が含まれるが、かかる派生商品の対象証券が、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第9条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である場合とする。この目的における金融指数には具体的には、通貨、為替レート、金利、価格および全般的金利リターンの指数、ならびに特に債券、株式、コモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数、さらにファンドのために取得される上記のその他の資産を対象とする指数などである。疑義を避けるために付言すると、対象商品となっているコモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数の構成要素の現物受渡し規定されている派生商品取引は行われぬ。

さらに、OTC派生商品については、以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。これらの金融機関は、慎重な監督に服していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。
- OTC派生商品は、信頼のおける検証可能な方法で毎日評価され、かついつでもその適正な市場価格で相殺取引により売却、清算または手仕舞いが可能でなければならない。
- 取引は、標準化された契約に基づいて行われなければならない。
- 取引は下記の「担保戦略」の項に記載される管理会社の方針に従う。
- 管理会社は、証券取引所または規制市場で取引される商品ではなく、OTC派生商品の売買が投資者にとって有利であるか否かを判断しなければならない。OTC派生商品の利用は、これにより満期をそろえた資産のヘッジが容易になる場合特に有利であり、よってより安価である。

管理会社は、以下の目的で派生商品および派生商品の要素を有する金融商品を用いることができる。

- ファンドの資産に生じる損失に対してファンドをヘッジするため
- 特に、効率的なポートフォリオ運用を行うため
- 直接証券投資の代わり等として派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を用いることにより投資制限および投資原則を遵守するため
- 一、複数またはすべてのファンドの許容される資産に潜在する市場リスクを増大させ、または最小にするため
- 追加のリスクを負うことにより追加のリターンを達成するため
- ファンドに潜在する市場リスクを増大させ、証券に全部を投資するファンドに潜在する市場リスクより大きくなるようにするため(以下「レバレッジ」という。)

その際に、管理会社は、派生商品または派生商品の要素を有する金融商品について短期取引を用いることもでき、これにより、特定の証券、投資市場または通貨の価格が下落した場合にファンドに利益が生じ、またはこれらの価格が上昇した場合にファンドに損失が生じることになる。

#### 証券貸付

証券貸付取引は、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No. 648 / 2012の修正に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規制2015/2365(以下「証券金融取引規制」という。)の要件を充足しなければならない。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。

また、借主は、貸借により受領した証券について利息が発生した場合には、その支払期日が到来した時点において、当該利息をファンドの勘定で保管銀行に支払う義務も負う。単一の借主に譲渡されたすべての証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

管理会社は、証券貸付取引の処理のためドイツ銀行エージェーを雇用した。ドイツ銀行エージェーはかかる業務提供の対価として、証券貸付による手取金の1%を受領する。手取金からのかかる割当により、証券貸付取引によるファンドの収益は減少するが、かかる割当はいかなる場合においても収益を超えない。ドイツ銀行エージェーは、管理会社および保管銀行の関連会社ではない。貸付証券は、投資者の利益が保護され、かつ貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券が再譲渡されることが保証されるよう、ドイツ銀行エージェーにより保管される。

また、管理会社は、証券貸付の仲介および決済のために構築されたシステムを利用することができる。かかるシステムを利用した場合、かかるシステムを構成する契約条項が投資者の利益の保護を確保するため、担保の供与は放棄されることがある。証券貸付を決済するために構築されたシステムを利用する場合、単一の借主に譲渡された証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

ファンドが貸し手として証券貸付取引を行う場合、ファンドは、投資方針に従ってファンドのために取得される資産のみを貸し付ける。

本書に記載される貸付取引は、貸付手数料の形でファンドが追加収益を獲得するために行われる。

## 証券レポ契約

証券レポ契約は、証券金融取引規制の要件を充足しなければならない。「投資に関する特別条項」に規定された条件に基づき、管理会社は、ファンドのために、金融機関および金融サービス機関と、存続期間を最長12か月とする証券レポ契約を締結することができる。上記の金融機関および金融サービス機関は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。ファンドが保有する証券を手数料と引き換えに貸し手に譲渡すること(レポ契約)、また適用される投資制限の範囲内で転売契約に基づき証券を購入すること(リバース・レポ契約)ができる。

管理会社は、いつでも、証券レポ契約を解除することができる。これは、存続期間を1か月とする証券レポ契約には適用されない。管理会社は、レポ契約を解除する場合、レポ契約に基づき売却された証券を返還するよう要求することができる。リバース・レポ契約の解除によって、金銭の全額または金銭の未収額を、現在の市場価格で返還することができる。ファンドが他のヘッジ方法を有する場合に限り、貸付証券および短期金融商品は、レポ契約の存続期間中売却されることができる。貸付証券および短期金融商品に関して、ファンドは、レポ契約期間の終了時に、買戻しの約束を遵守できなければならない。レポ契約は、いわゆる真正なレポ契約の形式に限り許可される。かかる取引において、レポ契約の貸し手は、特定の時期に、またはレポ契約の借り手により定められる時期に、自らが引き受けた証券を返還すること、または金銭の全額および利息を返済することを誓約する。

## 買戻し・売出し取引 / 売戻し・買戻し取引 / ロンバート型取引

買戻し / 売戻し契約および / または売戻し / 買戻し契約は、ファンドに関して締結されていない。

ロンバート型取引は、ファンドに関して行われていない。

## トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品

ファンドは、証券金融規制に定められる要件に従い、トータル・リターン・スワップ(以下「TRS」という。)を締結することができる。TRSは、経済パフォーマンス全体(参照債務に関する利息収入および手数料収入、価格変動による損益ならびに貸倒損失を含む。)を他方当事者に移転するデリバティブである。担保プロテクションの買い手である一方の契約相手方は、担保プロテクションの売り手である他方の契約相手方に対し、原資産から生じる信用リスクおよび市場リスクのすべてを移転する。代わりに、担保プロテクションの買い手は、担保プロテクションの売り手に対し、プレミアムを支払う。

ファンドの投資制限の項に詳述されるように、TRSは、特に、2つの異なるポートフォリオのパフォーマンスを交換する目的で用いられる(例：ファンドの特定資産のパフォーマンスと特定の戦略に従い運用される指数または外部ポートフォリオのパフォーマンスの交換)。TRSが用いられた場合、契約相手方は、各対象資産の構成または管理には影響を及ぼさない。選定された取引相手方は証券金融規制第3条の要件に従う。

さらに、ファンドは、TRSに類似する特徴を有する金融商品(いわゆる「差金決済契約」または「CFD」)を利用することができる。CFDは、トレーダーがすべての原金融商品の価格上昇(ロング・ポジション)または価格下落(ショート・ポジション)を利用することができるデリバティブである。CFDは、その潜在的な損益に対するレバレッジ手段である。CFDを利用することにより、ファンドは、株式、指数、商品または通貨ペアを直接的に取引することなく世界市場に参入することができる。

#### 証券金融規制

ファンドは、以下の取引を締結することができる。

- a) 「証券貸付」および「証券レポ契約」の項に定めるとおり、貸主または借主として、証券レポ契約および証券貸付取引契約(以下「証券金融取引」という。)
- b) 「トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品」の項に記載されるTRS / CFD

ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用のためにTRS / CFDを締結することができる。ファンドが証券金融取引を行うことができるのは、効率的なポートフォリオ運用のためである場合に限られる。

ここでいう効率的なポートフォリオ運用目的には、リスクを軽減すること、コストを削減すること、およびファンドのリスク特性に合致する水準のリスクを負いつつ、ファンドのさらなる資本または収益を生み出すことが含まれる。

ファンドがTRSおよび / もしくはCFDならびに / または証券金融取引に投資する場合、関連する資産または指数は、ファンドの投資目的および投資原則を遵守する株式、確定利付債、短期金融商品またはその他の許容された投資対象で構成され得る。

#### 証券金融取引に帰属するファンドの純資産価額の割合

ファンドの純資産価額のうち以下に記載される最大割合および予定割合を、TRS / CFDおよび / または証券金融取引の対象とすることができる。

TRSおよびCFD (合計)	証券貸付取引契約	レポ契約 / リバース・レポ契約
純資産価額の予定割合 / 最大割合 (%)		
0 / 30	0 / 0	0 / 0

証券金融法令の要件に従い、上記の予定割合は上限ではなく、実際の割合は、とりわけ市況を含む異なる要因によって時間とともに変化することがある。上記の最大値は上限である。

ファンドは、本項に記載される基準(法律上の地位、国籍および最低信用格付けに関するものを含む。)を満たしている取引相手方との間でのみTRS / CFDおよび証券金融取引を締結するものとする。

TRS / CFDの対象証券は、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第9条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である。

ファンドが受領することのできる担保のカテゴリーは、「担保戦略」の項に定められており、現金および非現金資産(株式、利付債および短期金融商品等)が含まれる。ファンドが受領した担保は、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、( )純資産価格の計算、個々の資産の評価に対する特別規定」の項に定められる評価手法に従い評価されるものとする。

ファンドが借り手として証券貸付取引契約を締結する場合、ファンドは、その投資方針に従いファンドのために取得可能な資産のみを借り入れるものとする。

ファンドがTRS / CFDまたは証券金融取引の締結により担保を受領した場合、ファンドが保有する担保の価値が下落するか、または流動性を欠くというリスクが生じる。また、取引相手方が債務不履行となった場合、TRSまたは証券金融取引に基づく取引相手方の義務を保証するためにファンドに差し入れられた担保の清算により当該取引相手方の義務が履行されるとの保証もない。ファンドがTRS / CFDまたは証券金融取引の締結により担保を差し入れた場合、ファンドは、取引相手方が差し入れられた担保を返還する義務を履行できなくなるか、または履行しようとしなないというリスクにさらされる。

TRS / CFDおよび証券金融取引に関連するその他の一定のリスクの要約については、上記の項を参照のこと。

ファンドは、TRS / CFDおよび証券金融取引に関連して、その資産の一部を取引相手方に対し担保として差し入れることができる。ファンドがかかる取引に関し過剰担保である(つまり、取引相手方に対し過剰な担保を差し入れている)場合、ファンドは、取引相手方が支払不能となった場合にかかる過剰担保につき無担保債権者となるおそれがある。保管受託銀行もしくはその副保管受託銀行または第三者がファンドを代理して担保を保有した場合、ファンドの管理会社は、かかる事業体が支払不能となった場合に無担保債権者となるおそれがある。

TRS / CFDまたは証券金融取引の締結には法的リスクが伴い、かかるリスクは、法律もしくは規制の予想外の適用または契約が法的に執行可能でないこともしくは正確に文書化されていないことに起因して損失を招く可能性がある。

ファンドは、「担保戦略」の項に定める制限に従い、受領した現金担保を再投資することができる。ファンドは、受領した現金担保を再投資した場合、当該投資の損失リスクにさらされる。かかる損失が生じた場合、担保の価値は下落し、取引相手方が債務不履行となった場合にファンドに提供される保護が少なくなる。現金担保の再投資に伴うリスクは、ファンドのその他の投資対象に当てはまるリスクとほぼ同一である。

#### 担保戦略

派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う場合には、管理会社は、ファンドの勘定で、担保を受領する。担保の目的は、これらの取引相手方側における債務不履行リスクを全体的または部分的に軽減することである。

担保として受領されるすべての資産は、以下の基準を充足する必要がある。

- ・ 流動性 すべての非現金担保は、短期間の通知であっても売却前に決定された評価額に近い価格で売却可能となるよう、流動性が高いものであり、かつ、規制された市場でのまたは国際取引システムの範囲内における透明性の高い価格で取引されていることを要する。さらに、受領される担保は、UCITS指令第56条の規定に準拠していることを要する。

- ・ 評価 受領される担保は、少なくとも、各取引所取引日に評価されることを要する。価格変動が大きい資産は、適切かつ保守的な評価額の割引(ヘアカット)が適用される場合においてのみ、担保として受け入れられることを要する。
- ・ 発行体の信用格付 受領される担保の発行体は、高い信用格付を有していることを要する。
- ・ 満期 受領される担保の満期は、投資方針に従いファンドのために取得される利付証券の満期と等しくなければならない。
- ・ 相関関係 受領される担保は、取引相手方から独立しており、かつ、取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を有していない法主体により発行されることを要する。
- ・ 担保の分散化(集中投資リスク) 担保は、国、市場および発行体に関して適切に分散されることを要する。発行体の集中に関する十分な分散化の基準は、店頭派生商品を伴う効率的なポートフォリオ運用または取引の場合、ファンドが、いずれかの特定の発行体へのエクスポージャーの上限をファンドの資産総額の20%相当のものとする担保バスケットを取引相手方から受領した場合に充足されたとみなされる。ファンドに異なる取引相手方が複数いる場合、様々な担保バスケットは、単一の発行体へのエクスポージャーを20%とする制限を計算するために合算されることを要する。
- ・ ファンドについて、取引相手方への照会または取引相手方の承認を得ることなく、いつでも受領した担保を清算するための選択権を保有することを要する。
- ・ 非現金担保は、売却、再投資、または質権設定されないことを要する。
- ・ 受領現金担保のみが、
  - EUもしくはEEA加盟国に住所地を有する金融機関または第三国に所在する金融機関(当該他国の監督規制が欧州共同体の法律に基づくものと同等であると金融監督庁が判断する場合)において担保として保有されることを要し、
  - 優良国債に投資されることを要し、
  - リバース・レポ契約のために使用されることを要し(ただし、当該取引が監督に従う金融機関により実施されるものであることを条件とする。)、ファンドは、いつでも、金銭の未収額すべてを返すよう要求することができ、また、
  - 欧州証券規制当局委員会による欧州マネー・マーケット・ファンズに関する共通定義ガイドライン(CESR's Guidelines on a Common Definition of European Money Market Funds)に定義されるところに従い短い満期構造のマネー・マーケット・ファンズに投資されることを要する。

担保契約に関連するリスク(例えば、運営上および法務上のリスク)については、リスク管理を通じて算定、管理、および軽減されなければならない。

権利の譲渡の場合、関連する担保は、ファンドの保管銀行の保護の下保有されることを要する。その他の種類の担保契約において、監督に従い、かつ、担保の提供者と関連を有しない第三者により担保が保有されることがある。

ファンドがその資産総額の30%以上の担保を受領した場合、適切なストレステスト戦略が適用される。これは、担保に付随する流動性リスクをファンドが評価できるよう、通常のおよび例外的な流動性の双方の状況下において、ストレステストが定期的に行われるよう確保することを意図している。流動性ストレステストに係る戦略には、少なくとも以下の側面に関する要件が含まれることを要する。

( ) ストレステストシナリオの分析( キャリブレーション、証明および感応度分析を含む。 ) に係るコンセプト

( ) 影響度評価( 流動性リスク評価のバックテストを含む。 ) への実証的アプローチ

( ) 報告頻度、ならびに

( ) 損失を抑制するための措置( ヘアカット戦略およびギャップリスク・プロテクションを含む。 )

ファンドは、担保として受領される資産のすべての種類に関して明確に定義されたヘアカット方針を採用している。

ヘアカットとは、担保の市場価値を減額する際の比率である。管理会社は、一般的に、担保請求の期間における信用リスク、金利リスク、通貨リスクおよび流動性リスクに備えるために、担保の市場価値からヘアカットを差し引く。ヘアカットは、概して、関連する資産クラスの価格の変動性、資産を清算するために予想される時間、資産の満期および発行体の信用力などの要因に左右される。以下の最低ヘアカット率が、関連する資産に関して適用される。

- ・現金：ヘアカットなし
- ・政府、中央銀行および/または投資適格格付を有する国際機関により発行される債券：市場価値の0.5%
- ・投資適格格付を有する企業により発行されるその他の債券：市場価値の2%
- ・高利回り投資対象としての債券：市場価値の10%
- ・株式：市場価値の6%

変動性が高く( 期間が長いためかまたはその他の要因による。 )、流動性が低い資産は、一般的に、ヘアカットが高くなる。ヘアカットは、リスク管理部門の承認を得て定められるものであり、市況の変化によって変動する可能性がある。ヘアカットは、対象金融取引の種類によって異なる場合がある。例えば、OTC派生商品に関して利用されるヘアカットは、証券貸付取引に関して利用されるヘアカットとは異なる場合がある。概して、株式は、主要な株式指数に含まれている場合にのみ、担保として受け入れられる。満期までの残存期間が10年を超える債券に関しては、付加的なヘアカットが適用される。担保の通貨がファンドの基準通貨と異なる場合は、担保として受領される現金および証券に関して、付加的なヘアカットが適用される。

#### 担保の範囲

証券貸付取引は、全面的に保証される。貸付金として譲渡される証券の価格は、関連する収益と併せて、保証額を構成する。借主による担保の提供額は、標準市場での値上げ幅を加算した保証額を下回ってはならない。

その他の点において、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引については、取引相手方の債務不履行リスクがファンドの資産総額の5%を超えないことを確保する程度まで保証されなければならない。取引相手方が、EU加盟国もしくはEEA協定締結国に所在する金融機関または政府の監督がこれに匹敵する水準である第三国である場合、債務不履行リスクは、ファンドの資産総額の10%に上ることがある。

#### 担保証券の保管

管理会社は、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う際、ファンドの勘定において担保として証券を受領することができる。これらの証券が担保として譲渡される場合、預託機関に保管する形で保有されなければならない。派生商品取引に関連して、管理会社が既に担保に付された証券を担保として受領する場合、かかる証券が、有効な公的監督に服し、担保プロテクション提供者と関係のない別機関での保管により保有される場合もある。証券の再利用は認められない。

#### 借入れ

管理会社は、借入れの条件が業界で慣例的なものであり、かつ、保管銀行が同意することを条件に、投資者の共同勘定でファンドの資産総額の10%を上限として短期借入れを行うことができる。

#### 特定の発行体の一般的な除外

ファンドは、管理会社が望ましくない事業活動に従事していると判断した発行体の証券に直接投資しない。望ましくない事業活動には、特に以下の活動が含まれる。

- ・一定の問題性のある武器：この除外範囲に該当する問題性のある武器の種類は随時更新される可能性があり、ウェブサイト[https://regulatory.allianzgi.com/ESG/Exclusion\\_Policy](https://regulatory.allianzgi.com/ESG/Exclusion_Policy)においてオンラインで閲覧することができる。
- ・石炭：石炭関連の事業活動を行う発行体は、一定の定量的基準を満たす場合のみ除外範囲に該当する。この基準は随時更新される可能性があり、ウェブサイト[https://regulatory.allianzgi.com/ESG/Exclusion\\_Policy](https://regulatory.allianzgi.com/ESG/Exclusion_Policy)において確認することができる。

当該除外は、発行体としての会社に対してのみ適用される。ファンドは、指数等の証券バスケットに投資することができ、それには上記の除外基準に該当する証券が含まれる可能性がある。この除外を行うにあたっては、様々な外部のデータおよびリサーチ提供者が利用されている。

#### 買戻し制限

管理会社は、投資者からの買戻し請求が、ファンドの純資産価額の少なくとも10%(基準値)に達した場合、受益証券の買戻しを制限することができる。

## 投資約款により課される投資制限

UCITSファンドの資産総額の75%以上は、前記「(1) 投資方針、資産」の から の意味の範囲内で指定された、GHG排出強度が評価可能な資産に投資される。また、すべての発行体は、その事業活動の過程において、優れたガバナンスに関する規則(EU) 2019/2088の第2条(17) に規定された側面を遵守しなければならない。特定の資産(前記「(1)投資方針」の (ハ)および(ニ)ならびに 、 および )は、そのGHG排出強度に関するデータが入手できないため、評価されることができない。同様に、個々の資産(前記「(1)投資方針」の (イ)および(ロ)、 ならびに )もまた、入手可能なデータの不足により、GHG排出強度を評価されることができない場合がある。前記「(1)投資方針」の に基づく資産は、当該資産が、その後、GHG排出強度が評価可能な資産に投資され、かつ、その発行体はその事業活動の過程において優れたガバナンスに関する規則(EU) 2019/2088の第2条(17) に規定された側面を遵守する限りにおいてのみ、第一文に基づく制限の範囲内に含まれる。

前記「(1) 投資方針」の (イ)に該当する株式および株式相当証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の51%を下回ってはならない。

前記「(1) 投資方針」の (イ)に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の70%を下回ってはならない。

前記「(1) 投資方針」の (ロ)に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の20%を超過してはならない。前記「(1) 投資方針」の (イ)および(ロ)に該当する株式および株式相当証券で、その発行体(または株式相当商品に関する場合には会社)が世界銀行の分類により「一人当たり高国内総生産」のカテゴリーに属しない、即ち「発展している」とはみなされない国に所在している場合の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の20%を超過してはならない。

前記「(1) 投資方針」の に該当する短期金融商品と同 に該当する銀行預金の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の15%を超過してはならない。

前記「(1) 投資方針」の に該当する投資信託証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の10%を超過してはならない。上記 または に記載された資産と相関関係のあるリスク特性を持つ投資信託証券は、各制限の計算上含まれる。当該リスク特性が、前記「(1) 投資方針」の から において概説される資産が割り当てられる投資市場と概ね関係のない同 に該当する投資信託証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の5%を超過してはならない。

転売契約に基づき購入される証券および短期金融商品は、ドイツ投資法第206条第1項ないし第3項に規定された発行体制限の計算には含まれる一方、転売契約に基づき購入される投資信託証券は、ドイツ投資法第207条および第210条第3項に規定された投資制限に含まれる。

上記 から に規定された制限は、転換権、引受権およびオプションの行使によるファンドの資産額の変動または受益証券の発行もしくは買戻し等のファンドの純資産総額の変動による場合には、超過するかまたは下回ることができる。かかる場合、管理会社は、投資者の利益を保護しつつ、上記の制限を再び遵守することを最大限に追求する。

上記 および から に規定された制限は、上記 に規定された制限を適正に考慮した上で、予想される市場リスクを制限全体の範囲内に確実に維持するため派生商品を同時に利用する場合には、対応する資産の購入/売却により超過するかまたは下回ることができる。

かかる目的で利用される派生商品は、各々の数値に合わせて各々の原資産のデルタ加重価額において利用される。派生商品の短期取引は、その原資産がファンドの資産と完全に一致しなくても、リスク軽減要素とみなされる。

同一の発行体の証券および短期金融商品の取得を目的とする場合、ファンドの資産総額の10%を超過して利用してはならないものとし、また、かかる発行体の証券および短期金融証券の総価値は、ファンドの資産総額の40%を超過してはならない。

規則(EU)2019/2088の第2条(17)に従って持続可能な投資とみなされる株式、株式相当証券および固定利付証券の投資比率は、UCITSファンドの資産総額の10%を下回ってはならない。

規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に適合する投資対象とみなされる株式、株式相当証券および固定利付証券の投資比率は、UCITSファンドの資産総額の0.01%を下回ってはならない。

上記 から に記載される投資制限に基づき、追加の要件として、UCITSファンドの資産(資産額は、負債を考慮に入れない場合のUCITSファンドの資産価値によって決定される。)の70%以上は、UCITSファンドについて規定された投資条件に従って購入することができるドイツ投資税法第2条第(8)項の意味の範囲内におけるエクイティ投資対象に投資されるものとする。このプロセスにおいて、対象投資ファンドの実際の持分投資比率が考慮されることがある。

#### 最低除外基準

投資運用会社は、UCITSファンドの最低除外基準を適用し、以下の企業の有価証券には投資しない。

- 国際連合グローバル・コンパクトの原則、OECD多国籍企業行動指針および国際連合のビジネスと人権に関する指導原則などの原則および指針に著しく違反する企業
- 論争的となっている兵器(例:核兵器の不拡散に関する条約(別名:核兵器不拡散条約)の枠外にある核兵器、対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器、生物兵器、劣化ウランおよび白リン)を開発、製造、使用、保持、販売提供、流通、保管または輸送する企業
- その収益の10%超を発電所向けの石炭採掘から得る企業
- タバコの製造に関与する企業またはその収益の5%超をタバコの販売から得る企業
- 公益事業部門で事業を行い、その収益の20%超を石炭から得る企業

フリーダムハウス指標が不十分である政府発行体への直接投資は除外される。フリーダムハウス指標が不十分となるのは、該当する法域が、フリーダムハウス指標(「グローバル・フリーダム・スコア」)において「不自由(not free)」と格付けされる場合である。本件に関する詳細な情報は、英文目論見書に記載されている。

フリーダムハウス指標が不十分となるのは、該当する法域が、フリーダムハウス指標(<https://freedomhouse.org/countries/freedom-world/scores>(「グローバル・フリーダム・スコア」の項目の「トータル・スコアおよびステータス」の欄)で閲覧可能)において「不自由(not free)」と格付けされる場合である。

最低除外基準は、外部データ提供者からの情報に基づいており、また、取引前および取引後のコンプライアンスの観点から暗号化されている。少なくとも6か月の間隔で見直しが行われるものとする。

#### 投資者向け重要情報

ファンドは、特に、環境的もしくは社会的特性またはかかる特性の組み合わせを促進する。ただし、ファンドが投資する有価証券の発行体は、規則(EU)2019/2088(「金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則」)第8条の意味の範囲内における優れたコーポレート・ガバナンスを実行するものとする。

発行体のパフォーマンス、流動性、リスクならびに財務的および経済的成功などの財務上および経済上の基準に加えて、ファンドの運用においては、環境、社会問題およびコーポレート・ガバナンスに関する発行体のパフォーマンスなどのその他の基準が評価され、考慮される。上記にかかわらず、サステナブル資産への投資を追求するものではない。

### 3 【投資リスク】

#### リスク要因

#### ファンドへの投資における一般的リスク

以下に記載するリスクは、ファンドへの投資に一般的に伴うリスクである。

#### 決済リスク

特に非上場証券に投資する際に、取引相手方が適時にまたは合意した通りに支払または引渡しを行わないことにより、送金システムによる決済が予定通りに実行されないというリスクが生じる。

#### 証券貸付の決済不履行リスク

管理会社がファンドの勘定において証券貸付を行った場合、管理会社は、取引相手方の債務不履行に対する予防措置として、適切な担保の受領を確保しなければならない。担保の対象範囲は、証券貸付として譲渡された証券の市場価格と少なくとも同程度とする。貸付けとして付与された証券の価値が上昇したか、担保の格付が引き下げられたか、または借主の財務状況が悪化し、かつ差し入れた担保が適切ではなくなった場合、借主は、追加の担保を差し入れなければならない。借主がかかる追加支払要件を遵守できない場合、取引相手方の債務不履行時において、証券を再譲渡する権利に関するヘッジが完全ではないというリスクが存在する。また、ファンドの保管銀行以外の機関が担保を保有する場合には、借主の債務不履行時において、当該担保が迅速に、またはその全額が現金化されないリスクが存在する。

#### 証券レポ契約の決済不履行リスク

管理会社がレポ契約に基づき、ファンドのために証券を売却する場合、取引相手方の債務不履行に対する保護手段として、適切な担保の受領を確保しなければならない。レポ契約期間中に、取引相手方が債務不履行になった場合、管理会社は、提供された担保を換金する権利を有する。ファンドは、契約期間中の担保の発行体の信用格付の悪化により、またはレポ契約に基づき売却された証券の価格の上昇により、当該担保が証券の再譲渡に関するファンドの権利全体の保護としては不十分となることを上限とする損失リスク等を負うことがある。

#### 決済不履行のリスク

ファンドが直接的または間接的に保有する任意の有価証券の発行体すなわちファンドが有する債権の債務者が破産する可能性があり、その結果、ファンドが保有する資産が経済的な価値を失う可能性がある。

#### 一般的な市場リスク

ファンドは、有価証券およびその他の資産に、直接的または間接的な投資を行うことから、市場、特に、(各種の、時に不合理な要因に基づいて変動する)証券市場における一般的な趨勢および傾向に左右される。これらの趨勢は、世界経済全体の状況ならびに各国の経済的および政治上の枠組みの影響を受ける。市場に影響を及ぼす長期にわたる大幅な価格の下落に見舞われることもある。最上級の格付を付与された発行体の証券も、基本的に、その他の証券および資産と同様の一般的な市場リスクに晒される。

## 一般税制の変更、税務リスク

本書に記載される投資者向けの主要な税制の概要は、現行法に基づいており、ドイツにおける無制限所得税または無制限法人税債務の対象者向けである。しかし、新たな法律、判決または税務当局により採用される規則によって、税務上の意味合いが変更されないという保証はない。

### ファンドの清算

管理会社は、ドイツ官報および年次報告書または半期報告書において公表を行うことにより、ファンドの運用を終了する権利を有する。投資者は、永続性のある媒体により公表された終了について、速やかに通知を受けるものとする。その終了通知の日付より、管理会社は、ファンドを清算し、投資者に対してそれぞれの保有割合に応じた収益を分配する義務を負うものとする。また、管理会社の運用権は、例えば、その資産について破産手続が開始された場合などに終了するものとする。かかる場合、保管銀行は、ファンドを清算し、収益を分配するものとする。したがって、投資者は、予定していた期間にわたって投資を続けることができないうリスクに直面する。清算手続が完了した後、ファンドの受益証券が投資者の証券口座から引き出される場合、投資者が所得税を負担することがある。

### ファンドの併合(別のオープン・エンド型リテール投資信託へのファンドの全資産の移転)

管理会社は、ファンドのすべての資産を別のUCITSファンドに移転することができる。かかる場合、投資者は、(i) 各自の受益証券を買い戻すこと、( ) または受益証券を保有し続け併合後のUCITSファンドの投資者となること、( ) または管理会社もしくはその関連会社が類似の投資原則を有する投資信託を運用する場合は、かかる類似の投資原則を有するオープン・エンド型リテール投資信託の受益証券と交換することができる。これは、管理会社が別のオープン・エンド型リテール投資信託のすべての資産をファンドに移転する場合にも準用されるものとする。この結果投資者は、合併のスケジュールに先立って新たな投資判断を下さなければならない。受益証券が買い戻される場合、所得税が課税されることがある。類似の投資原則を有する投資信託の受益証券と交換された受益証券の場合、受領した受益証券の価格が、交換前の受益証券の取得時価格よりも高い場合などにおいて、投資者が税金を負担することがある。

### 受益証券の発行および買戻しの停止

管理会社は、投資者の利益にとってかかる停止が必要であるとみなされる特別な状況において、受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができる。この文脈における特別な状況には、例えば、資産の評価が困難である場合、ファンド資産の売却を余儀なくさせ、かつ、ファンドの流動性問題(例えば、資産売却時の大幅な割引、ファンドの流動性の増加など)を引き起こす可能性がある深刻な流動性問題(例えば、証券取引における追加証拠金請求、投資者による多額の引き出しなど)が生じた場合、ファンド、管理会社および/もしくは管理会社の業務提供者の運用能力に影響する重大なサイバー・インシデントが発生した場合、または、予期しない市場の閉鎖、取引制限、取引場所の閉鎖、深刻な金融的および/もしくは政治的危機、重大な詐欺行為の発見、天災が発生した場合などが含まれ得る。

また、投資者保護または財務の安定に対するリスクが存在し、そのため合理的かつバランスのとれた考慮に基づき申込みおよび買戻しの停止または再開が必要であると判断された場合は、金融監督庁が、管理会社と協議の上、管理会社に受益証券の発行および買戻しの停止を命じることがある。新規の投資者は、当該期間中に受益証券を取得することができない。これにより買戻しが制限されるため、投資者が望む時期に受益証券を清算することができないリスクが生じる。また、受益証券の買戻しが停止される場合、かかる停止期間中に管理会社が市場価値を下回る価格で資産の売却を強制される場合などにおいて、受益証券の価格が下落することがある。受益証券の発行および買戻しが再開された後の受益証券の価格は、停止される前より低いことがある。管理会社が後に投資ファンドを清算することを目的として、ファンド運用の終了通知を出した場合等において、発行および買戻しが再開されない場合は、停止直後に投資ファンドが解散されることがある。投資者は、自身の投資を投資者が予定していた期間維持できず、無期限で投資資本の大部分を利用できないか、または全額を喪失するリスクを負う。

#### 個々の運用実績に対する税務面の影響

キャピタル・ゲインに関する納税責任は、各投資者の個々の状況に依拠し、将来変更されることがある。投資者は、特に個々の税務上の地位に関してなど特定の質問がある場合、各自の税務アドバイザーと連絡をとることを要する。投資者はまた、その投資判断において、各自の税務上の地位以外についても考慮することを要する。

#### 派生商品の使用における特別リスク

先物およびオプション市場ならびにスワップおよび為替取引におけるポジションは、以下の投資リスクおよび取引費用を伴う。

- ・ 派生商品の使用により、予測不能かつ派生商品取引への投資額を上回る損失が発生する可能性がある。
- ・ 原資産の価格変動により、オプションまたは先物契約の価値が減少し、全損となることがある。また、ファンドは、スワップの裏付けとなる資産の価値の変動により、損失を被ることがある。
- ・ 特定の商品の流動性のある流通市場が、ある時点において存在せず、投資の観点から妥当な行為であるにもかかわらず、利益を得よう派生商品のポジションを相殺(手仕舞い)できない結果となることがある。
- ・ 必要とされるあらゆる相殺取引(オプションの手仕舞い)において、費用が生じる。
- ・ オプションのレバレッジ効果により、原資産を直接取得した場合よりもファンド資産の価値が上昇することがある。
- ・ オプションの購入は、原資産の価格が予想通りに推移しなかったため当該オプションが行使されず、支払ったオプション・プレミアムの喪失につながるリスクを内包する。オプションの売却は、ファンドが、その時点の市場価格より高い価格で資産を買い取るか、またはその時点の市場価格より低い価格で資産を受け渡す義務を負うリスクを内包する。かかる場合、ファンドは、当該価格差から受領済オプション・プレミアムの額を控除した金額の損失を被る。

- ・ 先物契約も、市場価格が予想通り推移しなかったことにより、満期日に損失を被るリスクを内包する。
- ・ 原資産、金利、有価証券の価格および為替市場の今後の推移に関する管理会社の見通しは、不正確なことがある。
- ・ 先物およびオプション契約の価格を一方とし、ヘッジの対象となる資産価格または通貨の変動を他方とすると、両者が完全に相関せず、時にリスクの完全なヘッジが不可能なことがある。
- ・ 派生商品の原資産の購入または売却が望ましい時点において、そのようにできないか、または、当該原資産を不利な時期に購入または売却しなければならないことがある。
- ・ 派生商品の使用により、予測不能かつ支払証拠金を上回る潜在的損失が生じることがある。

店頭取引の終了には、以下のリスクが伴う場合がある。

- ・ 組織された市場が存在しないことがあり、店頭市場で取得した金融商品を、管理会社がファンド勘定において売却することが困難または不可能となる。
- ・ バック・ツー・バック取引の終了(ポジションの解消)が困難となる、不可能となる、および/または個々の契約のために相当額のコストを伴うことがある。

### 新興市場リスク

新興市場への投資は、世界銀行により「一人当たり国民総所得が高い」と分類されない(つまり「発展」していない)国々への投資を意味する。特定の資産クラスについての特定のリスクに加えて、これらの国々への投資はより多大な流動性リスクおよび一般的な市場リスクにさらされる。さらに、特に、支払がかかる国々において行われる際に直接証券を引き渡すことが通常の慣行でないかまたは不可能である場合があるため、これらの国々における証券の取引の決済に関連してリスクが増加する場合がある。また、新興市場における会計、監査および報告基準に加えて法律上および規制上の環境は、標準的な国際慣行とみなされる水準および基準から著しく乖離し、投資者に損害を与える場合がある。かかる国々において、特に取得資産の異なる調達方法により生じる保管リスクが増加する場合がある。

### 運用実績悪化のリスク

ファンドの投資目的または投資者が要求する運用実績が達成される旨保証することはできない。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、特にファンドにより取得された資産が一般的にさらされるリスクおよび特に個別資産の選択に含まれるリスクに起因して、変動し、また特に下落し、投資者が損失を被ることがある。投資者は、返還される金額が当初支払った金額よりも減少するというリスクを負う。管理会社もいずれの第三者も、ファンドの具体的な実績に関して保証を提供することはない。

### 変動性の増大

ファンドの変動(すなわち、短期間で受益証券価格が特に大きく変動すること)が生じるか否かは、予め予測することができない全般的な市況に大きく左右される。ただし、投資商品の対象が絞り込まれる場合には、変動性が高くなるリスクが増大する。

### 柔軟性制約に関するリスク

ファンド受益証券の買戻しは、制約を受けることがある。受益証券の買戻しが停止または遅延される場合、投資者は受益証券を買い戻すことができず、元々予定もしくは希望していたよりも長い期間ファンドに投資している状態を強制される場合があり、当該投資が、ファンドに固有の一般的なリスクに引き続きさらされることになる。投資者により保有されるファンドまたはクラス受益証券が別のファンドと合併する場合も同様であり、かかる場合、投資者は自動的に別のファンドの受益証券の保有者となる。受益証券の取得時に課される販売手数料は、特に投資期間が短い場合、投資のリターンを減少させまたは失わせる可能性がある。収益を別の種類の投資対象に投資するために受益証券を買い戻す場合、投資者は、既に負担した費用(例えば、受益証券の購入にかかる販売手数料)に加えて、他の受益証券の購入にかかる販売手数料などの追加の費用を負担することがある。これらの事態および状況は投資者の損失につながる可能性がある。

### インフレ・リスク

インフレ・リスクは、お金の価値が減少することにより資産が価値を失うというリスクである。インフレは、ファンドリターンおよびファンドへの投資という購買力を減少させる可能性がある。通貨によって異なる水準のインフレ・リスクにさらされる。

### 取引相手方リスク（信用および債権リスクを含む）

当該リスクは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与えることがある。ある取引相手方または中央清算機関が債務不履行に陥り、その結果ファンドの価値が減少した時点で投資者がファンドの受益証券を売却する場合、投資者は、ファンドへの投資額の一部またはすべてを回収できないことがある。結果として、投資者はファンドへの投資元本の一部、または全部を失う可能性がある。

### 取引相手方（中央清算機関を除く）リスク

取引が証券取引所または規制市場(OTC取引)を通じて行われない場合でも、一般的な相手方不履行リスクに加えて、取引相手方が義務を完全にまたは部分的に履行しないというリスクが生じる。これは、派生商品を伴う取引に特に適用される。取引相手方による債務不履行は、ファンドの損失につながる可能性があるが、特にOTC取引の派生商品については、取引相手方から担保を受領することにより、当該リスクを大幅に低減することができる。

### 集中投資リスク

ファンドが一定の市場もしくは一定の種類の投資対象、または一定の国々もしくは地域に投資を集中する場合、本質的に、かかる集中により、投資がより集中していない場合に可能となる様々な市場、国または地域にわたり危険が分散される範囲は同一ではなくなる。従って、ファンドは、当該投資対象の動向または当該市場に含まれる個別のまたは関連する市場、企業、国もしくは地域の動向に特に依存している。

## 国および送金リスク

借り手の国における経済的もしくは政治的不安定を特に原因として、当該国に送金を行う能力がない、または送金に消極的であるため、かかる国外の借り手が、その支払能力にかかわらず、支払を全く行うことができないかまたは期限内に行うことができない場合、国または送金リスクが生じる。その結果、ファンドの勘定で管理会社が受領する権利を有する支払が未払いのままとなるか、または外貨規制により換金できないかもしくはできなくなった通貨建てで支払われることがある。

## 持続可能性リスク

環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況は、これが発生した場合、投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、または、投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性を有している。体系的な研究の結果は、持続可能性リスクが極端な発行体関連の損失リスクによって生じる可能性があることを示している。かかる発行体関連の持続可能性リスクの出来事が発生する頻度および見込みは一般的に低いものの、多額の財務損失につながるかなり大きな財務上の影響が生じる可能性がある。

持続可能性リスクは、ファンドのポートフォリオの運用実績に潜在的に悪影響を与える可能性がある。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、持続可能性リスクを、価格リスク、信用リスク、流動性リスクおよび運用リスクなどの投資に関連する金融リスク要因の潜在的な原因になるものと考えている。

## ファンドの運用およびその他のリスク

当該リスクは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与える場合がある。ファンド資産の価格が、その購入時よりも低い時点で投資者がファンドの受益証券を売却する場合、ファンドへの投資額（全額）が回収されず、投資者はファンドへの投資元本の一部、または全部を失う可能性がある。

## 海外投資における法的および政治上のリスク

ファンドのための投資は、ドイツ法が適用されない、または、法的紛争が生じた場合には司法管轄がドイツ国外となる法域で行われることがある。その結果、管理会社がファンドのために有する権利および義務は、ドイツにおける権利および義務と異なり、ファンドおよび/または投資者の不利益となることがある。管理会社が、当該法域における政治上または法律上の動向（法的枠組みの変更を含む。）を認識していない、もしくは認識するのが遅すぎる場合、または、かかる動向が、取得予定であったかもしくは取得済の資産を制約することがある。

## 証券貸付のリスク

管理会社が、ファンドの勘定において証券貸付を行った場合、管理会社は、借主に貸付証券を譲渡するものとする。当該取引の終了時、借主は、同一の種類、格付及び金額の証券をファンドに返済するものとする（証券貸付）。管理会社は、取引期間中、貸し付けた証券を処分することができない。取引期間中に当該証券の価値が減少し、管理会社がかかる証券の売却を希望する場合、管理会社は、貸付契約を終了させ、通常の決済の流れを待たなければならず、これによりファンドに損失リスクが生じることがある。

## 証券レポ契約のリスク

管理会社が、レポ契約に基づき証券を売却した場合、管理会社は、証券を売却し、満期日においてプレミアム付で当該証券を買い戻すことを約束したことになる。満期日に売り手がプレミアムを付して支払う買戻価格は、レポ契約の締結時に定められる。レポ契約に基づき売却された証券の価値が当該契約期間中に減少し、損失を限定するために管理会社が当該証券の売却を希望する場合、管理会社は、中途解約権を行使した場合のみ売却が可能となる。当該契約の中途解約には、ファンドの金銭的損失を伴うことがある。また、満期日に支払うプレミアムが、売却からの現金受取金を再投資することにより管理会社が得た収益を上回る結果となることもある。

管理会社が売戻条件付売買契約に基づき証券を購入した場合、管理会社は、証券を購入し、満期日において当該証券を売り戻さなければならないことになる。かかる売戻価格およびプレミアムは、売戻条件付売買契約締結時に定められる。売戻条件付売買契約に基づき購入された証券は、取引相手方に流動性を提供したことに対する担保となる。購入した証券の価値がいくら上昇しても、ファンドの利益にはならない。

## 対象投資信託への投資リスク

取得したファンド（対象投資信託）の投資受益証券が内包するリスクは、かかる対象投資信託が保有する資産および/またはかかる対象投資信託が追求する投資戦略に固有のリスクと密接に関連している。しかし、これらのリスクは、複数の対象投資信託に分散投資を行うことにより、および特定の対象投資信託が行う分散投資により低減することができる。しかし、個々の対象投資信託のマネジャーは、互いに独立して行為するため、複数の対象投資信託が同一の投資戦略または相反する戦略を追求することがあり、これにより、既存のリスクが累積され、好機が互いに相殺されることがある。通常、管理会社が対象投資信託の運用をコントロールすることはできない。対象投資信託の投資判断が、管理会社の想定または予想に必ずしも一致する必要はない。ある時点における対象投資信託の組入状況について、管理会社が、最新の情報を入手していないことが多々あり、かかる組入状況が、管理会社の想定または予想と合っていない場合には、管理会社は、対象投資信託の受益証券の買戻しにより直ちに対応することができないことがある。ファンドが対象投資信託に投資する場合、ファンドレベルおよび対象投資信託のレベルの双方において、通常、（固定および/またはパフォーマンスに関連する）運用報酬、保管報酬およびその他の費用などの費用が発生する。結果として、投資を行うファンドへの投資者により負担される費用は、持分に比例して増加する。

## ファンドの流動性の制限または増加に伴うリスクおよび申込みまたは買戻しの増加に伴うリスク(流動性リスク)

ファンドの流動性を損なう可能性のあるリスクは、以下のとおりである。当該流動性リスクが発生した場合は、管理会社が、受益証券の発行および/もしくは買戻しに関連して、ファンドに残存する投資者の希薄化リスクを軽減するためのメカニズムを発動せざるを得なくなるか、または、ファンドが、一時的もしくは永久にその支払義務を充足できないか、または一時的もしくは永久に投資者の買戻請求に応じることができなくなる可能性がある。投資者は、増額された発行価格でしか受益証券を取得できない場合があり、また、受益証券の買戻しにおいて減額された買戻価格しか受領できない場合がある。さらに、一定の状況において、投資者は、自身の投資を投資者が予定していた期間維持できず、無期限で投資資本またはその一部を利用できない場合がある。流動性リスクが現実のものとなった場合、ファンドの価値が下落し、またその結果として受益証券の価格も下落することがある。例えば、法律で認められている範囲内で、管理会社がファンドに代わって資産を市場価格を下回る価格で売却せざるを得ない場合などがこれに該当する。管理会社が、投資者の買戻請求に応じることができない場合、買戻期間の制限もしくは延長または受益証券の発行および買戻しの停止につながることもあり、極端な場合ファンドの解散に至ることがある。

### ・ 受益証券の買戻しの制限

管理会社は、決済日における投資者の純買戻請求が、ファンドの流動性の状況により買戻請求を投資者全体の利益のために実行できなくなる、あらかじめ定められた基準値を超過した場合、受益証券の買戻しを一時的かつ部分的に制限することができる。純買戻請求は、決済日に受領された買戻請求を、同日に受領された申込注文および/または購入注文と相殺した後に残る買戻金額をいい、当該純額のみが買戻しの制限の適用に係るものとする。関連する基準値は、ファンドの投資約款「投資に関する特別条項」に定められる。

当該基準値を超過した場合、管理会社は、その責務に基づく裁量において、当該決済日における買戻しを制限するか否かを決定するものとする。管理会社が買戻しの制限を決定した場合、当該取引日に受領された買戻注文は、決済日に適用される買戻価格で、少なくとも関連する基準値の金額まで、比例按分によるのみ実行される。これは、投資者のすべての買戻注文が、平等に取り扱われ、管理会社が決定した比率に従って、比例按分によるのみ実行されることを意味する。

当該取引日に受領された買戻注文の未実行部分は、失効せずに、翌取引日に繰り越されるものとする。翌取引日においては、繰り越された買戻注文が、当該取引日に受領されたすべてのその他の買戻注文に優先して実行される。

翌取引日においても買戻しの制限が引き続き設定されており、かつ、買戻注文の総数(繰り越された残りの買戻注文および新たに受領された買戻注文の合計)が関連する基準値を再び超過したことにより買戻請求が依然として制限されている場合、管理会社は、少なくとも基準値の水準まで、比例按分によって買戻注文を実行することを改めて決定することができる。買戻注文の未実行部分は、同様に翌取引日に繰り越されるものとする。本プロセスは、買戻しの制限の条件が充足され続ける限り繰り返されることができる。そのため、投資者は、買戻注文が希望する取引日に全額実行されず、投資者の受益証券のすべての買戻しが複数の取引日に分散されるリスクを負う。買戻しの制限は、投資者の保護を目的としており、受益証券の発行および買戻しの停止と比べて緩やかな手段と考えられる。

- ・ 買戻期間の延長

管理会社は、一定の事由(例えば、逼迫した市況下)に応じて投資者の買戻期間を延長することができる。逼迫した市況には、例えば、投資者による例外的に高い水準の買戻が発生した場合または特定の資産に限られた範囲内でしか取引できない状況などが含まれ得る。管理会社が買戻期間の延長を決定した場合は、管理会社が、その責務に基づく裁量において決定する期間について投資者の受益証券の買戻しを拒否するリスクがある。本手段は、投資者の保護を目的としており、受益証券の発行および買戻しの停止と比べて緩やかな手段と考えられる。

- ・ 買戻または申込みの増加によるリスク

投資者による購入注文および売却注文は、ファンドに資金の流入または流出をもたらす。これらの資金の流入および流出は、その相殺後に、ファンドの流動資産の純流入または純流出を引き起こすことがある。かかる純流入または純流出により、ファンド・マネジャーが資産を購入または売却することになり、その結果、取引費用が生じる可能性がある。これは、特に、かかる資金の流入または流出によって管理会社がファンドについて定めた流動性比率から逸脱した場合に該当する。発生した取引費用は、ファンドに請求され、ファンドのパフォーマンスに影響する可能性がある。資金流入の場合、管理会社が当該資金を投資できずまたは適切な条件で適時に投資できない場合に、ファンドの流動性の増加がファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

これらのリスクを管理するために、管理会社は、受益証券の買戻しにより発生した費用(例えば、ファンド資産の必要な売却から生じる取引費用)を、原因に応じた方法として、買戻しを行う投資者に配分し、これによりファンドに残存する投資者の希薄化リスクを軽減するメカニズム(いわゆる「スウィング・プライシング」)を採用することができる。買戻しを行う投資者については、かかるメカニズムが適用された場合、受益証券の価格がファクター(以下「スウィング・ファクター」という。)により調整され、これに応じて買戻価格が減額するリスクが存在する。

#### ・ 非流動資産の分離(サイド・ポケット)

ファンドの個別資産の経済的または法的特性は、例外的な状況により大きく変動する可能性があり、そのため、当該資産が流動性を失う可能性がある。例えば、評価に関する重大な不確実性が生じた場合および/またはファンドのポートフォリオの特定部分について流動性が低下し、活発な市場が存在しない場合および/または取引が禁止されている場合(例えば、制裁によるもの)および/または適正な評価が一時的に不可能となる場合がこれに該当する。また、これらの例外的な状況は、詐欺行為、金融危機または戦争によっても引き起こされることがある。したがって、このような場合、管理会社は、投資者の利益において、関連する流動性リスクを軽減するために、ファンドの当該非流動資産を分離することができる。この場合、投資者は、ファンドの分離された非流動資産に係る受益証券を受領するが、当該受益証券は、発行または買戻しの対象とはならないものとする。管理会社は、分離された非流動資産を売却または清算し、投資者に対してそれぞれの保有割合に応じた手取金を分配することができる。投資者は、分離された非流動資産に関して、自身の投資を投資者が予定していた期間維持できず、無期限で投資資本の一部を利用できないか、または一部もしくは全額を喪失するリスクを負う。

#### ファンドの制限ある流動性に伴うリスク(流動性リスク)

当該リスクは、ファンドの流動性に悪影響を与えることがある。その結果、ファンドが、一時的もしくは永久にその支払義務を充足できないか、または一時的もしくは永久に投資者の買戻請求に応じることができなくなる可能性がある。投資者は、結果として予定していた期間にわたって投資を続けることができなくなり、かつ投資元本またはその一部を無期限に利用できないことがある。流動性リスクが現実のものとなった場合、ファンドの純資産価額が下落し、またその結果として受益証券の価格も下落することがある。管理会社が市場を下回る価格でファンドのために資産の売却を強制されることがあるとすれば、法律で認められている限り、例としてはこのような状況が考えられる。管理会社が、投資者の買戻請求に応じることができない場合、受益証券買戻しの停止につながることもあり、極端な場合ファンドの清算に至ることがある。

#### ファンドの保有資産に伴うリスク(市場リスク)

以下に記載されるリスクは、ファンドのパフォーマンスまたはファンドの保有資産に悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与える場合がある。ファンド資産の価格が、その取得時を下回っている時点で投資者が受益証券を売却する場合、投資者はファンドへの投資額(全額)を回収できず、ファンドへの投資元本を失うことがある。

#### 犯罪行為、不正行為または自然災害に関するリスク

ファンドは、詐欺またはその他の犯罪行為の被害者となることがある。また、管理会社の従業員もしくは第三者による誤解もしくは過誤による損失を被るか、または自然災害など外部事象により損害を受けることがある。

## 非流動資産への投資に伴うリスク

ファンドは、証券取引所での取引を認められていないか、または組織化されたその他の市場で取引されていない資産を取得することができる。かかる資産の取得により、特に当該資産を第三者に売却する場合に問題が生じるリスクが生じる。証券取引所での取引が認められた資産であっても、市況、取引高、取引期限および経費予算次第で、売却できない、または大きく下落した価格でしか売却できないことがある。通常、ファンドのために取得できる資産は、清算可能な資産のみではあるが、一時的な期間または永久に損失を計上しなければ資産を売却できないことがある。対象投資信託に投資される場合もまた、対象投資信託のレベルで大量の受益証券の買戻しがあった場合などに、対象投資信託の取得資産の制限された流動性を原因として、対象投資信託が受益証券の買戻しを停止せざるを得ないというリスクが存在する。このような状況においては、ファンドの受益証券の買戻しの停止も必要となることがある。

## 一定の地域／国の公休日により生じるリスク

投資戦略に従い、ファンドのための投資は、特に一定の地域／国において行われるものとする。これらの地域／国における現地の公休日により、当該地域／国の証券取引所の取引日とファンドの評価日に相違が生じることがある。ファンドは、これらの地域／国におけるファンドの評価日以外の日における市場の動向に対して、同日中に対応できない可能性があるか、または、当該地域／国における取引日ではないファンドの評価日において、これらの市場で取引できないことがある。これにより、ファンドは要求される期間内に資産を売却できず、買戻請求またはその他の支払義務を充足するファンドの能力に悪影響を及ぼすことがある。

## ファンドの投資約款、投資方針およびその他の一般規定の変更リスク

管理会社は、金融監督庁の承認を得た場合のみ、ファンドの投資約款を変更することができる。これらの変更は、投資者の利益に影響を与えることもある。管理会社はまた、法律上および契約上の観点から許可される場合に限り、ファンドの投資方針およびその他の一般規定を変更することができるため、管理会社は、投資約款の変更を必要としない変更を行うことができ、その場合金融監督庁の承認の対象とはならない。また、経済および税務上の側面などの枠組み条件が変わることもある。特に、UCITS - コンプライアント・ファンズに関して許可される投資ユニバース内での投資方針の変更は、ファンドのリスクの変更を生じることがある。

ファンドが株式ファンドの範囲で、ファンドの投資条件または投資方針に今後生じうる変更により、ドイツ投資税法（InvStG）第2条第（6）項の意味の範囲内におけるエクイティ・ファンドに関する課税要件の適用が停止される場合があり、その結果、部分的な免税率がより低く適用されるか、または一切適用されない可能性がある。

## ファンドが保有する資産に関する現地規制による納税またはその他課徴金のリスク

現地の規制により、ファンドが保有する資産は、現在または将来、税金、徴税、手数料およびその他控除の対象となる可能性がある。

特に、これは、ファンドの資産の売却、買戻しまたは再編による収益または利益、ファンドの資産のフリー・キャッシュフロー再編、副保管機関に関する変更、ならびにファンドが受領する配当、利息およびその他所得に当てはまる。一定の税金または課徴金(例えば、FATCAの範囲内で課せられるすべての課徴金)(詳細については、後記「4.手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」を参照のこと。)は、源泉徴収税または支払金もしくは支払金の送金からの控除という形で課せられる可能性がある。

#### 受益証券の流出入による取引コスト発生リスク

受益証券の発行は流入額の投資につながる場合があり、受益証券の買戻しは、流動性を得るために投資対象の売却を招くことがある。特に、ある一日に行われた受益証券の発行および買戻しが大体において釣り合わない場合、かかる取引は費用を生じ、ファンドのパフォーマンスをかなり損なうことがある。

#### 預金残高から金利を徴収されるリスク

管理会社が投資するのは、預託機関またはその他の銀行においてファンドの勘定で保有される、ファンドの流動資産である。市場の変動、特に欧州中央銀行の金利政策の展開次第で、短期、中期および長期の銀行預金から金利が徴収される場合がある。このような金利徴収は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

#### 別の投資運用会社へのファンドの譲渡リスク

管理会社は、ファンドを別の投資運用会社に譲渡することができる。かかる譲渡はファンドまたは投資者の地位に影響を与えない。しかし譲渡において各投資者は、新たな投資運用会社が前任の投資運用会社と同程度適任であるとみなすか否かを判断しなければならない。新たな運用体制に基づくファンドに対して、投資者が投資を続けることを希望しない場合、投資者は受益証券を買い戻させなければならない。この場合、所得税が生じることがある。

#### 資金調達における流動性により生じるリスク

「借入れ」の項目に定められる規定に従い、管理会社は、ファンドの勘定において借入れを行うことができる。管理会社が適切な借入れを行わない、または非常に不利な条件でしか借入れることができないリスクが存在する。変動金利による借入れは、金利上昇によりファンドの純資産に負の影響をもたらすことがある。管理会社が借入れを返済しなければならないが、借換えまたはファンドの流動資産から返済することができない場合、管理会社は、途中でまたは予定していた条件より悪条件での資産売却を余儀なくされることがある。

#### 中央清算機関に関するリスク

中央清算機関(CCP)は、特に金融派生商品を伴う一定の取引において、ファンドの仲介機関として行為する。これらの取引に関し、中央清算機関は、売り手に対しては買い手として、買い手に対しては売り手として行為する。中央清算機関は、いわゆる預託証拠金(例えば担保)など、取引の実施により生じる損失を常に補填できる多数の保護手段を通じて、約定事項の履行が不可能と判明した取引相手のリスクをヘッジする。これらの保護にもかかわらず、中央清算機関が債務超過に陥り債務不履行となる可能性を排除することはできず、管理会社がファンドのために有する債権にも影響を及ぼす可能性がある。結果として、ファンドは、ヘッジされていない損失を被ることがある。

## 主要社員の異動に伴うリスク

一定の期間にわたり非常に良好なパフォーマンスを上げるファンドの成功は、投資を扱う者の能力(つまり、運用の適切な判断)によるところがある。しかしながら、投資運用を行う者は異動することがある。新たな意思決定者は成功度が低い可能性がある。

## ファンドの純資産価額の変動

ファンドに代わって管理会社が投資する資産は、増価する機会がある一方で、リスクを内包する。当該資産の市場価値が購入価格以下に下落することにより、資産が減価する可能性があるからである。投資者は、ファンドの純資産価額が購入時の水準を下回った時点で受益証券を売却した場合、ファンドに投資した金額の全額を回収することができない。また、各ファンドは(純資産価額の)安定的な成長を目指し努力するが、かかる成長が達成される保証はない。もっとも、投資者のリスクは、投資金額の喪失に限定され、投資金額以上の金額を支払う義務はない。

## 主要な投資者のためのヘッジ取引による税務リスク

ドイツ国内の配当金および投資者が元々取得しているドイツ国内のエクイティに類似する収益参加権からの収入に対するキャピタル・ゲイン税の全部または一部が控除または払戻可能ではない可能性があることを排除することはできない。投資者が、( )投資収益支払期日の前後の45日の期間(合計91日間)において45日間継続してドイツ国内のエクイティおよびドイツ国内のエクイティに類似する収益参加権を保有し、かつ、( )かかる45日間の全体を通じて継続して受益証券または収益参加権の価値の下落のリスクの70%以上を負担する場合、キャピタル・ゲイン税は全額控除されまたは払い戻されるものとする(いわゆる「45日ルール」)。

さらに、キャピタル・ゲイン税を相殺する目的で、その他の者に対して直接または間接的にキャピタル・ゲインを支払う義務(スワップ、証券貸付取引、レポ契約を通じた支払など)は存在しない。その結果、ドイツ国内のエクイティまたはドイツ国内のに類似する収益参加権から生じるリスクを直接または間接的にヘッジするヘッジまたは先渡取引は、弊害をもたらす可能性がある。バリュエーション指数および価格指数に関するヘッジ取引は、間接的ヘッジと考えられる。ファンドが投資者の関係当事者とみなされ、ファンドがヘッジ取引を締結する限りにおいて、かかる取引は投資者に帰属するものとされ、よって投資者は45日ルールを遵守できなくなる可能性がある。

投資者が元々実現した関連する収益に対するキャピタル・ゲイン税が保留されない場合、ファンドのヘッジ取引は投資者に帰属するものとされ、投資者は税務当局に対してキャピタル・ゲイン税を支払わなければならない可能性がある。

## 企業固有のリスク

ファンドが直接的または間接的に保有する有価証券または短期金融商品の価格動向は、発行体の経営状況およびその信用力(支払能力および支払意思)などの企業固有の要因に左右されることがある。企業固有の要因または信用力が悪化した場合、当該証券の価格は、株式市場の一般的な趨勢が良好であっても、長期間にわたり大幅に下落することがある。

## 保管リスク

保管リスクとは、保管銀行または副保管銀行の破産、過失、故意の違法行為または不正行為があった場合に、ファンドが、保管されている投資額の全部または一部へのアクセスを拒否される可能性から生じるリスクである。国外の他の保管銀行で保有される資産の喪失または消失について、保管銀行は無限の責任を負う。

## 為替リスク

ファンドが外貨建ての証券を直接または間接に保有する場合、ファンドは、これらのリスクをヘッジしていない限りにおいて、為替リスクにさらされる。ファンドの基準通貨に対する外貨の切下げは、外貨建ての資産の価値を下落させる。

## 金利リスク

固定利付証券への投資には、証券発行時または取得時の市場の金利水準が変動する可能性が伴う。市場金利が、発行時の金利と比較して上昇した場合、原則として、固定利付証券の価格は下落する。一方で市場金利が下落した場合、固定利付証券の価格は上昇する。このような価格トレンドは、固定利付証券の現行利回りが市場金利とほぼ同等であることを意味するが、かかる価格変動は、固定利付証券の満期（残存期間）によって大きく異なる。満期の短い固定利付証券は、満期の長い固定利付証券より価格リスクが低い。

これに対し満期の短い固定利付証券は通常、満期の長い固定利付証券より利回りが低い。短期金融商品は、その満期が最長でも397日と短いため、価格リスクは低い傾向にある。金利に連動し、同じ通貨建てかつ満期までの残存期間が同程度の金融商品であっても、それらの利率の変動は異なる場合がある。

## リスクに対する管理体制

管理会社のインベストメント・コンプライアンス/ガイドライン・モニタリング部門では、19名の社員により、規制上、契約上および社内におけるガイドラインの遵守を監視している。監視業務は、工程説明書と内部統制に基づき遂行され、コンプライアンス・システムにおいて、投資制限の完全かつ正確な実施を確保している。

市場リスクの数量化に関する方法、過程およびシステムの設定の責任は、中央のポートフォリオ・リスク管理チームにあり、ポートフォリオ運用とは分離されている。市場リスクは、株式、金利、債券および特定資産を個別に考慮して分析される。市場リスクの数量化に関する規定上の数量的要件(想定最大損失額アプローチ)は、例えば、保有期間10日間、信頼度99%および最低1年の時系列である。

持続可能性情報の開示に関する規則に従ったUCITSファンドの運用およびタクソノミー規則に従い開示される具体的情報

UCITSファンドの投資対象(およびそれぞれの制限)は、基本的にファンドの投資原則に定められる資産および/または商品から構成される。

このUCITSファンドは、環境的特性または社会的特性を促進するものであるため、持続可能性情報の開示に関する規則第8条第1項に従い開示がなされる。環境的に持続可能な活動に関するEU基準を考慮した投資(すなわち、タクソノミーに適合しているもの)の最低限の割合を約束する投資信託は、その投資を通じて、(i) 気候変動の緩和および/または( ) 気候変動への適応という環境目的に貢献する。

環境的に持続可能な経済活動に関する技術スクリーニング基準(以下「TSC」という。)は、(特にタクソノミー規則に定められるその他4つの環境目的に関して)まだ完全には確立されていない。この詳細な基準では、主に企業によって報告されたデータに基づく、各投資に関する複数の具体的なデータ項目が入手可能であることが必要となる。現在のところ、TSCに照らして投資を評価する上では、信頼性のある、最新かつ検証可能な限られたデータしか入手することができない。こうしたことを背景に、またファンドの管理会社としての立場において、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、関連したタクソノミー比率を決定するために外部のデータおよびリサーチ提供会社を利用する。外部の提供会社は、企業の事業活動が欧州連合委員会によって定められた基準に従っているかどうかを査定するため、企業による開示内容を評価する。タクソノミー比率の適切性を査定するため、さらに発行体に関する「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」かどうかの査定が管理会社によって行われる。

「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」原則は、その他すべてのサステナブル投資に対して環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している金融商品の投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

サステナブル投資は、環境目的および/または社会目的に貢献する経済活動への投資(持続可能な目的にプラスに貢献する事業活動への投資)である。ただし、当該投資がこれらの目的のいずれに対しても著しい害を及ぼさず、また投資先企業が、特に健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスに関して優れたコーポレート・ガバナンス慣行を適用していることを条件とする。環境面および社会面での貢献は、例えば、国連持続可能な開発目標およびタクソノミー目的を用いて定義することができる。サブ・ファンドに対するプラスの貢献度の計算は、サステナビリティ・リサーチからの定性的な貢献度によって補完される定量的な枠組みに基づく。用いられる手法では、まず企業を複数の事業活動に細分化して、かかる活動が環境目標および/または社会目標にプラスの貢献をするかどうかを査定する。事業活動の振分けがなされると、ポートフォリオ毎になされたプラスの貢献度の割合を計算するため、資産加重した集約がポートフォリオレベルで行われる。

経済活動は、例えば、エネルギー、再生可能エネルギー、原材料、水および土地の利用、廃棄物の発生ならびに温室効果ガスの排出もしくは生物多様性および循環型経済への影響に関する主要な資源効率指標、または社会目的に貢献する経済活動への投資(特に不平等を是正し、もしくは社会的結束を促進する一助となり、社会的統合および労使関係を促進する投資、もしくは人的資本または経済的もしくは社会的に不利な立場にあるコミュニティへの投資)によって測定することができる。ただし、当該投資がこれらの目的のいずれに対しても著しい害を及ぼさず、また投資先企業が、特に健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスに関して優れたコーポレート・ガバナンスの慣行を適用していることを条件とする。

環境面および社会面での貢献は、国連持続可能な開発目標およびタクソノミー目的を用いて定義することができる。プラスの貢献度の計算は、サステナビリティ・リサーチからの定性的な貢献度によって補完される定量的な枠組みに基づく。用いられる手法では、まず企業を複数の事業活動に細分化して、かかる活動が環境目標および/または社会目標にプラスの貢献をするかどうかを査定する。事業活動の振分けがなされると、ポートフォリオ毎になされたプラスの貢献度の割合を計算するため、資産加重した集約がポートフォリオレベルで行われる。

UCITSファンドのサステナブル投資の最小比率は、UCITSファンドの純資産の少なくとも10%に相当する。

タクソノミーに適合しているUCITSファンドの投資の最小比率は、UCITSファンドの純資産の少なくとも0.01%に相当する。

サステナブルファイナンス開示規則第8条に従って実施される、ファンドの経営陣によって適用される投資戦略の範囲、詳細および関連する要件(上記のとおり適用される除外基準を含むが、これに限らない。)については、英文目論見書の別紙にある契約前情報に記載される。

さらに、ファンドの契約前情報には、SFDRに基づき要求される情報の内容(SFDR第8条および第9条に基づく商品に関して要求されるタクソノミー関連情報を含む。)を詳細に記載するものとする。

派生商品の利用に関しては、「技法および商品の利用ならびに当該利用に関連する特別なリスク」の章に記載される文言が全面的に適用されるものとする。これには、効率的なポートフォリオ運用(ヘッジを含む。)目的および/または投資目的のための派生商品取引が含まれる。可能な場合、ファンドの経営陣は、関連する投資戦略に従って運用されるファンドの公表された環境的特性または社会的特性を実現するのに有用な派生商品取引を優先して選択するものとする。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

ドイツにおけるファンドに対する販売手数料は5%であり、現在管理会社は5%を請求している。

日本国内における申込手数料

受益証券の募集は2009年8月1日以降行われていない。

##### (2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

##### (3) 【管理報酬等】

クラスA(EUR)受益証券につき、管理会社は、各取引日に決定される純資産価額に基づき算定されるファンドの比例按分資産額の年率1.65%に相当する日々の総報酬を受領する。ただし、管理会社はこれより低い料率の総報酬を請求することができる。

上記に従い、当該総報酬は、ファンドに対し別途請求されることのない以下の報酬および費用を含む。

- ・ ファンドの運用(資金運用、管理事務代行業務)に関する報酬
- ・ ファンドの販売会社に対する報酬
- ・ 保管報酬
- ・ 外国証券の海外での保管について現行の銀行慣例に従って課される費用を含む現行銀行慣例上の安全保管および口座報酬
- ・ 投資者のための法定の販売文書(年次報告書および半期報告書、目論見書、主要な投資者向け情報)の印刷・発送費用
- ・ 年次報告書および半期報告書、清算報告書、申込価格および買戻価格ならびに分配または累積利益の公表費用
- ・ 管理会社の監査人によるファンドの監査費用(すべての納税資料がドイツ租税法の規則を遵守している旨を記載した証明書の費用を含む。)
- ・ 持続性のある媒体によるファンドの投資者に対し情報(ファンドの合併に関する情報および投資制限の違反の手段に関する情報または1口当たり純資産価格算定の際の計算の間違いに関する情報を除く。)を提供するための費用
- ・ 政府関連機関がファンドに関して徴収する手数料および費用
- ・ ファンドの投資の成功に関する第三者による分析費用
- ・ 利札の償還に関連して生じる費用

当該総報酬は、いつでも、ファンドの資産から引き出すことができる。

管理会社はまた、ファンドの運用についてファンドに対し請求可能な追加の成功報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬は、以下に定める報告期間終了時における、ファンドの運用成績が以下に指定するベンチマークの実績を上回る金額(ベンチマークに対するアウトパフォーマンス)の20%(最大金額)を上限とするが、該当する報告期間のファンド資産の平均価額の4%を超えてはならないものとする。

レビュー期間終了時におけるファンドのパフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを下回った場合(ベンチマークからのマイナスの逸脱)、管理会社は、成功報酬を受け取ることはできないものとする。ベンチマークのパフォーマンスを上回った金額を計算する場合と同様、ベンチマークのパフォーマンスを下回った金額は、受益証券1口当たりの合意された最大マイナス金額を基準として計算されるものとし、次期報告期間に繰り越される。次期報告期間において、管理会社は、報告期間終了時においてベンチマークのパフォーマンスを上回った金額が前期報告期間から繰り越されたマイナスの金額を超えた場合にのみ、成功報酬を受け取るものとする。かかる場合、報酬を受け取る権利は、上記の2つの金額の差額を基準とするものとする。受益証券1口当たりの残存マイナス金額は、次期報告期間に繰り越される。次期レビュー期間の終了時においても、再び、ベンチマークに対するマイナス金額が残存する場合には、繰り越されたマイナス金額と今回のマイナス金額が合算される。成功報酬を計算する際、過去5報告期間において繰り越されたマイナス金額が考慮される。

成功報酬の計算の基準として利用されるレビュー期間は、2013年2月1日に開始し、2014年7月31日に終了する。2013年2月1日から2013年6月30日までの成功報酬は、2013年6月30日まで有効な費用に関する規定に従って計算され、また、2013年7月1日から2014年7月31日までの成功報酬は、2013年7月1日から効力を生ずる費用に関する規定に従って計算される。成功報酬が計算される対象となる将来のすべての報告期間は、各暦年の8月1日に開始し、翌暦年の7月31日に終了する。

MSCIヨーロッパ・インデックス・トータル・リターン(ネット)がベンチマークとして選定された。ファンドの投資戦略が変更された場合、または記載されたベンチマークが存在しなくなった場合、管理会社は、ファンドの投資戦略を考慮しつつ上記に記載された指数の代わりとなる他の適切な指数を指定するものとする。

成功報酬は、ベンチマークのパフォーマンスとBVI方式に従って算出される報告期間中のファンドのパフォーマンスを比較することによって計算される。ファンドに請求される費用を比較前にベンチマークのパフォーマンスから差し引くことはできないものとする。

上記に従ってファンドのパフォーマンスを計算するために、会計年度の期首からの受益証券1口当たりのパフォーマンスは、受益証券1口当たりの価格にファンドが支払った一切の配当および税金を算出の目的上加算することによって算出される。

日次の比較の結果により、日次の比較をベースに発生した成功報酬は、ファンドに計上される。レビュー期間中のファンドのパフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを下回った場合、レビュー期間中に既に発生した成功報酬は、日次の比較に従って無効となる。報告期間終了時において既に計上されていた成功報酬は、払い戻されることがある。

報告期間終了時の受益証券1口当たりの価格が報告期間の期首の価格を下回った場合も成功報酬は取り消されることがある(絶対ネガティブ・パフォーマンス)。

#### (4) 【その他の手数料等】

上記の報酬等に加え、以下の費用がファンドに対し請求される。

現行の銀行慣例に従った証券貸付プログラムの使用に関連して生じる費用。管理会社は、証券貸付に関する費用が、いかなる場合も、かかる取引による収益を超えることがないことを確保するものとする。

ファンドに帰属する正当とみなされる請求の主張および執行に関する費用、ならびにファンドに対し提起された正当ではない請求に対する防御に関する費用

源泉税もしくはその他の税金および/または会計手数料の減額、相殺および/または払戻しに関する正当とみなされる請求の検証、主張および執行に関する費用

管理および保管に関する上記 および に言及される費用に関連して、管理会社、保管銀行および第三者に支払われる報酬に応じて支払われる税金

上記の報酬および費用に加えて、資産の取得および売却に関連して生じる費用は、ファンドに請求される。

管理会社は、取引に関して、投資者の最善の利益のため投資判断に用いられるリサーチおよび分析をブローカーから入手することができる。管理会社は、選任されたブローカーと契約を締結することができ、かかる契約に基づき、ブローカーは直接にまたは多少の遅れをもって、管理会社が資産の売買につき支払う報酬の一部を、管理会社が投資者の最善の利益のため投資判断に利用するリサーチまたは分析を管理会社に提供する第三者に移譲することができる(「手数料シェア契約」)。

管理会社は、通常、自らの総報酬の一部を仲介業者に渡す。かかる報酬は非金銭的利益の形になることもある。これは、委託ベースの分配および助言業務に関する支払いを行い、当該分配および助言業務のクオリティを向上させるためである。同時に、管理会社は、第三者から報酬または非金銭的利益を受け取ることがある。管理会社は、要求に応じて投資者に対し、付与されたまたは受け取った報酬および利益に関する詳細を開示する。

管理会社は、保管銀行または第三者に対して支払われた報酬および費用でファンドに対し請求されたものに関する返金を受け取らないものとする。

会計年度中にファンドに対し請求された費用は、年次報告書においてファンドの平均出来高(「総費用比率(TER)」)に関連して開示および報告されるものとする。総報酬はファンドにおいて負担した取引費用、借入金利息および運用関連手数料とみなされる。負担した費用は費用補償の対象にならない。また、対象投資信託レベルで負担した費用は勘定に入られない。表示期間中に負担した費用の総額は、ファンド資産で除される。結果として生じた割合が、成功報酬を含まないTERである。成功報酬および成功報酬を含むTERも表示される。計算は、EU規則第583/2010号に関連してCESRガイドライン10-674で推奨される方法を遵守する。

管理会社は、今後短期間における重大なTERの変動は予想していないが、TERは、管理会社が影響力を行使することができない外部費用の増加等が原因となって将来異なってくる可能性がある。

第2次金融商品市場指令(MiFID II)/ドイツ証券取引法(WpHG)に基づき、販売会社は、証券サービスを提供する前に、顧客に対し総費用を開示しなければならない。この総額は、サービスおよびファンドに係る経費から成る。第2次金融商品市場指令は、ファンド費用の拡大された定義を踏まえたものである。特に、拡大された定義は、取引費用を総コストに含めている。ファンドのレベルで継続して発生する費用を決定する際には、資金調達費用または証券貸付費用などのいくつかの新たな要素も加えられる。ファンド費用の拡大された定義は、継続して行われる顧客報告にも適用される。経費の見積りにおいて予想される乖離については、目論見書で明確に示す必要がある。投資者が受益証券を取得する際に第三者から助言を受ける場合、またはかかる第三者が取得のためのブローカーとして行為する場合、かかる第三者は、ここで説明される総費用比率を超える経費または費用比率を示すことができる。その理由として、特に、かかる第三者がそのブローカレッジ業務または助言業務に係る経費も考慮に入れるという点を挙げるができる。また、かかる第三者は、販売手数料などの一時費用も考慮に入れることがあり、一般的に、ファンドのレベルで発生する費用について異なる計算方法を用いるが、これには、特にファンドの取引コストが含まれる。このことは、長期にわたる助言関係またはその他の顧客との関係の中で保有される、ファンド投資に関する通常の経費についての情報にも当てはまる。

#### 投資信託の受益証券の取得に関する特定の特徴

上記の総報酬に加え、ファンドにおいて保有される対象投資信託の受益証券の運用報酬もファンドに対し請求される。総報酬全額が総費用比率の計算に考慮される。

投資者は、ファンドが対象投資信託の受益証券に投資する範囲で、本書に記載した諸費用を直接負担するだけでなく、対象投資信託に請求される比例按分の諸費用も間接的に負担しなければならない。対象投資信託に請求される諸費用は、その設立文書(例えば、投資約款または定款)により決定されるため、理論的に予測することはできない。ただし、一般的に、本書に記載したファンドに対し請求される報酬および費用は対象投資信託に対しても同様に請求される。

管理会社は、年次報告書および半期報告書に、対象投資信託の受益証券の取得および買戻しに関して該当する報告期間においてファンドに対し請求された販売手数料および買戻し手数料の金額を開示しなければならない。ファンドが、管理会社または相当の直接または間接的参加をもって管理会社が関連会社化している他の会社が直接または間接的に運用する対象投資信託の受益証券を取得する場合、管理会社も当該関連会社も、当該受益証券の申込みまたは買戻しの手数を請求してはならない。管理会社は、年次報告書および半期報告書に、ファンドにおいて保有される受益証券の運用報酬として、管理会社、他の(資本)運用会社もしくは相当の直接または間接的株式投資を通じて関連のある他の会社がファンドに対し請求する報酬を開示しなければならない。

その他の手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

## (5) 【課税上の取扱い】

## 日本での取扱い

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。ファンドの受益証券はどの取引所にも上場していない。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。 )。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## ドイツでの取扱い

### 投資者向けの主要な税制の概要

以下の税制の概要は、ドイツにおいてすべての納税義務を負う投資者にのみ適用される。以下は、ドイツ居住者についても言及される。外国投資者に関しては、自らの税務アドバイザーに相談し、ファンドの受益証券を購入する前に、当該ファンドへの投資により自らの居住国において負う場合がある納税義務につき調べを勧める。外国投資者は、すべてのドイツにおける納税義務を負わない投資者である。外国投資者は、以下に非居住者として言及されている。

特別目的のファンドとして、ファンドは、通常、法人税および事業税を免除されている。ただし、ファンドは、投資対象から得られるドイツ国内の収入および所得税納税義務を限定的に有するという状況におけるその他のドイツ国内の収入を通じて部分的に法人税の対象となる（法人に対する受益証券の売却から得られる利益を除く。）。税率は15%である。課税収益が確定資本利益税を控除することにより課税される場合、15%の税率は既に連帯付加税を含んでいる。

ただし、投資収入は、投資収入がその他の資本収入と合わせて節税者のための非課税額（現在（納税申告を個別に行う1名または2名の者に関しては）1,000ユーロまたは（納税申告を共同で行う2名の者に関しては）2,000ユーロ）を超える範囲で、個人投資者のレベルにおいて所得税の目的上資本収入とみなされる。

原則として、資本収入は25%の源泉徴収税（これに加えて、該当する場合、連帯付加税および教会税）の対象である。資本収入は、投資信託からの収入（投資収入）、すなわちファンドからの分配、前払いされた一括支払金および受益証券の売却から得られる利益も含む。

原則として、源泉徴収された税金は、個人投資者の最終的な租税債務（最終的な源泉徴収税）に等しいため、資本収入を所得税申告に含める必要はなくなる。原則として、税金が保管機関により源泉徴収された場合、損失および直接投資から生じる外国源泉徴収税の相殺は既に考慮されている。

ただし、源泉徴収された税金は、投資者の個人税率が最終的な源泉徴収税率である25%を下回る場合、最終的なものではない。かかる場合、投資者は、自らの資本収入を所得税申告に含める。金融当局は、その後租税債務を計算するために最も低い個人税率を使用し、源泉徴収された金額を個人租税債務と相殺する（納税者に最も有利な規定に基づく査定）。

資本収入につきいかなる税金も源泉徴収されていなかった場合（例えば、収入が外国の証券勘定において保有されるファンドの受益証券の売却から生じたため税金が源泉徴収されていなかった場合）、資本収入は納税申告に含まれるものとする。資本収入はその後最終的な源泉徴収税率である25%または最も低い個人税率で課税されるものとする。

受益証券が受益者の事業資産の一部として保有される場合には、収入は税務上の目的において事業所得として取り扱われる。

## 個人資産として保有される受益証券(ドイツ居住者)

### 分配

ファンドの分配は、通常、課税対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、分配の30%が非課税である。

課税分配は、通常、25%の源泉徴収税(これに加えて、連帯付加税および該当する場合、教会税)の対象である。

投資者が税務の目的上ドイツ居住者である場合および適切な源泉徴収免除証明(Freistellungsauftrag)が提出されている場合、いかなる税金も源泉徴収されない。ただし、かかる収入の課税部分が、納税申告が個別に行われた場合は1,000ユーロ、または既婚者が共同で納税申告を行う場合は2,000ユーロを超えないことを条件とする。

所得税の対象となることが予定されていない者につき非課税証明書が提出された場合にも、上記が適用される。

ドイツの投資者の受益証券がドイツの証券勘定で保有された場合、勘定を維持する保管機関は、その支払代理人としての資格において、特定の分配日の前に十分な金額につき(正式な様式を使用して記入済の)源泉徴収免除証明が当該保管機関に提出された場合、または最大3年間を限度として税務当局により発行されている非課税証明書が当該保管機関に提出された場合、税金の源泉徴収を行わない。かかる場合、分配の全額が投資者に貸方記入され、いかなる税金も源泉徴収されない。

### 前払いされた一括支払金

前払いされた一括支払金は、暦年内にファンドが行った分配が当該暦年の基準収入を下回る金額である。基準収入は、暦年開始時の受益証券買戻価格に、長期にわたって取得される可能性がある公共セクターの債券の利益から生じた基準金利の70%を乗じて計算される。基準収入は、超過額に限定される。超過額は、暦年において設定された当初価格および最終価格の間の買戻価格に、暦年に行われた分配を加算して計算される。受益証券が取得される年において、前払いされた一括支払金は、取得月に先立つそれぞれの満1か月に関して12分の1に減額される。前払いされた一括支払金は、翌暦年の最初の営業日に受領されたものとみなされる。

前払いされた一括支払金は、通常、課税対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、前払いされた一括支払金の30%が非課税である。

課税対象の前払いされた一括支払金は、通常、25%の源泉徴収税(これに加えて、連帯付加税および該当する場合、教会税)の対象である。

投資者が税務の目的上ドイツ居住者である場合および適切な源泉徴収免除証明(Freistellungsauftrag)が提出されている場合、いかなる税金も源泉徴収されない。ただし、かかる収入の課税部分が、納税申告が個別に行われた場合は1,000ユーロ、または既婚者が共同で納税申告を行う場合は2,000ユーロを超えないことを条件とする。

所得税の対象となることが予定されていない者につき非課税証明書が提出された場合にも、上記が適用される。

ドイツの投資者の受益証券がドイツの証券勘定で保有された場合、勘定を維持する保管機関は、その支払代理人としての資格において、特定の受領日の前に十分な金額につき(正式な様式を使用して記入済の)源泉徴収免除証明が当該保管機関に提出された場合、または最大3年間を限度として税務当局により発行されている非課税証明書が当該保管機関に提出された場合、税金の源泉徴収を行わない。かかる場合、税金は支払われない。その他税金が支払われる場合、投資者は、ドイツの保管機関が納税するに足る十分な額を用意しなければならない。そのために保管機関は、投資者の同意を必要とすることなく、保管機関が投資者の名義で維持する勘定から、支払われるべき税金の金額を徴収することができる。投資者が前払いされた一括支払金を受領する前に異議を申し立てない限り、保管機関は、投資者と合意した当座貸越しがかかる勘定に関して使用されなかったため、投資者の名義で保有する勘定から、支払われるべき税金の金額を徴収することができる。投資者が、ドイツの保管機関が納税するに足る十分な額を用意するという自らの義務を履行しなかった場合、保管機関は、この点を管轄税務局に通知しなければならない。かかる場合、投資者は、所得税申告において前払いされた一括支払金を申告しなければならない。

### 投資者レベルのキャピタル・ゲイン

ファンドの受益証券が売却される場合、一切のキャピタル・ゲインは、25%の源泉徴収税の対象となる。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、キャピタル・ゲインの30%が非課税である。

ドイツの証券勘定で受益証券が保有される場合、勘定を維持する保管機関は源泉徴収税を控除し、部分的な免除を考慮する。25%の源泉徴収税(これに加えて連帯付加税および該当する場合、教会税)は、十分な源泉徴収免除証明または非課税証明書を提出することにより回避することができる。個人の投資家がかかる受益証券を損失を出して売却した場合、かかる損失をその他のプラスの資本収入を相殺するために使用することができる。受益証券がドイツの保管機関によって保有され、同一の暦年にプラスの資本収入が同一の保管機関において生み出された場合、保管機関は損失を相殺するものとする。

キャピタル・ゲインの金額を計算する場合、投資期間中に充当された前払いされた一括支払金は、キャピタル・ゲインから控除されるものとする。

## 事業資産の一部として保有される受益証券（ドイツ居住者）

### 免税される株式クラス

株式クラスは、ある株式クラスの受益証券が税制優遇を受ける投資者によってのみ取得または保有され、当該投資者が定款および付属定款、信託の設立証書その他規約に基づき、単独で、かつ、直接的に非営利、慈善もしくは宗教の目的を果たすドイツの企業、団体もしくは財団であり、実際にしかるべく運営されている場合、または単独で、かつ、直接的に宗教的利益にかなう一般法に基づく法主体である場合に限り、免税される。ただし、かかる免税は、受益証券が営利目的の事業運営において保有される場合は適用されないものとする。これは、公的援助および回収のサービスを提供している、外国に登録上の事務所を有し、運用を行う類似の外国の投資者にも適用される。

株式クラスは、また、ドイツ年金契約証明法（Altersvorsorgeverträge-Zertifizierungsgesetz）に従って年金給付契約または基礎年金契約に関連して保有される当該株式クラスの株式が上述の税制優遇を受ける投資者によってのみ保有されるか、または当該投資者に追加で保有される限りにおいて、免税される。

ある株式クラスの免税に関する前提条件は、投資者がファンドに対し当該投資者の適切な免税証明書を提供し、投資条件が当該クラスの株式を投資ファンドに返還することのみを許可しており、かつ、当該クラスの株式の移転を除外していることである。

さらに、ドイツ国内の配当およびドイツ国内のエクイティに関連する利益共有権からの収入に対するファンドレベルで支払うべき法人税の免除に関しては、ドイツ国内のエクイティおよびドイツ国内のエクイティに関連する利益共有権が、実質的所有者としてのファンドにより、キャピタル・ゲインの支払期日の前後の45日の期間において45日間継続して保有され、価値変動の最小リスクがこの45日間全体を通じて一定の70%を維持することが、かかる免除の必須要件である。

管理会社がファンドの運用に関連して受ける免税の金額（ドイツ投資税法第12条第（1）項）で、前述の株式クラスからの収入に割当て可能なものは、一般的に、これらの株式クラスの投資者に対して支払われる。本手続きに反して、管理会社には、本株式クラスの投資者の利益のために、免税額をファンドに直接配分する権利が付与される。この配分により、新株が発行されることはない。

### ファンドの法人税の払戻し

投資者が、定款および付属定款、信託の設立証書その他規約に基づき、単独で、かつ、直接的に非営利、慈善もしくは宗教の目的を果たすドイツの企業、団体もしくは財団であり、実際にしかるべく運営されている場合、または単独で、かつ、直接的に宗教的利益にかなう一般法に基づく法主体である場合、ファンドレベルで負担した法人税は、投資者に送金するためにファンドに対して払い戻される。ただし、かかる払戻しは、受益証券が営利目的の事業運営において保有される場合は行われぬものとする。これは、公的援助および回収のサービスを提供している、外国に登録上の事務所を有し、運用を行う類似の外国の投資者にも適用される。かかる投資者が、関連する申請書を提出し、負担した法人税が投資者の保有期間に比例して帰属することがその前提条件である。

また、投資者は、受益証券をその他の者に譲渡する義務を負うことなく、法人税の対象であるファンドの収入を受領する3か月以上前に受益証券の法律上の実質的所有者でなければならない。さらに、ドイツ国内の配当およびドイツ国内のに関連する利益共有権からの収入に対するファンドレベルで支払うべき法人税に関して、ドイツ国内のエクイティおよびドイツ国内のに関連する利益共有権が、実質的所有者としてのファンドにより、キャピタル・ゲイン支払期日の前後の45日の期間において45日間継続して保有され、価値変動の最小リスクがこの45日間全体を通じて一定の70%を維持することが、払戻しの必須要件である(いわゆる「45日ルール」)。

払戻しの申請書には、免税証明書および保管勘定を維持する機関により発行された保有される投資受益証券に関する明細書を同封しなければならない。投資信託受益証券保有の明細書は、投資者が暦年中に保有する受益証券の口数ならびに暦年中における受益証券の売買の時期および程度に関して作成された正式な証明書である。

ドイツ年金契約証明法に従って証明された個人退職年金または基礎年金の枠組みにおいてファンドの受益証券が保有されている場合もまた、ファンドレベルで負担した法人税は、投資者に送金するためにファンドに対して払い戻される。そのためには、個人退職年金または基礎年金契約の提供者が、ファンドに対し、ファンドの会計年度末の1か月以上前に、受益証券の取得または売却の時期および金額を通知することが必要となる。また、上記の45日ルールが考慮されなければならない。

ファンドまたは管理会社は、投資者に送金するために関連する法人税の払戻しを受ける義務を負わない。特に、ファンドまたは管理会社は、投資者に関連する予想される払戻金額の最低額および/または手数料の合意に従い、かかる払戻しの申請を自由に行うことができる。

規制が非常に複雑であるため、税務アドバイザーに相談することが望ましい。

## 分配

ファンドの分配は、通常、所得税ならびに/または法人税および事業税の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、分配の60%が非課税であり、事業税の目的上、分配の30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、分配の80%が通常非課税であり、事業税の目的上、分配の40%が非課税である。受益証券が投資対象に割り当てられる予定の生命保険会社、健康保険会社もしくは年金基金である法人、または受益証券がドイツ商法典(HGB)第340e条第(3)項の意味の範囲内における取引ポートフォリオに割り当てられる予定であるか、もしくは、受益証券が事業資産への追加時点で流動資産として報告される予定である信用機関に関しては、法人税の目的上、分配の30%が非課税であり、事業税の目的上、分配の15%が非課税である。

分配は、通常、25%の源泉徴収税(これに加えて、連帯付加税)の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているため、税金を源泉徴収する際、30%の部分的な免除が考慮される。

### 前払いされた一括支払金

前払いされた一括支払金は、暦年内にファンドが行った分配が当該暦年の基準収入を下回る金額である。基準収入は、暦年開始時の受益証券買戻価格に、長期にわたって取得される可能性がある公共セクターの債券の利益から生じた基準金利の70%を乗じて計算される。基準収入は、超過額に限定される。超過額は、暦年において設定された当初価格および最終価格の間の買戻価格に、暦年に行われた分配を加算して計算される。受益証券が取得される年において、前払いされた一括支払金は、取得月に先立つそれぞれの満1か月に関して12分の1に減額される。前払いされた一括支払金は、翌暦年の最初の営業日に受領されたものとみなされる。

前払いされた一括支払金は、通常、所得税ならびに/または法人税および事業税の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、前払いされた一括支払金の60%が非課税であり、事業税の目的上、前払いされた一括支払金の30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、前払いされた一括支払金の80%が通常非課税であり、事業税の目的上、前払いされた一括支払金の40%が非課税である。受益証券が投資対象に割り当てられる予定の生命保険会社、健康保険会社もしくは年金基金である法人、または受益証券がドイツ商法典(HGB)第340e条第(3)項の意味の範囲内における取引ポートフォリオに割り当てられる予定であるか、もしくは、受益証券が事業資産への追加時点で流動資産として報告される予定である信用機関に関しては、法人税の目的上、分配の30%が非課税であり、事業税の目的上、分配の15%が非課税である。

前払いされた一括支払金は、通常、25%の源泉徴収税(これに加えて、連帯付加税)の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているため、税金を源泉徴収する際、30%の部分的な免除が考慮される。

### 投資者レベルのキャピタル・ゲイン

受益証券の売却から得られる利益は、通常、所得税ならびに/または法人税および事業税の対象である。キャピタル・ゲインの金額を計算する場合、投資期間中に充当された前払いされた一括支払金は、キャピタル・ゲインから控除されるものとする。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、キャピタル・ゲインの60%が非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、キャピタル・ゲインの80%が通常非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの40%が非課税である。受益証券が投資対象に割り当てられる予定の生命保険会社、健康保険会社もしくは年金基金である法人、または受益証券がドイツ商法典(HGB)第340e条第(3)項の意味の範囲内における取引ポートフォリオに割り当てられる予定であるか、もしくは、受益証券が事業資産への追加時点で流動資産として報告される予定である信用機関に関しては、法人税の目的上、キャピタル・ゲインの30%が非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの15%が非課税である。

受益証券の売却から得られる利益は、通常、源泉徴収税の対象ではない。

## マイナスの税収

ファンドからのマイナスの税収を投資者に直接配分することはできない。

## 清算手続中における課税

ファンドが清算されている間、暦年中に行われる分配は、当該暦年中に設定された最終買戻価格が償還費用を下回る限りにおいてのみ非課税の元本償還とみなされる。

## 非居住者

非居住者である納税者がドイツの保管機関にてファンドの受益証券を保有した場合、分配、前払いされた一括支払金または受益証券の売却から得られる利益からいかなる税金も控除されない。

ただし、投資者が、自らが非居住者であるという証拠を提示することを条件とする。投資者の非居住状態が、証券勘定を維持する保管機関に知らされなかった場合、またはかかる状態の証拠の提供が適時になされなかった場合、外国投資者はドイツ租税通則法（Abgabenordnung, AO 第37条第2項）に従って源泉徴収税の還付を申請する必要がある。かかる証拠は、証券勘定を維持する保管機関に対して責任を負う税務局に送付されなければならない。

## 連帯付加税

5.5%の連帯付加税は、分配、前払いされた一括支払金および受益証券の売却から得られる利益から控除される税金である。連帯付加税は、所得税および法人税債務と相殺することができる。

## 教会税

所得税債務が、証券勘定を維持するドイツの保管機関が控除する源泉徴収税により支払われた場合、適用ある教会税が、源泉徴収税に加えて、また、教会税納税者が属する宗教的共同体の教会税率に基づいて通常賦課される。源泉徴収税の控除時に、教会税が特別費用として考慮される。

## 外国源泉徴収税

源泉徴収税は、国外で生じたファンドの収入から控除することができる。投資者は、租税債務を減らすためにかかる源泉徴収税を考慮してはならない。

## ファンド合併の影響

ドイツ国内のファンドがその他のドイツ国内のファンドと合併した場合、投資者のレベルおよび参加ファンドのレベルのいずれにおいても隠れた準備金が明らかにされることはない。すなわち、合併は税務上中立なものである。ドイツ国内のファンドのすべての資産の、ドイツの変動資本を有する会社型投資信託またはドイツの変動資本を有する会社型投資信託のサブ・ファンドに対する移転に関しても同様である。移転されたファンドの投資者が、合併計画（ドイツ投資法第190条第2項第2号）に定めるとおり現金支払を受領した場合、かかる現金支払は、分配として取り扱われるべきである。

移転する投資ファンドの適用ある部分的な免税率が、取得する投資ファンドの適用ある部分的な免税率とは異なる場合、移転する投資ファンドの投資受益証券は売却されたとみなされ、取得する投資ファンドの投資受益証券は取得されたとみなされる。想定上の売却による収益は、取得する投資ファンドの投資受益証券が実際に売却された場合にのみ生じたとみなされる。

## 税務情報の自動的交換

国際的な脱税および租税回避の阻止における情報の自動的交換の重要性は、近年国際レベルで相当に高まっている。その結果、OECDは、特に、税務における金融口座情報の自動的交換に関する国際基準（共通報告基準、以下「CRS」という。）を公表した。CRSはまた、2014年12月9日付の理事会指令2014/107/EUにより2014年の終了時点で課税分野の行政協力（情報の自動的交換）に関する指令2011/16/EUに組み込まれた。参加国（すべてのEU加盟国および相当数の他の第三国）は、現在CRSを適用する。ごく少数の国（例えば、オーストリアおよびスイス）のみが1年遅れてCRSを適用することを許可される。ドイツは、2015年12月21日付の金融口座情報交換法（Finanzkonten-Informationsaustauschgesetz）により、CRSをドイツの法律に移行した。

CRSは、関連する金融機関（主に信用機関）に対してその顧客に関する特定の情報を取得することを義務付ける。顧客（自然人または法主体）がその他の参加国に所在する、報告義務の対象となる者（かかる者には、例えば上場会社または金融機関は含まれない。）である場合、その口座および証券勘定は報告義務の対象として分類される。報告を行う金融機関は、その後、報告義務の対象であるそれぞれの口座に関して、一定の特定情報を当該金融機関の本国の税務当局に移転する。税務当局は、その後、かかる情報を顧客の本国の税務当局に移転する。

移転される情報の主な項目は、報告義務の対象である顧客の個人データ（氏名、住所、納税者識別番号、（自然人に関して）生年月日および出生地、居住国）ならびに口座および証券勘定に関する情報（例えば、口座番号、口座残高または勘定価額、収入（投資信託から得られる利息、配当または分配等）の総額、金融資産（ファンドの受益証券を含む。）の売却または買戻しから得られる総収入）である。

したがって、CRSにより、報告義務の対象であり、参加国に所在する信用機関において口座および/または証券勘定を保有する投資者に特に影響が及ぶ。その結果、ドイツの信用機関は、その他の参加国に所在する投資者に関する情報を連邦中央税務局(Bundeszentralamt für Steuern)に報告し、連邦中央税務局は、当該情報を投資者の所在国におけるそれぞれの税務当局に提供する。同様に、その他の参加国の信用機関は、ドイツに所在する投資者に関する情報をそれぞれの本国の税務当局に報告し、かかる税務当局は、当該情報を連邦中央税務局に提供する。最後に、その他の参加国に所在する信用機関が、同様にその他の参加国に所在する投資者に関する情報をそれぞれの本国の税務当局に報告する可能性がある。かかる本国の税務当局は、その後、情報を投資者の所在国におけるそれぞれの税務当局に提供すると考えられる。

#### 一般的留意事項

本書に記載される税務情報は、現行法に基づいており、ドイツにおける無制限所得税または無制限法人税債務の対象者向けである。しかし、新たな法律、判決または税務当局による規則によって、税務上の意味合いが変更されないという保証はない。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】(資産別及び地域別の状況)

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	イギリス	372,771,595.33	23.36
	フランス	319,939,621.31	20.05
	オランダ	159,954,452.06	10.02
	ドイツ	142,491,071.41	8.93
	スイス	106,464,487.96	6.67
	イタリア	105,384,382.11	6.60
	ベルギー	85,729,813.20	5.37
	ジャージー島	47,765,033.63	2.99
	デンマーク	41,020,290.45	2.57
	アイルランド	39,666,559.44	2.49
	スペイン	32,411,295.20	2.03
	ポルトガル	23,995,612.37	1.50
	フィンランド	18,768,925.76	1.18
	ノルウェー	15,104,279.27	0.95
小計		1,511,467,419.50	94.70
現金・その他の資産(負債控除後)		84,556,426.92	5.30
合計 (純資産総額)		1,596,023,846.42 (約299,047百万円)	100.00

(注1) 上記は、クラスA(EUR)受益証券およびクラスP(EUR)受益証券の両方を含むファンド全体の投資状況を記載している。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 上位30銘柄

&lt; 株式 &gt;

(2026年4月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	業種	株数(株)	時価(ユーロ)		投資比率(%)
					単価	金額	
1	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	64,702	1,192.20	77,137,724.40	4.83
2	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	952,596	77.44	73,769,034.24	4.62
3	SIEMENS AG-REG	ドイツ	工業	254,003	246.55	62,624,439.65	3.92
4	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1,590,884	38.16	60,708,772.77	3.80
5	ASTRAZENECA PLC	イギリス	ヘルスケア	350,902	159.12	55,835,624.31	3.50
6	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	ベルギー	生活必需品	778,387	62.80	48,882,703.60	3.06
7	SCHNEIDER ELECTRIC SE	フランス	工業	172,792	265.35	45,850,357.20	2.87
8	SANOFI	フランス	ヘルスケア	570,152	78.09	44,523,169.68	2.79
9	INTESA SANPAOLO	イタリア	金融	7,747,778	5.63	43,612,242.36	2.73
10	NESTLE SA-REG	スイス	生活必需品	469,290	85.82	40,272,782.78	2.52
11	DCC PLC	アイルランド	エネルギー	611,741	64.84	39,666,559.44	2.49
12	STMICROELECTRONICS NV	オランダ	情報技術	867,313	44.55	38,638,794.15	2.42
13	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	金融	99,915	382.10	38,177,521.50	2.39
14	BNP PARIBAS	フランス	金融	432,323	85.87	37,123,576.01	2.33
15	KBC GROUP NV	ベルギー	金融	330,764	111.40	36,847,109.60	2.31
16	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	イギリス	生活必需品	673,329	53.77	36,203,242.96	2.27
17	INFORMA PLC	イギリス	通信事業	3,644,996	9.13	33,261,456.65	2.08
18	CAIXABANK SA	スペイン	金融	3,049,040	10.63	32,411,295.20	2.03
19	MAN GROUP PLC/JERSEY	ジャージー島	金融	11,206,774	2.88	32,250,454.19	2.02
20	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	フランス	工業	423,847	75.94	32,186,941.18	2.02
21	ING GROEP NV	オランダ	金融	1,310,329	23.99	31,428,241.07	1.97
22	LLOYDS BANKING GROUP PLC	イギリス	金融	27,834,999	1.12	31,092,781.95	1.95
23	KNORR-BREMSE AG	ドイツ	工業	315,238	97.95	30,877,562.10	1.93
24	LOTTOMATICA GROUP SPA	イタリア	循環消費財	1,134,523	24.95	28,306,348.85	1.77
25	PANDORA A/S	デンマーク	循環消費財	406,975	64.12	26,094,111.21	1.63
26	EDP SA	ポルトガル	公共施設	5,258,736	4.56	23,995,612.37	1.50
27	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	イギリス	工業	1,734,719	13.43	23,297,052.81	1.46
28	SIKA AG-REG	スイス	基幹素材	142,731	153.15	21,859,911.62	1.37
29	DANONE	フランス	生活必需品	327,464	66.30	21,710,863.20	1.36
30	IGQ5 31 GROUP PLC	イギリス	金融	744,085	28.97	21,559,088.46	1.35

(注) 上記は、クラスA(EUR)受益証券およびクラスP(EUR)受益証券の両方を含むファンド全体の投資有価証券の主要銘柄である。

## 種類別投資比率(全銘柄)

(2026年4月末日現在)

種類	投資比率 (%)
株式	94.70
合計	94.70

## 業種別投資比率(全株式)

(2026年4月末日現在)

業種	投資比率 (%)
金融	22.70
工業	14.93
エネルギー	10.91
ヘルスケア	10.78
生活必需品	10.12
情報技術	8.21
循環消費財	7.28
通信事業	5.71
基幹素材	2.55
公共施設	1.50
合計	94.70

## 【投資不動産物件】

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2026年4月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

過去10年度末および2026年4月末日前1年間における各月末のクラスA(EUR)受益証券の純資産総額および一口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

会計年度末	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	百万ユーロ	百万円	ユーロ	円
2016年度末	1,318	246,954	104.88	19,651
2017年度末	1,330	249,202	105.99	19,859
2018年度末	1,097	205,545	89.55	16,779
2019年度末	1,263	236,648	105.45	19,758
2020年度末	1,458	273,185	124.57	23,341
2021年度末	1,669	312,721	146.76	27,498
2022年度末	1,460	273,560	129.18	24,204
2023年度末	1,585	296,981	142.79	26,755
2024年度末	1,508	282,554	142.81	26,758
2025年度末	1,542	288,925	153.46	28,754
2025年5月末日	1,556	291,548	149.78	28,064
6月末日	1,533	287,238	147.76	27,686
7月末日	1,545	289,487	149.14	27,944
8月末日	1,529	286,489	148.79	27,879
9月末日	1,527	286,114	149.02	27,922
10月末日	1,564	293,047	152.86	28,641
11月末日	1,526	285,927	150.40	28,180
12月末日	1,542	288,925	153.46	28,754
2026年1月末日	1,578	295,670	157.61	29,531
2月末日	1,631	305,600	163.93	30,716
3月末日	1,505	281,992	148.64	27,851
4月末日	1,572	294,546	155.50	29,136

## 【分配の推移】

過去10年間のクラスA(EUR)受益証券の一口当たり分配金の推移は、以下のとおりである。

会計年度	一口当たり分配金(ユーロ)
2016年度	3.01(約564円)
2017年度	2.73(約512円)
2018年度	1.63(約305円)
2019年度	1.25(約234円)
2020年度	0.00(約 0円)
2021年度	1.78(約334円)
2022年度	2.30(約431円)
2023年度	2.29(約429円)
2024年度	2.54(約476円)
2025年度	3.46(約648円)

(注) 分配金は、毎年会計年度末から3か月以内に支払われる。

## 【収益率の推移】

過去10年間のクラスA(EUR)受益証券にかかる収益率の推移は、以下のとおりである。

会計年度	収益率 <sup>(注)</sup> (%)
2016年度	0.91
2017年度	3.93
2018年度	-12.94
2019年度	19.58
2020年度	19.32
2021年度	17.81
2022年度	-10.77
2023年度	12.32
2024年度	1.62
2025年度	9.24

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末のクラスA(EUR)受益証券一口当たり純資産価格(当該会計年度に支払われた分配金の合計額を加えた額(ただし、中間分配金は、便宜上、期末分配金と同日に支払われたものとみなす。))

b = 当該会計年度の直前の会計年度末のクラスA(EUR)受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

最近10会計年度におけるクラスA(EUR)受益証券の販売、買戻しの実績および各年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻し口数	期末発行済総口数
2016年度	424,122 (0)	770,401 (2,060)	12,565,275 (30,940)
2017年度	645,958 (0)	658,845 (2,170)	12,552,388 (28,770)
2018年度	262,486 (0)	568,380 (740)	12,246,494 (28,030)
2019年度	320,534 (0)	587,972 (620)	11,979,056 (27,410)
2020年度	311,902 (0)	584,553 (1,910)	11,706,405 (25,500)
2021年度	262,891 (0)	593,864 (6,320)	11,375,432 (19,180)
2022年度	240,280 (0)	311,994 (2,390)	11,303,718 (16,790)
2023年度	276,497 (0)	481,481 (1,380)	11,098,734 (15,410)
2024年度	230,031 (0)	769,359 (720)	10,559,406 (14,690)
2025年度	226,772 (0)	739,133 (250)	10,047,045 (14,440)

(注1) ( )内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の販売口数および買戻し口数は整数値に四捨五入されているため、期末発行済総口数が後記財務書類と一致しない場合がある。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

#### (1) ドイツにおける申込(販売)手続等

発行される受益証券数に一般的な制限はない。受益証券は、管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店(State Street Bank International GmbH - Luxembourg Branch)、フォonzデポ・バンク・ゲーエムベーハー (Fondsdepot Bank GmbH)または第三者から購入することができる。受益証券は、保管銀行により申込価格(受益証券一口当たり純資産価格に販売手数料を加えて決定される。)で発行される。しかしながら、管理会社は、受益証券の発行を一時的または全面的に停止する権利を留保する。

#### 最低投資額

クラスA(EUR)受益証券について最低投資額は定められていない。

#### 販売手数料

発行価格には、販売手数料を含み、それはクラスA(EUR)受益証券の純資産価格に加算される。販売手数料は、当該クラス受益証券については受益証券の価格の5%とする。しかし、管理会社は、より少額の販売手数料を課すこともできる。

特に、短期投資期間の場合、販売手数料はファンドのパフォーマンスを損ない、または損失とさえなることがある。販売手数料は、原則的にはファンド受益証券の販売のための手数料である。管理会社は、販売努力に報いるため販売手数料を仲介業者に還元することができる。

#### 受益証券の発行の価格決定

受益証券の買付注文の価格決定日は、遅くとも受益証券買付注文の受領後の評価日<sup>(注)</sup>とする。

(注) 「評価日」とは、ドイツにおける銀行営業日をいう。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店またはフォonzデポ・バンク・ゲーエムベーハーが、評価日のヨーロッパ中央標準時(以下「CET」という。)またはヨーロッパ中央標準夏時間(以下「CEST」という。)午前7時までに受領した買付注文は、同じ評価日(すなわち決算日)に定められる発行価格が買付注文の受領時に周知されていなくても、当該発行価格で決定される。当該時間以後に受領された買付注文は、次の評価日(すなわち決算日)に定められる発行価格が買付注文の受領時に周知されていなくても、当該発行価格で決定される。

#### (2) 日本における申込(販売)手続等

2009年8月以降、日本において受益証券の販売は行われない。

## 2 【買戻し手続等】

### (1) ドイツにおける買戻し手続等

最低投資額にかかわらず、投資者は、原則として、管理会社が受益証券の買戻しの制限(後記「受益証券の買戻しの制限」の項を参照のこと。)または受益証券の発行および買戻しの一時的な停止(後記「( )発行価格および買戻価格の計算ならびに買戻しの停止」の項を参照のこと。)を行っていないことを条件として、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店、フォonzデポ・バンク・ゲーエムベーハーもしくは管理会社への買戻注文の発行または受益証券の券面の呈示により、受益証券の買戻しを要求することができる。管理会社は、ファンドの勘定で現在の買戻価格(受益証券1口当たり純資産価格)(適用ある場合はスウィング・ファクターにより減額される。)により受益証券を買い戻さなければならない。また、買戻しは、第三機関(例えば、保管口座を維持する機関)を通じて行われることもでき、この場合は追加費用が発生する可能性がある。買戻手数料は課されない。

### 買戻期間の延長

管理会社は、資産の流動性を考慮した上で、投資者の最善の利益のために、および/または逼迫した市況下において、投資者の買戻期間を延長することができる。この文脈における逼迫した市況には、例えば、投資者による例外的に高い水準の買戻が発生した場合または特定の資産が限られた範囲内でしか取引できない状況などが含まれる。延長期間は、買戻通知の受領から、延長された買戻期間の終了後の翌決済日までの期間が含まれる。管理会社は、市況を十分に考慮した上で、独自の裁量により、特定の延長期間を決定することができるが、当該期間は1か月を超えないものとする。買戻期間の延長の実施は、投資者の保護を目的としており、受益証券の発行および買戻しの停止と比べて緩やかな手段と考えられる。受益証券の発行および買戻しを停止する可能性には、引き続き影響を及ぼさない。

管理会社が買戻期間の延長を決定した場合は、各評価日について延長の必要性を再検討するものとする。この場合、管理会社は、独自の裁量により、既存の買戻期間について、一定期間につき延長するか(すなわち、すべてのその後の評価日におけるすべての買戻しについて同一の延長期間とする。)、または、最大期間について延長するか(すなわち、すべてのその後の評価日におけるすべての買戻しについて同一の延長期間とするか、または、より短期間とすることもできる。)を決定することができる。ただし、管理会社は、延長された買戻期間が、すべてのその後の評価日におけるすべての買戻しについて、特定の日付(締切日)に終了することを決定することもできる。

管理会社は、市場環境の悪化が当初定めた最長期間を超えて継続した場合、追加の延長を決定することができる。ただし、管理会社は、ファンドの流動性の状況が改善した場合には、既存の延長を短縮することもできる。

管理会社は、買戻期間の延長およびその解除または短縮に関する情報を速やかにウェブサイト上で発表するものとする。

買戻期間の延長は、ファンドの買戻しの頻度(すなわち、買戻しの宣言を行うことができる日)またはファンドの純資産価額もしくは受益証券の価格の計算には影響しないものとする。買戻価格は、関連する評価日に決定された受益証券1口当たり純資産価格からスウィング・ファクター(該当する場合)を控除した額に相当する。買戻価格は、買戻通知の時点ではなく、延長された買戻期間の満了後の決済日までに決定されるものとする。第三機関(例えば、保管銀行)の媒介を通じた買戻しも可能であり、その場合、投資者は追加費用を負担する可能性がある。

### 受益証券の買戻しの制限

所定の決済日における投資者からの買戻請求が、投資約款に定める純資産価額の割合として表示される基準値を超える場合、管理会社は、受益証券の買戻しを一時的かつ部分的に制限することができる。基準値を超過した場合、管理会社は、その責務に基づく裁量により、当該決算日の買戻しを制限するか否かを決定する。管理会社は、ファンドの流動性の状況により買戻請求をすべての投資者の利益のために実行できなくなった場合に、買戻しを制限することを決定する可能性がある。例えば、ファンドの資産の流動性が政治的、経済的またはその他の市場の事象により悪化したため、決済日にすべての買戻請求の手続きを十分に実行できなくなった場合、または、ファンドの投資者構造により買戻しが重大な流動性問題を引き起こすことになる場合などがこれに該当する。買戻しの制限は、投資者の保護を目的としており、受益証券の発行および買戻しの停止と比べて緩やかな手段と考えられる。受益証券の発行および買戻しを停止する可能性には、引き続き影響を及ぼさない。

管理会社は、買戻しの制限を決定した場合、決済日に適用される買戻価格で、比例按分によってのみ受益証券を買い戻すものとする。当該制限が実施された日付において、すべての投資者の買戻注文が、少なくとも基準値の水準まで、比例按分によって実行されなければならない。当該取引日について受領された買戻注文の未実行部分は、翌取引日に繰り越される。これは、各買戻注文が、比例按分によってのみ実行されることを意味する。残りの注文は、翌取引日に延期されるものとし、取り消されることはない。翌取引日において、管理会社は、当該取引日について受領されたすべてのその他の買戻注文に優先して、前取引日からの残りの注文を実行する。翌取引日においても買戻しの制限が引き続き有効であり、かつ、当該取引日について受領された買戻注文(すなわち、繰り越された注文および新たに受領された注文)が基準値を再び超過した場合、管理会社は、少なくとも基準値の水準まで、比例按分によって買戻注文を実行することを改めて決定することができる。残りの注文は、翌取引日に繰り越され、当該日に本プロセスが繰り返される。

管理会社は、受益証券の買戻しの制限およびかかる制限の解除に関する情報をウェブサイトにて速やかに公表するものとする。

買戻価格は、当該日に決定された受益証券1口当たり純資産価格からスウィング・ファクター(該当する場合)を控除した額に相当する。第三機関(例えば、保管銀行)の媒介を通じた買戻しも可能である。その場合、投資者は追加費用を負担する可能性がある。

## 受益証券の買戻しの価格決定

管理会社は、いずれの投資者も既知の純資産価額に基づく受益証券の売買によって利益を得ることができないよう確保することにより、すべての投資者を平等に取り扱う原則に従う。受益証券の買戻注文の価格決定日は、遅くとも受益証券の買戻注文の受領後の評価日とする。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーのルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーが、評価日のCETまたはCEST午前7時までに受領した受益証券の買戻し注文は、当該評価日(すなわち「決済日」)に定められる買戻価格が受益証券の買戻し注文の受領時に周知されていなくても、当該買戻価格で決定される。当該時間以後に受領された受益証券の買戻し注文は、次の評価日(すなわち「決済日」)に定められる買戻価格が受益証券の買戻し注文の受領時に周知されていなくても、当該買戻価格で決定される。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーのルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーにて投資対象証券を保持する受益者の場合、管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーのルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーのそれぞれの保管契約の規定が追加的に適用される。かかる規定は、適用される発行価格および買戻価格に関する補足規則を含む。

第三機関(例えば、保管口座を維持する機関)を通じた受益証券の発行または買戻しも可能である。その場合、決済期間が長引く可能性がある。管理会社は、保管口座提供者の異なる決済手続に影響を及ぼすことはない。

## 流動性の管理

管理会社は、ファンド内の資産の流動性特性にとって重要な資産の定量的および定性的リスクを評価する目的で、ファンドの流動性の状況に関する定期的な監視プロセスを実施している。当該プロセスにおいて、管理会社は、特に、その基礎となる義務および投資ストラクチャーを考慮したファンド内の資産の代替可能性に関する評価に基づき、ファンドの流動性の状況を監視する。当該プロセスの原則および手続には、以下が含まれる。

- 管理会社は、ファンドまたはその資産レベルで生じる得る流動性リスクを監視する。その過程において、管理会社は、ファンド資産に関連してファンドに保有される資産の流動性を評価し、当該目的における流動性比率を設定する。流動性評価には、例えば、取引量、資産の複雑性および市場価格に影響を及ぼすことなく当該資産を売却するために必要な取引日数の分析が含まれる。また、管理会社は、対象投資信託における投資、その買戻方針およびそれに伴うファンドの流動性への影響も監視する。

- ・ 管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価を可能にする定期的なストレス・テストを行う。ストレス・テストは、信頼できる最新の定量データ、または定量データが不十分な場合は定性的情報に基づき実行される。ストレス・テストには、投資戦略、買戻期間、支払義務および資産が売却される期間ならびにファンドの投資者構造(周知である場合)が含まれる。ストレス・テストは、ファンド資産における不十分な流動性(該当する場合)および非典型的な買戻請求のシミュレーションを行う。これにより、当該テストでは、ストレス条件下における評価の感応度が考慮される。ストレス・テストは、ファンドの投資戦略、流動性特性および買戻方針を考慮した上で、ファンドの種類に応じた頻度で、少なくとも年に1回実施される。
- ・ 管理会社は、投資者による受益証券の買戻請求の増加から生じ得る流動性リスクを監視する。その過程において、管理会社は、投資者構造および過去の純キャッシュ・フローに関する入手可能な情報に基づき、純キャッシュ・フローの見通しを定める。管理会社は、大量の引き出しリスクおよびその他のリスク(例えば、評判リスクなど)の影響を考慮する。
- ・ 管理会社は、ファンドに関して適切な流動性リスクの限度額を設けている。管理会社は、当該限度額の遵守状況を監視し、当該限度額を超過した場合または超過するおそれがある場合に備えた手続を定めている。
- ・ 管理会社が設定する手続は、流動性比率、流動性リスク制限および純キャッシュ・フローの予想される変動における整合性を確保するものである。

管理会社は、これらの原則を定期的に見直し、これに応じて更新する。

管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価を可能にする定期的なストレス・テストを実施する。ストレス・テストは、信頼できる最新の定量データ、または定量データが不十分な場合は定性的情報に基づき実行される。ストレス・テストには、投資戦略、買戻期間、支払義務および資産を売却できる期間ならびに一般的な投資者行動および市場動向に関する情報が含まれる。ストレス・テストは、ファンド資産の不十分な流動性(該当する場合)ならびに数および規模の双方の面で非典型的な受益証券の買戻請求のシミュレーションを行う。当該テストは、市場リスクおよびその影響(マージン・コール、担保要件および信用枠を含む。)を対象とする。当該テストでは、ストレス条件下における評価の感応度が考慮される。ストレス・テストは、ファンドの投資戦略、流動性特性、投資者の種類および買戻方針を考慮した上で、ファンドの種類に応じた適切な頻度で実施される。

投資約款「投資に関する一般条項」第17条第3項に従って、投資者は、管理会社に対して、いつでも受益証券の買戻しを請求することができる。管理会社は、投資者の受益証券の買戻請求権を一時的かつ部分的に制限して投資者が受益証券の一部しか買戻すことができない場合を除き、ファンドの勘定において、それぞれの買戻価格で受益証券の買戻しを行う義務を負う。買戻代理人は、保管銀行である。管理会社は、投資約款「投資に関する一般条項」第17条第4項に従って、投資者の利益のために停止が必要であると判断される例外的な状況において、受益証券の買戻しを停止する権利を留保する。投資者は、ドイツ官報の電子版およびウェブサイト(<https://de.allianzgi.com>)における公表ならびに当該公表後の永続性のある媒介の手段により、受益証券の買戻しの停止および再開について速やかに通知を受けるものとする。通常の状態および例外的な状況における発行および買戻しの権利に関する情報ならびに受益証券の買戻しの制限または発行および買戻しの停止に関する情報は、前記「受益証券の買戻しの制限」および後記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、( ) 発行価格および買戻価格の計算ならびに買戻しの停止」の項に定める。ファンドの希薄化の影響を防止するメカニズム(スウィング・プライシングなど)の使用に関する情報は、後記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(i) 純資産価格の計算」の項に記載される。関連するリスクは、前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因、ファンドへの投資におけるリスク」の「受益証券の買戻しの制限」、「受益証券の発行および買戻しの停止」および「ファンドの制限ある流動性に伴うリスク(流動性リスク)」の項において説明される。

#### 非流動資産の分離

投資者の利益において、管理会社は、ファンドの流動性を維持するために、特定の非流動資産をファンドから分離することができる。かかる分離は、例えば、評価に関する重大な不確実性が生じた場合および/またはファンドのポートフォリオの特定部分について流動性が低下し、活発な市場が存在しない場合および/または取引が禁止されている場合(例えば、制裁によるもの)および/または適正な評価が一時的に不可能となる場合などに、その経済的もしくは法的特性が例外的な状況により大きく変動しまたは当該状況の結果として不確実となった資産が対象となる。これらの例外的な状況は、詐欺行為、金融危機または戦争によっても引き起こされることがある。

管理会社がファンドの非流動資産の分離を決定した場合、管理会社は、その独自の裁量により、かつ、ファンドおよびその投資者の最善の利益において、非流動資産を会計上の分離により既存のファンド構造内に留保するか、または、既存のファンド構造から物理的に分離するかを決定するものとする。

管理会社が非流動資産を既存のファンド構造内に留める場合は、ファンドに非流動資産のための特別受益証券クラスを設定するものとする(会計上の分離)。分離の決済日においてファンドに投資している投資者は、ファンドの分離された非流動資産を含む特別受益証券クラスに係る受益証券を受領するが、当該受益証券は、申込みおよび買戻しの対象とはならないものとする。管理会社は、特別受益証券クラスから、分離された非流動資産を売却または清算し、投資者に対してそれぞれの保有割合に応じた手取金を分配することができる。ファンドの非分離資産に関する受益証券の発行および買戻しは、特別受益証券クラスの資産を除いた受益証券の価格に基づき実行されるものとする。

管理会社が非流動資産を物理的に分離することを決定した場合、非流動資産は既存のファンドに留保され、管理会社は、影響を受けないファンド資産を新たな投資信託に移転するものとする。分離の決済日においてファンドに投資している投資者は、この場合、既存のファンドにおけるそれぞれの保有割合に応じて、新たな投資信託の受益証券を受領する。当該投資者は、非流動資産を含む既存のファンドの受益証券を引き続き保有するが、当該受益証券は、発行または買戻しの対象とはならないものとする。管理会社は、分離された非流動資産を売却または清算し、投資者に対してそれぞれの保有割合に応じた手取金を分配することができる。

管理会社は、非流動資産の分離に関する情報をウェブサイト上で速やかに公表するものとする。

## (2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、販売会社または販売取扱会社を通じてファンド受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、原則として、販売会社または販売取扱会社が当該買戻請求を受諾した当日の一口当たり純資産価格とする。買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)に定める方法による。ファンド受益証券の買戻しは、10口を単位とする。なお、買戻しの際の手数料は無料である。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ( ) 純資産価格の計算

特定のクラスの受益証券の発行および買戻価格を決定するため、管理会社は、各評価日に、ファンドが保有する資産から借入金およびその他の負債を控除した価額(純資産価額)を計算する。資産は、ドイツ投資法第168条および169条ならびにドイツの資本投資会計および評価に関する法令(Kapitalanlage-Rechnungslegungs und Bewertungsverordnung)(KARBV)に定められる価格決定に関する原則に従い評価される。これに関して、管理会社は、その責務に基づく裁量により、2026年6月8日以降の各評価日におけるすべての受益証券の発行および買戻しに対して、部分的なスウィング・プライシングを適用するものとする。運営上の理由により、当初の適用は、2026年4月16日ではなく、2026年6月8日付で効力を生じる。

スウィング・プライシングとは、受益証券の買戻しまたは発行から生じる取引費用をその原因に応じた方法で配分する際の基準となる受益証券の価格の計算方法である。かかる目的のため、ファンドに帰属する資産から負債を控除した価額として、まず純資産価額が決定される。当該方法で決定された純資産価額を発行済受益証券口数で除することにより受益証券1口当たり純資産価格が算出され、さらに上方修正または下方修正が行われる。部分的なスウィング・プライシングの場合、本メカニズムは、各評価日における受益証券の買戻しまたは受益証券の発行の純剰余金が、管理会社の定める基準値を超過した場合にのみ適用される。管理会社は、市況、市場の流動性およびリスク評価などの複数の基準に基づく割合として当該基準値を決定する。

スウィング・ファクターは、買戻請求または発行請求の純剰余金から生じる取引費用を考慮する。管理会社は、様々なパラメーターに基づき(例えば、取引費用、買呼値と売呼値のスプレッドおよび市場価格への影響を考慮した上で)、スウィング・ファクターを決定する。管理会社は、ファンドの現在のスウィング・ファクターをウェブサイト上で公表する。

例外的な市場環境(例えば、政治的、経済的またはその他の事象により、ファンドの資産の価値が決定できない場合または市場における金融商品の取引が著しく損なわれる場合などが該当し得る。)においては、より高いスウィング・ファクターが適用される可能性がある。この場合、管理会社は、当該増額に関する適切な通知をウェブサイト上で公表するものとする。

いずれかの評価日において、買戻しの純剰余金が発生し、基準値が超過された場合は、受益証券または株式の1口当たり純資産価格が、スウィング・ファクターの金額につき減額されるものとする。いずれかの評価日において、発行の純剰余金が発生し、基準値が超過された場合は、受益証券または株式の1口当たり純資産価格が、スウィング・ファクターの金額につき増額されるものとする。

受益証券クラスの価値は、当該受益証券クラスに帰属するファンド資産の価値における前評価日からの比例按分による純変動額および前評価日における当該受益証券クラスの価格の合計として決定される。受益証券クラスの単一の受益証券の価格は、受益証券クラスの価値を、当該受益証券クラスにおける発行済受益証券口数で除することにより算出される。

受益証券の価格は、各受益証券クラスについて個別に計算され、特定の受益証券クラスに帰属する新規の受益証券クラスの設定に関連する費用、分配金(ファンド資産から支払われるべき税金を含む。)、オール・イン・フィーおよび為替ヘッジ取引の結果(収益の平準化を含む。)は、当該受益証券クラスのみ帰属する。

ファンドの各クラス受益証券の発行価格および買戻価格の決定およびファンドの純資産価額の決定に関する評価日は通常、取引日である。取引日とは、ファンドに関連するすべての国/地域において銀行および関連市場が終日営業している日をいう。なお、銀行および主要市場は、土曜日および日曜日は終日営業していない。

ファンドの関連国/地域および関連市場は、以下のとおりである。

関連国/地域	関連市場
ドイツ、ヘッセン州	フランクフルト証券取引所(FWB)
イギリス	ロンドン証券取引所

上記の国/地域においては、以下の日は、銀行および/または市場が終日営業していないため、発行価格および買戻価格ならびに純資産価額は計算されない。

- ドイツ、ヘッセン州：1月1日、聖金曜日、復活祭の翌月曜日、5月1日、昇天日、聖霊降臨日の翌月曜日、聖体祝日、10月3日、12月24日、12月25日、12月26日および12月31日
- イギリス：1月1日、聖金曜日、復活祭の翌月曜日、5月初めの祝日(5月の第1月曜日)、5月末の祝日(5月の最終月曜日)、夏季祝日(8月の最終月曜日)、12月25日および12月26日

上記のいずれかの国/地域における銀行および/または市場が、祝日である土曜日または日曜日に終日営業していない場合、発行価格および買戻価格ならびに純資産価額は、当該日においても計算されない。

上記の日に加え、ファンドに関連する国/地域において、銀行および/または市場が終日営業していない日が他に存在する可能性がある。例えば、予期しないおよび/もしくは予測不能な事由、または新規もしくは単発の祝日の急な導入によって、銀行および/または市場の休業が発生することがある。当該日においては、発行価格および買戻価格ならびに純資産価額が計算されない場合もあり、これは、当該日が上記の文脈における評価日を構成しないことを意味する。

#### 個々の資産の評価に対する一般規定

##### 証券取引所での取引が認められている/組織された市場で取引されている資産

証券取引所での取引が既に認められている資産または他の組織された市場で取引されている資産およびファンドのための引受権は、下記「個々の資産の評価に対する特別規定」の記載を除き、信頼できる評価が保証される直近の取引価格で評価される。

## 証券取引所に上場されていないもしくは組織された市場で取引されていない資産または取引用価格が付いていない資産

証券取引所に上場されておらず他の組織された市場で取引もされておらずまたは取引用の価格が入手できない資産は、下記「個々の資産の評価に対する特別規定」の記載を除き、現在の市況を考慮に入れて、適切な評価モデルに基づく慎重な査定が十分に行われた現在の市場で取引される。

### 個々の資産の評価に対する特別規定

#### 非上場債権および借主の手形貸付

別の組織された市場で取引が認められていないかまたは別の組織された市場に含まれていない非上場債権の評価および借主の手形貸付の評価は、同等の債権および同等の借主の手形貸付について合意された価格ならびに(該当する場合は)同程度の満期の同等の発行体の債権およびクーポンについて付けられた価格(必要があればより少額の代替物のための割引分を除く。)を基にする。

#### 短期金融商品

ファンドが保有している短期金融商品について、利息および利息に相当する収入ならびに経費(例えば、運用報酬、保管報酬、監査コスト、刊行コスト等)は、1口当たり純資産価格決定日まで(その日を含む)計算に入れるものとする。

### 派生商品

#### オプション権および先物契約

ファンドが保有しているオプション権およびファンドの勘定で第三者に売却されたオプション権(証券取引所で取引を認められまたは他の組織された市場で取引されるもの)は、信頼できる評価が保証される直近の取引価格で評価される。

ファンドの勘定で売却される先物契約に由来する債権および債務にも同様に評価される。ファンドのために預託されている派生商品に対する証拠金は、取引日における評価益および評価損を含むファンドの価格として計算される。

#### 銀行預金、定期預金、投資信託受益証券および証券貸付

銀行預金は、経過利子を含む表示価額で計上される。

定期預金は、定期預金がいつでも回収できかつ換金価額が利息が付いた後の価格に等しい場合は、利息が付いた後の価額で評価される。

投資受益証券は、通常、決定された直近の買戻価格または信頼できる評価が確保される直近の取引価格で評価される。当該評価が入手できない場合、投資証券は、現在の市場状況を考慮しつつ適切な評価モデルに従った慎重な査定により時価で評価される。

証券貸付から生じる返済債権については、証券ローンにより移転された資産の特定の市場価額を基に評価する。

#### 外国通貨建てによる資産

外国通貨建てによる資産は、管理会社はその評価指針において定める手続きに基づき当該通貨につき決定された為替レートで同日についてのユーロに転換される。

( )発行価格および買戻価格の計算ならびに買戻しの停止

管理会社は、買戻しの停止を許す場合と同一の状況において発行および買戻価格の計算を一時的に停止することができる。

管理会社は、投資者の利益にとって、かかる停止が必要であるとみなされる特別な状況において受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができる。特別な状況とは、特に、以下に該当する場合をいう。

- ・ ファンドの投資証券の大部分が取引される証券取引所が予期せず閉鎖しまたは取引が制限されている場合
- ・ ファンド資産の価値が決定できない場合
- ・ ファンドに深刻な流動性問題(例えば、買戻しの増加に起因する場合など)が発生し、ファンド資産の売却を余儀なくされ、その結果、ファンドにさらなる流動性問題(例えば、資産売却時の大幅な割引、追加の取引費用の負担に起因する場合など)が生じる可能性がある場合
- ・ ファンドおよび/または管理会社に影響を及ぼす、あるいは管理会社のサービス提供者の運用能力を損なう重大なサイバー・インシデントが発生した場合
- ・ 深刻な金融および/または政治危機が発生した場合
- ・ 重大な詐欺行為があった場合
- ・ 天災が発生した場合

また、投資者保護または財務の安定に対するリスクが存在し、そのため合理的かつバランスのとれた考慮に基づき受益証券の買戻しの停止または再開が必要であると判断された場合は、金融監督庁が、管理会社と協議の上、管理会社に受益証券の発行および買戻しの停止または再開を命じることがある。

管理会社は、すべての投資者の利益を考慮した上で、ファンドの資産を直ちに売却するまで当該時に適用ある発行価格および買戻価格で受益証券を買い戻されない権利を有する。受益証券の買戻しが再開されない場合、一時的停止の直後にファンドが解散されることがある。

管理会社は、ドイツ官報および<https://de.allianzgi.com>において公表を行うことにより、受益証券の発行および買戻しの停止および再開を投資者に報告するものとする。更に、保管銀行は、書面または電子様式等の永続性のある媒体の手段によって投資者に通知する義務がある。

(2) 【保管】

ドイツにおける保管

投資者の権利は、受益証券大券の形でのみ与えられるものとする。これら大券の券面は、中央証券預託機関に預託される。投資者は、受益証券の個別券面の発行を請求する権利を有さない。受益証券は、安全に保管される場合に限り取得することができる。受益証券は、無記名式の券面であり当会社に対する受益者の請求を表示する。

ファンドの端数受益証券は、少数第4位以下を端数処理して小数第3位まで発行される。端数受益証券により受益者は、ファンドまたは受益証券クラスそれぞれの分配対象純利益および清算手取金に比例的に参加する権利を付与される。

**< 受益証券の物理的券面の返還義務 >**

これまで、ファンドの無記名式受益証券の物理的な券面(以下「受益証券の物理的券面」という。)が発行されてきた。ドイツ投資法の条項は、これらの受益証券の物理的券面が、今後投資者に所有されてはならない旨を定めている。その代わりに受益証券の物理的券面は、支払期限が到来していない利益参加証券(利札)と共に中央証券預託銀行、許可を有するかもしくは広く認知された国内外の中央保管機構、または国外のその他の適切な保管機関での共同保管に移管されなければならない。更に、投資者は、これらの受益証券の物理的券面の返却を要求することはできない。管理会社は、返還された物理的な券面に替えて、該当する受益証券を大券における受益証券の形とする権限を有する。

2016年12月31日までに 前述の機関における共同保管で保持されていない物理的な券面は、当該日付後、法律により無効とされる。これは、支払期限が到来していない利益参加証券(利札)にも適用される。関連する投資者の権利は、受益証券大券の形に替わり、2017年1月1日から有効となる。その後投資者はファンド資産における自身の持分に応じて、当該大券の共同所有者、すなわち当該大券が帰属する集合ポートフォリオの共同所有者となる。

投資者はその後、無効とされた自身の無記名式券面を引き続きファンドの保管事務所に寄託したまま、無効化券面に対応する集合ポートフォリオの共同所有持分が当該投資者が指定する保管口座に貸方記入され、当該投資者のために保持されるよう要求することができる。

**日本の受益者に販売される受益証券の保管**

日本の受益者に販売される受益証券は、大和証券が保管契約を締結した管理会社に大和証券名義で保管される。

ただし、日本の受益者が自己の責任で受益証券を保管する場合は、この限りでない。

**(3) 【信託期間】**

ファンドの存続期間は、無期限である。

**(4) 【計算期間】**

ファンドの会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

## (5) 【その他】

## 解散

## &lt; ファンドの清算の前提 &gt;

投資者は、ファンドの清算を要求する権利を有していない。ただし、管理会社は、6か月前までに官報および年次報告書または半期報告書にその旨の発表を行うことにより、ファンドの運用を終了することができる。また、保管機関は、投資者に対して、書面または電磁的記録等の永続性のある媒体によって、終了について報告を行う義務を負う。ファンド受益証券のクラスに関して、同様の手続が適用される。

更に、ドイツ倒産法第26条に基づき資産不足を理由として管理会社の資産に対して破産手続が開始された場合または破産申立が却下された場合、管理会社のファンドを運用する権利は、消滅するものとする。

管理会社の運用する権利が消滅した場合、ファンドを運用する権利は、保管銀行に譲渡される。保管銀行は、その後、ファンドを清算するか、または金融監督庁からその旨の承認を得た上で、運用を他の投資運用会社に移行するものとする。

## &lt; ファンド清算時の投資者の権利 &gt;

受益証券の引受けおよび買戻しは中止される。ファンドの資産売却による受取額からファンドに請求される費用および清算関連費用を控除した金額が投資者に分配されるものとし、投資者は、ファンドにおいて自ら保有する受益証券の口数に応じて、清算収益から分配を受け取る権利を有する。

保管銀行は、管理会社について管轄権を有する地方裁判所に、未請求の清算手取金を預託する権利を有するものとする。

管理会社は、そのファンド運用権が消滅した日について清算報告書を作成するものとする。清算報告書は、年次報告書のすべての要件に従うものとする。ファンドの清算日から3か月以内に、清算報告書は、官報に掲載されなければならない。保管銀行がファンドを管理する限り、保管銀行は毎年、またその管理が終了する日に、年次報告書の要件を充足する報告書を作成するものとする。かかる報告書も、報告日から3か月以内に、官報に掲載されることを要する。

## 発行限度額

受益証券の発行限度額についての定めはないが、管理会社は、投資約款に基づき、一時的または永久に、受益証券の発行を停止する権利を留保する。

## 投資約款

1. 管理会社は、投資約款を変更する権利を有する。
2. 投資約款の変更は、金融監督庁の事前承認を要する。
3. 予定されるすべての変更は、官報ならびに十分な配布部数のある業界紙および日刊紙または目論見書に記載されるコンピュータ情報メディアに公表される。上記第1項に規定された公表の時点までに、予定される変更およびこれらの効力発生の詳細が発表される。ドイツ投資法第162条第2項第11号に規定されている費用に関する投資者に不利な変更、重大な投資者の権利に関する投資者に不利な変更またはドイツ投資法第163条第3項に規定されているファンドの投資原則に関する変更がある場合、投資者に対し、前記第1項による公表と同時に、包括的方法で、永続性ある媒体によって、提案された投資約款に関する変更の要旨およびその背景について記載された文書が送付されなければならない。既存の投資原則に関する変更の場合、投資者に対し、ドイツ投資法第163条第3項に基づく投資者の権利についての通知も行われなければならない。

4. 変更は、官報において公表された日に効力を生じるが、費用および投資原則に関する変更の場合には、当該公表から4週間後に効力を生じる。

#### ワラント、新株引受権等の発行

管理会社は、業務執行役員会決議により、新株引受権、ワラントまたはオプションに基づいてファンドの受益者または他の投資者に対しファンド受益証券を買付ける権利を付与することはない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 保管契約

本契約は、解約が効力を発生する6か月以上前に解約の意思表示を行うことができる。

本契約はドイツ国内の法律に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国内の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は日本国内の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 4 【受益者の権利等】

##### (1) 【受益者の権利等】

受益者の権利は、無記名式の無額面証券(受益証券)に表象され、受益証券の引渡しにより移転する。受益証券の所持人は、管理会社により資格ある受益者として承認される。受益証券は、現金による発行価格の払込みがあってはじめて発行される。

なお、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している日本の受益者は、ファンドに対し直接権利を行使することはできない。日本の受益者は、口座約款の定めにしたがい、受益者の指示に基づいて、販売会社または販売取扱会社を通じて権利行使を行う。また、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない場合には、日本の受益者は、自己の責任において権利行使を行う。

##### 収益分配金請求権

受益者は、管理会社の決定する収益分配金を請求する権利を有する。

##### 買戻請求権

受益者は、1口当たり純資産価格で、いつでも受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。投資約款は、投資者の正当な権利を守るためにはそのような措置が必要と認められる特別な事情がある場合には、管理会社が受益証券の買戻しを一時停止する権利を有すると規定することができる。

##### 残余財産分配請求権

ファンドが解散した場合、保管銀行は、残余財産を清算し、受益者に対しその持分に応じて残余財産を分配する。ただし、保管銀行は、金融監督庁の承認を得て残余財産の清算分配を停止し、その時点で有効な投資約款に従ってファンドを管理することを条件に他の投資運用会社にファンドの管理を委託することができる。

##### 情報請求権

受益者は、ファンドに関する年次報告書および半期報告書を管理会社に請求する権利を有する。

##### (2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ドイツにおける外国為替管理法上の制限はない。

##### (3) 【本邦における代理人】

コメルツ銀行 東京支店

東京都港区愛宕二丁目5番1号

上記代理人は、副代理人の選任および解任権を含む、適法な代理人と定められ、日本におけるファンドの受益証券に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行うために、日本においてファンドおよび管理会社の名においてファンドを代理する権限を委任されている。

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の弁護士大西信治は、財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の届出および継続開示の代理人である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a. 本書記載のファンドの2025年1月1日から2025年12月31日までの邦文の財務書類および2024年1月1日から2024年12月31日までの邦文の財務書類(以下「当該財務書類」という。)は、ドイツにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。当該財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定が適用されている。
- b. 2025年1月1日から2025年12月31日までの邦文の財務書類および2024年1月1日から2024年12月31日までの財務書類の原文は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 当該財務書類には、原文のユーロ表示の金額のうちそれぞれ主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 187.37円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## 1 【財務諸表】

## (1) 【2025年12月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

投資有価証券明細表を含む純資産計算書である。

## 投資有価証券明細表(2025年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2025年 12月31日 保有高	期中売買高		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%	
					購入/追加	売却/処分				
上場有価証券								1,556,608,324.70	99.43	
株式								1,556,608,324.70	99.43	
ドイツ										
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien		SHS	103,806	0	45,160	EUR	389.700	147,875,294.95	9.44
DE000KBX1006	Knorr-Bremse AG Inhaber-Aktien		SHS	470,491	37,206	81,259	EUR	95.050	40,453,198.20	2.58
DE0007236101	Siemens AG Namens-Aktien		SHS	263,897	0	60,286	EUR	237.600	44,720,169.55	2.86
フランス										
FR0000131104	BNP Paribas S.A. Actions Port.		SHS	487,943	0	62,463	EUR	80.990	331,519,513.54	21.16
FR0000125338	Capgemini SE Actions Port.		SHS	200,670	0	4,486	EUR	142.450	39,518,503.57	2.52
FR0000125007	Compagnie de Saint-Gobain S.A. Actions au Porteur		SHS	341,744	91,705	7,422	EUR	86.720	28,585,441.50	1.83
FR0000120644	Danone S.A. Actions Port.		SHS	268,195	271,395	3,200	EUR	76.740	29,636,039.68	1.89
FR0000121014	LVMH Moët Henn. L. Vuitton SE Action Port.(C.R.)		SHS	22,197	4,800	389	EUR	637.100	20,581,284.30	1.31
FR0000073272	Safran Actions Port.		SHS	45,055	45,055	0	EUR	294.900	14,141,708.70	0.90
FR0000120578	Sanofi S.A. Actions Port.		SHS	592,357	17,200	13,353	EUR	82.750	13,286,719.50	0.85
FR0000121972	Schneider Electric SE Actions Port.		SHS	179,522	28,586	63,366	EUR	235.850	49,017,541.75	3.13
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		SHS	519,612	0	419,434	EUR	28.600	42,340,263.70	2.70
FR0000121220	Sodexo S.A. Actions Port.		SHS	408,920	413,820	4,900	EUR	43.320	14,860,903.20	0.95
FR0000120271	TotalEnergies SE Actions au Porteur		SHS	1,098,733	0	25,148	EUR	56.280	17,714,414.40	1.13
FR0000120271	TotalEnergies SE Actions au Porteur		SHS	1,098,733	0	25,148	EUR	56.280	61,836,693.24	3.95
オランダ										
NL0010273215	ASML Holding N.V. Aandelen op naam		SHS	74,662	0	12,007	EUR	917.600	150,111,656.13	9.60
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		SHS	1,657,770	0	317,901	EUR	24.025	68,509,851.20	4.39
NL0010773842	NN Group N.V. Aandelen aan toonder		SHS	174,081	174,081	0	EUR	65.500	39,827,924.25	2.54
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		SHS	1,364,095	142,288	28,891	EUR	22.265	11,402,305.50	0.73
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		SHS	1,364,095	142,288	28,891	EUR	22.265	30,371,575.18	1.94
イタリア								123,898,572.83	7.91	
IT0005508921	Bca Monte dei Paschi di Siena Azioni nom.		SHS	2,034,561	2,034,561	0	EUR	9.100	18,514,505.10	1.18
IT0005090300	Infrastrutt. Wireless Italiane Azioni nom.		SHS	3,201,166	158,878	71,903	EUR	7.870	25,193,176.42	1.61
IT0000072618	Intesa Sanpaolo S.p.A. Azioni nom.		SHS	9,114,901	0	2,846,202	EUR	5.914	53,905,524.51	3.44
IT0005541336	Lottomatica Group S.p.A. Azioni nom.		SHS	1,178,716	1,178,716	0	EUR	22.300	26,285,366.80	1.68
アイルランド										
IE0002424939	DCC PLC Reg.Shares		SHS	635,569	56,585	13,921	GBP	46.220	33,724,813.94	2.15
IE0002424939	DCC PLC Reg.Shares		SHS	635,569	56,585	13,921	GBP	46.220	33,724,813.94	2.15
デンマーク										
DK0062498333	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B		SHS	446,710	0	63,673	DKK	325.750	38,457,097.38	2.45
DK0060252690	Pandora A/S Navne-Aktier		SHS	200,375	53,919	1,578	DKK	707.400	19,480,937.19	1.24
DK0060252690	Pandora A/S Navne-Aktier		SHS	200,375	53,919	1,578	DKK	707.400	18,976,160.19	1.21
ポルトガル										
PTEDPOAM0009	EDP S.A. Aççoes Nom.		SHS	5,463,545	0	1,086,329	EUR	3.885	21,225,872.33	1.36
PTEDPOAM0009	EDP S.A. Aççoes Nom.		SHS	5,463,545	0	1,086,329	EUR	3.885	21,225,872.33	1.36
スペイン										
ES0140609019	Caixabank S.A. Acciones Port.		SHS	3,167,812	3,456,431	288,619	EUR	10.450	33,103,635.40	2.11
ES0140609019	Caixabank S.A. Acciones Port.		SHS	3,167,812	3,456,431	288,619	EUR	10.450	33,103,635.40	2.11
ベルギー										
BE0974293251	Anheuser-Busch InBev S.A./N.V. Actions au Port.		SHS	808,707	808,707	0	EUR	54.540	87,053,403.78	5.56
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		SHS	383,280	0	72,250	EUR	112.050	44,106,879.78	2.82
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		SHS	383,280	0	72,250	EUR	112.050	42,946,524.00	2.74
ルクセンブルグ										
LU1072616219	B & M Europ.Value Retail S.A. Actions Nominatives		SHS	6,819,574	6,819,574	0	GBP	1.674	36,076,839.99	2.31
FR0014000MR3	Eurofins Scientific S.E. Actions Port.		SHS	369,607	37,272	94,534	EUR	62.160	13,102,068.87	0.84
FR0014000MR3	Eurofins Scientific S.E. Actions Port.		SHS	369,607	37,272	94,534	EUR	62.160	22,974,771.12	1.47
ノルウェー										
N00003053605	Storebrand ASA Navne-Aksjer		SHS	945,079	0	820,239	NOK	171.300	13,706,305.95	0.88
N00003053605	Storebrand ASA Navne-Aksjer		SHS	945,079	0	820,239	NOK	171.300	13,706,305.95	0.88
フィンランド										
FI0009005987	UPM Kymmene Corp. Reg.Shares		SHS	648,565	0	14,872	EUR	24.870	16,129,811.55	1.03
FI0009005987	UPM Kymmene Corp. Reg.Shares		SHS	648,565	0	14,872	EUR	24.870	16,129,811.55	1.03
スイス										
CH0009002962	Barry Callebaut AG Namens-Aktien		SHS	7,291	0	78	CHF	1,288.000	97,061,378.78	6.21
CH0038863350	Nestlé S.A. Namens-Aktien		SHS	487,570	0	150,969	CHF	78.400	10,107,968.35	0.65
CH0418792922	Sika AG Namens-Aktien		SHS	148,289	0	3,314	CHF	162.850	41,144,704.81	2.63
CH1175448666	Straumann Holding AG Namens-Aktien		SHS	198,167	0	4,454	CHF	92.900	25,993,072.12	1.66
CH1175448666	Straumann Holding AG Namens-Aktien		SHS	198,167	0	4,454	CHF	92.900	19,815,633.50	1.27
イギリス										
GB00B1YH4409	3i Group PLC Reg.Shares		SHS	773,062	0	17,603	GBP	32.410	426,664,128.15	27.26
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg.Shares		SHS	364,569	0	69,262	GBP	137.360	28,764,065.69	1.84
GB00BVYVFW23	Auto Trader Group PLC Reg.Shares		SHS	3,859,428	0	990,709	GBP	5.858	57,490,612.30	3.67
GB00BN44P254	Baltic Classifieds Group PLC Reg.Shares		SHS	4,887,056	711,200	2,424,906	GBP	2.030	25,955,489.60	1.66
GB00B3VFW73	ConvaTec Group PLC Reg.Shares		SHS	8,103,306	8,103,306	0	GBP	2.409	11,389,384.86	0.73
GB00BMJ6DII54	Infirma PLC Reg.Shares		SHS	3,658,471	589,126	526,761	GBP	8.834	27,407,006.29	1.43
GB00BM8Q5M07	JD Sports Fashion PLC Reg.Shares		SHS	16,749,685	2,392,137	154,749	GBP	0.843	37,103,418.64	2.37
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg.Shares		SHS	32,455,195	0	29,756,807	GBP	0.979	16,210,303.04	1.04
JE00B1JDLW90	Man Group PLC Reg.Shares		SHS	13,923,124	1,937,190	0	GBP	2.276	36,484,848.10	2.33
GB00B24CGK77	Reckitt Benckiser Group Reg.Shares		SHS	635,164	175,108	12,134	GBP	59.800	36,380,265.45	2.32
GB00B6DT3623	Rightmove PLC Reg.Shares		SHS	1,976,900	1,976,900	0	GBP	5.136	43,605,771.43	2.78
GB00B63H8491	Rolls Royce Holdings PLC Reg.Shares		SHS	1,802,292	1,802,292	0	GBP	11.390	11,656,458.76	0.74
GB00BP6MXD84	Shell PLC Reg.Shares Cl.		SHS	1,825,022	0	41,847	GBP	27.175	23,567,080.97	1.51
GB00B1KJJ408	Whitbread PLC Reg.Shares		SHS	641,977	112,620	99,609	GBP	25.389	56,936,998.85	3.64
GB00B1KJJ408	Whitbread PLC Reg.Shares		SHS	641,977	112,620	99,609	GBP	25.389	18,712,424.17	1.20
有価証券合計								EUR	1,556,608,324.70	99.43

表の末尾にある脚注を参照のこと。

## 投資有価証券明細表(2025年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2025年 12月31日 保有高	期中売買高		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%
					購入/追加	売却/処分			
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド									
銀行預金									
保管銀行が保有するユーロでの預金									
	State Street Bank International GmbH		EUR	2,053,279.18		%	100.000	2,053,279.18	0.13
その他のEU/EEA通貨での預金									
	State Street Bank International GmbH		DKK	2,256,553.97		%	100.000	302,096.35	0.02
	State Street Bank International GmbH		NOK	5,839,903.67		%	100.000	494,425.24	0.03
	State Street Bank International GmbH		SEK	14.44		%	100.000	1.34	0.00
EU/EEA通貨以外の預金									
	State Street Bank International GmbH		GBP	5,315,831.22		%	100.000	6,102,785.40	0.39
	State Street Bank International GmbH		USD	333,615.58		%	100.000	283,505.91	0.02
銀行預金合計							EUR	9,236,093.42	0.59
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド合計 <sup>30)</sup>							EUR	9,236,093.42	0.59
その他の資産									
	未収配当金		EUR	378,225.78				378,225.78	0.02
	受益証券取引未収金		EUR	47,361.14				47,361.14	0.00
	源泉税還付未収金		EUR	1,794,859.72				1,794,859.72	0.11
その他の資産合計							EUR	2,220,446.64	0.13
その他の未払金									
	受益証券取引債務		EUR	-236,070.12				-236,070.12	-0.02
	未払金		EUR	-2,026,702.84				-2,026,702.84	-0.13
その他の未払金合計							EUR	-2,262,772.96	-0.15
純資産額							EUR	1,565,802,091.80	100.00
発行済のすべてのクラス受益証券口数合計							SHS	10,058,734	

30) 現金委託証拠金は、銀行預金に含まれることがある。

表の末尾にある脚注を参照のこと。

## クラスA(EUR)受益証券

---

国際証券コード	DE0008475021
純資産額	1,541,784,824.07
発行済受益証券口数	10,047,043.099
一口当たり純資産価格	153.46

---

## クラスP(EUR)受益証券

---

国際証券コード	DE0009797423
純資産額	24,017,267.74
発行済受益証券口数	11,690.645
一口当たり純資産価格	2,054.40

---

## 投資有価証券の分類(2025年12月31日現在)

国別の資産分類による明細	時価(ユーロ)	対純資産 比率% <sup>*)</sup>
. 資産		
1. 株式	1,556,608,324.70	99.43
ドイツ	147,875,294.95	9.44
フランス	331,519,513.54	21.16
オランダ	150,111,656.13	9.60
イタリア	123,898,572.83	7.91
アイルランド	33,724,813.94	2.15
デンマーク	38,457,097.38	2.45
ポルトガル	21,225,872.33	1.36
スペイン	33,103,635.40	2.11
ベルギー	87,053,403.78	5.56
ルクセンブルグ	36,076,839.99	2.31
ノルウェー	13,706,305.95	0.88
フィンランド	16,129,811.55	1.03
スイス	97,061,378.78	6.21
イギリス	426,664,128.15	27.26
2. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	9,236,093.42	0.59
3. その他の資産	2,220,446.64	0.13
. 負債	-2,262,772.96	-0.15
. ファンド資産額	1,565,802,091.80	100.00

<sup>\*)</sup> 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

通貨別の資産分類による明細	時価(ユーロ)	対純資産 比率% <sup>*)</sup>
. 資産		
1. 株式	1,556,608,324.70	99.43
スイス・フラン	97,061,378.78	6.21
デンマーク・クローネ	38,457,097.38	2.45
ユーロ	933,892,531.63	59.64
英ポンド	473,491,010.96	30.25
ノルウェー・クローネ	13,706,305.95	0.88
2. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	9,236,093.42	0.59
3. その他の資産	2,220,446.64	0.13
. 負債	-2,262,772.96	-0.15
. ファンド資産額	1,565,802,091.80	100.00

<sup>\*)</sup> 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

## 証券価格 / 市場レート

---

ファンド資産は、以下の価格 / 市場レートに基づき評価された。

全資産：2025年12月30日現在および / または直近の価格 / 市場レート

2025年12月30日現在の為替レートおよび / または換算要素（間接的な見積）

---

イギリス、英ポンド	(GBP)	1 Euro = GBP	0.87105
デンマーク、クローネ	(DKK)	1 Euro = DKK	7.46965
ノルウェー、クローネ	(NOK)	1 Euro = NOK	11.81150
スウェーデン、クローナ	(SEK)	1 Euro = SEK	10.81025
スイス、フラン	(CHF)	1 Euro = CHF	0.92905
アメリカ合衆国、米ドル	(USD)	1 Euro = USD	1.17675

---

## 資本金の算定

---

資本金の算定に際しての総売上高（テクニカル・レベニュー）は、追加または売却として報告される。

## 議決権

---

ファンドが保有する株式に付随する議決権は、投資家の利益に資するとみなされる範囲において、管理会社の指示に従い、管理会社または代理人のいずれかによって行使された。

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細：

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細(報告日現在のマーケット・アロケーション)

国際証券コード	銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	購入/追加	売却/処分
上場有価証券				
株式				
ドイツ				
DE0005552004	Deutsche Post AG Namens-Aktien	SHS	0	911,570
イギリス				
GB0007908733	SSE PLC Shares	SHS	0	979,246
JE00B8KF9B49	WPP PLC Reg. Shares	SHS	0	3,514,434
スウェーデン				
SE0000667891	Sandvik AB Namn-Aktier	SHS	0	1,381,472
スイス				
CH0435377954	SIG Group AG Namens-Aktien	SHS	0	886,112
未上場有価証券(非上場有価証券には、最終的な満期日より上場有価証券が含まれる場合がある)				
株式				
イギリス				
GB00B10RZP78	Unilever PLC Reg. Shares	SHS	0	196,287
投資信託受益証券				
投資運用会社 - 自社の投資信託受益証券				
ルクセンブルグ				
LU0986130051	AGIF-All.Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I	UNT	0	16,910.967

## 【損益計算書】

クラスA(EUR)受益証券  
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
. 収益			
1. 国内配当金(法人税を含む総額)		5,372,503.16	1,006,646
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		48,222,849.04	9,035,515
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		511,973.58	95,928
a) 預金利息	511,973.58		95,928
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		0.00	0
8. 証券貸付契約および買戻契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(805,875.38)	(150,997)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(805,875.38)		(150,997)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(2,335,304.00)	(437,566)
a) 国外配当金から	(2,335,304.00)		(437,566)
10. その他の収益		1,227,888.55	230,069
収益合計		52,194,034.95	9,779,596
. 費用			
1. 借入利息		(2,346.33)	(440)
2. 管理報酬		(24,516,686.27)	(4,593,692)
a) 総報酬 <sup>1)</sup>	(24,516,686.27)		(4,593,692)
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(56,582.56)	(10,602)
費用合計		(24,575,615.16)	(4,604,733)
. 経常利益		27,618,419.79	5,174,863
. 売買取引			
1. 実現利益		87,757,896.72	16,443,197
2. 実現損失		(14,534,692.75)	(2,723,365)
売買取引による損益合計		73,223,203.97	13,719,832
. 当期実現損益		100,841,623.76	18,894,695
1. 未実現利益の純変動		59,043,333.00	11,062,949
2. 未実現損失の純変動		(26,500,119.91)	(4,965,327)
. 当期末実現損益		32,543,213.09	6,097,622
. 当期総利益		133,384,836.85	24,992,317

1) 契約要項に基づき、年率1.65%(当期の年率1.65%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管費用(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスP(EUR)受益証券  
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2025年1月1日

至 2025年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
. 収益			
1. 国内配当金		83,395.69	15,626
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		748,356.81	140,220
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		7,949.69	1,490
a) 預金利息	7,949.69		1,490
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		0.00	0
8. 証券貸付契約および買戻契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(12,509.36)	(2,344)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(12,509.36)		(2,344)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(36,213.17)	(6,785)
a) 国外配当金から	(36,213.17)		(6,785)
10. その他の収益		19,091.60	3,577
収益合計		810,071.26	151,783
. 費用			
1. 借入利息		(36.45)	(7)
2. 管理報酬		(202,296.05)	(37,904)
a) 総報酬 <sup>1)</sup>	(202,296.05)		(37,904)
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(878.90)	(165)
費用合計		(203,211.40)	(38,076)
. 経常利益		606,859.86	113,707
. 売買取引			
1. 実現利益		1,363,525.85	255,484
2. 実現損失		(225,394.88)	(42,232)
売買取引による損益合計		1,138,130.97	213,252
. 当期実現損益		1,744,990.83	326,959
1. 未実現利益の純変動		902,898.72	169,176
2. 未実現損失の純変動		(396,134.81)	(74,224)
. 当期末実現損益		506,763.91	94,952
. 当期総利益		2,251,754.74	421,911

1) 契約要項に基づき、年率0.88%(当期の年率0.88%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管費用(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスA(EUR)受益証券  
純資産変動計算書 2025年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		1,508,005,523.58
1. 前年度の分配または税控除		(26,264,453.07)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(76,442,684.79)
a) 受益証券発行	33,902,790.76	
内、受益証券販売によるもの	33,902,790.76	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(110,345,475.55)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		3,101,601.50
5. 当期損益		133,384,836.85
内、未実現利益の純変動	59,043,333.00	
内、未実現損失の純変動	(26,500,119.91)	
. 当期末現在のファンド資産額		1,541,784,824.07

クラスP(EUR)受益証券  
純資産変動計算書 2025年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		22,376,233.91
1. 前年度の分配または税控除		(555,600.97)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(55,353.83)
a) 受益証券発行	75,570.93	
内、受益証券販売によるもの	75,570.93	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(130,924.76)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		233.89
5. 当期損益		2,251,754.74
内、未実現利益の純変動	902,898.72	
内、未実現損失の純変動	(396,134.81)	
. 当期末現在のファンド資産額		24,017,267.74

クラスA(EUR)受益証券  
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり <sup>*)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	215,225,162.43	40,326,739	21.42	4,013
2.当期損益	100,841,623.76	18,894,695	10.04	1,881
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	50,016,199.37	9,371,535	4.98	933
2.次期繰越利益	231,267,723.61	43,332,633	23.02	4,313
・分配金総額	34,782,863.21	6,517,265	3.46	648
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	34,782,863.21	6,517,265	3.46	648

2025年12月31日現在発行済受益証券口数：10,047,043口

\*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

クラスP(EUR)受益証券  
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり <sup>*)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	3,349,594.98	627,614	286.52	53,685
2.当期損益	1,744,990.83	326,959	149.26	27,967
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	885,135.90	165,848	75.71	14,186
2.次期繰越利益	3,602,590.16	675,017	308.16	57,740
・分配金総額	606,859.75	113,707	51.91	9,726
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	606,859.75	113,707	51.91	9,726

2025年12月31日現在発行済受益証券口数：11,691口

\*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

## クラス受益証券

「一般条項」第16条第2項上、ファンドは、収益分配、販売手数料、買戻手数料、為替ヘッジ取引の使用を含む受益証券価格の通貨、総報酬、またはこれらの組み合わせに関して異なることがあるクラス受益証券を設定することができる。クラス受益証券は、管理会社の裁量により随時設定することができる。

当期中、以下の表に記載のクラス受益証券が設定された。

受益証券 クラス	通貨	総報酬年率(%)		販売手数料(%)		買戻手数料 (%)	最低投資額	収益の分配
		上限	現行	上限	現行			
A	EUR	1.65	1.65	5.00	5.00			分配型
P	EUR	0.88	0.88				EUR 3,000,000	分配型

さらに、管理会社は、目論見書に規定のとおり、ファンドの運用に関する成功報酬を課すことができる。

**【投資有価証券明細表等】**

貸借対照表を参照のこと。

[次へ](#)

Industria

## Vermögensaufstellung zum 31.12.2025

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2025	Käufe/ Verkäufe/ Zugänge Abgänge im Berichtszeitraum		Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
<b>Börsenhandelte Wertpapiere</b>								<b>1.556.608.324,70</b>	<b>99,43</b>
<b>Aktien</b>								<b>1.556.608.324,70</b>	<b>99,43</b>
<b>Deutschland</b>								<b>147.875.294,95</b>	<b>9,44</b>
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien		STK	103.806	0	45.160 EUR	389,700	40.453.198,20	2,58
DE000KBX1006	Knoor-Bremse AG Inhaber-Aktien		STK	470.491	37.206	81.259 EUR	95,050	44.720.169,55	2,86
DE0007236101	Siemens AG Namens-Aktien		STK	263.897	0	60.286 EUR	237,600	62.701.927,20	4,00
<b>Frankreich</b>								<b>331.519.513,54</b>	<b>21,16</b>
FR0000131104	BNP Paribas S.A. Actions Port.		STK	487.943	0	62.463 EUR	80,990	39.518.503,57	2,52
FR0000125338	Capegemini SE Actions Port.		STK	200.670	0	4.486 EUR	142,450	28.585.441,50	1,83
FR0000125007	Compagnie de Saint-Gobain S.A. Actions au Porteur		STK	341.744	91.705	7.422 EUR	86,720	29.636.039,68	1,89
FR0000120644	Danone S.A. Actions Port.		STK	268.195	271.395	3.200 EUR	76,740	20.581.294,30	1,31
FR0000121014	LVMH Moët Hennessy L. Vuitton SE Action Port.(ICR)		STK	22.197	4.800	389 EUR	637,100	14.141.708,70	0,90
FR0000073272	Safran Actions Port.		STK	45.055	45.055	0 EUR	294,900	13.286.719,50	0,85
FR0000120578	Sanofi S.A. Actions Port.		STK	592.357	17.200	13.353 EUR	82,750	49.017.541,75	3,13
FR0000121972	Schneider Electric SE Actions Port.		STK	179.522	28.586	63.366 EUR	235,850	42.340.263,70	2,70
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		STK	519.612	0	419.434 EUR	28,600	14.860.903,20	0,95
FR0000121220	Sodexo S.A. Actions Port.		STK	408.920	413.820	4.900 EUR	43,320	17.714.414,40	1,13
FR0000120271	TotalEnergies SE Actions au Porteur		STK	1.098.733	0	25.148 EUR	56,280	61.836.693,24	3,95
<b>Niederlande</b>								<b>150.111.656,13</b>	<b>9,60</b>
NL0010273215	ASML Holding N.V. Aandelen op naam		STK	74.662	0	12.007 EUR	917,600	68.509.851,20	4,39
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		STK	1.657.770	0	317.901 EUR	24,025	39.827.924,25	2,54
NL0010773842	NN Group N.V. Aandelen aan toonder		STK	174.081	174.081	0 EUR	65,500	11.402.305,50	0,73
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		STK	1.364.095	142.288	28.891 EUR	22,265	30.371.575,18	1,94
<b>Italien</b>								<b>123.898.572,83</b>	<b>7,91</b>
IT0005508921	Bca Monte dei Paschi di Siena Azioni nom.		STK	2.034.561	2.034.561	0 EUR	9,100	18.514.505,10	1,18
IT0005090300	Infrastrutt. Wireless italiane Azioni nom.		STK	3.201.166	158.878	71.903 EUR	7,870	25.193.176,42	1,61
IT0000072618	Intesa Sanpaolo S.p.A. Azioni nom.		STK	9.114.901	0	2.846.202 EUR	5,914	53.905.524,51	3,44
IT0005541336	Lottomatica Group S.p.A. Azioni nom.		STK	1.178.716	1.178.716	0 EUR	22,300	26.285.366,80	1,68
<b>Irland</b>								<b>33.724.813,94</b>	<b>2,15</b>
IE0002424939	DCC PLC Reg Shares		STK	635.569	56.585	13.921 GBP	46,220	33.724.813,94	2,15
<b>Dänemark</b>								<b>38.457.097,38</b>	<b>2,45</b>
DK0062498333	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B		STK	446.710	0	63.673 DKK	325,750	19.480.937,19	1,24
DK0060252690	Pandora A/S Navne-Aktier		STK	200.375	53.919	1.578 DKK	707,400	18.976.160,19	1,21
<b>Portugal</b>								<b>21.225.872,33</b>	<b>1,36</b>
PTEDPAM0009	EDP S.A. Acções Nom.		STK	5.463.545	0	1.086.329 EUR	3,885	21.225.872,33	1,36
<b>Spanien</b>								<b>33.103.635,40</b>	<b>2,11</b>
ES0140609019	Caixabank S.A. Acciones Port.		STK	3.167.812	3.456.431	288.619 EUR	10,450	33.103.635,40	2,11
<b>Belgien</b>								<b>87.053.403,78</b>	<b>5,56</b>
BE0974293251	Anheuser-Busch InBev S.A./N.V. Actions au Port.		STK	808.707	808.707	0 EUR	54,540	44.106.879,78	2,82
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		STK	383.280	0	72.250 EUR	112,050	42.946.524,00	2,74
<b>Luxemburg</b>								<b>36.076.899,99</b>	<b>2,31</b>
LU1072616219	B & M Europ Value Retail S.A. Actions Nominatives		STK	6.819.574	6.819.574	0 GBP	1,674	13.102.068,87	0,84
FR0014000MR3	Eurofins Scientific S.E. Actions Port.		STK	369.607	37.272	94.534 EUR	62,160	22.974.771,12	1,47
<b>Norwegen</b>								<b>13.706.305,95</b>	<b>0,88</b>
NO0003053605	Sterebrod ASA Navne-Akser		STK	945.079	0	820.239 NOK	171,300	13.706.305,95	0,88
<b>Finnland</b>								<b>16.129.811,55</b>	<b>1,03</b>
FI0009005987	UPM Kymmene Corp. Reg Shares		STK	648.565	0	14.872 EUR	24,870	16.129.811,55	1,03
<b>Schweiz</b>								<b>97.061.378,78</b>	<b>6,21</b>
CH0009002962	Barmy Collebaud AG Namens-Aktien		STK	7.291	0	78 CHF	1.288,000	10.107.968,35	0,65
CH0038863350	Nestlé S.A. Namens-Aktien		STK	487.570	0	150.969 CHF	78,400	41.144.704,81	2,63
CH0418792022	Sika AG Namens-Aktien		STK	148.280	0	3.314 CHF	162,850	25.993.072,12	1,66

Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

5

Industria

## Vermögensaufstellung zum 31.12.2025

ISIN	Gottungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2025	Käufe/ Verkäufe/ Zugänge Abgänge im Berichtszeitraum		Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens	
CH1175448666	Strumann Holding AG Namens-Aktien		STK	198.167	0	4.454	CHF	92.900	19.815.633,50	1,27
<b>Großbritannien</b>									<b>426.664.128,15</b>	<b>27,26</b>
GB00B1YV4409	3i Group PLC Reg Shares		STK	773.062	0	17.603	GBP	32.410	28.764.065,69	1,84
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg Shares		STK	364.569	0	69.262	GBP	137.360	57.490.612,30	3,67
GB00BVYVW23	Auto Trader Group PLC Reg Shares		STK	3.859.428	0	990.709	GBP	5.858	25.955.489,60	1,66
GB00BN44P254	Batisc Classifieds Group PLC Reg Shares		STK	4.887.056	711.200	2.424.906	GBP	2.030	11.389.384,86	0,73
GB00BD3VFW73	ComaTec Group PLC Reg Shares		STK	8.103.306	8.103.306	0	GBP	2.409	22.407.006,29	1,43
GB00BMJ6DW54	Infarma PLC Reg Shares		STK	3.658.471	589.126	526.761	GBP	8.834	37.103.418,64	2,37
GB00BM8Q5M37	JD Sports Fashion PLC Reg Shares		STK	16.749.685	2.392.137	154.749	GBP	0.843	16.210.303,04	1,04
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg Shares		STK	32.455.195	0	29.756.807	GBP	0.979	36.484.848,10	2,33
JE00BJDLW90	Mon Group PLC Reg Shares		STK	13.923.124	1.937.190	0	GBP	2.276	36.380.265,45	2,32
GB00B24CGK77	Reckitt Benckiser Group Reg Shares		STK	635.164	175.108	12.134	GBP	59.800	43.605.771,43	2,78
GB00BGDT3G23	Rightmove PLC Reg Shares		STK	1.976.900	1.976.900	0	GBP	5.136	11.656.458,76	0,74
GB00B63H8491	Rolls Royce Holdings PLC Reg Shares		STK	1.802.292	1.802.292	0	GBP	11.390	23.567.080,97	1,51
GB00BP6XKD84	Shell PLC Reg Shares Cl.		STK	1.825.022	0	41.847	GBP	27.175	56.936.998,85	3,64
GB00B1KJ408	Whitbread PLC Reg Shares		STK	641.977	112.620	99.609	GBP	25.389	18.712.424,17	1,20
<b>Summe Wertpapiervermögen</b>								<b>EUR</b>	<b>1.556.600.324,70</b>	<b>99,43</b>
<b>Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds</b>										
<b>Bankguthaben</b>										
<b>EUR-Guthaben bei der Verwahstelle</b>										
	State Street Bank International GmbH		EUR	2.053.279,18			%	100,000	2.053.279,18	0,13
<b>Guthaben in sonstigen EU/EWR-Währungen</b>										
	State Street Bank International GmbH		DKK	2.256.553,97			%	100,000	302.096,35	0,02
	State Street Bank International GmbH		NOK	5.839.903,67			%	100,000	494.425,24	0,03
	State Street Bank International GmbH		SEK	14,44			%	100,000	1,34	0,00
<b>Guthaben in Nicht-EU/EWR-Währungen</b>										
	State Street Bank International GmbH		GBP	5.315.831,22			%	100,000	6.102.785,40	0,39
	State Street Bank International GmbH		USD	333.615,58			%	100,000	283.505,91	0,02
<b>Summe Bankguthaben</b>								<b>EUR</b>	<b>9.236.093,42</b>	<b>0,59</b>
<b>Summe der Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds<sup>(1)</sup></b>								<b>EUR</b>	<b>9.236.093,42</b>	<b>0,59</b>
<b>Sonstige Vermögensgegenstände</b>										
	Dividendenansprüche		EUR	378.225,78					378.225,78	0,02
	Forderungen aus Anteilsgeschäften		EUR	47.361,14					47.361,14	0,00
	Forderungen aus Quellensteuerrückstat- tung		EUR	1.794.859,72					1.794.859,72	0,11
<b>Summe Sonstige Vermögensgegenstände</b>								<b>EUR</b>	<b>2.220.446,64</b>	<b>0,13</b>
<b>Sonstige Verbindlichkeiten</b>										
	Verbindlichkeiten aus Anteilsgeschäften		EUR	-236.070,12					-236.070,12	-0,02
	Kostenabgrenzung		EUR	-2.026.702,84					-2.026.702,84	-0,13
<b>Summe Sonstige Verbindlichkeiten</b>								<b>EUR</b>	<b>-2.262.772,96</b>	<b>-0,15</b>
<b>Fondsvermögen</b>								<b>EUR</b>	<b>1.565.802.091,80</b>	<b>100,00</b>
	Summe der unlaufenden Anteile über Anteilsklassen		STK						10.058.734	

<sup>(1)</sup> Im Bankguthaben können Cash in/of Money enthalten sein.

## Industria

**Industria A (EUR)**

---

ISIN	DE0008475021
Fondsvermögen	1.541.784.824,07
Umlaufende Anteile	10.047.043,099
Anteilwert	153,46

---

**Industria P (EUR)**

---

ISIN	DE0009797423
Fondsvermögen	24.017.267,74
Umlaufende Anteile	11.690,645
Anteilwert	2.054,40

---

Industria

# Industria

## Vermögensübersicht zum 31.12.2025

Gliederung nach Anlagenart - Land	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens <sup>1)</sup>
<b>I. Vermögensgegenstände</b>	<b>1.556.608.324,70</b>	<b>99,43</b>
1. Aktien	1.556.608.324,70	99,43
Deutschland	147.875.294,95	9,44
Frankreich	331.519.513,54	21,16
Niederlande	150.111.656,13	9,60
Italien	123.898.572,83	7,91
Irland	33.724.813,94	2,15
Dänemark	38.457.097,38	2,45
Portugal	21.225.872,33	1,36
Spanien	33.103.635,40	2,11
Belgien	87.053.403,78	5,56
Luxemburg	36.076.839,99	2,31
Norwegen	13.706.305,95	0,88
Finnland	16.129.811,55	1,03
Schweiz	97.061.370,70	6,21
Großbritannien	426.664.128,15	27,26
2. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds	9.236.093,42	0,59
3. Sonstige Vermögensgegenstände	2.220.446,64	0,13
II. Verbindlichkeiten	-2.262.772,96	-0,15
III. Fondsvermögen	1.565.802.091,80	100,00

<sup>1)</sup> Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsdifferenzen entstanden sein.

Gliederung nach Anlagenart - Währung	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens <sup>1)</sup>
<b>I. Vermögensgegenstände</b>	<b>1.556.608.324,70</b>	<b>99,43</b>
1. Aktien	1.556.608.324,70	99,43
CHF	97.061.378,78	6,21
DKK	38.457.097,38	2,45
EUR	933.892.531,63	59,64
GBP	473.491.010,96	30,25
NOK	13.706.305,95	0,88
2. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds	9.236.093,42	0,59
3. Sonstige Vermögensgegenstände	2.220.446,64	0,13
II. Verbindlichkeiten	-2.262.772,96	-0,15
III. Fondsvermögen	1.565.802.091,80	100,00

Industria

**Wertpapierkurse bzw. Marktsätze**

Die Vermögensgegenstände des Sondervermögens sind auf der Grundlage nachstehender Kurse/Marktsätze bewertet:

Alle Vermögenswerte: Kurse bzw. Marktsätze per 30.12.2025 oder letztbekannte

**Devisenkurs(e) bzw. Konversionsfaktor(en) (in Mengennotiz) per 30.12.2025**

Großbritannien, Pfund	(GBP)	1 Euro = GBP	0,87105
Dänemark, Kronen	(DKK)	1 Euro = DKK	7,46965
Norwegen, Kronen	(NOK)	1 Euro = NOK	11,81150
Schweden, Kronen	(SEK)	1 Euro = SEK	10,81025
Schweiz, Franken	(CHF)	1 Euro = CHF	0,92905
USA, Dollar	(USD)	1 Euro = USD	1,17675

**Kapitalmaßnahmen**

Alle Umsätze, die aus Kapitalmaßnahmen hervorgehen (technische Umsätze), werden als Zu- oder Abgang ausgewiesen.

**Stimmrechtsausübung**

Stimmrechte aus den im Fonds enthaltenen Aktien haben wir, soweit es im Interesse unserer Anleger geboten erschien, entweder selbst wahrgenommen oder durch Beauftragte nach unseren Weisungen ausüben lassen.

Industria

Während des Berichtszeitraumes abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen:

- Käufe und Verkäufe in Wertpapieren, Investmentanteilen und Schuldscheindarlehen (Marktzuordnung zum Berichtsstichtag):

ISIN	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Käufe/ Zugänge	Verkäufe/ Abgänge
<b>Börsengehandelte Wertpapiere</b>				
<b>Aktien</b>				
<b>Deutschland</b>				
DE0005552004	Deutsche Post AG Namens-Aktien	STK	0	911.570
<b>Großbritannien</b>				
GB0007906733	SSE PLC Shares	STK	0	979.246
JE0088KF9B49	WPP PLC Reg. Shares	STK	0	3.514.434
<b>Schweden</b>				
SE0000667891	Sandvik AB Namn-Aktier	STK	0	1.381.472
<b>Schweiz</b>				
CH0435377954	SIG Group AG Namens-Aktien	STK	0	886.112
Nichtnotierte Wertpapiere (Unter den nicht notierten Wertpapieren können auch notierte Wertpapiere aufgrund ihrer Endfälligkeit ausgewiesen sein)				
<b>Aktien</b>				
<b>Großbritannien</b>				
GB00B10RZF78	Unilever PLC Reg. Shares	STK	0	196.287
<b>Wertpapier-Investmentanteile</b>				
<b>KVG - eigene Wertpapier-Investmentanteile</b>				
<b>Luxemburg</b>				
LU0986130051	AGIF-All Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I	ANT	0	16.910.967

## Industria

## Ertrags- und Aufwandsrechnung

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

für den Zeitraum vom 01.01.2025 - 31.12.2025  
(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
<b>I. Erträge</b>		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		5.372.503,16
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		48.222.849,04
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		511.973,58
a) Positive Einlagezinsen	511.973,58	511.973,58
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		0,00
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-805.875,30
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden	-805.875,30	-805.875,30
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-2.335.304,00
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-2.335.304,00	-2.335.304,00
10. Sonstige Erträge		1.227.888,55
<b>Summe der Erträge</b>		<b>52.194.034,95</b>
<b>II. Aufwendungen</b>		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-2.346,33
2. Verwaltungsvergütung		-24.516.686,27
a) Pauschalvergütung <sup>1)</sup>	-24.516.686,27	-24.516.686,27
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-56.582,56
<b>Summe der Aufwendungen</b>		<b>-24.575.615,16</b>
<b>III. Ordentlicher Nettoertrag</b>		<b>27.618.419,79</b>
<b>IV. Veräußerungsgeschäfte</b>		
1. Realisierte Gewinne		87.757.896,72
2. Realisierte Verluste		-14.534.692,75
<b>Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften</b>		<b>73.223.203,97</b>
<b>V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>100.841.623,76</b>
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		59.043.333,00
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-26.500.119,91
<b>VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>32.543.213,09</b>
<b>VII. Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>133.384.836,85</b>

<sup>1)</sup> Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-In-Fee“) in der Höhe von 1,65 % p.a. (im Geschäftsjahr 1,65 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestritt die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

für den Zeitraum vom 01.01.2025 - 31.12.2025  
(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
<b>I. Erträge</b>		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		83.395,69
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		748.356,81
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		7.949,69
a) Positive Einlagezinsen	7.949,69	7.949,69
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		0,00
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-12.509,36
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden	-12.509,36	-12.509,36
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-36.213,17
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-36.213,17	-36.213,17
10. Sonstige Erträge		19.091,60
<b>Summe der Erträge</b>		<b>810.071,26</b>
<b>II. Aufwendungen</b>		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-36,45
2. Verwaltungsvergütung		-202.296,05
a) Pauschalvergütung <sup>1)</sup>	-202.296,05	-202.296,05
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-878,90
<b>Summe der Aufwendungen</b>		<b>-203.211,40</b>
<b>III. Ordentlicher Nettoertrag</b>		<b>606.859,86</b>
<b>IV. Veräußerungsgeschäfte</b>		
1. Realisierte Gewinne		1.363.525,85
2. Realisierte Verluste		-225.394,88
<b>Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften</b>		<b>1.138.130,97</b>
<b>V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>1.744.990,83</b>
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		902.898,72
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-396.134,81
<b>VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>506.763,91</b>
<b>VII. Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>2.251.754,74</b>

<sup>1)</sup> Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-In-Fee“) in der Höhe von 0,88 % p.a. (im Geschäftsjahr 0,88 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestritt die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Industria

## Entwicklung des Sondervermögens 2025

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

	EUR	EUR
<b>I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres</b>		<b>1.508.005.523,58</b>
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-26.264.453,07
2. Zwischenausschüttung(en)		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-76.442.684,79
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	33.902.790,76	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	33.902.790,76	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-110.345.475,55	
4. Ertragsausgleich/Aufwandsausgleich		3.101.601,50
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		133.384.836,85
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	59.043.333,00	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-26.500.119,91	
<b>II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres</b>		<b>1.541.784.824,07</b>

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

	EUR	EUR
<b>I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres</b>		<b>22.376.233,91</b>
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-555.600,97
2. Zwischenausschüttung(en)		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-55.353,83
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	75.570,93	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	75.570,93	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-130.924,76	
4. Ertragsausgleich/Aufwandsausgleich		233,89
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		2.251.754,74
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	902.898,72	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-396.134,81	
<b>II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres</b>		<b>24.017.267,74</b>

Industria

## Verwendung der Erträge des Sondervermögens

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR*
<b>I. Für die Ausschüttung verfügbar</b>		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	215.225.162,43	21,42
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	100.841.623,76	10,04
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
<b>II. Nicht für die Ausschüttung verwendet</b>		
1. Der Wiederanlage zugeführt	50.016.199,37	4,98
2. Vortrag auf neue Rechnung	231.267.723,61	23,02
<b>III. Gesamtausschüttung</b>	<b>34.782.863,21</b>	<b>3,46</b>
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	34.782.863,21	3,46

Umlaufende Anteile per 31.12.2025: Stück 10.047.043

\*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR*
<b>I. Für die Ausschüttung verfügbar</b>		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	3.349.594,98	286,52
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	1.744.990,83	149,26
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
<b>II. Nicht für die Ausschüttung verwendet</b>		
1. Der Wiederanlage zugeführt	885.135,90	75,71
2. Vortrag auf neue Rechnung	3.602.590,16	308,16
<b>III. Gesamtausschüttung</b>	<b>606.859,75</b>	<b>51,91</b>
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	606.859,75	51,91

Umlaufende Anteile per 31.12.2025: Stück 11.691

\*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

# Anhang

## Anteilklassen

Für das Sondervermögen können Anteilklassen im Sinne von § 16 Abs. 2 der "Allgemeinen Anlagebedingungen" gebildet werden, die sich hinsichtlich der Ertragsverwendung, des Ausgabeaufschlags, des Rücknahmeabschlags, der Währung des Anteilwertes einschließlich des Einsatzes von Währungssicherungsgeschäften, der Pauschalvergütung, der Mindestanlage-summe oder einer Kombination dieser Merkmale unterscheiden können. Die Bildung von Anteilklassen ist jederzeit zulässig und liegt im Ermessen der Gesellschaft.

Im Berichtszeitraum war(en) die in der nachfolgenden Tabelle aufgeführte(n) Anteilklasse(n) aufgelegt.

Anteil- klasse	Wäh- rung	Pauschal- vergütung in % p.a.		Ausgabeauf- schlag in %		Rücknahme- abschlag in %	Mindestanlage- summe	Ertragsver- wendung
		maximal	aktuell	maximal	aktuell			
A	EUR	1,65	1,65	5,00	5,00	--	--	ausschüttend
P	EUR	0,88	0,88	--	--	--	3.000.000 EUR	ausschüttend

Darüber hinaus erhält die Gesellschaft für die Verwaltung des Sondervermögens aus dem Sondervermögen eine erfolgsbezo-gene Vergütung gemäß Verkaufsprospekt.

## (2) 【2024年12月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

投資有価証券明細表を含む純資産計算書である。

## 投資有価証券明細表(2024年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2024年 12月31日 保有高	期中売買高		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%	
					購入/追加	売却/処分				
上場有価証券								1,481,664,162.22	96.83	
株式								1,481,664,162.22	96.83	
ドイツ										
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien		SHS	148,966	0	36,892	EUR	295.500	171,953,278.44	11.24
DE0005552004	Deutsche Post AG Namens-Aktien		SHS	911,570	924,528	12,958	EUR	33.900	44,019,453.00	2.88
DE000KBX1006	Knorr-Bremse AG Inhaber-Aktien		SHS	514,544	106,133	7,314	EUR	69.450	30,902,223.00	2.02
DE0007236101	Siemens AG Namens-Aktien		SHS	324,183	30,100	4,608	EUR	189.080	35,735,080.80	2.34
フランス										
FR0000131104	BNP Paribas S.A. Actions Port.		SHS	550,406	127,271	102,365	EUR	59.070	285,676,888.21	18.66
FR0000125338	Capgemini SE Actions Port.		SHS	205,156	33,971	7,415	EUR	156.900	32,512,482.42	2.12
FR0000125007	Compagnie de Saint-Gobain S.A. Actions au Porteur		SHS	257,461	257,461	0	EUR	86.100	32,188,976.40	2.10
FR0000121014	LVMH Moët Henn. L. Vuitton SE Action Port.(C.R.)		SHS	17,786	0	9,514	EUR	634.600	22,167,392.10	1.45
FR0000120578	Sanofi S.A. Actions Port.		SHS	588,510	37,787	22,762	EUR	93.570	11,286,995.60	0.74
FR0000121972	Schneider Electric SE Actions Port.		SHS	214,302	0	111,640	EUR	239.700	55,066,880.70	3.60
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		SHS	939,046	0	13,341	EUR	23.360	51,368,189.40	3.36
FR0000120271	TotalEnergies SE Actions au Porteur		SHS	1,123,881	133,773	45,371	EUR	52.630	21,936,114.56	1.43
オランダ										
NL0010273215	ASML Holding N.V. Aandelen op naam		SHS	86,669	9,900	3,231	EUR	680.800	59,149,857.03	3.86
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		SHS	1,975,671	0	706,890	EUR	15.124	119,270,011.31	7.79
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		SHS	1,250,698	374,760	40,773	EUR	24.295	59,004,255.20	3.85
								30,385,707.91	1.99	
								76,640,762.16	5.01	
イタリア										
IT0005090300	Infrastrutt. Wireless Italiane Azioni nom.		SHS	3,114,191	3,114,191	0	EUR	9.725	30,285,507.48	1.98
IT0000072618	Intesa Sanpaolo S.p.A. Azioni nom.		SHS	11,961,103	6,296,125	482,384	EUR	3.876	46,355,254.68	3.03
アイルランド										
IE0002424939	DCC PLC Reg. Shares		SHS	592,905	366,233	21,028	GBP	51.250	36,669,741.45	2.40
デンマーク										
DK0062498333	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B		SHS	510,383	0	215,059	DKK	623.100	68,822,044.26	4.50
DK0060252690	Pandora A/S Navne-Aktier		SHS	148,034	150,138	2,104	DKK	1,319.500	42,635,123.18	2.79
								26,186,921.08	1.71	
ポルトガル										
PTEDPOAM0009	EDP - Energias de Portugal SA Acções Nom.		SHS	6,549,874	0	2,054,734	EUR	3.110	20,370,108.14	1.33
ベルギー										
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		SHS	455,530	75,416	16,473	EUR	74.280	33,836,768.40	2.21
ルクセンブルグ										
FR0014000MR3	Eurofins Scientific S.E. Actions Port.		SHS	426,869	0	6,067	EUR	49.000	20,916,581.00	1.37
ノルウェー										
NO0003053605	Storebrand ASA Navne-Aksjer		SHS	1,765,318	0	155,921	NOK	121.700	18,142,904.24	1.19
スウェーデン										
SE0000667891	Sandvik AB Namn-Aktier		SHS	1,381,472	0	478,065	SEK	198.450	18,142,904.24	1.19
								23,914,263.64	1.56	
フィンランド										
FI0009005987	UPM Kymmene Corp. Reg. Shares		SHS	663,437	0	203,474	EUR	26.580	23,914,263.64	1.56
								17,634,155.46	1.15	
								17,634,155.46	1.15	
スイス										
CH0009002962	Barry Callebaut AG Namens-Aktien		SHS	7,369	7,473	104	CHF	1,212.000	136,456,371.33	8.92
CH0038863350	Nestlé S.A. Namens-Aktien		SHS	638,539	36,977	24,774	CHF	74.800	9,496,255.18	0.62
CH0435377954	SIG Group AG Namens-Aktien		SHS	886,112	164,756	198,453	CHF	17.800	50,784,388.30	3.32
CH0418792922	Sika AG Namens-Aktien		SHS	151,603	0	6,154	CHF	215.700	16,770,647.10	1.10
CH1175448666	Straumann Holding AG Namens-Aktien		SHS	202,621	0	8,179	CHF	114.350	34,769,555.66	2.27
								24,635,525.09	1.61	
イギリス										
GB00B1YV4409	3i Group PLC Reg. Shares		SHS	790,665	0	31,835	GBP	35.630	451,360,284.18	29.50
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg. Shares		SHS	433,831	43,817	75,285	GBP	104.720	33,996,734.39	2.22
GB00BVYVW23	Auto Trader Group PLC Reg. Shares		SHS	4,850,137	393,500	348,793	GBP	7.894	54,825,055.60	3.58
GB00BN44P254	Baltic Classifieds Group PLC Reg. Shares		SHS	6,600,762	0	1,880,342	GBP	3.130	46,204,044.51	3.02
GB00BMJ6DW54	Informa PLC Reg. Shares		SHS	3,596,106	3,647,226	51,120	GBP	7.952	24,932,583.19	1.63
GB00BM8Q5M07	JD Sports Fashion PLC Reg. Shares		SHS	14,512,297	17,961,909	3,449,612	GBP	0.931	34,509,424.86	2.25
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg. Shares		SHS	62,212,002	0	2,508,498	GBP	0.544	16,308,273.66	1.07
JE00BJ1DLW90	Man Group PLC Reg. Shares		SHS	11,985,934	10,149,554	0	GBP	2.102	40,841,524.27	2.67
GB00B24CK77	Reckitt Benckiser Group Reg. Shares		SHS	472,190	478,139	5,949	GBP	48.116	30,404,191.48	1.99
GB00BP6MXD84	Shell PLC Reg. Shares Cl.		SHS	1,866,869	263,099	75,330	GBP	24.401	27,417,990.29	1.79
GB0007908733	SSE PLC Shares		SHS	979,246	0	1,511,395	GBP	16.090	54,972,527.70	3.59
GB00B10RZP78	Unilever PLC Reg. Shares		SHS	196,287	0	505,372	GBP	45.660	19,014,141.24	1.24
GB00B1KJJ408	Whitbread PLC Reg. Shares		SHS	628,966	628,966	601,079	GBP	29.176	10,815,741.77	0.71
JE00B8KF9B49	WPP PLC Reg. Shares		SHS	3,514,434	631,938	215,904	GBP	8.246	22,145,478.05	1.45
								34,972,573.17	2.29	
投資信託受益証券								25,101,455.65	1.64	
投資運用会社 - 自社の投資信託受益証券								25,101,455.65	1.64	

表の末尾にある脚注を参照のこと。

## 投資有価証券明細表（2024年12月31日現在）

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS) / 口数(UNT) / 通貨	2024年 12月31日 保有高	期中売買高		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%	
					購入/追加	売却/処分				
ルクセンブルグ LU0986130051	AGIF-All.Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I		UNT	16,910.967	0	8,455	EUR	1,484.330	25,101,455.65	1.64
<b>有価証券合計</b>							EUR	1,506,765,617.87	98.47	
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド										
銀行預金										
保管銀行が保有するユーロでの預金										
	State Street Bank International GmbH		EUR	16,627,503.16			%	100.000	16,627,503.16	1.09
その他のEU/EEA通貨での預金										
	State Street Bank International GmbH		DKK	312,683.41			%	100.000	41,919.72	0.00
	State Street Bank International GmbH		NOK	5,839,903.67			%	100.000	493,172.63	0.03
	State Street Bank International GmbH		SEK	14.44			%	100.000	1.26	0.00
EU/EEA通貨以外での預金										
	State Street Bank International GmbH		GBP	5,315,831.22			%	100.000	6,415,050.05	0.42
	State Street Bank International GmbH		USD	318,749.38			%	100.000	306,151.26	0.02
<b>銀行預金合計</b>							EUR	23,883,798.08	1.56	
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド合計 <sup>30)</sup>							EUR	23,883,798.08	1.56	
その他の資産										
	未収配当金		EUR	374,363.31				374,363.31	0.02	
	受益証券取引未収金		EUR	75,756.50				75,756.50	0.00	
	源泉税還付未収金		EUR	1,575,468.10				1,575,468.10	0.10	
<b>その他の資産合計</b>							EUR	2,025,587.91	0.12	
その他の未払金										
	受益証券取引債務		EUR	-287,501.91				-287,501.91	-0.02	
	未払金		EUR	-2,005,744.47				-2,005,744.47	-0.13	
<b>その他の未払金合計</b>							EUR	-2,293,246.38	-0.15	
<b>純資産額</b>							EUR	1,530,381,757.48	100.00	
<b>発行済のすべてのクラス受益証券口数合計</b>							SHS	10,571,119		

30) 現金委託証拠金は、銀行預金に含まれることがある。

有価証券	合計
先物信用取引の委託証拠金として第三者に供されている	
有価証券の時価合計:	EUR 59,149,857.03

(通貨) CHF: スイス・フラン、DKK: デンマーク・クローネ、EUR: ユーロ、GBP: 英ポンド、NOK: ノルウェー・クローネ、SEK: スウェーデン・クローナ、USD: 米ドル

表の末尾にある脚注を参照のこと。

## クラスA(EUR)受益証券

---

国際証券コード	DE0008475021
純資産額	1,508,005,523.58
発行済受益証券口数	10,559,404.158
一口当たり純資産価格	142.81

---

## クラスP(EUR)受益証券

---

国際証券コード	DE0009797423
純資産額	22,376,233.91
発行済受益証券口数	11,714.518
一口当たり純資産価格	1,910.13

---

## 投資有価証券の分類(2024年12月31日現在)

国別の資産分類による明細	時価(ユーロ)	対純資産 比率% <sup>*)</sup>
. 資産		
1. 株式	1,481,664,162.22	96.83
ドイツ	171,953,278.44	11.24
フランス	285,676,888.21	18.66
オランダ	119,270,011.31	7.79
イタリア	76,640,762.16	5.01
アイルランド	36,669,741.45	2.40
デンマーク	68,822,044.26	4.50
ポルトガル	20,370,108.14	1.33
ベルギー	33,836,768.40	2.21
ルクセンブルグ	20,916,581.00	1.37
ノルウェー	18,142,904.24	1.19
スウェーデン	23,914,263.64	1.56
フィンランド	17,634,155.46	1.15
スイス	136,456,371.33	8.92
イギリス	451,360,284.18	29.50
2. 投資信託受益証券	25,101,455.65	1.64
ルクセンブルグ	25,101,455.65	1.64
3. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	23,883,798.08	1.56
4. その他の資産	2,025,587.91	0.12
. 負債		
. ファンド資産額	1,530,381,757.48	100.00

<sup>\*)</sup> 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

通貨別の資産分類による明細	時価(ユーロ)	対純資産 比率% <sup>*)</sup>
. 資産		
1. 株式	1,481,664,162.22	96.83
スイス・フラン	136,456,371.33	8.92
デンマーク・クローネ	68,822,044.26	4.50
ユーロ	746,298,553.12	48.76
英ポンド	488,030,025.63	31.90
ノルウェー・クローネ	18,142,904.24	1.19
スウェーデン・クローナ	23,914,263.64	1.56
2. 投資信託受益証券	25,101,455.65	1.64
ユーロ	25,101,455.65	1.64
3. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	23,883,798.08	1.56
4. その他の資産	2,025,587.91	0.12
. 負債		
. ファンド資産額	1,530,381,757.48	100.00

<sup>\*)</sup> 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

## 証券価格 / 市場レート

---

ファンド資産は、以下の価格 / 市場レートに基づき評価された。

全資産：2024年12月30日現在および / または直近の価格 / 市場レート

2024年12月30日現在の為替レートおよび / または換算要素（間接的な見積）

---

イギリス、英ポンド	(GBP)	1 Euro = GBP	0.82865
デンマーク、クローネ	(DKK)	1 Euro = DKK	7.45910
ノルウェー、クローネ	(NOK)	1 Euro = NOK	11.84150
スウェーデン、クローナ	(SEK)	1 Euro = SEK	11.46400
スイス、フラン	(CHF)	1 Euro = CHF	0.94050
アメリカ合衆国、米ドル	(USD)	1 Euro = USD	1.04115

---

## 資本金の算定

---

資本金の算定に際しての総売上高（テクニカル・レベニュー）は、追加または売却として報告される。

## 議決権

---

ファンドが保有する株式に付随する議決権は、投資家の利益に資するとみなされる範囲において、管理会社の指示に従い、管理会社または代理人のいずれかによって行使された。

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細：

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細(報告日現在のマーケット・アロケーション)

国際証券コード	銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	購入/追加	売却/処分
上場有価証券				
株式				
ドイツ				
DE0008430026	Münchener Rückvers.-Ges. AG vink.Namens-Aktien	SHS	0	34,224
フィンランド				
FI0009005961	Stora Enso Oyj Reg.Shares Cl.R	SHS	0	2,318,678
フランス				
FR0000127771	Vivendi SE Actions Porteur	SHS	0	1,645,300
イギリス				
GB0000811801	Barratt Redrow PLC Reg.Shares	SHS	3,159,025.92	3,159,025.92
GB0030913577	BT Group PLC Reg.Shares	SHS	0	19,470,600
GB00B1ZBKY84	Mony Group PLC Reg.Shares	SHS	0	3,137,800
GB0007188757	Rio Tinto PLC Reg.Shares	SHS	0	517,273
GB00BYV8MN78	Urban Logistics REIT PLC Reg.Shares	SHS	0	8,258,788
アイルランド				
IE0004906560	Kerry Group PLC Reg.Shares A	SHS	0	302,339
スウェーデン				
SE0020050417	Boliden AB Namn-Aktier	SHS	0	826,423
スイス				
CH1243598427	Sandoz Group AG Namens-Aktien	SHS	0	73,720
未上場有価証券(非上場有価証券には、最終的な満期日により上場有価証券が含まれる場合がある)				
株式				
イギリス				
GB00BG11K365	Redrow PLC Reg.Shares	SHS	0	3,341,518

## クラス受益証券

「一般条項」第16条第2項上、ファンドは、収益分配、販売手数料、買戻手数料、為替ヘッジ取引の使用を含む受益証券価格の通貨、総報酬、またはこれらの組み合わせに関して異なることがあるクラス受益証券を設定することができる。クラス受益証券は、管理会社の裁量により随時設定することができる。

当期中、以下の表に記載のクラス受益証券が設定された。

受益証券 クラス	通貨	総報酬年率(%)		販売手数料(%)		買戻手数料 (%)	最低投資額	収益の分配
		上限	現行	上限	現行			
A	EUR	1.65	1.65	5.00	5.00			分配型
P	EUR	0.88	0.88				EUR 3,000,000	分配型

さらに、管理会社は、目論見書に規定のとおり、ファンドの運用に関する成功報酬を課すことができる。

## 【損益計算書】

クラスA(EUR)受益証券  
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2024年1月1日

至 2024年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
. 収益			
1. 国内配当金(法人税を含む総額)		5,091,244.55	953,946
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		44,165,266.63	8,275,246
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		750,204.89	140,566
a) 預金利息	750,204.89		140,566
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		393,986.52	73,821
8. 証券貸付契約および買戻契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(763,686.57)	(143,092)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(763,686.57)		(143,092)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(2,179,974.58)	(408,462)
a) 国外配当金から	(2,179,974.58)		(408,462)
10. その他の収益		3,825,201.90	716,728
収益合計		51,282,243.34	9,608,754
. 費用			
1. 借入利息		0.00	0
2. 管理報酬		(25,550,857.77)	(4,787,464)
a) 総報酬 <sup>1)</sup>	(25,550,857.77)		(4,787,464)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(23,319.07)	(4,369)
費用合計		(25,574,176.84)	(4,791,834)
. 経常利益		25,708,066.50	4,816,920
. 売買取引			
1. 実現利益		97,852,432.60	18,334,610
2. 実現損失		(17,494,868.22)	(3,278,013)
売買取引による損益合計		80,357,564.38	15,056,597
. 当期実現損益		106,065,630.88	19,873,517
1. 未実現利益の純変動		(47,114,653.09)	(8,827,873)
2. 未実現損失の純変動		(34,170,614.87)	(6,402,548)
. 当期末実現損益		(81,285,267.96)	(15,230,421)
. 当期総利益		24,780,362.92	4,643,097

1) 契約要項に基づき、年率1.65%(当期の年率1.65%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管費用(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスP(EUR)受益証券  
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2024年1月1日

至 2024年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
. 収益			
1. 国内配当金		75,226.25	14,095
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		652,698.95	122,296
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		11,096.85	2,079
a) 預金利息	11,096.85		2,079
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		5,844.37	1,095
8. 証券貸付契約および買戻契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(11,283.93)	(2,114)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(11,283.93)		(2,114)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(32,194.18)	(6,032)
a) 国外配当金から	(32,194.18)		(6,032)
10. その他の収益		56,582.45	10,602
収益合計		<u>757,970.76</u>	<u>142,021</u>
. 費用			
1. 借入利息		0.00	0
2. 管理報酬		(199,444.87)	(37,370)
a) 総報酬 <sup>1)</sup>	(199,444.87)		(37,370)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(345.41)	(65)
費用合計		<u>(199,790.28)</u>	<u>(37,435)</u>
. 経常利益		558,180.48	104,586
. 売買取引			
1. 実現利益		1,448,057.68	271,323
2. 実現損失		(258,861.27)	(48,503)
売買取引による損益合計		<u>1,189,196.41</u>	<u>222,820</u>
. 当期実現損益		1,747,376.89	327,406
1. 未実現利益の純変動		(712,702.78)	(133,539)
2. 未実現損失の純変動		(499,667.37)	(93,623)
. 当期末実現損益		<u>(1,212,370.15)</u>	<u>(227,162)</u>
. 当期総利益		<u>535,006.74</u>	<u>100,244</u>

1) 契約要項に基づき、年率0.88%(当期の年率0.88%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管費用(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスA(EUR)受益証券  
純資産変動計算書 2024年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		1,584,760,921.97
1. 前年度の分配または税控除		(25,045,561.16)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(80,008,459.49)
a) 受益証券発行	33,267,806.16	
内、受益証券販売によるもの	33,267,806.16	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(113,276,265.65)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		3,518,259.34
5. 当期損益		24,780,362.92
内、未実現利益の純変動	(47,114,653.09)	
内、未実現損失の純変動	(34,170,614.87)	
. 当期末現在のファンド資産額		1,508,005,523.58

クラスP(EUR)受益証券  
純資産変動計算書 2024年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		22,372,194.09
1. 前年度の分配または税控除		(467,620.17)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(65,083.26)
a) 受益証券発行	31,039.40	
内、受益証券販売によるもの	31,039.40	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(96,122.66)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		1,736.51
5. 当期損益		535,006.74
内、未実現利益の純変動	(712,702.78)	
内、未実現損失の純変動	(499,667.37)	
. 当期末現在のファンド資産額		22,376,233.91

クラスA(EUR)受益証券  
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり <sup>*)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	220,081,431.37	41,236,658	20.84	3,905
2.当期損益	106,065,630.88	19,873,517	10.04	1,881
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	73,146,465.97	13,705,453	6.93	1,298
2.次期繰越利益	226,200,828.53	42,383,249	21.42	4,013
・分配金総額	26,799,767.75	5,021,472	2.54	476
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	26,799,767.75	5,021,472	2.54	476

2024年12月31日現在発行済受益証券口数：10,559,404口

\*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

クラスP(EUR)受益証券  
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり <sup>*)</sup>	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	3,305,517.80	619,355	282.17	52,870
2.当期損益	1,747,376.89	327,406	149.16	27,948
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	1,138,279.23	213,279	97.17	18,207
2.次期繰越利益	3,356,435.08	628,895	286.52	53,685
・分配金総額	558,180.38	104,586	47.65	8,928
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	558,180.38	104,586	47.65	8,928

2024年12月31日現在発行済受益証券口数：11,715口

\*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

**【投資有価証券明細表等】**

貸借対照表を参照のこと。

[次へ](#)

Industria

## Vermögensaufstellung zum 31.12.2024

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2024	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
<b>Börsengehandelte Wertpapiere</b>								<b>1.481.664.162,22</b>	<b>96,83</b>
<b>Aktien</b>								<b>1.481.664.162,22</b>	<b>96,83</b>
<b>Deutschland</b>								<b>171.953.278,44</b>	<b>11,24</b>
DE0008404005	Allianz SE -Vink Namens-Aktien		Stk	148.968	0	36.892 EUR	295.500	44.019.453,00	2,88
DE0005502004	Deutsche Post AG Namens-Aktien		Stk	911.570	904.528	12.958 EUR	33.900	30.900.223,00	2,02
DE000K8X1006	Kron-Brenne AG Inhaber-Aktien		Stk	514.544	106.133	7.314 EUR	69.450	35.735.080,80	2,34
DE0007236101	Siemens AG Namens-Aktien		Stk	324.183	30.100	4.608 EUR	189.080	61.296.521,64	4,00
<b>Frankreich</b>								<b>285.676.888,21</b>	<b>18,66</b>
FR0000131104	BNP Paribas S.A. Actions Port.		Stk	550.406	127.271	102.365 EUR	59.070	32.512.462,42	2,12
FR0000125338	Capgemini SE Actions Port.		Stk	205.156	33.971	7.415 EUR	156.900	32.188.976,40	2,10
FR0000125007	Compagnie de Saint-Gobain S.A. Actions ou Porteur		Stk	257.461	257.461	0 EUR	86.100	22.167.392,10	1,45
FR0000121014	LVMH Moët Henin, L. Vuitton SE Action Port.(C.R.)		Stk	17.786	0	9.514 EUR	634.600	11.286.995,60	0,74
FR0000120578	Sonofi S.A. Actions Port.		Stk	588.510	37.787	22.762 EUR	93.570	55.066.880,70	3,60
FR0000121972	Schneider Electric SE Actions Port.		Stk	214.302	0	111.640 EUR	239.700	51.368.189,40	3,36
FR0010411983	SCOR SE Actions ou Porteur		Stk	939.046	0	13.341 EUR	21.360	21.936.114,56	1,43
FR0000120271	TotalEnergies SE Actions ou Porteur		Stk	1.123.881	133.773	45.371 EUR	52.630	59.149.857,03	3,96
<b>Niederlande</b>								<b>119.270.011,31</b>	<b>7,79</b>
NL0010273215	ASML Holding N.V. Aandelen op naam		Stk	86.669	9.900	3.231 EUR	680.800	59.004.255,20	3,85
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		Stk	1.975.671	0	706.890 EUR	15.124	29.880.048,20	1,95
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		Stk	1.250.698	174.760	40.773 EUR	34.295	30.385.707,91	1,99
<b>Italien</b>								<b>76.640.762,16</b>	<b>5,01</b>
IT0005903000	Infinitus, Wireless Italiane Azioni nom.		Stk	3.114.191	3.114.191	0 EUR	0,725	30.285.507,48	1,96
IT0000072618	Intesa Sanpaolo S.p.A. Azioni nom.		Stk	11.961.103	6.296.125	482.384 EUR	3,876	46.355.254,68	3,03
<b>Irland</b>								<b>36.669.741,45</b>	<b>2,40</b>
IE0004249319	DCC PLC Reg Shares		Stk	592.905	366.233	21.028 GBP	51.250	36.669.741,45	2,40
<b>Dänemark</b>								<b>68.822.044,20</b>	<b>4,50</b>
DK0062498333	Novo Nordisk AS Navne-Aktier B		Stk	510.383	0	215.059 DKK	623.100	42.635.123,58	2,79
DK0060252690	Pandora A/S Navne-Aktier		Stk	148.034	150.138	2.104 DKK	1.319.500	26.186.921,08	1,71
<b>Portugal</b>								<b>20.370.108,14</b>	<b>1,33</b>
PTEDP0AM0009	EDP - Energias de Portugal SA Ações Nom.		Stk	6.549.874	0	2.054.734 EUR	3.110	20.370.108,14	1,33
<b>Belgien</b>								<b>33.836.768,40</b>	<b>2,21</b>
BE0001565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales ou Port.		Stk	455.520	75.416	16.473 EUR	74.280	33.836.768,40	2,21
<b>Luxemburg</b>								<b>20.916.581,00</b>	<b>1,37</b>
FR00140004R3	Eurofina Scientific S.E. Actions Port.		Stk	426.869	0	6.067 EUR	49.000	20.916.581,00	1,37
<b>Norwegen</b>								<b>18.142.904,24</b>	<b>1,19</b>
N000030253605	Storbrand ASA Navne-Aktjer		Stk	1.765.318	0	155.921 NOK	121.700	18.142.904,24	1,19
<b>Schweden</b>								<b>23.914.263,64</b>	<b>1,56</b>
SE0000667891	Solvik AB Navne-Aktier		Stk	1.381.472	0	478.065 SEK	198.450	23.914.263,64	1,56
<b>Finnland</b>								<b>17.634.155,46</b>	<b>1,15</b>
FI0009005987	UPM Rymynne Corp. Reg Shares		Stk	663.437	0	203.474 EUR	26.580	17.634.155,46	1,15
<b>Schweiz</b>								<b>136.456.371,33</b>	<b>8,92</b>
CH0009002962	Bany Colibault AG Namens-Aktien		Stk	7.369	7.473	104 CHF	1.212.000	9.496.255,18	0,62
CH0038863350	Nestlé S.A. Namens-Aktien		Stk	638.519	36.977	24.774 CHF	74.800	50.784.388,30	3,32
CH0435377954	SIG Group AG Namens-Aktien		Stk	886.112	164.756	198.453 CHF	17.800	16.770.647,10	1,10
CH0418792922	Sig AG Namens-Aktien		Stk	151.403	0	6.154 CHF	215.700	34.769.555,66	2,27
CH1175448666	Straumann Holding AG Namens-Aktien		Stk	202.621	0	8.179 CHF	114.350	24.635.525,09	1,61
<b>Großbritannien</b>								<b>451.360.284,18</b>	<b>29,50</b>
GB00B1YW4409	3i Group PLC Reg Shares		Stk	790.665	0	31.815 GBP	35.630	33.996.734,39	2,22
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg Shares		Stk	433.831	43.817	75.285 GBP	104.720	54.825.055,60	3,58
GB00BYVYVW23	Auto Trader Group PLC Reg Shares		Stk	4.850.137	393.500	348.793 GBP	7.894	46.204.044,51	3,02
GB00B144P254	Baltic Classifieds Group PLC Reg Shares		Stk	6.600.762	0	1.880.342 GBP	3.130	24.932.583,19	1,63
GB00B166DW54	Informa PLC Reg Shares		Stk	3.596.106	3.647.226	51.120 GBP	7.952	34.509.424,86	2,25
GB00B18GSM407	JD Sports Fashion PLC Reg Shares		Stk	14.512.297	17.461.909	3.449.612 GBP	0,931	16.308.273,66	1,07

Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

5

## Industria

## Vermögensaufstellung zum 31.12.2024

ISIN	Gottungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2024	Käufe/ Verkäufe/ Zugänge Abgänge		Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens	
					im Berichtszeitraum					
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg Shares		STK	62.212.002	0	2.508.498	GBP	0,544	40.841.524,27	2,67
JE00B1DXW990	Mon Group PLC Reg Shares		STK	11.985.934	10.149.554	0	GBP	2,102	30.404.191,48	1,99
GB00034CG077	Reckitt Benckiser Group Reg Shares		STK	472.190	478.139	5.949	GBP	48,116	27.417.990,29	1,79
GB00086640D84	Shell PLC Reg Shares CL		STK	1.866.869	263.099	75.330	GBP	24,401	94.972.527,70	3,39
GB0007908733	SSE PLC Shares		STK	939.245	0	1.511.395	GBP	16,090	19.014.141,24	1,24
GB0001042198	Unilever PLC Reg Shares		STK	196.287	0	506.372	GBP	45,660	10.815.741,77	0,71
GB0001KJH08	Whitebread PLC Reg Shares		STK	628.966	628.966	601.079	GBP	29,176	22.145.478,05	1,45
JE0008CF9B49	WPP PLC Reg Shares		STK	3.514.434	631.938	215.904	GBP	6,246	34.972.573,17	2,29
Wertpapier-Investmentanteile								25.101.455,65	1,64	
KVG - eigene Wertpapier-Investmentanteile								25.101.455,65	1,64	
Luxemburg								25.101.455,65	1,64	
LU096120051	AGIF-All Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I		ANT	16.910,967	0	8.455	EUR	1.484,330	25.101.455,65	1,64
Summe Wertpapiervermögen								EUR	1.506.765.617,87	98,47
Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds										
Bankguthaben										
EUR-Guthaben bei der Verwahrstelle										
	State Street Bank International GmbH		EUR	16.627.503,16			%	100,000	16.627.503,16	1,09
Guthaben in sonstigen EU/EWR-Währungen										
	State Street Bank International GmbH		DKK	312.663,41			%	100,000	41.919,72	0,00
	State Street Bank International GmbH		NOK	5.839.903,67			%	100,000	493.172,63	0,03
	State Street Bank International GmbH		SEK	14,44			%	100,000	1,26	0,00
Guthaben in Nicht-EU/EWR-Währungen										
	State Street Bank International GmbH		GBP	5.315.831,22			%	100,000	6.415.050,05	0,42
	State Street Bank International GmbH		USD	318.749,38			%	100,000	306.151,26	0,02
Summe Bankguthaben								EUR	23.683.798,08	1,56
Summe der Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds <sup>10)</sup>								EUR	23.683.798,08	1,56
Sonstige Vermögensgegenstände										
	Dividendenanzprüche		EUR	374.363,31					374.363,31	0,02
	Forderungen aus Anteilschneidgeschäften		EUR	75.756,50					75.756,50	0,00
	Forderungen aus Quellenteilerückstellungen		EUR	1.575.468,10					1.575.468,10	0,10
Summe Sonstige Vermögensgegenstände								EUR	2.025.587,91	0,12
Sonstige Verbindlichkeiten										
	Verbindlichkeiten aus Anteilschneidgeschäften		EUR	-287.501,91					-287.501,91	-0,02
	Kostenabgrenzung		EUR	-2.005.744,47					-2.005.744,47	-0,13
Summe Sonstige Verbindlichkeiten								EUR	-2.293.246,38	-0,15
Fondsvermögen								EUR	1.530.381.757,48	100,00
Summe der umlaufenden Anteile aller Anteilklassen								STK	10.571.119	
<sup>10)</sup> Im Bankguthaben können Cash Inbal Margin enthalten sein.										
Gottungsbezeichnung									gesamt	
Gesamtbetrag der Kurswerte der Wertpapiere, die Dritten als Marginsicherheiten für Termingeschäfte dienen:			EUR						59.149.857,03	

Industria

**Industria A (EUR)**

ISIN	DE0008475021
Fondsvermögen	1.508.005.523,58
Umlaufende Anteile	10.559.404,158
Anteilwert	142,81

**Industria P (EUR)**

ISIN	DE0009797423
Fondsvermögen	22.376.233,91
Umlaufende Anteile	11.714,518
Anteilwert	1.910,13

7

Industria

## Industria

## Vermögensübersicht zum 31.12.2024

Gliederung nach Anlagenart - Land	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens <sup>1)</sup>
<b>I. Vermögensgegenstände</b>		
<b>1. Aktien</b>	<b>1.481.664.162,22</b>	<b>96,83</b>
Deutschland	171.953.278,44	11,24
Frankreich	285.676.898,21	18,66
Niederlande	119.270.011,31	7,79
Italien	76.640.762,16	5,01
Irland	36.669.741,45	2,40
Dänemark	68.822.044,26	4,50
Portugal	20.370.108,14	1,33
Belgien	33.836.798,40	2,21
Luxemburg	20.916.581,00	1,37
Norwegen	18.142.904,24	1,19
Schweden	23.914.263,64	1,56
Finnland	17.694.155,46	1,15
Schweiz	136.456.371,33	8,92
Großbritannien	451.360.294,18	29,50
<b>2. Investmentanteile</b>	<b>25.101.455,65</b>	<b>1,64</b>
Luxemburg	25.101.455,65	1,64
<b>3. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds</b>	<b>23.883.798,08</b>	<b>1,56</b>
<b>4. Sonstige Vermögensgegenstände</b>	<b>2.025.587,91</b>	<b>0,13</b>
<b>II. Verbindlichkeiten</b>	<b>-2.293.246,38</b>	<b>-0,15</b>
<b>III. Fondsvermögen</b>	<b>1.530.381.757,48</b>	<b>100,00</b>

<sup>1)</sup> Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsdifferenzen entstanden sein.

Gliederung nach Anlagenart - Währung	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens <sup>1)</sup>
<b>I. Vermögensgegenstände</b>		
<b>1. Aktien</b>	<b>1.481.664.162,22</b>	<b>96,83</b>
CHF	136.456.371,33	8,92
DKK	68.822.044,26	4,50
EUR	746.298.553,12	48,76
GBP	488.030.525,63	31,90
NOK	18.142.904,24	1,19
SEK	23.914.263,64	1,56
<b>2. Investmentanteile</b>	<b>25.101.455,65</b>	<b>1,64</b>
EUR	25.101.455,65	1,64
<b>3. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds</b>	<b>23.883.798,08</b>	<b>1,56</b>
<b>4. Sonstige Vermögensgegenstände</b>	<b>2.025.587,91</b>	<b>0,13</b>
<b>II. Verbindlichkeiten</b>	<b>-2.293.246,38</b>	<b>-0,15</b>
<b>III. Fondsvermögen</b>	<b>1.530.381.757,48</b>	<b>100,00</b>

## Industria

**Wertpapierkurse bzw. Marktsätze**

Die Vermögensgegenstände des Sondervermögens sind auf der Grundlage nachstehender Kurse/Marktsätze bewertet:

Alle Vermögenswerte: Kurse bzw. Marktsätze per 30.12.2024 oder letztbekannte

**Devisenkurs(e) bzw. Konversionsfaktor(en) (in Mengennotiz) per 30.12.2024**

Großbritannien, Pfund	(GBP)	1 Euro = GBP	0,82865
Dänemark, Kronen	(DKK)	1 Euro = DKK	7,45910
Norwegen, Kronen	(NOK)	1 Euro = NOK	11,84150
Schweden, Kronen	(SEK)	1 Euro = SEK	11,46400
Schweiz, Franken	(CHF)	1 Euro = CHF	0,94050
USA, Dollar	(USD)	1 Euro = USD	1,04115

**Kapitalmaßnahmen**

Alle Umsätze, die aus Kapitalmaßnahmen hervorgehen (technische Umsätze), werden als Zu- oder Abgang ausgewiesen.

**Stimmrechtsausübung**

Stimmrechte aus den im Fonds enthaltenen Aktien haben wir, soweit es im Interesse unserer Anleger geboten erschien, entweder selbst wahrgenommen oder durch Beauftragte nach unseren Weisungen ausüben lassen.

Industria

Während des Berichtszeitraumes abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen:

- Käufe und Verkäufe in Wertpapieren, Investmentanteilen und Schuldscheindarlehen (Marktzuordnung zum Berichtsstichtag):

ISIN	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Käufe/ Zugänge	Verkäufe/ Abgänge
<b>Börsengehandelte Wertpapiere</b>				
<b>Aktien</b>				
<b>Deutschland</b>				
DE0008430006	Münchener Rückvers. Ges. AG vink.Namens-Aktien	STK	0	34.224
<b>Finnland</b>				
FI0009005961	Stora Enso Oyj Reg.Shares CLR	STK	0	2.318.678
<b>Frankreich</b>				
FR0001277771	Vieland SE Actions Porteur	STK	0	1.645.300
<b>Großbritannien</b>				
GB0008011801	Barratt Redrow PLC Reg.Shares	STK	3.159.025,92	3.159.025,92
GB0030913577	BT Group PLC Reg.Shares	STK	0	19.470.600
GB0081284Y84	Mony Group PLC Reg.Shares	STK	0	1.137.600
GB0007188757	Wu Tiao PLC Reg.Shares	STK	0	517.273
GB008V8M478	Urban Logistics REIT PLC Reg.Shares	STK	0	8.258.768
<b>Irland</b>				
IE0004906560	Kerry Group PLC Reg.Shares A	STK	0	302.339
<b>Schweden</b>				
SE0000090417	Boliden AB Namn Aktier	STK	0	806.423
<b>Schweiz</b>				
CH1241588427	Sandoz Group AG Namens-Aktien	STK	0	73.720
<b>Nichtnotierte Wertpapiere (Unter den nicht notierten Wertpapieren können auch notierte Wertpapiere aufgrund ihrer Trüfälligkeit ausgewiesen sein)</b>				
<b>Aktien</b>				
<b>Großbritannien</b>				
GB008G11K365	Redrow PLC Reg.Shares	STK	0	3.341.538

9

Industria

## Anhang

### Anteilklassen

Für das Sondervermögen können Anteilklassen im Sinne von § 16 Abs. 2 der 'Allgemeinen Anlagebedingungen' gebildet werden, die sich hinsichtlich der Ertragsverwendung, des Ausgabeaufschlags, des Rücknahmeabschlags, der Währung des Anteilwertes einschließlich des Einsatzes von Währungssicherungsgeschäften, der Pauschalvergütung, der Mindestanlagesumme oder einer Kombination dieser Merkmale unterscheiden können. Die Bildung von Anteilklassen ist jederzeit zulässig und liegt im Ermessen der Gesellschaft.

Im Berichtszeitraum war(en) die in der nachfolgenden Tabelle aufgeführte(n) Anteilklasse(n) aufgelegt.

Anteil- klasse	Wäh- rung	Pauschal- vergütung in % p.a.		Ausgabeauf- schlag in %		Rücknahme- abschlag in %	Mindestanlage- summe	Ertragsver- wendung
		maximal	aktuell	maximal	aktuell			
A	EUR	1,05	1,65	5,00	5,00	--	--	ausschützend
F	EUR	0,88	0,88	--	--	--	3.000.000 EUR	ausschützend

Darüber hinaus erhält die Gesellschaft für die Verwaltung des Sondervermögens aus dem Sondervermögen eine erfolgsbezogene Vergütung gemäß Verkaufsprospekt.

## Industria

## Ertrags- und Aufwandsrechnung

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

Für den Zeitraum vom 01.01.2024 - 31.12.2024  
(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
<b>I. Erträge</b>		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		5.091.244,55
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)	44.165.266,63	
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		750.204,89
a) Positive Einlagezinsen	750.204,89	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		391.956,52
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden		-763.666,57
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden	-763.666,57	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer auf Dividenden ausländischer Aussteller	-2.179.974,58	
10. Sonstige Erträge		3.825.201,90
<b>Summe der Erträge</b>		<b>51.280.243,34</b>
<b>II. Aufwendungen</b>		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		0,00
2. Verwaltungvergütung	-25.550.857,77	
a) Pauschalvergütung <sup>1)</sup>	-25.550.857,77	
b) Performanceabhängige Verwaltungvergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-23.319,07
<b>Summe der Aufwendungen</b>		<b>-25.574.176,84</b>
<b>III. Ordentlicher Nettoertrag</b>		<b>25.706.066,50</b>
<b>IV. Veräußerungsgeschäfte</b>		
1. Realisierte Gewinne		97.852.432,60
2. Realisierte Verluste		-17.494.868,22
<b>Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften</b>		<b>80.357.564,38</b>
<b>V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>106.065.630,88</b>
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		47.114.653,09
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-34.170.614,87
<b>VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>-1.212.370,15</b>
<b>VII. Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>24.780.362,92</b>

<sup>1)</sup> Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-in-Fee“) in der Höhe von 1,65 % p.a. (im Geschäftsjahr 1,65 % p.a.) vereinbart. Hieraus besteht die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,508 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

Für den Zeitraum vom 01.01.2024 - 31.12.2024  
(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
<b>I. Erträge</b>		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		75.226,25
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)	652.698,95	
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		11.096,85
a) Positive Einlagezinsen	11.096,85	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		5.844,37
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden		-11.283,93
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden	-11.283,93	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer auf Dividenden ausländischer Aussteller	-32.194,18	
10. Sonstige Erträge		56.582,45
<b>Summe der Erträge</b>		<b>757.970,76</b>
<b>II. Aufwendungen</b>		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		0,00
2. Verwaltungvergütung	-199.444,87	
a) Pauschalvergütung <sup>1)</sup>	-199.444,87	
b) Performanceabhängige Verwaltungvergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		345,41
<b>Summe der Aufwendungen</b>		<b>-199.790,28</b>
<b>III. Ordentlicher Nettoertrag</b>		<b>558.180,48</b>
<b>IV. Veräußerungsgeschäfte</b>		
1. Realisierte Gewinne		1.448.057,68
2. Realisierte Verluste		-258.861,27
<b>Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften</b>		<b>1.189.196,41</b>
<b>V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>1.747.376,89</b>
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		-712.702,78
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-499.667,37
<b>VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>-1.212.370,15</b>
<b>VII. Ergebnis des Geschäftsjahres</b>		<b>535.006,74</b>

<sup>1)</sup> Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-in-Fee“) in der Höhe von 0,88 % p.a. (im Geschäftsjahr 0,88 % p.a.) vereinbart. Hieraus besteht die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Industria

## Entwicklung des Sondervermögens 2024

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

	EUR	EUR
I Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres		1.584.760.921,97
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-25.045.561,16
2. Zwischenausschüttungen		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-80.008.459,49
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	33.267.806,16	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	33.267.806,16	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-113.276.265,65	
4. Ertragsausgleich/Aufwandausgleich		3.518.259,34
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		24.780.362,92
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	-47.114.653,09	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-34.170.614,87	
II Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres		1.508.005.523,58

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

	EUR	EUR
I Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres		22.372.194,09
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-467.620,17
2. Zwischenausschüttungen		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-65.082,26
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	31.039,40	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	31.039,40	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-96.122,66	
4. Ertragsausgleich/Aufwandausgleich		1.736,51
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		535.006,74
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	-712.702,78	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-499.667,37	
II Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres		22.376.233,91

## Industria

## Verwendung der Erträge des Sondervermögens

## Anteilklasse: Industria A (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR*
<b>I. Für die Ausschüttung verfügbar</b>		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	220.081.431,37	20,84
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	306.065.630,88	10,04
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
<b>II. Nicht für die Ausschüttung verwendet</b>		
1. Der Wiederanlage zugeführt	71.146.465,97	6,93
2. Vortrag auf neue Rechnung	226.200.828,53	21,42
<b>III. Gesamtausschüttung</b>	<b>26.799.767,75</b>	<b>2,54</b>
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	26.799.767,75	2,54

Umlaufende Anteile per 31.12.2024: Stück 10.359.404

\*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil Werten sind möglich.

## Anteilklasse: Industria P (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR*
<b>I. Für die Ausschüttung verfügbar</b>		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	3.305.517,80	282,17
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	1.747.376,89	149,16
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
<b>II. Nicht für die Ausschüttung verwendet</b>		
1. Der Wiederanlage zugeführt	1.138.279,23	97,17
2. Vortrag auf neue Rechnung	3.256.435,08	286,52
<b>III. Gesamtausschüttung</b>	<b>558.180,38</b>	<b>47,65</b>
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	558.180,38	47,65

Umlaufende Anteile per 31.12.2024: Stück 11.715

\*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil Werten sind möglich.

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

	ユーロ( は除く)	千円( 、 は除く)
資産総額	1,598,173,797.26	299,449,824
負債総額	2,149,950.84	402,836
純資産総額( - )	1,596,023,846.42	299,046,988
発行済受益証券口数	クラスA(EUR) 10,112,453口 クラスP(EUR) 11,316口	
一口当たり純資産価格( / )	クラスA(EUR) 155.50 クラスP(EUR) 2,081.71	29,136円 390,050円

## 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー

取扱場所 ドイツ ミュンヘン市 81373 ハンザ通り29a

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項なし。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項なし。

### (4) 譲渡制限

該当事項なし。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

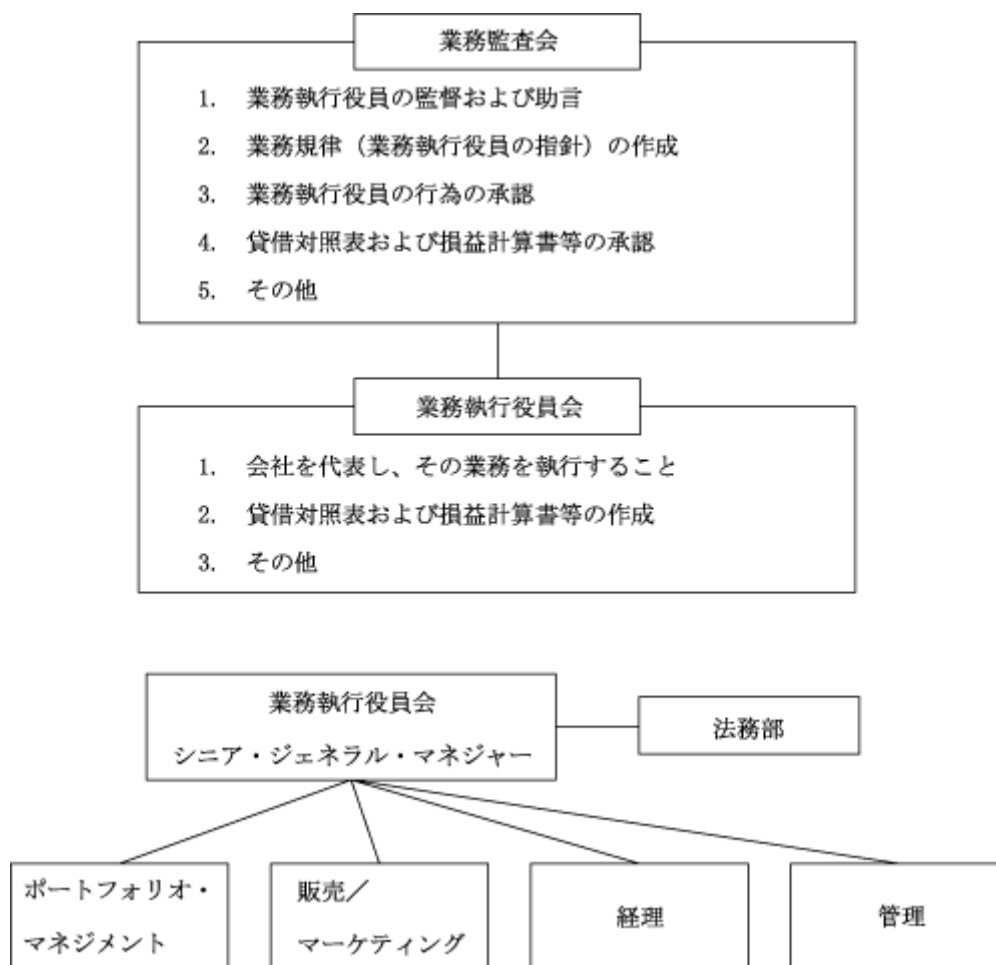
##### (1) 資本金の額

2025年12月末日現在の管理会社の払込資本金は、49,900,900ユーロ(約93億円)であり、これは全額払込済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### (2) 管理会社の機構

管理会社の機構は、下図のとおりである。



投資運用の意思法定機構については、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(3)運用体制」を参照のこと。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は証券投資信託の管理運営を業務とする管理会社であり、2026年4月末日現在、1,519の契約型オープン・エンド型の投資信託(純資産総額は471,099百万ユーロ)ならびに793の専門ファンド(純資産総額は262,657百万ユーロ)を管理している。

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ドイツにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースゲーエムベーハー監査法人から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=187.37円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 【貸借対照表】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

貸借対照表

2025年12月31日現在

## 資産の部

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 銀行に対する債権	52,653,089.44	9,865,609	127,479,642.81	23,885,861
a)要求払い	52,653,089.44	9,865,609	127,479,642.81	23,885,861
内、関連会社				
2025年：2,676,005.59ユーロ				
2024年：15,889,936.07ユーロ				
2 顧客からの未収金	72,258,887.59	13,539,148	63,218,103.01	11,845,176
3 株式およびその他の変動利付 有価証券	30,033,956.55	5,627,462	28,045,361.87	5,254,859
4 投資	46,721,035.89	8,754,120	46,691,035.89	8,748,499
内、銀行				
2025年：0.00ユーロ				
2024年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2025年：0.00ユーロ				
2024年：0.00ユーロ				
5 関連会社株式	152,086,279.63	28,496,406	151,316,602.07	28,352,192
内、銀行				
2025年：0.00ユーロ				
2024年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2025年：0.00ユーロ				
2024年：0.00ユーロ				
6 無形固定資産	37,907,423.01	7,102,714	25,760,045.67	4,826,660
a)対価、工業所有権、類似の 権利および資産ならびに それらの権利および資産に 付随するライセンス	15,767,782.09	2,954,409	16,022,657.69	3,002,165
b)前払金	22,139,640.92	4,148,305	9,737,387.98	1,824,494
7 固定資産	19,965,111.85	3,740,863	29,846,700.48	5,592,376
8 その他の資産	1,019,817,826.75	191,083,266	838,281,041.34	157,068,719
9 前払費用	29,173,384.56	5,466,217	16,710,614.98	3,131,068
資産合計	1,460,616,995.27	273,675,806	1,327,349,148.12	248,705,410

## 負債の部

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 その他の負債	711,326,813.32	133,281,305	599,764,017.02	112,377,784
2 引当金	322,155,339.81	60,362,246	305,350,288.96	57,213,484
a)年金および類似債務の引当金	45,547,018.79	8,534,145	50,787,130.03	9,515,985
b)法人税等の引当金	21,019,357.94	3,938,397	25,624,031.09	4,801,175
c)その他の引当金	255,588,963.08	47,889,704	228,939,127.84	42,896,324
3 株主資本	427,134,842.14	80,032,255	422,234,842.14	79,114,142
a)資本金	49,900,900.00	9,349,932	49,900,900.00	9,349,932
b)資本準備金	377,233,942.14	70,682,324	372,333,942.14	69,764,211
<b>負債合計</b>	<b>1,460,616,995.27</b>	<b>273,675,806</b>	<b>1,327,349,148.12</b>	<b>248,705,410</b>
偶発債務				
保証による偶発債務	161,240,352.00	30,211,605	167,787,772.00	31,438,395
受益者のための運用投資ファンド:				
純資産価額	496,952,750,320.07	93,114,036,827	479,604,793,077.25	89,863,550,079
口数	626口		663口	
内、純資産価額(単位:千ユーロ)	145,299	27,224,674	144,905	27,150,850
保証された資本拠出金をカバー するため(単位:千ユーロ)	119,884	22,462,665	120,380	22,555,601

## (2)【損益計算書】

## アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

## 損益計算書

2025年1月1日から2025年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a) 信用取引および金融市場取引			17,272,311.21	3,236,313		
2 支払利息			(1,344,735.34)	(251,963)	15,927,575.87	2,984,350
3 経常利益						
a) 株式およびその他の変動利付有価証券			194,785.93	36,497		
b) 投資			0.00	0		
c) 関連会社株式			153,213,665.11	28,707,644	153,408,451.04	28,744,141
4 受取手数料			3,125,834,645.29	585,687,637		
5 支払手数料			(2,063,724,486.39)	(386,680,057)	1,062,110,158.90	199,007,580
金融取引からの純利益					1,231,446,185.81	230,736,072
6 その他の営業収益					124,488,939.46	23,325,493
7 一般管理費						
a) 人件費						
aa) 賃金および給与	(318,096,066.36)	(59,601,660)				
ab) 社会保険料、年金 およびその他給付費用 内、年金引当金	(59,285,146.34)	(11,108,258)	(377,381,212.70)	(70,709,918)		
2025年：29,002,857.59ユーロ 2024年：28,203,400.74ユーロ						
b) その他の管理費			(278,435,821.34)	(52,170,520)	(655,817,034.04)	(122,880,438)
8 無形資産および固定資産の 減価償却費および評価調整費					(20,489,983.15)	(3,839,208)
9 その他の営業費用					(139,915,540.26)	(26,215,975)
10 未収金および特定の証券の 減価償却費および評価調整費ならびに 貸付業務の貸倒引当金の追加					120,635.06	22,603
11 未収金および特定の証券の評価増ならびに 貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					987,310.33	184,992
12 投資有価証券、関連会社株式および 固定資産として保有される証券の 減価償却費および評価調整費					(68.60)	(13)
<b>13 経常損益</b>					<b>540,820,444.61</b>	<b>101,333,527</b>
14 特別収益					0.00	0
15 特別費用					0.00	0
<b>16 特別利益</b>					<b>0.00</b>	<b>0</b>
17 法人税およびキャピタル・ゲイン 内、連結比例：74,531,363.32ユーロ					(125,192,072.98)	(23,457,239)
18 他の項目には含まれないその他の税金					(2,197,338.14)	(411,715)
19 利益プール、損益振替契約または 株式譲渡契約により振り替えられた利益					(413,431,033.49)	(77,464,573)
<b>20 当期利益</b>					<b>0.00</b>	<b>0</b>

2024年1月1日から2024年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a) 信用取引および金融市場取引			23,417,281.65	4,387,696		
2 支払利息			(5,259,771.23)	(985,523)	18,157,510.42	3,402,173
3 経常利益						
a) 株式およびその他の変動利付有価証券			241,025.14	45,161		
b) 投資			0.00	0		
c) 関連会社株式			92,870,549.80	17,401,155	93,111,574.94	17,446,316
4 受取手数料			3,069,292,612.14	575,093,357		
5 支払手数料			(2,016,756,321.45)	(377,879,632)	1,052,536,290.69	197,213,725
金融取引からの純利益					1,163,805,376.05	218,062,213
6 その他の営業収益					105,612,669.23	19,788,646
7 一般管理費						
a) 人件費						
aa) 賃金および給与	(268,597,716.08)	(50,327,154)				
ab) 社会保険料、年金 およびその他給付費用 内、年金引当金	(59,180,003.87)	(11,088,557)	(327,777,719.95)	(61,415,711)		
2025年：29,002,857.59ユーロ 2024年：28,203,400.74ユーロ						
b) その他の管理費			(243,435,553.33)	(45,612,520)	(571,213,273.28)	(107,028,231)
8 無形資産および固定資産の 減価償却費および評価調整費					(13,026,495.88)	(2,440,775)
9 その他の営業費用					(123,205,915.16)	(23,085,092)
10 未収金および特定の証券の 減価償却費および評価調整費ならびに 貸付業務の貸倒引当金の追加					(323,922.10)	(60,693)
11 未収金および特定の証券の評価増ならびに 貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					1,108,098.79	207,624
12 投資有価証券、関連会社株式および 固定資産として保有される証券の 減価償却費および評価調整費					(285.00)	(53)
<b>13 経常損益</b>					<b>562,756,252.65</b>	<b>105,443,639</b>
14 特別収益					0.00	0
15 特別費用					(959,238.84)	(179,733)
<b>16 特別利益</b>					<b>(959,238.84)</b>	<b>(179,733)</b>
17 法人税およびキャピタル・ゲイン 内、連結比例：91,471,600.78ユーロ					(149,270,804.55)	(27,968,871)
18 他の項目には含まれないその他の税金					(1,641,054.18)	(307,484)
19 利益プール、損益振替契約または 株式譲渡契約により振り替えられた利益					(410,885,155.08)	(76,987,552)
<b>20 当期利益</b>					<b>0.00</b>	<b>0</b>

[次へ](#)

## アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

## 財務書類に対する注記

2025年12月31日現在

目次（訳注：ページ番号は原文のもの）

1.	概要	3
2.	会計処理および評価の原則	3
3.	貸借対照表に対する注記	6
3.1.	資産	6
3.2.	負債	10
4.	損益計算書に対する注記	12
5.	偶発債務	14
5.1.	企業年金契約および類似の債務	14
6.	後発事象	16
7.	グループの提携会社	16
8.	その他の情報	17
8.1.	機関および報酬	17
8.2.	業務執行役員会 / 経営陣の旧構成員またはその遺族に対する年金契約および類似の債務	19
8.3.	支払契約	19

付録：2025年12月31日現在のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの持分保有リスト

## 1. 概要

アリアンツ・グループは、アリアンツ・グローバル・インベスターズおよびピムコという、互いに独立して運営する2つの世界的な資産運用会社を傘下に置くことで、世界的な知名度を持つ立場にある。アリアンツ・グローバル・インベスターズの主な活動は、ファンド運用、金融ポートフォリオ運用、ならびに投資助言およびブローカー業務である。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、包括的な資産リソースがあり、株式、債券、マルチ・アセット・ファンドおよびオルタナティブ投資の資産クラスにおいて長年の経験をもつ、世界的な資産運用会社である。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下、本注記において「当社」という。）は、ドイツ資本投資法（Kapitalanlagegesetzbuch）（以下「KAGB」という。）第1条第15項および第16項ならびに第17条第2項1号に定義されるAIF金融投資管理会社である。当社の主な事業目的は、リスク分散の原則に基づき、自己の資産とは分別して、それぞれ、UCITS適合特別財産（OGAW）、混合投資ファンド（公募AIF）、年金制度投資ファンド（公募AIF）および特別投資ファンド（特別AIF）ならびに上述の国内投資ファンドと比較可能なEU OGAW、EU AIFおよび外国AIFの形態を用いて、適切に認可された資産に投資することによって、自己名義および投資者（株主）との共同口座のために当社に預託された資金を管理すること、ならびに、結果的に生じた株主の権利を証する書面（株券）を発行することである。また、投資ファンドの運用に加え、当社は、自己の資産および資産管理契約の範囲内で第三者の資産も管理している。当社は、ドイツ連邦金融監督庁の監督下にある。さらに、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）（以下「WpHG」という。）および金融派生商品規則（Derivateverordnung）（以下「DerivateV」という。）が、重要な一般監督条件を規定している。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、資産管理に加えて、銀行、ファンド・プラットフォーム、ファンド・オブ・ファンズの管理者、およびその他の機関投資家などの投資商品仲介業者を通じた投資ファンド証券の販売にも注力している。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、フランクフルト・アム・マインを本拠地とし、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所にて商業登記される登録番号HRB9340として登記されている。

## 2. 会計処理および評価の原則

当該年次財務書類は、2025年12月22日に改正されたドイツ商法典（Handelsgesetzbuch）（以下「HGB」という。）の一般規則、ならびに有限責任会社に関するドイツの法律（GmbH-Gesetz）（以下「GmbHG」という。）、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）（以下「KWG」という。）および、1998年12月11日に作成され最近は2022年8月7日に改正された、銀行、金融機関および証券機関の会計規則（Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, Finanzdienstleistungsinstitute und Wertpapierinstitute）（以下「RechKredV」という。）の関連規則に準拠して作成された。

年次財務書類の作成にあたり、以下の会計処理および評価の原則が使用された。

銀行に対する債権は、その額面価額で認識される。

顧客に対する債権は、その額面価額で認識される。

固定資産として保有される株式およびその他の変動利付有価証券は、債権者による差押えの対象から除外されており、退職給付債務から生じる債務の履行のためにのみ使用される。HGB第253条第1項4号に準拠して、かかる有価証券は公正価値で測定され、すべてがHGB第246条第2項2号に関連する負債と相殺される。

HGB第253条第1項、第4項および第5項にしたがって、流動資産に分類される変動利付有価証券は、取得原価もしくは貸借対照表日の取引所相場価格または時価のいずれか低い方で測定される。

関連会社の持分および株式は、非流動資産に分類され、緩和低価法を適用して取得原価で認識される。

無形資産は、平均耐用年数に応じた定額法による予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。減価償却費は、定額法で処理される。自己創出された無形資産は資本計上される。ITプロジェクトに関する前払金は、額面価額で認識される。

有形資産は、予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。有形資産は、予想耐用年数により定額法で減価償却される。取得原価が800ユーロまでの少額固定資産は、原則として取得年度中に全額償却または費用として計上され、ただちに処分されたものとして処理される。これには当社の別の事業所にある備品は含まれず、全額資本化され、通常は10年間にわたり償却される。グループの要求に従い、当社の異なる所在地における賃貸備品は、「その他の営業設備」として計上され、主に当社自身によって使用されている。

その他の資産は、それぞれ額面価額で認識される。

未払費用は、2025年12月31日以前は「費用」に関連するが、同日以降の一定期間の費用も含まれる。

前払費用は、2025年12月31日以前は「収益」に関連するが、同日以降の一定期間の収益も含まれる。

前払費用および未払費用は、額面価額で認識される。

負債は、決済価格で認識される。

年金債務から生じる債務を決済するための資産は、HGB第253条第1項に準拠して公正価値で測定され、HGB第246条第2項に関連する債務と相殺される。

債務が公正価値を上回る場合、超過額は「引当金」の項目に表示される。公正価値が債務を上回る場合、超過額は「資産差額」の項目に表示される。

引当金は、合理的な商判断を用いて必要な支払額で評価される。偶発債務の形成または履行を拘束的に追及する、強制的かつ回収可能な償還請求権は、引当金の評価において減額ベースで考慮される。

年金債務引当金は、保険数理原則に基づいて算定される。

従業員記念給付引当金および早期退職給付引当金も、保険数理原則に基づいて算定され、全額が負債として分類される。

HGB第253条に従って、年金債務引当金は過去10会計年度の平均市場金利によって、その他の人件費債務に対する引当金は過去7会計年度の平均市場金利によって割り引かれる。HGB第253条第6項2号は、10年平均利率に対し7年平均利率の適用による年金債務の評価が上回ることで差額が生じた場合、その差額はペイアウト・ブロック(支払停止)の対象となると述べている。かかるペイアウト・ブロックは、利益振替契約がある場合、譲渡の差止めにはつながらない。

割引率を決定する際に、HGB第253条第2項2号(残余期間15年)に基づく簡易版の規則が当社に適用され、そのため前年度と同じく、貸借対照表日付現在の予想金利がベースとして使用された。

割引率の変更により生じた影響は、利息に反映されている。

期限が1年超のすべての引当金は、ドイツ連邦銀行が発表する残余期限が同一の金利を使用して割り引かれる。

資産および負債の通貨換算は、HGB第340h条に従って実施される。外貨建の資産および負債は、報告日付現在の外国為替直物相場でユーロに換算される。かかる換算により、期限が1年以下の資産および負債については、資産について取得原価および商品の原価を上回り、負債については下回ることがある（HGB第256a条）。収益および費用は、当該日の為替レートでユーロに換算され、損益計算書に認識される。残りの期限が1年超の場合には、厳格低価法または厳格高価法が適用される。外貨建の関連会社株式および参加持分の評価については、元の通貨での評価が貸借対照表日付現在の外国為替直物相場でユーロに換算される。関連会社株式および参加持分の場合には、ユーロ建の取得原価とユーロ建の時価を比較する際に取得原価および実現原則を考慮し、緩和低価法が適用される。

過年度において、当社は、HGB第254条に準拠するヘッジを設定するオプションを使用している。ヘッジの認識において、いわゆるヘッジ純額表示方式が使用され、相互に相殺されるそれぞれの取引額の増減は損益計算書に計上されない。アリアンツSEがグループの内部決済機関を務めるデリバティブ・ポジションに関連してこのオプションが行使され、内部取引は同額の反対ポジションにより清算される。関連するポジションは、価額の逆の増減が相互に全額相殺されるマイクロヘッジを行うために結合される。

### 3. 貸借対照表に対する注記

#### 3.1. 資産

銀行に対する債権52,653千ユーロ（2024年：127,480千ユーロ）は、要求払いである。外貨建の銀行に対する債権23,592千ユーロ（2024年：23,971千ユーロ）が存在する。

顧客に対する債権72,259千ユーロ（2024年：63,218千ユーロ）は、主に、残高報酬およびポートフォリオ運用から生じている。その内訳は、第三者に対する債権63,469千ユーロ（2024年：58,274千ユーロ）と関連会社に対する債権8,789千ユーロ（2024年：4,944千ユーロ）である。

15,917千ユーロ（2024年：17,918千ユーロ）の外貨建の顧客に対する債権は、HGB第256a条に従い報告日現在でユーロに換算されている。すべての債権の満期は3か月未満である。

30,034千ユーロ（2024年：28,045千ユーロ）の株式およびその他の変動利付有価証券には、主に、流動資産に分類される、資金計画の繰延により認識された27,328千ユーロ（2024年：25,858千ユーロ）の資産が含まれる。この科目には、さらに、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループの会社により発行された非上場投資信託319千ユーロ（2024年：298千ユーロ）および上場投資信託29,746千ユーロ（2024年：27,745千ユーロ）が含まれる。

加えて、67,582千ユーロ（2024年：64,304千ユーロ）のファンド株式がその他の年金債務およびワーキングタイム・アカウント・モデル（アリアンツ・バリュー・アカウントおよびアリアンツ・バリュー・アカウント・モデル）を保証するために使用した契約型信託アレンジメント（CTA）に基づき保有され、退職年金契約の債務を相殺する。これらは固定資産に計上され、70,224千ユーロ（公正価値）（2024年：67,108千ユーロ）の上場投資信託からなる。当該有価証券の償却原価は、55,503千ユーロ（2024年：51,716千ユーロ）である。

その他すべての有価証券は、流動資産に分類される。

46,721千ユーロ(2024年:46,691千ユーロ)の「投資」の項目は、主に37,565千ユーロ(2024年:37,565千ユーロ)の国民養老保険股份有限公司(Guomin Pension & Insurance Co., Ltd.)への投資からなる。また、この項目には、9,099千ユーロ(2024年:9,099千ユーロ)のディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー(清算手続中)への投資の簿価が含まれる。ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハーは、2017年1月1日より清算手続中である。

152,086千ユーロ(2024年:151,317千ユーロ)の関連会社および投資は、主に78,441千ユーロ(2024年:78,441千ユーロ)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドへの投資の簿価、さらに、31,072千ユーロ(2024年:31,072千ユーロ)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド、17,908千ユーロ(2024年:17,908千ユーロ)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド、15,277千ユーロ(2024年:15,277千ユーロ)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッドおよび6,529千ユーロ(2024年:6,529千ユーロ)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社への投資の簿価からなる。2025年7月10日付で、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ミドル・イースト・リミテッドがアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの100%子会社として設立された。その簿価は682千ユーロである。2024年12月31日現在の関連会社投資の簿価表示は、固定資産明細表において60千ユーロ過少表示されていたため、2025年1月1日現在の期首残高において修正された。

HGB第285条第11項に基づく投資持分の開示は、注記のアペンディクスにおいて提供され、ドイツの電子官報に公表される。

## 固定資産推移明細表

	取得原価 2025年 1月1日	追加額 2025年	再分類 取得 価格 2025年	売却 2025年	取得費用 累計額 2025年 12月31日	減価償却 累計額 2025年 1月1日	移譲 減価償却 2025年 5月30日	減価 償却 売却 2025年	減価 償却 2025年	減価償却 累計額 2025年 12月31日	帳簿価額 2025年 12月31日	帳簿価額 2024年 12月31日
	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千 ユーロ	千 ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ
投資	46,691	30	0	0	46,721	0	0	0	0	0	46,721	46,691
投資合計	46,691	30	0	0	46,721	0	0	0	0	0	46,721	46,691
関連会社株式	151,316	800	0	30	152,086	0	0	0	0	0	152,086	151,316
関連会社株式合計	151,316	800	0	30	152,086	0	0	0	0	0	152,086	151,316
ITプロジェクトに対する前払金	9,737	18,948	-6,546	0	22,139	0	0	0	0	0	22,139	9,696
対価、工業所有権、類似の権利および資産ならびにそれらの権利および資産に付随するライセンス	60,685	338	6,546	49	67,520	44,662	0	49	7,139	51,752	15,768	16,064
無形資産合計	70,422	19,286	0	49	89,659	44,662	0	49	7,139	51,752	37,907	25,760
事業所および設備	75,689	6,182	0	9,073	72,798	45,842	0	6,360	13,350	52,832	19,966	29,846
有形資産合計	75,689	6,182	0	9,073	72,798	45,842	0	6,360	13,350	52,832	19,966	29,846
合計	344,118	26,298	0	9,152	361,264	90,504	0	6,409	20,489	104,584	256,680	253,613

\* 前年度の数値は60千ユーロ過少計上されていた。

無形資産の売却は、49千ユーロ（2024年：1,887千ユーロ）の使用されなくなった製品/ソフトウェアによるものである。また、使用されなくなった事業所および設備が、9,073千ユーロ（2024年：3,998千ユーロ）で処分された。

無形固定資産は、25,760千ユーロから37,907千ユーロへ増加したが、これはITコンプライアンスおよび財務分野における進行中のプロジェクトによるものである。デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）の実施のために6,087千ユーロ、また、ファイナンス・IT・トランスフォーメーション・プロジェクト（FiTT）のために3,700千ユーロが当年度において資本計上された。これらは、ソフトウェア・ソリューションのカスタマイズに関連する資本化前払金である。無形資産の売却は、49千ユーロ（2024年：1,887千ユーロ）の使用されなくなった製品/ソフトウェアによるものである。

さらに、有形固定資産のうち、使用されなくなった事業所および設備が、9,073千ユーロ（2024年：3,998千ユーロ）で処分された。対象となる賃借設備改良費の耐用年数は、2028年に予定されている移転に伴い調整された。

2025年度に、取得原価1,000ユーロまでの少額資産は、費用として計上された。例外的に、当社の別の事業所にある備品は、全額資本化され、10年間にわたり償却された。

1,019,818千ユーロ(2024年:838,281千ユーロ)のその他の資産には、未収管理報酬418,959千ユーロ(2024年:312,402千ユーロ)、ならびにグループ会社に対する債権557,777千ユーロ(2024年:486,198千ユーロ)を含む602,084千ユーロ(2024年:526,418千ユーロ)のその他の未収金および資産が含まれている。その他の未収金は、グループ会社間キャッシュ・プールへの参加により発生する542,396千ユーロ(2024年:466,984千ユーロ)の債権、および11,850千ユーロ(2024年:9,516千ユーロ)の税務当局に対する債権を含む。

その他すべての債権は、短期性のものである。貸借対照表日付現在、外貨建債権は13,875千ユーロ(2024年:9,774千ユーロ)であった。報告日現在、株主に対する債権は存在しなかった。

さらに、二つの再保険に投資が行われている。パフォーマンスが年金契約を決定する。しかし、当該再保険は年金受給者に対して設定されたものではないため、債務と相殺することはできない。

株式ベースの報酬制度(アリアンツ株式インセンティブ制度)をヘッジするために取得したオプション権(デリバティブ金融商品)は、直接のヘッジ目的が存在する限り、個別のヘッジを形成するために、それぞれの対象取引と結合される。対象取引は、その他の資産にその他引当金およびヘッジ取引として計上される。マイクロヘッジは、市場価格の変動により生じるすべての価格リスクを除くヘッジに活用される。株式ベースの報酬制度をカバーするヘッジの有効性の証明が、厳格な期間一致方式を使用して、予めまた遡及的に提供される。

貸借対照表日付現在、当社が将来相殺することを想定している対象取引は、270千ユーロ(2024年:186千ユーロ)であった。ヘッジは、合計176千ユーロ(2024年:86千ユーロ)の価値変動から生じるリスクをヘッジする。ヘッジは、ヘッジ純額表示方式に従って計上されている。

前払費用の項目には、貸借対照表日後に提供される役務に対する支出29,173千ユーロ(2024年:16,711千ユーロ)が含まれている。

### 3.2. 負債

その他の負債711,327千ユーロ(2024年:599,764千ユーロ)には、その他のグループ会社に対する債務559,741千ユーロ(2024年:454,906千ユーロ)が含まれており、このうち199,021千ユーロ(2024年:202,243千ユーロ)は単独株主に対する債務である。さらに、税金債務は5,665千ユーロ(2024年:5,678千ユーロ)である。その他の外貨建債務は、HGB第256a条に準拠してユーロに換算され、104,603千ユーロ(2024年:99,693千ユーロ)となる。残りの負債は、短期性のものである。

当社は、年金契約を有しており、そのために年金引当金および類似債務を積み立てている。年金契約の一部は、「契約型信託アレンジメント」(メツザレム・トラスト・エーファー(Methusalem Trust e.V.))によりヘッジされている。当該信託資産は、資産価値または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。

支払われる額は、予測ユニット・クレジット方式を使用して決定されるか、または獲得した権利の現在価値として計上される。有価証券に関連する年金契約の場合、相殺資産は公正価値で表示される。

評価の前提	2025年12月31日	2024年12月31日
割引金利(10年平均) <sup>*</sup> :	2.05%	1.90%
割引金利(7年平均) <sup>*</sup> :	2.21%	1.97%
年金動向 <sup>*</sup> )	2.00%	2.00%
賃金動向(平均就業動向を含む) :	3.25%	3.25%

上記にかかわらず、年金契約の一部は、年率1.00%の保証年金の増加に基づいている。

現在のホイベック博士による生存率参照表(RT2018G Heubeck)は、バイオメトリック計算基準として使用され、死亡率、障害保障および変動の観点における当社独自の状況により調整された。

退職年齢は、雇用契約に明記された年齢制限または2007年の年金保険支給開始年齢調整法(RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz)(以下「RVAGAnpG」という。)に基づく。

年金資産および負債の評価	2025年12月31日 千ユーロ	2024年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	235,139	224,456
相殺資産の公正価値	248,786	238,153
相殺負債返済額	288,472	287,637

2025年12月31日現在、7年平均利率を用いて算定された相殺債務は、284,370千ユーロである。10年平均利率を用いて算定された返済額と7年平均利率を用いて算定された返済額の差額は、4,102千ユーロである。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、香港支店は、年金および類似の負債に対して引当金を設定した。それらはHKAS第19条(香港会計基準)を同様に適用して評価された。HGB(割引率:2.05%)に基づく引当金の割引額を決定するため、HKAS第19条(割引率:2.50%)に基づき算定された引当金は、HGBとHKASの間の利率の差(-0.45%)を利用して第二段階で割り引かれた。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ、フランス支店は、IAS(国際会計基準)に従って、年金および類似の負債に対する引当金を評価した。HGB(割引率:2.05%)に基づく引当金の割引額を決定するため、IAS第19条(割引率:4.10%)に基づき算定された引当金は、HGBとIASの間の利率の差(-2.05%)を利用して第二段階で割り引かれた。

法人税等引当金21,019千ユーロ(2024年:25,624千ユーロ)には、外国支店が支払う現地の税金に対する引当金13,873千ユーロ(2024年:18,177千ユーロ)およびその他の税金に対する引当金7,147千ユーロ(2024年:7,447千ユーロ)が含まれている。

その他の引当金255,589千ユーロ(2024年:228,939千ユーロ)には、賞与、利益分配、長期報酬制度および未消化有給休暇を始めとする人件費に係る168,396千ユーロ(2024年:162,089千ユーロ)の引当金、ならびに再編措置に関連する給付36,998千ユーロ(2024年:7,745千ユーロ)が主に含まれている。

当社は、その他の引当金に計上される永年勤続表彰、バリュー・アカウント、バリュー・アカウント・モデル、部分および早期退職契約から生じる債務を有している。部分退職保証金、バリュー・アカウントおよびバリュー・アカウント・モデルのためにメツザレム・トラスト・エーファー (Methusalem Trust e.V.) に留保する資産は、資産額または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。当該債務の測定は、年金契約の測定と基本的に一致しており、同一の会計見積りに基づいている(割引率を除く。)

項目	2025年12月31日 千ユーロ	2024年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	23,386	18,814
相殺資産の公正価値	23,948	19,409
相殺負債返済額	23,948	19,409

当社の株主資本は、427,135千ユーロ(2024年:422,235千ユーロ)である。49,901千ユーロ(2024年:49,901千ユーロ)の資本金は、全額払込済であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーにより全額保有されている。

資本準備金は、377,233千ユーロ(2024年:372,333千ユーロ)である。資本準備金は、HGB第272条第2項第4号に基づき、2025年12月12日の出資者総会決議によって4,900千ユーロが現金拠出に関して増加した。

親会社であるアリアンツSEとの間接的な連結納税グループにより、当社は、原則として、繰延税を計上していない。

#### 4. 損益計算書に対する注記

受取利息17,272千ユーロ(2024年:23,417千ユーロ)は、主に10,398千ユーロ(2024年:17,392千ユーロ)のグループ会社間キャッシュ・プール残高に対する受取利息を含んでいる。

支払利息1,345千ユーロ(2024年:5,260千ユーロ)は、306千ユーロ(2024年:305千ユーロ)の長期引当金の累積による費用を含んでいる。

子会社からは、関連会社株式からの継続的な収益153,214千ユーロ(2024年:92,871千ユーロ)、主に153,214千ユーロ(2024年:92,871千ユーロ)の受取配当金を計上した。主な内訳は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッドから79,320千ユーロ(2024年:48,965千ユーロ)、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッドから39,904千ユーロ(2024年:15,081千ユーロ)、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッドから21,053千ユーロ(2024年:9,798千ユーロ)、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社から12,637千ユーロ(2024年:15,950千ユーロ)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ(スイス)アーゲーから0千ユーロ(2024年:3,077千ユーロ)である。

受取手数料3,125,835千ユーロ(2024年:3,069,293千ユーロ)は、主に管理事務代行報酬3,064,840千ユーロ(2024年:3,011,384千ユーロ)、発行手数料37,832千ユーロ(2024年:28,370千ユーロ)で構成される。

支払手数料2,063,724千ユーロ(2024年:2,016,756千ユーロ)は、主に保有期間比例報酬1,212,521千ユーロ(2024年:1,184,444千ユーロ)、TPA費用346,803千ユーロ(2024年:344,978千ユーロ)、副投資顧問および管理報酬223,341千ユーロ(2024年:206,579千ユーロ)ならびにブローカー手数料103,910千ユーロ(2024年:50,644千ユーロ)で構成される。TPA費用は、2024年度においては副投資顧問および管理報酬の一部として表示されていた。

その他の営業収益124,489千ユーロ(2024年:105,613千ユーロ)は、主に54,154千ユーロ(2024年:54,312千ユーロ)のグループ会社間取引による収益、28,012千ユーロ(2024年:25,937千ユーロ)の為替差額、2,465千ユーロ(2024年:2,774千ユーロ)の賃貸料収益(占有費用割当金を含む。)および7,686千ユーロ(2024年:5,594千ユーロ)のその他の引当金の戻入りで構成されている。また、マーケティング協定に基づくコメルツバンク・アーゲーからの補償金0千ユーロ(2024年:374千ユーロ)が含まれる。

一般管理費655,817千ユーロ(2024年:571,213千ユーロ)は、主に人件費377,381千ユーロ(2024年:327,135千ユーロ)で構成される。その他の管理費278,436千ユーロ(2024年:244,078千ユーロ)は、主に第三者サービス費用64,364千ユーロ(2024年:58,985千ユーロ)、土地および建物賃借料31,623千ユーロ(2024年:29,812千ユーロ)ならびにマーケット・データ・サービス(MDS)費用29,806千ユーロ(2024年:32,687千ユーロ)で構成される。

その他の営業費用139,916千ユーロ(2024年:123,206千ユーロ)は、主にIT費用40,566千ユーロ(2024年:45,833千ユーロ)、為替差損34,099千ユーロ(2024年:21,196千ユーロ)、ならびにグループ会社間取引55,428千ユーロ(2024年:34,027千ユーロ)で構成される。

2024年度の特別費用の項目には、当社の貸借対照表に計上される拠出ベースの年金契約(CBP)についての転換費用が含まれていた。当該転換費用は2025年度には発生しておらず、0千ユーロ(2024年:959千ユーロ)である。

HGB第246条第2項に基づく資産および負債の相殺により、以下の収益および費用が相殺されている。

損益 - 年金の評価	年金および類似の債務 千ユーロ	その他の債務 千ユーロ
相殺資産の公正価値による収益	6,198	324
相殺負債返済額に係る利息	-6,962	-392
支払額に対する割引金利の変動の影響	4,111	0
相殺資産からの当期収益	1,078	68
収益と費用の相殺純額	4,425	0

当社の営業収益には、125,192千ユーロ(2024年:149,271千ユーロ)の所得税が含まれている。

2025年度の損益計算書には、単独株主アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーへの損益振替契約により振り返られた利益からの費用413,431千ユーロ(2024年:410,885千ユーロ)が含まれている。

## 5. 偶発債務

### 5.1. 企業年金契約および類似の債務

当社の企業年金制度上、偶発債務がある。ドイツのアリアンツ各社の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員を対象とした企業年金制度は、通常、法的に独立した年金基金としてドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の監視対象とされるアリアンツ・フェルゾルグングスカッセ・ファーファーアーゲー（AVK）の加入者の地位に基づくものである。AVKの給付金は、拠出会社からファンドへの拠出金、給与換算および雇用主の拠出金により、1回限りの拠出制度を使用して資金調達される。

当社ならびにアリアンツSEに加え、拠出会社には、アリアンツ・ドイチュラント・アーゲー、アリアンツ・フェアジッヒャールングス・アーゲーおよびアリアンツ・レーベンスフェアジッヒャールングス・アーゲーが含まれる。

当社は、AVKの一般管理費の按分した支払、および法的根拠に基づき要求される場合には補助金の提供を義務付けられている。さらに、拠出会社はアリアンツ・ペンシヨンスフェラインe.V.（APV）の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員に対し給付金を支払う。

企業年金制度改善法（Gesetz zur Verbesserung der betrieblichen Altersversorgung）（以下「BertAVG」という。）第16条第2項に基づく調整義務がAPVの旧制度では再保険によりカバーされていないため、2025年12月31日現在、APVの積立資産は年金債務を下回っている。2025年12月31日現在、不足額は9,875千ユーロ（2024年：9,978千ユーロ）である。消費者物価指数に対する年金の法的調整はAPVへの追加拠出金によって調達されるため、当社は、ドイツ商法導入法（Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch）（以下「EGHGB」という。）第28条第1項第2号に基づくオプションを行使し、不確実な負債に対する引当金を計上していない。当該配当制限は、自由利益剰余金によって全額カバーされているため、利益移転制限を生じさせるものではない。2015年1月1日以降に入社した従業員は、AVKおよびAPVのどちらにも加入できない。

2015年1月1日以降に新たに入社する従業員に対しては、企業年金制度が統一的に再編成された。これらの従業員に対しては、当社はアリアンツ・レーベンスフェアジッヒャールングス・アーゲーの元受保険制度に基づき月毎に掛金を支払う。これらの掛金は、給与を年金へ変換する仕組みで、従業員によって出捐される。さらに、当社は直接契約によって月毎に雇用主へ給付金を支払う。

アリアンツSEは、担保を差し入れ、当社の年金契約の一部分について連帯責任を負う。アリアンツSEが運用に対する責任を負う一方、当社は、費用を払い戻す。このため、当該年金債務は、アリアンツSEの貸借対照表に計上され、当社の貸借対照表には計上されない。

2017年1月1日以降、当社は勤務債務のみを従業員に払い戻している。払戻しにより、金利、インフレまたはバイオメトリクスによるリスクがもたらされることはもはやない。

当該年金契約から生じる当社の連帯債務およびかかる偶発債務を対象とするアリアンツSEに対する償還請求権は、以下の通りである。

項目	2025年12月31日 千ユーロ	2024年12月31日 千ユーロ
相殺負債返済額	161,240	167,788
連帯債務またはアリアンツSEに対する償還請求権	161,240	167,788

当期末現在、以下の金額がHGB第268条第8項により分配停止となっている。

項目	2025年12月31日 千ユーロ	2024年12月31日 千ユーロ
年金制度資産の公正価値測定による収益のうちの 購入原価超過分	17,211	14,421
繰延税金負債を超過する繰延税金資産	-	-
自己創出された無形資産	9,446	-
合計	26,657	14,421

2025年の会計年度において、上記の金額は、利用可能な株式によりカバーされることを理由に分配停止とはならなかった。

## 6. 後発事象

2025年12月31日の報告日より後の期間から当該注記の作成までにおいて、特に当社の純資産残高、財務状況または運用成績に関連する重要な事象は起こらなかった。

## 7. グループの提携会社

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツSE（ミュンヘン）が率いるアリアンツ・グループの構成会社である。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツ・グループの連結財務書類およびグループ運用報告書に含まれている。アリアンツSEの連結財務書類およびグループ運用報告書により、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、自社による連結財務書類およびグループ運用報告書の作成義務を免除される。監査報酬は、連結財務書類中に開示されているため、HGB第285条第17号に基づき、単体の財務書類に対する注記において、この情報は除外されている。同社は、最小であり最大の連結グループとして、アリアンツSEの連結財務書類および運用報告書に含まれている。連結財務書類はドイツの電子官報に公開されている。アリアンツSEの連結財務書類およびグループ運用報告書は、会社登記簿またはアリアンツSEのウェブサイトでご覧するか、当社から取り寄せることができる。

アリアンツGIゲーエムベーハーは、アリアンツ・グループの完全連結子会社として、OECDの「第2の柱」モデル規則の適用範囲内である。このルールによると、グローバル税源侵食防止案（以下「GloBE」という。）の実効税率と最低税率15%の差額に対して、税務管轄区域ごとに追加税を支払う必要がある。同社の所在地であるドイツでは、現地の第2の柱規制（ミニマム課税）が2024年1月1日に発効した。ドイツに所在するすべてのアリアンツ・グループのGloBE実効税率は最低税率15%を上回ると想定できるため、アリアンツGIゲーエムベーハーに追加的な税負担は発生しない。OECDの第2の柱規則で規定されているすべての移行措置は、法律遵守と報告の管理費用を削減するために可能な限り活用される。

## 8. その他の情報

### 8.1. 機関および報酬

業務監査会は以下により構成される。

- ・ トビアス C. プロス（会長） - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、アリアンツ・グローバル・インベスターズの最高経営責任者（シュタルンベルク/ドイツ）
- ・ ジャコモ・カンポラ（業務監査会の副会長） - アリアンツ・エス・ピー・エイ（トリエステ/イタリア）の最高経営責任者
- ・ クラウス・ディーター・ヘルベルグ - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、アリアンツ・ネットワークス・ジャーマニー（フランクフルト・アム・マイン/ドイツ）（2025年4月28日まで）
- ・ ミヒャエル・ヒュッテル - ドイツ経済研究所（パート・ザロー/ドイツ）の所長および執行委員会構成員（2025年4月28日まで）
- ・ カイ・ミュラー - アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン/ドイツ）の代表取締役
- ・ ロール・プッサン - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（パリ支店/フランス）のエンタープライズ・プロジェクト管理部長
- ・ ペーター・ベルク - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（クライン・ヴィンターハイム/ドイツ）の経営学士、従業員（2025年4月28日から）
- ・ モニカ・ラスト - 業務監査会構成員（ミュンヘン/ドイツ）（2025年4月28日から）

業務執行役員会は以下により構成される。

- ・ アレクサンドラ・アウアー（会長、2025年10月1日まで会長）、EMEA地域販売部門責任者（ミュンヘン/ドイツ）（2025年11月30日まで）
- ・ トマス・リンカー（会長、2025年10月1日から）、グローバル顧客対応部門責任者（フランクフルト・アム・マイン/ドイツ）（2025年9月15日から）
- ・ ヨハネス・エルスナー、オペレーション部門責任者（ミュンヘン/ドイツ）（2025年12月1日から）
- ・ ヴェレナ・イエーガー、最高リスク責任者（ミュンヘン/ドイツ）（2025年3月1日から）
- ・ インゴ・マイネルト、コア・マルチ・アセット（パート・ホムブルク・フォア・デア・ヘーエ/ドイツ）の最高投資責任者
- ・ トマス・シンドラー、最高財務責任者（ミュンヘン/ドイツ）（2025年2月28日まで）
- ・ ロバート・シュミット、コンプライアンス部門責任者（パート・ホムブルク・フォア・デア・ヘーエ/ドイツ）
- ・ ペトラ・トラウツショルド、人事部門責任者（ミュンヘン/ドイツ）
- ・ ビルテ・トレンクナー、経理・財務管理部門責任者（フランクフルト・アム・マイン/ドイツ）

下記の法定代理人および従業員は、法令に定める大企業のために設置される監督機関において、その役職を有している。

アレクサンドラ・アウアー

- アリアンツ・ベラートゥング・ウント・フェアトリブ・アーゲー (ミュンヘン/ドイツ) の業務監査会構成員

ジュリア・バックマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員

ペーター・ベルク

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員 (2025年4月28日から)

ミヒャエル・ハートマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員 (会長)

クラウス・ディーター・ヘルベルグ

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員 (2025年4月28日まで)

ロール・プッサン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員

クリスチャン・ツヴェレンツ

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン (フランクフルト・アム・マイン/ドイツ) の業務監査会構成員

#### 業務執行役員報酬総額

2024年度における業務執行役員の報酬総額は、2,660千ユーロ (2024年: 2,387千ユーロ) であった。同期間に、1,708千ユーロ (2024年: 1,488千ユーロ) が、旧役員またはその遺族に対して支払われた。業務執行役員に対して、0千ユーロ (2024年: 193千ユーロ) の買取権が、公正価値0千ユーロ (2024年: 48千ユーロ) の制限付受益証券の形式で発行された。

#### 業務監査役員報酬総額

2024年度における業務監査役員の報酬総額は、104千ユーロ (2024年: 58千ユーロ) であった。

## 所得税

報告年度中、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、付加価値税、法人税および親会社であるアリアンツSE（ミュンヘン）との取引税について、財務関連ユニットを間接的に設定した。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの未払所得税は、割当方式により支払われた。当該項目は海外にある当社の支店の未払所得税も含んでいる。

### 8.2. 業務執行役員会 / 経営陣の旧構成員およびその遺族に対する年金契約および類似の債務

業務執行役員会の旧構成員およびその遺族に対する報酬総額（年金支払額を含む）は、報告年度において1,708千ユーロであった。彼らの年金債務は以下のとおりである。

	2025年12月31日 千ユーロ	2024年12月31日 千ユーロ
相殺資産の公正価値	339	345
相殺負債返済額	12,889	13,416
年金引当金 / 年金債務との相殺による資産差額	12,550	13,071

相殺資産の公正価値の測定は、再保険の資産額に基づいている。

2025年度における当社の平均従業員数は1,508名（2024年：1,503名）である。

2025年12月31日現在、総従業員数は1,510名（2024年：1,505名）であり、その内訳は以下の通りであった。

2. tier	528名
従業員	982名

2025年12月31日現在、取締役会は7名の取締役で構成されていた。

アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの単独株主である。

### 8.3. 支払契約

翌年度に、当社は、その他のサービス契約、保守契約および賃借契約に関して397,253千ユーロ（2024年：118,257千ユーロ）の債務を負うことになる。そのうち99,431千ユーロ（2024年：99,925千ユーロ）は関連会社に対するものである。

フランクフルト・アム・マイン、2026年2月18日

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー  
業務執行役員会

ヨハネス・エルスナー

ヴェレナ・イエーガー

トマス・リンカー

インゴ・マイネルト

ロバート・シュミット

ペトラ・トラウツショルド

ビルテ・トレンクナー

[次へ](#)

## 2025年12月31日現在のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(フランクフルト)の持分保有リスト

## a) 実質的な直接投資 / 関連会社の持分

名称および登記上の所在地	株式資本	前年度利益	2025年12月31日 現在保有割合%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド(香港)	797,046,408.44 香港ドル	326,142,034.21 香港ドル	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッド(台北)	3,578,401,533.00 台湾ドル	2,956,631,779.00 台湾ドル	100.0
ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー(清算手続中)(フランクフルト)	35,219,388.31 ユーロ	595,183.17 ユーロ	50.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド(シンガポール)	78,388,082.09 シンガポール・ドル	40,290,643.17 シンガポール・ドル	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社(東京)	5,722,694,443.00 日本円	2,240,197,792.00 日本円	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・スイス・アーゲー(チューリッヒ)	4,578,128.17 スイス・フラン	246,177.63 スイス・フラン	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アイルランド・リミテッド(ダブリン)	8,247,934.30 ユーロ	24,236.96 ユーロ	100.0
アリアンツ・トロイハント・ゲーエムベーハー(シュトゥットガルト)	900,949.58 ユーロ	88,564.44 ユーロ	50.0
AGIノミニー・サービス・リミテッド(ケイマン諸島)	763,500.02 米ドル	15,933.29 米ドル	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(上海)	326,070,132.38 中国元	-125,931,750.84 中国元	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ミドル・イースト・リミテッド	563,004.81 米ドル	-236,995.19 米ドル	100.0

## b) 実質的な間接投資

名称および登記上の所在地	株式資本	前年度利益	2025年12月31日 現在保有割合%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・マネジメント・コンサルティング(上海)リミテッド	126,335,792.53 中国元	-1,463,366.12 中国元	100
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント・オーバーシーズ(上海)リミテッド	30,079,561.46 中国元	6,201,277.83 中国元	100
ピーティール・アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント(インドネシア、ジャカルタ)	60,670,325,626.00 インドネシア・ルピア	-69,158,531,426.00 インドネシア・ルピア	99

[前へ](#)[次へ](#)

**Bilanz (HGB) per 31.12.2025**  
**Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main**

	Jahresbilanz zum 31.12.2025 EUR	Jahresbilanz zum 31.12.2024 EUR	Jahresbilanz zum 31.12.2025 EUR	Jahresbilanz zum 31.12.2024 EUR
<b>AKTIVA</b>				
<b>1. Forderungen an Kreditinstitute</b>		127.479.642,81		599.764.017,02
a) täglich fällig	52.653.059,44	127.479.642,81	711.326.813,32	
darunter an verbundene Unternehmen EUR (i. V. EUR: 15.869.936,07)				
<b>2. Forderungen an Kunden</b>	72.258.887,59	63.218.103,01	322.155.339,81	305.350.288,96
<b>3. Aktien und andere nicht festverzinsliche Wertpapiere</b>	30.033.956,55	28.045.981,87	45.547.018,79	50.787.130,03
<b>4. Beteiligungen</b>	46.721.035,89	45.691.035,89	21.019.357,94	25.624.031,09
darunter an Kreditinstituten EUR (i. V. EUR 0,00)			265.588.963,08	228.039.127,84
darunter an Finanzdienstleistungsinstituten EUR 0,00			49.000.000,00	49.000.000,00
<b>5. Anteile an verbundenen Unternehmen</b>	152.086.279,63	151.316.602,07	377.233.042,14	372.333.942,14
darunter an Kreditinstituten EUR (i. V. EUR 0,00)				
darunter an Finanzdienstleistungsinstituten EUR (i. V. EUR 0,00)				
<b>6. Immaterielle Anlagevermögen</b>	37.907.423,01	25.700.045,67		
a) eigentlich erworbene Konzessionen, gewerbliche Schutzrechte und ähnliche Rechte und Werte sowie Lizenzen an solchen Rechten und Werten	15.767.782,08	18.022.657,69		
b) geerbte Anzuehlungen	22.139.640,92	9.737.387,98		
<b>7. Sachanlagen</b>	19.955.111,85	29.646.700,48		
<b>8. Sonstige Vermögensgegenstände</b>	1.016.817.826,75	838.281.541,34		
<b>9. Rechnungsabgrenzungsposten</b>	29.172.354,26	16.719.614,86		
<b>SUMME AKTIVA</b>	<b>1.460.016.995,27</b>	<b>1.327.345.149,12</b>	<b>1.460.016.995,27</b>	<b>1.327.345.149,12</b>
<b>PASSIVA</b>				
<b>1. Sonstige Verbindlichkeiten</b>				
a) Rückstellungen für Pensions- und ähnliche Verpflichtungen			45.547.018,79	50.787.130,03
b) Steuerzuschüsse			21.019.357,94	25.624.031,09
c) andere Rückstellungen			265.588.963,08	228.039.127,84
<b>2. Rückstellungen</b>			45.547.018,79	50.787.130,03
a) Rückstellungen für Pensions- und ähnliche Verpflichtungen			21.019.357,94	25.624.031,09
b) andere Rückstellungen			265.588.963,08	228.039.127,84
<b>3. Eigenkapital</b>			427.134.842,14	422.234.842,14
a) gezeichnetes Kapital			49.000.000,00	49.000.000,00
b) Kapitalrücklage			377.233.042,14	372.333.942,14
<b>SUMME PASSIVA</b>	<b>1.460.016.995,27</b>	<b>1.327.345.149,12</b>	<b>1.460.016.995,27</b>	<b>1.327.345.149,12</b>

**Erweiternde Informationen**

Verbindlichkeiten aus Bürgschaften und Gewährungsverträgen

301.340.352,00

187.787.772,00

Für Anhaber vorverfallener Investitionsverträge

Investitionsverträge

498.952.710.320,07

419.808.793.277,28

Ausgaben

144.238,00

144.238,00

zur Deckung von garantierter Kapitalanlagen von TEUR

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

144.238,00

144.238,00

119.884,00

## Gewinn- und Verlustrechnung (HGB) für die Zeit vom 01.01.2025 bis zum 31.12.2025

Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

	01.01. bis 31.12.2025		01.01. bis 31.12.2024	
	EUR	EUR	EUR	EUR
1. Zinserträge aus				
a) Kredit- und Geldmarktgeschäften		17.272.311,21		23.417.281,65
2. Zinsaufwendungen		-1.344.735,34	15.927.575,87	-5.259.771,23
3. Laufende Erträge aus				
a) Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapieren		194.785,93		241.025,14
b) Beteiligungen		0,00		0,00
c) Anteile an verbundenen Unternehmen		153.213.665,11	150.400.451,04	92.670.549,90
4. Provisionserträge		3.125.834.845,29		3.069.292.612,14
5. Provisionsaufwendungen		-2.063.724.486,39	1.062.110.158,90	-2.016.756.321,45
Nettoertrag aus Finanzgeschäften			<u>1.231.446.185,81</u>	<u>1.052.536.290,69</u>
6. Sonstige betriebliche Erträge			124.488.939,48	1.163.805.376,05
7. Allgemeine Verwaltungsaufwendungen				105.612.669,23
a) Personalaufwand				
aa) Löhne und Gehälter	-318.096.066,30		-268.597.716,68	
ab) Soziale Abgaben und Aufwendungen für Altersversorgung und für Unterstützung				
darunter: für Altersversorgung EUR 29.002.867,59 (s. V.: EUR 28.203.400,74)	-59.285.146,34	-377.381.212,70	-59.180.003,87	-327.777.719,05
b) andere Verwaltungsaufwendungen	-278.435.821,34	-655.617.034,04		-243.435.553,33
8. Abschreibungen und Wertberichtigungen auf immaterielle Anlagevermögen und Sachanlagen			-20.489.063,15	-13.028.405,88
9. Sonstige betriebliche Aufwendungen			-139.915.540,25	-123.205.915,16
10. Abschreibungen und Wertberichtigungen auf Forderungen und bestimmte Wertpapiere sowie Zuführungen zu Rückstellungen im Kreditgeschäft			126.635,06	-323.922,10
11. Erträge aus Zuschreibungen zu Forderungen und bestimmten Wertpapieren sowie aus der Auflösung von Rückstellungen im Kreditgeschäft			687.310,33	1.108.068,79
12. Abschreibungen und Wertberichtigungen auf Beteiligungen, Anteile an verbundenen Unternehmen und wie Anlagevermögen behandelte Wertpapiere			-68,60	-285,00
<b>13. Ergebnis der normalen Geschäftstätigkeit</b>		<b>540.820.444,61</b>		<b>562.756.252,65</b>
14. Außerordentliche Erträge		0,00		0,00
15. Außerordentliche Aufwendungen		0,00		-959.238,84
<b>16. Außerordentliches Ergebnis</b>		<b>0,00</b>		<b>-959.238,84</b>
17. Steuern vom Einkommen und vom Ertrag davon aus Organumlage EUR 74.531.363,32			-125.192.072,98	-149.270.804,55
18. Sonstige Steuern, soweit nicht unter anderen Posten ausgewiesen			-2.197.338,14	-1.641.054,18
19. Aufgrund einer Gewinngemeinschaft, eines Gewinnabführungs- oder eines Teilgewinnabführungsvertrags abgeführte Gewinne			-413.431.033,49	-410.885.155,08
<b>20. Jahresüberschuss</b>		<b>0,00</b>		<b>0,00</b>

**Allianz Global Investors GmbH**

**Anhang**

zum Jahresabschluss  
für das Geschäftsjahr 2025

## Inhaltsverzeichnis

1	Allgemeine Angaben .....	3
2	Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze .....	3
3	Erläuterungen zur Bilanz.....	6
3.1	Aktiva.....	6
3.2	Passiva .....	10
4	Erläuterungen zur Gewinn- und Verlustrechnung .....	12
5	Haftungsverhältnisse .....	14
5.1	Betriebliche Altersversorgung und ähnlichen Verpflichtungen .....	14
6	Nachtragsbericht .....	16
7	Konzernzugehörigkeit.....	16
8	Sonstige Angaben .....	17
8.1	Organe und Bezüge.....	17
8.2	Pensionszusagen und ähnliche Verpflichtungen an ehemalige Mitglieder des Vorstands / der Geschäftsleitung beziehungsweise deren Hinterbliebene.....	19
8.3	Zahlungsverpflichtungen.....	19

Anlage: Anteilsbesitzliste der Allianz Global Investors GmbH per 31. Dezember  
2025

## 1 Allgemeine Angaben

Der Allianz-Konzern positioniert sich weltweit mit zwei unabhängig voneinander operierenden globalen Asset Managern, Allianz Global Investors und PIMCO. Haupttätigkeiten von Allianz Global Investors sind Fondsmanagement, die Finanzportfolioverwaltung sowie die Anlageberatung und -vermittlung. Allianz Global Investors zeichnet sich dabei als globaler Asset Manager mit umfassenden Anlageressourcen und langjähriger Erfahrung in den Assetklassen Aktien, Anleihen, Multi Asset und alternative Anlagen aus.

Die AllianzGI GmbH ist eine Kapitalverwaltungsgesellschaft im Sinne des § 1 Abs. 15 und 16 i. V. m. § 17 Abs. 2 Nr. 1 des Kapitalanlagegesetzbuches („KAGB“). Gegenstand des Unternehmens ist im Wesentlichen, das bei ihr angelegte Geld in eigenem Namen für gemeinschaftliche Rechnung der Anleger (Anteilinhaber) nach dem Grundsatz der Risikomischung in den jeweils zugelassenen Vermögensgegenständen gesondert vom eigenen Vermögen in Form von richtlinienkonformen Sondervermögen (OGAW), Gemischten Sondervermögen (Publikums-AIF), Altersvorsorge-Sondervermögen (Publikums-AIF) und Spezial-Sondervermögen (Spezial-AIF) sowie EU-OGAW, EU-AIF sowie ausländische AIF, die mit den vorgenannten inländischen Investmentvermögen vergleichbar sind, anzulegen und über die hieraus sich ergebenden Rechte der Anteilinhaber Urkunden (Anteilscheine) auszustellen. Neben der Verwaltung von Sondervermögen verwaltet die Gesellschaft auch ihr eigenes Vermögen sowie im Rahmen von Vermögensverwaltungsverträgen das Vermögen Dritter. Die Gesellschaft unterliegt der Aufsicht durch die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht. Daneben bilden das Wertpapierhandelsgesetz und die Derivateverordnung wesentliche aufsichtsrechtliche Rahmenbedingungen. Neben der Verwaltung von Vermögen konzentriert sich die AllianzGI GmbH auch auf den Vertrieb von Investmentfondsanteilen über Vermittler von Anlageprodukten wie beispielsweise Banken, Fondsplattformen, Dachfonds-Managern und anderen institutionellen Anlegern.

Die Allianz Global Investors GmbH hat ihren Sitz in Frankfurt am Main und ist eingetragen in das Handelsregister beim Amtsgericht Frankfurt am Main (Reg. Nr. HRB 9340).

## 2 Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze

Der Jahresabschluss wurde nach den allgemeinen und den für Kreditinstitute geltenden Vorschriften des HGB in der aktuellen Fassung zuletzt geändert am 22. Dezember 2025, den einschlägigen Vorschriften des GmbH-Gesetz (GmbHG), des Kreditwesengesetzes (KWG) und der Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, Finanzdienstleistungsinstitute und Wertpapierinstitute (RechKredV) in der Fassung vom 11. Dezember 1998 zuletzt geändert am 7. August 2021 erstellt.

Für die Aufstellung des Jahresabschlusses wurden folgende Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze angewandt:

Die **Forderungen an Kreditinstitute** werden mit ihrem Nominalwert angesetzt.

Die **Forderungen an Kunden** werden zum Nennwert angesetzt.

Die **Aktien und andere nicht festverzinsliche Wertpapiere** des Anlagevermögens sind dem Zugriff der Gläubiger entzogen und dienen ausschließlich der Erfüllung der Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen. Sie werden gemäß § 253 Abs. 1 Satz 4 HGB mit ihrem beizulegenden Zeitwert bewertet und sind in Verbindung mit § 246 Abs. 2 Satz 2 HGB vollständig mit den Schulden verrechnet.

Die Bewertung der nicht festverzinslichen Wertpapiere, die dem Umlaufvermögen zugeordnet sind, erfolgt gemäß § 253 Abs. 1, 4 und 5 HGB mit den Anschaffungskosten, beziehungsweise dem niedrigeren Börsen- oder Marktwert am Bilanzstichtag.

Die **Beteiligungen und Anteile an verbundenen Unternehmen** werden dem Anlagevermögen zugeordnet und unter Anwendung des gemilderten Niederstwertprinzips mit den Anschaffungskosten angesetzt.

Die **immateriellen Anlagewerte** werden mit den Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen entsprechend der betriebsgewöhnlichen Nutzungsdauer, angesetzt. Die Abschreibungen erfolgen linear. Selbstgeschaffene immaterielle Anlagewerte werden aktiviert. Die geleisteten Anzahlungen auf EDV-Projekte werden zum Nennwert angesetzt.

Die **Sachanlagen** werden zu Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen, angesetzt. Die Vermögensgegenstände des Sachanlagevermögens werden nach Maßgabe der voraussichtlichen Nutzungsdauer linear abgeschrieben. Geringwertige Anlagegüter mit Anschaffungskosten bis zu EUR 800, werden grundsätzlich im Jahr des Zugangs voll abgeschrieben bzw. als Aufwand erfasst; ihr sofortiger Abgang wurde unterstellt. Ausgenommen hiervon ist Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird in der Regel über eine Laufzeit von 10 Jahren abgeschrieben. Die Mietereinbauten an verschiedenen Standorten der Gesellschaft wurden aufgrund einer Konzernvorgabe in der sonstigen betrieblichen Geschäftsausstattung ausgewiesen und werden überwiegend selbst genutzt.

Die **Sonstigen Vermögensgegenstände** werden zum jeweiligen Nennwert angesetzt.

Die **Rechnungsabgrenzungsposten** betreffen auf der Aktivseite Ausgaben vor dem 31. Dezember 2025, die jedoch Aufwand für eine bestimmte Zeit nach diesem Zeitpunkt darstellen.

Auf der Passivseite betreffen die Rechnungsabgrenzungsposten Einnahmen vor dem 31. Dezember 2025, die jedoch Ertrag für eine bestimmte Zeit nach diesem Zeitpunkt darstellen.

Rechnungsabgrenzungsposten sind mit dem jeweiligen Nennwert angesetzt.

Die **Verbindlichkeiten** werden mit ihren Erfüllungsbeträgen angesetzt.

Das **Vermögen zur Erfüllung von Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen** wird gemäß § 253 Abs. 1 HGB mit dem beizulegenden Zeitwert angesetzt und in Verbindung mit

§ 246 Abs. 2 HGB mit den Schulden verrechnet.

Sofern die Schulden den beizulegenden Zeitwert übersteigen, wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Rückstellungen ausgewiesen. Übersteigt der beizulegende Zeitwert den Betrag der Schulden, so wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung ausgewiesen.

**Rückstellungen** werden mit dem nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung notwendigen Erfüllungsbetrag bewertet. Durchsetzbare und werthaltige Rückgriffsansprüche, die in verbindlicher Weise der Entstehung oder der Erfüllung einer ungewissen Verpflichtung nachfolgen, werden bei der Rückstellungsbewertung mindernd berücksichtigt.

Die **Pensionsrückstellungen** sind nach versicherungsmathematischen Grundsätzen berechnet.

Die **Rückstellungen für Jubiläumsabgaben und Vorruhestandsleistungen** werden ebenfalls nach versicherungsmathematischen Grundsätzen ermittelt und in voller Höhe passiviert.

Laut § 253 HGB ist der Erfüllungsbetrag für **Altersversorgungsverpflichtungen** mit dem durchschnittlichen Marktzinssatz aus den vergangenen zehn Geschäftsjahren und für sonstige Personalverpflichtungen aus den vergangenen sieben Geschäftsjahren abzuführen. Sofern die Bewertung der Altersversorgungsverpflichtungen mit dem siebenjährigen Durchschnittszins zu einer höheren Verpflichtung führt als die Bewertung mit dem zehnjährigen Durchschnittszins, unterliegt der Unterschiedsbetrag nach § 253 Abs. 6 Satz 2 HGB einer Ausschüttungssperre. Diese Ausschüttungssperre führt nicht zu einer Abführungssperre, da sie vollständig durch freie Rücklagen gedeckt ist.

Bei der Ermittlung des Diskontierungzinssatzes nimmt die Gesellschaft die Vereinfachungsregelung gemäß § 253 Abs. 2 Satz 2 HGB (Restlaufzeit von 15 Jahren) in Anspruch, wobei wie im Vorjahr ein zum Bilanzstichtag prognostizierter Zinssatz zugrunde gelegt wurde.

Der Effekt aus einer Änderung des Diskontierungzinssatzes wird im Zinsergebnis ausgewiesen.

Alle Rückstellungen mit einer Laufzeit größer als ein Jahr werden mit einem der Restlaufzeit entsprechenden Zinssatz, der von der Bundesbank veröffentlicht wird, abgezinst.

Die **Währungsumrechnung** für Vermögensgegenstände und Schulden erfolgt in Übereinstimmung mit § 340h HGB. Auf fremde Währung lautende Vermögensgegenstände und Verbindlichkeiten werden mit dem Devisenkassamittelkurs am Abschlussstichtag in Euro umgerechnet. Durch diese Bewertung können bei solchen Vermögensgegenständen und Verbindlichkeiten, deren Restlaufzeit ein Jahr oder weniger beträgt, die Anschaffungs- und Herstellungskosten bei Vermögensgegenständen überschritten und bei Verbindlichkeiten unterschritten werden (§ 256a HGB). Erträge und Aufwendungen werden mit dem jeweiligen Tages-Devisenkurs zum Zeitpunkt des Entstehens in Euro umgerechnet und in die Gewinn- und Verlustrechnung übernommen. Bei einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr kommt

das strenge Niederstwertprinzip bzw. Höchstwertprinzip zur Anwendung. Für die Bewertung der auf fremde Währungen lautenden Anteile an verbundenen Unternehmen und Beteiligungen wird der Wert in Originalwährung zum Devisenkassamittelkurs am Abschlussstichtag in Euro umgerechnet. Im Falle von Anteilen an verbundenen Unternehmen und Beteiligungen wird beim Vergleich der Anschaffungskosten in Euro mit dem Zeitwert in Euro das gemilderte Niederstwertprinzip unter Berücksichtigung des Anschaffungskosten- und Realisationsprinzips angewandt.

Die Gesellschaft hat im abgelaufenen Geschäftsjahr von dem Wahlrecht Gebrauch gemacht, **Bewertungseinheiten** gemäß § 254 HGB zu bilden. Im Rahmen der Bilanzierung der Bewertungseinheiten wird die sogenannte Einfrierungsmethode angewandt, bei der die sich ausgleichenden Wertänderungen der betroffenen Geschäfte nicht in der Gewinn- und Verlustrechnung erfasst werden. Ausgeübt wird das Wahlrecht für Derivatepositionen, bei denen die Allianz SE als konzerninterne Clearingstelle fungiert und konzernintern abgeschlossene Transaktionen durch exakt gegenläufige Positionen glättet. Die zusammengehörigen Positionen werden jeweils zu Micro-Hedges zusammengefasst, deren gegenläufige Wertänderungen sich vollständig ausgleichen.

## 3 Erläuterungen zur Bilanz

### 3.1 Aktiva

Die **Forderungen an Kreditinstitute** bestehen in Höhe von TEUR 52.653 (i. V.: TEUR 127.480) und sind täglich fällig. Forderungen an Kreditinstitute in Fremdwährung bestehen in Höhe von TEUR 23.592 (i. V.: TEUR 23.971).

Die **Forderungen an Kunden** in Höhe von TEUR 72.259 (i. V.: TEUR 63.218) resultieren hauptsächlich aus der Bestandsvergütung und Portfolioverwaltung und gliedern sich in Forderungen gegenüber Dritten in Höhe von TEUR 63.469 (i. V.: TEUR 58.274) und Forderungen an verbundene Unternehmen in Höhe von TEUR 8.789 (i. V.: TEUR 4.944).

In Fremdwährung lautende Forderungen an Kunden in Höhe von TEUR 15.917 (i. V.: TEUR 17.918) werden am Bilanzstichtag gemäß § 256a HGB in Euro umgerechnet. Wie im Vorjahr haben alle Forderungen eine Restlaufzeit bis 3 Monate.

Die **Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapiere** in Höhe von TEUR 30.034 (i. V.: TEUR 28.045) beinhalten im Wesentlichen bilanzierte Vermögenswerte aus dem Deferral Into Funds-Programm in Höhe von TEUR 27.328 (i. V.: TEUR 25.858) die dem Umlaufvermögen zugeordnet sind. Der Gesamtbetrag betrifft nicht öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 319 (i. V.: TEUR 298) sowie öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 29.746 (i. V.: TEUR 27.745), die von Gesellschaften der Allianz Global Investors-Gruppe aufgelegt worden sind.

Darüber hinaus werden im Rahmen des Contractual Trust Arrangement (CTA) TEUR 67.582 (i. V.: TEUR 64.304) Fondsanteile gehalten, die der Absicherung weiterer Pensionsverpflichtungen und der Arbeitszeitkontenmodelle (Allianz Wertkonto und Allianz

Wertkontenmodell) dienen und mit den Schulden aus Altersvorsorgeverpflichtungen verrechnet werden. Sie sind dem Anlagevermögen zugeordnet. Inclusive der Betriebsstätten handelt es sich insgesamt um TEUR 70.224 (Zeitwert) (i. V.: TEUR 67.108) öffentlich gehandelte Investmentfonds. Die fortgeführten Anschaffungskosten der verrechneten Wertpapiere betragen TEUR 55.503 (i. V.: TEUR 51.716).

Alle anderen Wertpapiere sind dem Umlaufvermögen zugeordnet.

Der Posten **Beteiligungen** in Höhe von TEUR 46.721 (i. V.: TEUR 46.691) besteht im Wesentlichen aus der Beteiligung an der Guomin Pension & Insurance Co., Ltd. i.H.v. TEUR 37.565 (i. V.: TEUR 37.565). Des Weiteren enthält der Posten den Beteiligungsbuchwert an der Dealis Fund Operations GmbH i. L. in Höhe von TEUR 9.099 (i. V.: TEUR 9.099). Die Dealis Fund Operations GmbH i. L. befindet sich seit dem 1. Januar 2017 in Liquidation.

Der Posten **Anteile an verbundenen Unternehmen** in Höhe von TEUR 152.086 (i. V.: TEUR 151.317) besteht im Wesentlichen aus den Beteiligungsbuchwerten an der AllianzGI Fund Management Co. Ltd. in Höhe von TEUR 78.441 (i. V.: TEUR 78.441). Des Weiteren aus der Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd. in Höhe von TEUR 31.072 (i. V.: TEUR 31.072), der Allianz Global Investors Singapore Ltd. in Höhe von TEUR 17.908 (i. V.: TEUR 17.908), der Allianz Global Investors Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 15.277 (i. V.: TEUR 15.277) sowie der Allianz Global Investors Japan Co., Ltd. in Höhe von TEUR 6.529 (i. V.: TEUR 6.529). Mit Wirkung vom 10. Juli 2025 wurde die Allianz Global Investors Middle East Ltd. als 100%ige Tochter der AllianzGI GmbH gegründet. Der Buchwert beträgt TEUR 682. Der Ausweis des Buchwerts der Anteile an verbundenen Unternehmen zum Bilanzstichtag 31.12.2024 war im Anlagespiegel um TEUR 60 zu gering und wurde im Anfangsbestand 01.01.2025 korrigiert.

Die Angaben des Anteilbesitzes gemäß § 285 Nr. 11 HGB sind in der Anlage zum Anhang dargestellt und werden im elektronischen Unternehmensregister veröffentlicht.



Die **Abgänge bei den Immateriellen Anlagewerten** resultieren aus nicht mehr genutzten Produkten / Software in Höhe von TEUR 49 (i. V.: TEUR 1.887). Weiterhin ist nicht mehr genutzte Büro- und Geschäftsausstattung in Höhe von TEUR 9.073 (i. V.: TEUR 3.998) abgegangen.

Der Anstieg bei den **Immateriellen Anlagewerten** von TEUR 25.760 auf TEUR 37.907 resultiert aus laufenden Projekten im Bereich IT-Compliance und Finance. Für die Umsetzung des Digital Operational Resilience Act (DORA) wurden in diesem Jahr TEUR 6.087 und für das Finance IT-Transformation Projekt (FITT) TEUR 3.700 aktiviert. Es handelt sich um aktivierte Anzahlungen im Zusammenhang mit dem Customizing von Softwarelösungen. Die Abgänge bei den immateriellen Anlagewerten resultieren aus nicht mehr genutzten Produkten und Software in Höhe von TEUR 49 (i. V.: TEUR 1.887).

Weiterhin ist unter den **Sachanlagen** nicht mehr genutzte Büro- und Geschäftsausstattung in Höhe von TEUR 9.073 (i. V.: TEUR 3.998) abgegangen. Durch einen für das Jahr 2028 geplanten Umzug wurde die Nutzungsdauer der betroffenen Mietereinbauten angepasst.

Im Geschäftsjahr 2025 wurden geringwertige Wirtschaftsgüter mit Anschaffungskosten bis zu EUR 1.000 aufwandswirksam erfasst. Hiervon ausgenommen ist das Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird über eine Laufzeit von 10 Jahren abgeschrieben.

In den **sonstigen Vermögensgegenständen** von TEUR 1.019.818 (i. V.: TEUR 838.281) sind Forderungen gegenüber den verwalteten Sondervermögen aus der Verwaltungsvergütung in Höhe von TEUR 418.959 (i. V.: TEUR 312.402) sowie übrige sonstige Forderungen und Vermögensgegenstände in Höhe von TEUR 602.084 (i. V.: TEUR 526.418) enthalten, darunter Forderungen gegen Konzerngesellschaften in Höhe von TEUR 557.777 (i. V.: TEUR 486.198). In den sonstigen Forderungen sind Forderungen in Höhe von TEUR 542.396 (i. V.: TEUR 466.984), die aus der Teilnahme am konzerninternen Cash Pool resultieren, sowie Forderungen gegenüber dem Finanzamt in Höhe von TEUR 11.850 (i. V.: TEUR 9.516) enthalten.

Alle anderen Forderungen sind kurzfristig. In Fremdwährung sind am Bilanzstichtag in den Forderungen Verbindlichkeiten aus dem Cash Pool in Höhe von TEUR 13.875 saldiert (i. V.: TEUR 9.774). Der Forderungsbestand des Cash Pool in EUR übersteigt den Verbindlichkeitsbestand in Fremdwährung. Forderungen gegenüber der Gesellschafterin bestehen zum Stichtag nicht.

Zudem werden Anlagen in zwei Rückdeckungsversicherungen getätigt. Die Wertentwicklung bestimmt die Höhe der Pensionszusage. Die Rückdeckungsversicherungen werden jedoch nicht an die Versorgungsberechtigten verpfändet und dürfen demnach nicht mit der Verpflichtung saldiert werden.

Die zur Absicherung der aktienbasierten Vergütungspläne (Allianz-Equity-Incentive-Pläne) erworbenen Optionsrechte (**Derivative Finanzinstrumente**) werden mit den entsprechenden Grundgeschäften als Bewertungseinheit zusammengefasst, soweit ein unmittelbarer Sicherungszusammenhang besteht. Der Ausweis der Grundgeschäfte erfolgt unter den

sonstigen Rückstellungen und der Ausweis der Sicherungsgeschäfte unter den sonstigen Vermögensgegenständen. Für die gebildeten Bewertungseinheiten kommt ein Micro-Hedge zum Ansatz, um Preisänderungsrisiken aufgrund von Marktpreisschwankungen vollständig auszuschließen. Die Wirksamkeit der Bewertungseinheiten über die aktienbasierten Vergütungspläne wird prospektiv und retrospektiv durch die Übereinstimmung der Bedingungen, Parameter und Risiken (= critical term match-Methode) nachgewiesen.

Zum Bilanzstichtag umfassen die einbezogenen Grundgeschäfte, bestehend aus voraussichtlich zukünftig ausgleichenden Leistungen, ein Volumen von TEUR 270 (i. V.: TEUR 186). Mit den Bewertungseinheiten werden Risiken in Form von Wertänderungen in Höhe von TEUR 176 (i. V.: TEUR 86) abgesichert. Die Bilanzierung der Bewertungseinheiten erfolgt nach der Einfrierungsmethode.

Der Posten **Aktive Rechnungsabgrenzungsposten** beinhaltet in Höhe von TEUR 29.173 (i.V.: TEUR 16.711) Ausgaben für Leistungen, die nach dem Bilanzstichtag erbracht werden.

### 3.2 Passiva

Unter den **sonstigen Verbindlichkeiten** in Höhe von TEUR 711.327 (i. V.: TEUR 599.764) werden im Wesentlichen Verpflichtungen gegenüber anderen Konzerneinheiten in Höhe von TEUR 559.741 (i. V.: TEUR 454.906) ausgewiesen, davon gegenüber der alleinigen Gesellschafterin in Höhe von TEUR 199.021 (i. V.: TEUR 202.243). Weiterhin bestehen Verbindlichkeiten aus Steuern in Höhe von TEUR 5.665 (i. V.: TEUR 5.678). Sonstige Verbindlichkeiten in Fremdwährung werden gemäß § 256a HGB umgerechnet und bestehen in Höhe von TEUR 104.603 (i. V.: TEUR 99.693). Die restlichen Verbindlichkeiten sind wie im Vorjahr kurzfristig.

Die Gesellschaft hat Pensionszusagen erteilt, für die **Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen** gebildet werden. Ein Teil der Pensionszusagen ist im Rahmen eines „Contractual Trust Arrangements“ (Methusalem Trust e. V.) abgesichert. Dieses Treuhandvermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert bzw. der Marktwert zugrunde gelegt wird.

Der Erfüllungsbetrag wird auf Basis der Projected Unit Credit-Methode (dies bezeichnet ein Anwartschaftsbarwertverfahren bezogen auf den erdienten Teil) ermittelt bzw. als Barwert der erworbenen Anwartschaft ausgewiesen. Sofern es sich um wertpapiergebundene Pensionszusagen handelt, wird der Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände angesetzt.

Berechnungsannahmen	31.12.2025 in %	31.12.2024 in %
Diskontierungszinssatz (10-jähriger Durchschnitt)*:	2,05	1,90
Diskontierungszinssatz (7-jähriger Durchschnitt)*:	2,21	1,97
Rententrend*):	2,00	2,00
Gehaltstrend inkl. durchschnittlicher Karrieretrends:	3,25	3,25

Abweichend hiervon wird bei einem Teil der Pensionszusagen die garantierte Rentendynamik von 1,00 % p. a. zugrunde gelegt.

Als biometrische Rechnungsgrundlagen werden die Heubeck-Richttafeln RT2018G verwendet, die bezüglich der Sterblichkeit, Invalidisierung und Fluktuation an die unternehmensspezifischen Verhältnisse angepasst wurden.

Als Pensionierungsalter wird die vertragliche oder gesetzlich frühestmöglich vorgesehene Altersgrenze angesetzt.

Aktiv- und Passivwerte für die Pensionen	31.12.2025 TEUR	31.12.2024 TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	235.139	224.456
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	248.786	238.153
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	288.472	287.637

Der mit dem 7-jährigen Durchschnittszins zum 31. Dezember 2025 ermittelte Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden beträgt TEUR 284.370. Der Unterschiedsbetrag zwischen dem mit dem 10-jährigen Durchschnittszins sowie dem mit dem 7-jährigen Durchschnittszins ermittelten Erfüllungsbetrag beträgt TEUR 4.102.

Die Allianz Global Investors GmbH Hong Kong Branch hat Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen gebildet. Diese wurden unter analoger Anwendung von HKAS 19 (Hong Kong Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz: 2,05 %) wurde die nach HKAS 19 ermittelte Rückstellung (Diskontierungszinssatz: 2,50 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und HKAS (-0,45 %) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Die Allianz Global Investors France Branch hat Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen gemäß IAS (International Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz: 2,05 %) wurde die nach IAS 19 ermittelte Rückstellung (Diskontierungszinssatz: 4,10 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und IAS (-2,05 %) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Die **Steuerrückstellungen** in Höhe von TEUR 21.019 (i. V.: TEUR 25.624) beinhalten Rückstellungen in Höhe von TEUR 13.873 (i. V.: TEUR 18.177) für lokale Steuern der ausländischen Betriebsstätten und sonstige Steuerrückstellungen in Höhe von TEUR 7.147 (i. V.: TEUR 7.447).

In den **anderen Rückstellungen** in Höhe von TEUR 255.589 (i. V.: TEUR 228.939) sind im Wesentlichen TEUR 168.396 (i. V.: TEUR 162.089) für Personalaufwendungen u. a. für Gratifikationen, Tantiemen, Long Term Incentive Plan, nicht genommene Urlaubsansprüche sowie i.H.v. TEUR 36.998 (i. V.: TEUR 7.745) Leistungen im Zusammenhang mit organisatorischen Maßnahmen.

Die Gesellschaft hat Verpflichtungen aus Jubiläumsgaben, einem Wertkontenmodell sowie Vorruhestandsverträgen, die unter den Sonstigen Rückstellungen ausgewiesen werden. Das im Methusalem Trust e.V. für das Altersteilzeit-Sicherungsguthaben und das Wertkontenmodell reservierte Vermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert beziehungsweise der Marktwert zugrunde gelegt wird.

Die Bewertung dieser Verpflichtungen erfolgt im Wesentlichen analog zu den Pensionszusagen und auf Basis der gleichen Rechnungsannahmen (mit Ausnahme des Diskontierungszinssatzes).

Bezeichnung	31.12.2025 TEUR	31.12.2024 TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	23.386	18.814
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	23.948	19.409
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	23.948	19.409

Das **Eigenkapital** der Gesellschaft beträgt TEUR 427.135 (i. V.: TEUR 422.235). Das **gezeichnete Kapital** in Höhe von TEUR 49.901 (i. V.: TEUR 49.901) ist in voller Höhe eingezahlt und wird zu 100 % von der Allianz Asset Management GmbH gehalten.

Die **Kapitalrücklage** beträgt TEUR 377.233 (i. V.: TEUR 372.333). Die Kapitalrücklage wurde mit Gesellschafterbeschluss vom 17. Dezember 2025 um TEUR 4.900 mittels Bareinlage gemäß § 272 Abs. 2 Nr. 4 HGB erhöht.

Aufgrund der mittelbaren steuerlichen Organschaft mit der Allianz SE als Organträgerin werden grundsätzlich keine **latenten Steuern** in der Gesellschaft ausgewiesen.

## 4 Erläuterungen zur Gewinn- und Verlustrechnung

Die **Zinserträge** in Höhe von TEUR 17.272 (i. V.: TEUR 23.417) beinhalten im Wesentlichen Erträge aus der Verzinsung der Guthaben im konzerninternen Cash Pool in Höhe von TEUR 10.398 (i. V.: TEUR 17.392).

In den **Zinsaufwendungen** in Höhe von TEUR 1.345 (i. V.: TEUR 5.260) sind Aufwendungen aus der Aufzinsung langfristiger Rückstellungen in Höhe von TEUR 306 (i. V.: TEUR 305) enthalten.

Die Gesellschaft hat von ihren Tochtergesellschaften **laufende Erträge aus Anteilen an verbundenen Unternehmen** in Höhe von TEUR 153.214 (i. V.: TEUR 92.871) vereinnahmt, im Wesentlichen Dividendenerträge in Höhe von TEUR 153.214 (i. V.: TEUR 92.871). Diese resultieren im Wesentlichen aus der Allianz Global Investors Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 79.320 (i. V.: TEUR 48.965), der Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd. TEUR 39.904 (i. V.: TEUR 15.081), der Allianz Global Investors Singapore Ltd. in Höhe von TEUR 21.053 (i. V.: TEUR 9.798) der Allianz Global Investors Japan Co., Ltd. in Höhe von TEUR 12.637 (i. V.:

TEUR 15.950), sowie der Allianz Global Investors (Schweiz) AG in Höhe von TEUR 0 (i. V.: TEUR 3.077).

Die **Provisionserträge** in Höhe von TEUR 3.125.835 (i. V.: TEUR 3.069.293) werden im Wesentlichen durch Verwaltungsvergütungen in Höhe von TEUR 3.064.840 (i. V.: TEUR 3.011.384) und Ausgabeaufgeld in Höhe von TEUR 37.832 (i. V.: TEUR 28.370) geprägt.

Die **Provisionsaufwendungen** in Höhe von TEUR 2.063.724 (i. V.: TEUR 2.016.756) entfallen im Wesentlichen auf halbezeitabhängige Vergütungen in Höhe von TEUR 1.212.521 (i. V.: TEUR 1.184.444), Kosten des TPA in Höhe von TEUR 346.803 (i. V.: TEUR 344.978), Sub-Advisory und Management Fees in Höhe von TEUR 223.341 (i. V.: TEUR 206.579) sowie Vermittlergebühren in Höhe von TEUR 103.910 (i. V.: TEUR 50.644). Die Kosten des TPA waren im Vorjahr als Sub-Advisory und Management Fees ausgewiesen.

Die **sonstigen betrieblichen Erträge** in Höhe von TEUR 124.489 (i. V.: TEUR 105.613) resultieren im Wesentlichen aus Erträgen aus konzerninternen Verrechnungen in Höhe von TEUR 54.154 (i. V.: TEUR 54.312), Erträgen aus Wechselkursdifferenzen in Höhe von TEUR 28.012 (i. V.: TEUR 25.937), aus Mieteinnahmen inkl. Raumkostenallokationen in Höhe von TEUR 2.465 (i. V.: TEUR 2.774) sowie der Auflösung von anderen Rückstellungen in Höhe von TEUR 7.686 (i. V.: TEUR 5.594). Ein sonstiger betrieblicher Ertrag aus der Ausgleichszahlung durch einen strategischen Vertriebspartner wurde nicht vereinnahmt (i. V.: TEUR 374).

Die **allgemeinen Verwaltungsaufwendungen** in Höhe von TEUR 655.817 (i. V.: TEUR 571.213) entfallen in Höhe von TEUR 377.381 (i. V.: TEUR 327.135) auf Personalaufwendungen. Weiterhin entfallen TEUR 278.436 (i. V.: TEUR 244.078) auf andere Verwaltungsaufwendungen. Diese umfassen im Wesentlichen Aufwendungen für Dienstleistungen Dritter in Höhe von TEUR 64.364 (i. V.: TEUR 58.985), Miete für Grundstücke und Gebäude in Höhe von TEUR 31.623 (i. V.: TEUR 29.812) sowie Kosten für Market Data Services (MDS) in Höhe von TEUR 29.806 (i. V.: TEUR 32.687).

Die **sonstigen betrieblichen Aufwendungen** in Höhe von TEUR 139.916 (i. V.: TEUR 123.206) beinhalten im Wesentlichen IT-Kosten in Höhe von TEUR 40.566 (i. V.: TEUR 45.833), Fremdwährungsverlusten in Höhe von TEUR 34.099 (i. V.: TEUR 21.196) sowie konzerninterne Verrechnungen in Höhe von TEUR 55.428 (i. V.: TEUR 34.027) geprägt.

Im Vorjahr war im **außerordentlichen Ergebnis** der Umstellungsaufwand, für den bei der Gesellschaft bilanzierten Beitragsorientierten Pensionsvertrag (BPV) enthalten. Dieser Umstellungsaufwand ist im Geschäftsjahr weggefallen und beträgt TEUR 0 (i. V.: TEUR 959).

Aus der Verrechnung von Vermögensgegenständen und Schulden nach § 246 Abs. 2 HGB ergibt sich eine Saldierung folgender Erträge und Aufwendungen:

GuV - Werte der Pensionen	Pensionen und ähnliche Verpflichtungen TEUR	Sonstige Verpflichtungen TEUR
Ertrag aus dem beizulegenden Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	6.198	324
Rechnerische Verzinsung des Erfüllungsbetrages der verrechneten Schulden	-6.962	-392
Effekt aus der Änderung des Diskontierungszinssatzes für den Erfüllungsbetrag	4.111	0
Laufende Erträge aus verrechneten Vermögensgegenständen	1.078	68
<b>Nettobetrag der verrechneten Erträge und Aufwendungen</b>	<b>4.425</b>	<b>0</b>

Im Ergebnis der Gesellschaft ist ein Aufwand für **Steuern vom Einkommen und vom Ertrag** in Höhe von TEUR 125.192 (i. V.: TEUR 149.271) enthalten.

Die Gewinn- und Verlustrechnung weist für 2025 einen Aufwand aus **aufgrund eines Gewinnabführungsvertrages abgeführter Gewinn** in Höhe von TEUR 413.431 (i. V.: TEUR 410.885) gegenüber der alleinigen Gesellschafterin Allianz Asset Management GmbH aus.

## 5 Haftungsverhältnisse

### 5.1 Betriebliche Altersversorgung und ähnlichen Verpflichtungen

Haftungsverhältnisse bestehen im Rahmen der betrieblichen Altersversorgung. Grundlage der betrieblichen Altersversorgung für die Mitarbeiter und Mitarbeiterinnen der deutschen Allianz-Gesellschaften, die bis zum 31. Dezember 2014 eingetreten sind, ist in der Regel die Mitgliedschaft in der Allianz Versorgungskasse VVaG (AVK), die als rechtlich selbständige und regulierte Pensionskasse der Aufsicht der Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht unterliegt. Die Leistungen der AVK werden nach dem Einmalbeitragssystem über Zuwendungen der Trägergesellschaften an die Kasse durch Gehaltsumwandlung und Arbeitgeberbeiträge finanziert.

Zu den Trägergesellschaften gehört neben der Allianz SE, der Allianz Versicherungs-AG und der Allianz Lebensversicherungs-AG unter anderem auch die Gesellschaft.

Die Gesellschaft ist verpflichtet, anteilige Verwaltungskosten der AVK zu tragen und entsprechend den Rechtsgrundlagen gegebenenfalls Zuschüsse zu leisten. Außerdem leisten die Trägergesellschaften für bis zum 31. Dezember 2014 eingetretene Mitarbeiter <sup>1</sup> Zuwendungen an den Allianz Pensionsverein (APV).

<sup>1</sup> Im Folgenden umfasst „Mitarbeiter“ alle Mitarbeiterinnen und Mitarbeiter

Weil die Anpassungsverpflichtung nach §16 Abs. 2 BetrAVG im Alltarif des APV nicht rückgedeckt ist, ist zum 31. Dezember 2025 das Deckungsvermögen des APV geringer als die Versorgungsverpflichtungen. Der Fehlbetrag zum 31. Dezember 2025 beträgt TEUR 9.875 (i. V. TEUR 9.978). Die Gesellschaft macht von dem Wahlrecht nach Artikel 28 Absatz 1 Satz 2 EGHGB Gebrauch, hierfür keine Rückstellung für ungewisse Verbindlichkeiten zu bilden, da die gesetzlich vorgeschriebene Anpassung der Renten an den Verbraucherpreisindex durch zusätzliche Beiträge an den APV finanziert wird. Sowohl die AVK als auch der APV wurden für Neueintritte ab dem 1. Januar 2015 geschlossen.

Für Neueintritte ab 1. Januar 2015 wurde die betriebliche Altersversorgung einheitlich neu geregelt. Die Gesellschaft leistet für diese einen monatlichen Beitrag in eine Direktversicherung bei der Allianz Lebensversicherungs-AG, welcher im Rahmen der Entgeltumwandlung vom Mitarbeiter finanziert wird.

Außerdem wird monatlich ein Arbeitgeberbeitrag im Rahmen einer Direktzusage gewährt. Die Allianz SE haftet durch Schuldbeitritt gesamtschuldnerisch für einen Teil der Pensionszusagen der Gesellschaft. Diese erstattet die Kosten, die Allianz SE hat die Erfüllung übernommen. Daher werden diese Pensionsverpflichtungen bei der Allianz SE und nicht bei der Gesellschaft bilanziert.

Mit Wirkung zum 1. Januar 2017 erstatten die Gesellschaften für ihre Angestellten lediglich noch die Dienstzeitaufwände. Für die Risiken aus Zins, Inflation und Biometrie erfolgt keine Erstattung mehr.

Die gesamtschuldnerische Haftung der Gesellschaft aus diesen Pensionszusagen sowie die diesen Haftungsverbindlichkeiten gegenüberstehenden Rückgriffsforderungen an die Allianz SE betragen:

<b>Bezeichnung</b>	<b>31.12.2025 TEUR</b>	<b>31.12.2024 TEUR</b>
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	161.240	167.788
Gesamtschuldnerische Haftung bzw. Rückgriffsforderung gegenüber der Allianz SE	161.240	167.788

Zum Geschäftsjahresende sind folgende Beträge gemäß § 268 Abs. 8 HGB ausschüttungsgesperrt:

<b>Bezeichnung</b>	<b>31.12.2025 TEUR</b>	<b>31.12.2024 TEUR</b>
Ertrag aus der Bewertung des Deckungsvermögens der Altersversorgung zum beizulegenden Zeitwert oberhalb der Anschaffungskosten	17.211	14.421
Überhang der aktiven latenten Steuern über die passiven latenten Steuern	-	-
Selbst geschaffene immaterielle Vermögensgegenstände	9.446	-
<b>Summe</b>	<b>26.657</b>	<b>14.421</b>

Der genannte Betrag ist im Geschäftsjahr 2025 in vollem Umfang durch frei zur Verfügung stehende Eigenkapitalteile gedeckt und damit nicht abführungsgesperrt.

## 6 Nachtragsbericht

In der Zeit nach dem Abschlussstichtag 31. Dezember 2025 bis zur Erstellung des Anhangs sind keine Ereignisse, die für die Beurteilung der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft von besonderer Bedeutung sind, eingetreten.

## 7 Konzernzugehörigkeit

Die Allianz Global Investors GmbH gehört zum Allianz Konzern unter Führung der Allianz SE, München. In den Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz Gruppe wird die Allianz Global Investors GmbH einbezogen. Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE haben für die Allianz Global Investors GmbH befreiende Wirkung, so dass diese keinen eigenen Konzernabschluss und -lagebericht erstellt. Aufgrund der Angabe der Prüfungshonorare im Konzernabschluss unterbleibt die Angabe im Anhang des Einzelabschlusses gemäß § 285 Nr. 17 HGB. Die Gesellschaft wird in den Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE als kleinsten und größten Konsolidierungskreis einbezogen. Der Konzernabschluss wird im elektronischen Unternehmensregister veröffentlicht. Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE können im Unternehmensregister oder auf der Internetseite der Allianz SE eingesehen sowie bei der Gesellschaft angefordert werden.

Als vollkonsolidiertes verbundenes Unternehmen des Allianz Konzerns fällt die AllianzGI GmbH in den Anwendungsbereich der OECD Pillar Two Model-Rules. Nach diesen Regeln muss pro Steuerhoheitsgebiet eine Ergänzungssteuer auf die Differenz zwischen dem Global Anti-Base Erosion (GloBE) effektivem Steuersatz und dem Mindeststeuersatz von 15 Prozent gezahlt werden. Die lokale Pillar Two Gesetzgebung (Mindeststeuergesetz) trat in Deutschland, dem Hoheitsgebiet, in dem das Unternehmen seinen Sitz hat, am 1. Januar 2024 in Kraft. Da davon auszugehen ist, dass der effektive GloBE-Steuersatz aller Allianz-Gesellschaften in Deutschland über dem Mindestsatz von 15 % liegen wird, wird für die AllianzGI GmbH keine zusätzliche Ergänzungssteuer erwartet. Alle Übergangserleichterungen, die durch die OECD Pillar Two Regelungen vorgesehen sind, werden so weit wie möglich genutzt, um den administrativen Aufwand für die Einhaltung der Vorschriften und die Berichterstattung zu verringern.

## 8 Sonstige Angaben

### 8.1 Organe und Bezüge

Der **Aufsichtsrat** setzt sich wie folgt zusammen:

- Tobias C. Pross (Vorsitzender) – Allianz Global Investors Holdings GmbH, CEO  
Allianz Global Investors, Starnberg
- Giacomo Campora (stellvertretender Aufsichtsratsvorsitzender) – CEO Allianz S.p.A,  
Trieste/Italien
- Klaus-Dieter Herberg – Allianz Global Investors GmbH, Allianz Networks Deutschland,  
Frankfurt am Main (bis 28.04.2025)
- Prof. Dr. Michael Hüther – Direktor und Mitglied des Präsidiums, Institut der deutschen  
Wirtschaft, Bad Saarow (bis 28.04.2025)
- Dr. Kay Müller – Geschäftsführer der Allianz Asset Management GmbH, München
- Laure Poussin – Allianz Global Investors GmbH, France Branch, Head of Enterprise  
Project Management Office, Paris
- Peter Berg – Allianz Global Investors GmbH, Diplom Betriebswirt, Angestellter, Klein-  
Winternheim (seit 28.04.2025)
- Monika Rast – Aufsichtsrat, München (seit 28.04.2025)

Die **Geschäftsführung** besteht aus:

- Alexandra Auer (Vorsitzende bis 01.10.2025), Head of Distribution EMEA, München  
(bis 30.11.2025)
- Thomas Linker (Vorsitzender seit 01.10.2025), Head of Global Client Engagement,  
Frankfurt am Main (seit 15.09.2025)
- Johannes Elsner, Head of Operations, München (seit 01.12.2025)
- Dr. Verena Jäger, Chief Risk Officer, München (seit 01.03.2025)
- Ingo Mainert, CIO Core Multi Asset, Bad Homburg v. d. Höhe
- Dr. Thomas Schindler, Chief Financial Officer, München (bis 28.02.2025)

- Dr. Robert Schmidt, Head of Compliance, Bad Homburg v. d. Höhe
- Petra Trautschold, Head of Human Resources, München
- Birte Trenkner, Head of Accounting & Financial Management, Frankfurt am Main

Folgende gesetzliche Vertreter und Mitarbeiter halten Mandate in gesetzlich zu bildenden Aufsichtsorganen bei großen Kapitalgesellschaften inne:

- Alexandra Auer  
Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Beratungs- und Vertriebs-AG, München
- Dr. Julia Backmann  
Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main
- Peter Berg  
Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main (seit 28.04.2025)
- Michael Hartmann  
Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main (Vorsitzender)
- Klaus-Dieter Herberg  
Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main (bis 28.04.2025)
- Laure Poussin  
Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main
- Dr. Christian Zwerenz  
Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main

#### **Gesamtbezüge der Geschäftsführung**

Im Jahr 2025 beliefen sich die Gesamtbezüge der Geschäftsführung auf TEUR 2.660 (i. V.: TEUR 2.387). Im gleichen Zeitraum wurden TEUR 1.708 (i. V.: TEUR 1.488) an ehemalige Geschäftsführer bzw. deren Hinterbliebene ausgezahlt. An Geschäftsführer wurden 0 (i. V.: 193) Bezugsrechte in Form von Restricted Stock Units mit einem beizulegenden Zeitwert von TEUR 0 (i. V.: TEUR 48) ausgegeben.

#### **Gesamtbezüge des Aufsichtsrats**

Im Jahr 2025 beliefen sich die Gesamtbezüge der Mitglieder des Aufsichtsrats auf TEUR 104 (i. V.: TEUR 58).

### Körperschaftsteuer

Im Berichtsjahr bestand ein mittelbares umsatzsteuerliches, körperschaftsteuerliches und gewerbesteuerliches Organschaftsverhältnis der Allianz Global Investors GmbH mit der Allianz SE, München, als Organträger. Die auf die Allianz Global Investors GmbH entfallenden Ertragsteuern wurden per Umlage entsprechend beglichen. Weiterhin sind in dieser Position Ertragsteuern der ausländischen Betriebsstätten erfasst.

## 8.2 Pensionszusagen und ähnliche Verpflichtungen an ehemalige Mitglieder des Vorstands / der Geschäftsleitung beziehungsweise deren Hinterbliebene

Die Gesamtbezüge der ehemaligen Mitglieder der Geschäftsführung und deren Hinterbliebene (einschließlich der Pensionszahlungen) betragen im Berichtsjahr TEUR 1.708. Deren Pensionsverpflichtungen stellen sich wie folgt dar:

Bezeichnung	31.12.2025 TEUR	31.12.2024 TEUR
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	339	345
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	12.889	13.416
Pensionsrückstellung / aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung	12.550	13.071

Bei Rückdeckungsversicherungen wird als beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände der Aktivwert zugrunde gelegt.

Im Verlauf des Jahres 2025 wurden durchschnittlich 1.508 (i. V.: 1.503) Mitarbeiter beschäftigt.

Zum **31. Dezember 2025** gliedert sich der Mitarbeiterbestand von 1.510 (i. V.: 1.505) wie folgt:

2. Ebene	528
Mitarbeiter	982

Die Geschäftsführung setzt sich am 31.12.2025 aus sieben Geschäftsführern zusammen.

Die Allianz Asset Management GmbH München ist alleinige Gesellschafterin der Allianz Global Investors GmbH.

## 8.3 Zahlungsverpflichtungen

Aus Verträgen für sonstige Dienstleistungen, Instandhaltungen und Mieten bestehen für die folgenden Geschäftsjahre Verpflichtungen in Höhe von insgesamt TEUR 397.253 (i. V.: TEUR 118.257), davon gegenüber verbundenen Unternehmen TEUR 99.431 (i. V.: TEUR 99.925).

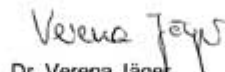
Frankfurt am Main, den 18. Februar 2026

Allianz Global Investors GmbH

Die Geschäftsführung



Johannes Elsner



Dr. Verena Jäger




Thomas Linker



Ingo Mainert



Dr. Robert Schmidt



Petra Trautschold



Birte Trenkner

ANLAGE**Anteilsbesitzliste der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt per 31. Dezember 2025****a) Wesentliche direkte Beteiligungen/verbundene Unternehmen**

<b>Name und Sitz der Gesellschaft</b>	<b>Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft</b>	<b>Ergebnis des letzten Geschäftsjahres</b>	<b>Anteil am Kapital in % per 31.12.2025</b>
Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd., Hong Kong	797.046.408,44 HKD	326.142.034,21 HKD	100,0
Allianz Global Investors Taiwan Ltd., Taipei	3.578.401.533,00 TWD	2.956.631.779,00TWD	100,0
Dealis Fund Operations GmbH i. L., Frankfurt	35.219.388,31 EUR	595.183,17 EUR	50,0
Allianz Global Investors Singapore Ltd., Singapore	78.388.082,09 SGD	40.290.643,17 SGD	100,0
Allianz Global Investors Japan Co. Ltd., Tokyo	5.722.694.443,00 JPY	2.240.197.792,00 JPY	100,0
Allianz Global Investors (Schweiz) AG, Zürich	4.578.128,17 CHF	246.177,63 CHF	100,0
Allianz Global Investors Ireland Ltd., Dublin	8.247.934,30 EUR	24.236,96 EUR	100,0
Allianz Treuhand GmbH, Stuttgart	900.949,58 EUR	88.564,44 EUR	50,0
AGI Nominee Services Ltd., Cayman Islands	763.500,02 USD	15.933,29 USD	100,0
Allianz Global Investors Fund Management Co. Ltd., Shanghai	326.070.132,38 CNY	-125.931.750,84 CNY	100,0
Allianz Global Investors Middle East Ltd.	563.004,81 USD	-236.995,19 USD	100,0

## b) Wesentliche indirekte Beteiligungen

Name und Sitz der Gesellschaft	Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres	Anteil am Kapital in % per 31.12.2025
Allianz Global Investors Management Consulting (Shanghai) Ltd.	126.335.792,53 CNY	-1.463.366,12 CNY	100
Allianz Global Investors Asset Management Overseas (Shanghai) Ltd.	30.079.561,46 CNY	6.201.277,83 CNY	100
PT Allianz Global Investors Asset Management Indonesia, Jakarta	60.670.325.626,00 IDR	-69.158.531.426,00 IDR	99

[前へ](#)

#### 4 【利害関係人との取引制限】

##### 利益相反

管理会社、保管銀行、販売会社および管理会社が一定の職務を委託した会社または業務提供者は、ファンドと類似する投資目的を追求する他の投資信託のために同一もしくは類似の資格で行為するか、または当該他の投資信託に関与することがある。結果として、これらの会社のいずれかは、事業運営の過程で、ファンドに関して利益相反の可能性を生じる可能性が高い。したがって、このような状況において、これらの会社はそれぞれ、自らの契約上の義務に従い自らの職務を履行することを常に確保することを要し、また、かかる利益相反に対する適切な解決策を見つけるためにあらゆる努力を行わなければならない。管理会社は、すべての取引において利益相反を回避するために合理的な試みが行われることを確保するための原則、および利益相反が回避できなかった場合には、ファンドおよびその投資者が公平に扱われるよう利益相反を管理するための原則を策定している。

また、上記の取引は、市場環境でかつ投資者の最善の利益となるように遂行されることを条件として、ファンドの名義でまたは代理人としてファンドと行われる。

取引は、(i) 保管銀行により独立しかつ法的能力を有するとみなされる者から取引に係る認証済評価を取得した場合、(ii) 取引が組織化された証券取引所において、当該取引所において適用される規則に従い最善の条件で行われた場合、または(iii) 上述の(i)もしくは(ii)が実施不可能な場合に、取引が、通常の見積り条件に基づき協議されかつ業界の慣例と保管銀行が判断する条件で行われる場合、通常の見積り条件に基づき行われたものとみなされる。

利益相反は、デリバティブ、店頭デリバティブまたは効率的なポートフォリオ運用のための技法および商品に関わる取引の結果として発生することがある。例えば、当該取引の取引相手方または当該取引に関して業務を提供する代表者、仲介業者もしくはその他機関が、管理会社、保管銀行または委託先会社もしくは業務提供者と関係を有することがある。その結果、かかる関係機関は、かかる取引を通じて、利益、手数料もしくはその他収益を生むかまたはか損失を回避することがある。利益相反は、当該関係機関により提供された担保が関連当事者により評価または割引の対象となった場合にも生じる。

管理会社は、その委託先会社および業務提供者がファンドのポートフォリオを管理する過程でファンドのために取引活動を実施しかつ取引注文を実行する場合にファンドの最善の利益となるよう行為することを確保するための手段を策定している。かかる目的において、ファンドのために最善の結果が得られるようあらゆる適切な措置が取られなければならない。かかる措置は、価格、費用、実行可能性、注文の範囲および種類、ファンド・マネジャーまたは投資アドバイザーに提供したブローカーの調査業務ならびにその他注文の実行に関連する要因を考慮しなければならない。管理会社の最良執行方針および当該方針のすべての重大な変更に関する情報は、要求に応じて、無償で投資者に提供される。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

定款は、管理会社の出資者総会の4分の3の多数により変更することができる。投資運用会社は、定款が変更された場合、速やかに金融監督庁に通知しなければならない。

## (2) 事業譲渡または事業譲受

## &lt; ファンドの譲渡 &gt;

管理会社はファンドを別の投資運用会社に譲渡することができる。かかる譲渡は、金融監督庁の事前承認を必要とするものとする。承認された譲渡は、官報（Bundesanzeiger）での公表に加え、ファンドの年次または半期報告書においても公表されるものとする。さらに、保管機関は譲渡計画について、書面または電磁的記録等の永続性ある媒体によって投資者に通知するものとする。譲渡が有効となる日は、管理会社と譲受投資運用会社間の契約上の合意により決定される。ただしかかる譲渡は、早くても官報（Bundesanzeiger）で公表されてから3か月後に有効となるものとする。その後、ファンドに関連する管理会社のあらゆる権利および義務は、譲受投資運用会社に移転されるものとする。

## &lt; ファンドの全資産を合併するための要件 &gt;

ファンドのすべての資産は、金融監督庁の承認を得た上で、既存のUCITSまたは合併を通じて新たに設立されたUCITSに譲渡されることがある。かかるUCITSは、ドイツまたはその他EUもしくはEEA加盟国において創設されていることを要する。また、すべての資産は、既存のドイツの変動資本を有する投資株式会社または合併を通じて新たに設立された会社に譲渡されうる。譲渡は、別途譲渡日が予定されない限り、ファンドの会計年度末に有効となる。

## &lt; ファンド合併時の投資者の権利 &gt;

ファンド投資者の持分の買戻しまたは転換期日の30日前までに、管理会社は、書面または電磁的記録等の永続性のある媒体によって、合併の理由、投資者に対する潜在的影響、合併に関連する投資者の権利および主要な手続状況に関する情報をファンドの投資者に提供する。また、投資者は、合併を通じて既に設立されているかもしくは新たに設立される投資信託に関する基本情報書面を受領する。

譲渡予定日の5営業日前まで、投資者は、償還手数料を課されることなく自ら保有する受益証券を償還するか、または管理会社もしくは同グループの会社により運用されかつファンドと類似する投資方針を追求する他の投資信託もしくは外国投資信託と自ら保有する受益証券を交換する機会を有する。

譲渡日において、ファンドまたは投資信託の譲受および譲渡価格は、算定され、交換比率が決定され、また、取引全体が監査人によって精査される。交換比率は、譲渡時の譲渡され、かつ譲受されるファンドの純資産価額に基づき算定される。投資者は、譲渡される投資信託において自ら保有する受益証券の価値に応じて、新投資信託の受益証券を受領する。

ファンドが他の投資信託に引き継がれかつ合併が実施された場合、管理会社は、官報およびそのホームページ（<https://de.allianzgi.com>）において、その旨発表する。ファンドが合併の結果として消滅した場合、存続する投資信託または新たに設立された投資信託を運用する会社は、発表の責任を負う。

ファンドのすべての資産は、金融監督局の承認のもと、他のファンドまたは他の外国投資信託にのみ譲渡可能である。

## (3) 本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は生じていない。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 保管銀行

名称	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー (State Street Bank International GmbH)
資本金の額	2025年12月末日現在 109,368,445ユーロ(約205億円)
事業の内容	一般商業銀行業務、外国為替業務、引受業務、証券業務等を行っている。

#### (2) 投資運用会社

名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッド(ロンドン) (Allianz Global Investors UK Limited, London)
資本金の額	2025年12月末日現在、52,800,000英ポンド(114億円) (注) 英ポンドの円貨換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=216.35円)による。
事業の内容	投資運用会社は、特にポートフォリオ管理サービスを提供する管理会社のグループ会社である。

#### (3) 代行協会員 日本における販売会社

名称	大和証券株式会社
資本金の額	2026年4月末日現在 1,000億円
事業の内容	金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しと取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発効の受益証券の販売・買戻しを取扱っている。

## 2 【関係業務の概要】

### (1) 保管銀行

ファンド資産の封鎖勘定による保管、受益証券の発行および買戻し、受益証券1口当たりの純資産価格、販売価格および買戻価格の計算ならびに分配金の支払代行等の事務を行う。

### (2) 投資運用会社

管理会社は、資産運用の日常業務およびその他関連サービスの提供を行うため、ポートフォリオ運用を投資運用会社に委託している。その活動の枠内で、投資運用会社は、独自の裁量でファンドの運用に関する決定を行う権限を有する。特に、投資運用会社は、有価証券の売買を行い、場合によりデリバティブを利用する義務を負う。投資運用会社は、その活動において、ファンドの投資方針の原則および投資制限を遵守する義務を負う。

### (3) 代行協会員 日本における販売会社

管理会社との販売・買戻契約に基づいて、日本の投資者のために直接または他の協会員を通じてファンド受益証券の引受またはその販売もしくは買戻注文の取次ぎを行う。日本における代行協会員として、管理会社に代わり、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を公表する。

## 3 【資本関係】

アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ホールディングス・ゲーエムベーハーの唯一の株主である。後者は投資運用会社の全株式を保有している。さらに、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは、管理会社の全株式を保有している。

したがって、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは、投資運用会社の間接的な株主であり、管理会社の直接的な株主である。

## 第3 【投資信託制度の概要】

### 1 信託財産

#### (1) 概念

「投資信託」は、以下のようにドイツ資本投資法（Kapitalanlagegesetzbuch）（以下「ドイツ投資法」という。）の第1条第（1）項から第（3）項および第92条第（1）項で定義されている。

「投資信託とは、集団投資事業（その投資コンパートメントを含む。）であり、複数の投資者から資本を調達し、当該投資者の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）は、法律の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および評議会通達2009/65/EC（2014年7月23日付欧州議会および評議会通達2014/91により修正済）（以下「UCITS指令」という。）の要件を充足する投資信託である。オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）は、UCITS以外のすべての投資信託である。オープン・エンド型投資信託は、（i）UCITSであり、かつ、少なくとも年に1度受益証券買戻しの権利を投資者に付与している場合、かつ（ii）AIFである。UCITSは、ドイツ投資法および投資運用会社と投資者との間の法的関係を統制するそれぞれの約款に従い、投資者の勘定のために投資運用会社（以下「投資運用会社」または「運用会社」という。）により運用され、かつ、受益証券買戻しの権利を投資者に付与するものをいう。

約款の条件に基づき、ファンドに属する資産は投資運用会社により所有されるかまたは投資者により共同所有される。ファンドは、投資運用会社自身の資産から分離および区別されなければならない。」

上記で定義されるとおり、ドイツのオープン・エンド型投資信託の法的構成は、契約型の投資信託または株式会社の法形態においてのみ運営可能な投資株式会社のいずれかに限定されている。ドイツのオープン・エンド型投資信託の資産を、それぞれの投資信託の投資運用会社の責任の清算に使用してはならない。報酬および投資者の集合勘定のために行われた取引に関して発生した費用の払戻しに関する投資運用会社の請求に対しては、投資信託からのみ支払うことができ、投資者が個人的責任を負うものではない。さらに、ドイツ投資法第92条第（3）項において、単一の投資運用会社による複数の投資信託の設立が許容されている。しかし、投資法の同じ項において、そのようにして設立された投資信託は、個別に名称を付けて各々別個に取り扱われなければならないと規定している。

#### (2) 受益証券の券面

##### （ ）発行

ドイツ投資法第71条第（1）項により、ファンド受益証券の券面は、UCITSの任命された預託機関（以下「預託機関」という。）による発行価格の全額の支払と引換えによってのみ発行されると規定する。ドイツ投資法第95条第（1）項は、さらに、受益証券の券面は、無記名式で発行することができ、投資運用会社と預託機関の双方が署名するものと定めている。ドイツ投資法第97条第（1）項に基づき、ファンド受益証券の券面は、一定の法的必要要件が満たされた場合に共同の保護預りで保有される。

## （ ）受益証券クラス

下記の規制で記載される条項に従い、ファンドの受益証券は、収益の使用、初期手数料、遅延販売手数料、受益証券価額の通貨、運用報酬、またはかかる特徴の組合せに関する様々な権利を有する場合がある。同じ受益証券クラスの受益証券は、同じ権利を付与する。既存のファンドについての新規受益証券クラスの開始に関連するコストは、新規クラスの受益証券価格に組み込まれる。受益証券の価額は、各受益証券クラスごとに個別に算定されなければならない。

ドイツ財務省は規制という方法により、株式クラスまたはサブ・ファンドについての会計処理、会計方法、および評価に関してさらに細かな規則を公布する権限を付与されている。法定の規制は、ドイツ連邦議院の承認を必要としていない。ドイツ財務省は規制という方法により、金融監督庁に権限を委任することができる。

## 2 資本投資会社

### (1) 投資運用会社の定義

ドイツ投資法第17条第(1)項および第(2)項において「投資運用会社」は次のように定義されている。

「投資運用会社とは、定款に明記されている登録事務所および本社がドイツに存し、その事業が主に前述の趣旨内にあるドイツ国内の投資信託、EUの投資信託または外国のAIFの運用を含む企業をいう。投資信託の運用は、1つ以上の投資信託のために少なくともポートフォリオ運用またはリスク管理が行われる場合に存続するとみなされる。」

投資運用会社は、(i) 投資信託により直接任命されるかもしくは投資信託の名義で任命され、かつ関連する投資信託の運用に関する責任を有する外部の資本運用会社（以下「外部投資運用会社」という。）、または(ii) 投資信託自身（以下「内部投資運用会社」という。）のいずれかである。ただし、(ii)の場合においては、投資信託の法的構成においてそのような内部運用が認められ、かつ投資信託の運営委員会が外部投資運用会社を任命しない旨を決定した場合に限る。

### (2) 投資運用会社の会社形態および資格

投資運用会社は、ドイツ投資法第18条第(1)項により株式会社（Aktiengesellschaft）、有限責任会社（GmbH）または無限責任パートナーが有限責任会社である合資会社（Kommanditgesellschaft）の法的形態でのみ操業するよう要求されている。各投資運用会社は、事業を行うには、ドイツ投資法の第20条第(1)項に従ってドイツ連邦金融監督庁（BaFin）により付与される書面による許可を必要とする。

### (3) 投資運用会社の構造

監督役員会は、投資運用会社が有限責任会社の形式で運営されている場合でも設定されなければならない。無限責任パートナーが有限責任会社である合資会社（Kommanditgesellschaft）の形態で投資運用会社が運営されている場合は、投資運用会社は、顧問委員会を設定しなければならない。さらに、投資運用会社は、定款に委員会の設立を許容する規定を有する場合、必要に応じて投資委員会および販売委員会といった委員会を編成することができる。

### 3 預託機関

#### (1) 指定報告等

ドイツ投資法第68条第(1)項に基づき、投資運用会社は、第68条第2項に基づく信託財産の保管および受益証券の発行、買戻しを行う金融機関（預託機関）が任命されるようにしなければならず、また、預託機関の指定およびすべての変更にはドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の書面による承認を必要とする。（第69条参照）

#### (2) 最低資本金

ドイツ投資法第68条第(5)項により預託機関の当初資本金の最低額は5,000,000ユーロとされているが、この規定は、証券清算銀行が預託機関となる場合には適用されない。

#### (3) 証券の保管

ドイツ投資法第72条第(1)項第1号および第2号に基づき、UCITSの資産は安全保管のため、以下のとおり預託機関に委託されるものとする。

(a) 保管可能な金融商品について、預託機関は以下を行うものとする。

(i) 預託機関の帳簿上に開設した金融商品口座に登録できるあらゆる金融商品および預託機関に物理的に引き渡すことができるあらゆる金融商品の保管。

(ii) 預託機関の帳簿上に開設した金融商品口座に登録できるあらゆる金融商品が、常に適用法に従ってUCITSに帰属していることが明白に確認できるよう、預託機関の帳簿上のUCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社名義の分別管理口座に登録されることの確保。

(b) その他の資産について、預託機関は以下を行うものとする。

(i) UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社がかかる資産の所有権を有するか否かについて、UCITSまたは投資運用会社が提供する情報または書類、および入手可能な場合は外部の証拠に基づいて評価し、UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社によるかかる資産の所有を検証すること。

(ii) UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社がある旨が確認された資産について、記録を維持しかつ最新の状態に保つこと。

#### (4) UCITSに関する範囲の投資運用会社の指図権

預託機関は、ドイツ投資法第74条の規定により、運用会社の指図に基づいて、有価証券または引受権を取得した場合には封鎖口座から支払い、売却の場合には有価証券または引受権を引渡し、買戻しの場合には買戻し代金を支払い、分配金支払の場合にはファンドの分配金を支払う。

預託機関は、ドイツ投資法第79条第(2)項に基づき、運用会社の同意を得た場合にのみ上記の業務に対する報酬を封鎖口座から受領することができる。

預託機関は、自らの封鎖口座の残高が金融機関協会の担保取決めにより保護される金額を超えるときは、その限度で封鎖口座の残高を運用会社の指定する他の金融機関に移す権利と義務を負う。上記最低資本金の制限はこの金融機関に準用される。

## 4 開示等

### (1) 公告義務

ドイツ投資法第101条第(1)項は、投資運用会社に対し、各会計年度の最終日付の各UCITSファンドについての財務諸表を作成し、それを会計年度終了後4か月以内(AIF投資信託の場合は6か月以内)に電子連邦官報で公告する義務を課している。投資運用会社は、発効日から2か月以内に各UCITSファンドについての半期財務諸表も電子連邦官報で公告しなければならない。公告は、十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または日論見書で特定される電子情報メディアにおいても行われるものとする。

### (2) 金融監督庁(BaFin)への報告

ドイツ投資法第107条第(3)項に基づき、投資運用会社は年次および半期報告書を作成次第、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)に提出しなければならない。

### (3) 決算報告書の監査

金融機関に関する法律第76条に基づき、投資運用会社は各会計年度末に独立公認会計士による監査を受けなければならない。

ドイツ投資法第102条によれば、投資運用会社に対する各会計年度末の監査は、各信託財産ならびに財務報告書について行なわれるものでなければならず、さらに、投資法および約款の規定が各信託財産の管理に関して遵守されたかどうかの点にも及ぶものでなければならない。

## 5 約款

(1) ドイツ投資法第162条第(1)項は、「投資運用会社とUCITSの受益者との法的関係を定める約款は、受益証券または株式が発行される以前に書面によって確定されなければならない。」と規定している。

ドイツ投資法第163条第(1)項により単独の投資信託それぞれの約款は金融監督庁の承認を受けなければならない。約款の最低記載条項は同法第162条第(2)項により以下のとおりとされている。

1. 購入される資産の選択に適用される一般原則、特に、どの資産が購入され得るのか、ならびに、どのくらいの規模かについて、ファンドのタイプおよび外国投資会社に運用されるファンドのタイプ(かかるファンドの受益証券がファンドのために購入される可能性がある場合)、また、それぞれのタイプの受益証券において保有され得るファンドの資産の最大割合。どの程度までおよびどのような目的のためにデリバティブを伴う取引が実行され得るのかされ得ないのか、ならびに、資産中バンク・キャッシュ・バランスおよび短期金融商品の保有割合。ファンドの運用が使用する可能性のある技術および商品。ファンドの勘定で行われる借入れの許容性。
2. 証券(投資信託が取得するよう指示されている証券)の選択がドイツ投資法第209条の意味の範囲内における証券インデックス(以下「ベンチマーク」という。)と連動している場合は、約款は、使用しようとしているベンチマークを特定しなければならない、ドイツ投資法第206条で特定されている制限を超える可能性があることを示さなければならない。
3. 投資信託が保有する資産が投資運用会社により所有されるのか、または投資者により共同所有されるのか。

3a. 指令2009/65/ECの附属書IIA第2項から第8項に掲げられる流動性管理ツール(以下「LMT」という。)

(注)のうち、どの手段が選択されたか。

(注) 指令2009/65/EC(UCITS指令)の附属書IIAには、改正指令(EU)2024/927により導入されたLMTの調和化されたリストが記載されている。このリストの第2項から第8項には、以下の手段が含まれる。

第2項: 買戻し制限(Redemption Gates) - 買戻し請求が一定の基準値を超えた場合に、一時的に買戻しを制限することを認めるもの。

第3項: 通知期間の延長 - 買戻し請求からその実行までの期間をファンドが延長することを認めるもの。

第4項: 買戻し手数料 - 取引費用を補填するため、買戻し時に直接課される手数料。

第5項: スウィング・プライシング - 申込みまたは買戻しに起因する取引費用を、その原因となった投資者に転嫁するために純資産価額(NAV)を調整すること。

第6項: デュアル・プライシング - ファンド受益証券の買い手(売値)および売り手(買値)に対して異なる価格を設定すること。

第7項: 希薄化防止料 - 取引費用による希薄化から既存の投資者を保護するため、申込みまたは買戻し時に追加で徴収される手数料。

第8項: 現物による買戻し(Redemptions in Kind) - 現金による支払いではなく、ポートフォリオからの有価証券の譲渡を通じて買戻し請求を履行すること(一般的にプロ投資家のみが許可される。 )。

主な規制要件: UCITS管理会社は、当該リスト(第2項から第8項)から少なくとも2つのLMTを選択し、設立文書に盛り込まなければならない。

3b. 第3a項で対象とされていないLMTが選択されたかどうか、また選択された場合はその手段は何か。

4. 投資者が投資運用会社に対し自己の受益証券/株式の買戻しおよび(必要があれば)交換を要求し得る条件および要件ならびに事務所。受益証券/株式の買戻しおよび(必要があれば)交換が一時停止され得る要件。
5. 投資信託のパフォーマンスに関する年次報告書および半期報告書ならびにファンドの構成内容が提出および公開される方法および期日。
6. 投資信託の収益が分配されるのかまたは再投資されるのか、および、収益部分にあたる新規発行株式の発行価格の割合が収益分配の計算に含まれ得るのかどうか(収益ネットティング手続)、キャピタル・ゲインの分配に関して何らかの規則があるのか。
7. 投資信託が清算され投資者に分配される方法(投資信託に限られた期間のためだけに設定された場合)。
8. ファンドが様々なサブ・ファンドを含むかどうか、様々なサブ・ファンドの受益証券/株式が発行される条件、およびサブ・ファンドが設立される原則。

様々な権利の付いた受益証券/株式またはサブ・ファンドの受益証券/株式が発行され得るのかどうかおよび発行の条件、ならびにどの権利が受益証券/株式クラスに属すのかまたはサブ・ファンドに属すのかについての説明、また、各受益証券/株式クラスまたはサブ・ファンドの受益証券/株式の価額を算定するためのドイツ投資法第96条第(4)項第1文に関連する同法第96条第(1)項第44文に基づく手続。

9. 投資信託が他のファンドに組入れられることがあり得るのかどうかおよびその条件、ならびに別のサブ・ファンドが取得されることがあり得るのかどうかおよびその条件、また、合併のための手続についての詳細およびかかる合併に関連する監査役の要件。
10. 投資信託の資産から運用会社、預託機関またはその他第三者に支払われる報酬の方法、金額および算定根拠。
11. 受益証券/株式取得のための販売手数料または受益証券買戻しの場合には買戻手数料およびその他投資者に請求される費用の金額ならびに関連する計算方法。
12. 投資信託の規則が包括費用の請求を認める場合、包括費用に含まれる要素について必要な開示および投資信託に個別に請求される費用に関する言及。
13. 年次報告書および半期報告書における販売手数料および買戻手数料(ドイツ投資法第196条および第230条に従い受益証券/株式の取得および買戻しに関して、報告期間において投資信託に請求される。)の開示の対価および運用会社、他の運用会社または関連会社から投資信託に請求される手数料。
14. 他の運用会社(UCITSの場合)への管理事務の移管および預託機関の変更のための要件。
15. 投資約款においてスウィング・プライシングが規定されている場合、その種類(フル・スウィング・プライシングまたはパーシャル・スウィング・プライシング)および当該手法が適用される条件。
16. 投資約款においてデュアル・プライシングが規定されている場合、当該手法が適用される条件。
17. 投資信託がドイツ投資法第98条第(4)項に基づき、プロ投資家に対する現物分配の可能性を定めている場合、現物分配が行われる条件。
18. 流動性の低い投資対象が分離される可能性があること。
19. 第3b項に基づくLMTが選択されている場合、その適用条件。

## 第4 【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年6月30日	臨時報告書
2025年6月30日	有価証券報告書(第40期)
2025年9月30日	半期報告書(第41期中)

## 第5 【その他】

該当事項なし。

## 監査報告書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中

### 監査意見

我々は、投資に関する会計および評価規則（以下「KARBV」という。）第7条に従って作成された、投資信託であるインダストリアの年次報告書について監査を実施した。年次報告書には、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の運用報告書、2024年12月31日現在の貸借対照表および純資産計算書、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の損益計算書、開発計算書ならびに直近3事業年度の比較情報、（純資産計算書に含まれない場合のみ）報告期間中に締結した取引の明細書および附属書が含まれる。規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条（1）および規則（EU）2020/852第6条で言及される金融商品の定期的な開示」の項で提供される情報は、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査の一部を構成しないため、法定要件に従ってKARBV第7条に基づく年次報告書の監査意見には含まれていなかった。

我々の意見では、監査中に得られた発見事項に基づき、KARBV第7条に基づく添付の年次報告書が、ドイツ資本投資法（以下「KAGB」という。）および関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守しており、これらの規定に従って、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供している。我々は、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条（1）および規則（EU）2020/852第6条で言及される金融商品の定期的な開示」の項において規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って提供される情報について、監査意見を表明しない。

### 意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KARBV第7条およびKAGB第102条に従って、年次報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従ってアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下「管理会社」という。）から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠がKARBV第7条に従って年次報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の情報

管理会社の法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には、KARBV第7条に従って、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条（1）および規則（EU）2020/852第6条で言及される金融商品の定期的な開示」の項において規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って提供される情報が含まれる。

その他の情報には「年次報告書」の刊行物が含まれるが、KARBV第7条に基づく監査済年次報告書および本報告書を除き、外部情報をさらに相互参照することはない。

KARBV第7条に基づく年次報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々はその他の情報を精読し、当該情報がKARBV第7条に基づく年次報告書に関する不一致、または我々が監査で入手した知識との著しい矛盾を含まないか、評価する責任がある。

#### KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する法定代理人の責任

管理会社の法定代理人は、ドイツのKAGBおよび関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守するKARBV第7条に基づく年次報告書が作成され、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、これらの規定を遵守して、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を得ていることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、これらの規定に従って、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がないKARBV第7条に基づく年次報告書を作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部監査について責任を負う。

KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において、法定代理人は、投資信託のさらなる発展に重大な影響を及ぼす可能性のある事象、決定および要因を報告に含めることについて責任を負う。このことは、とりわけ、法定代理人は、KARBV第7条に基づく年次報告書の作成においてファンドが存続する能力を評価し、関連がある場合には、ファンドの存続に関連する事実を開示する責任を負うことを意味する。

#### KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、およびKARBV第7条に基づく年次報告書に関する監査意見を含む報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、経済監査士協会(IDW)が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KAGB第102条に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。

虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、KARBV第7条に基づく年次報告書に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、批判的な態度を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 管理会社の内部統制システムの有報性について監査意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に関連する内部統制システムについての見解を得る。
- 管理会社の法定代理人がKARBV第7条に基づく年次報告書を作成する際に使用される会計方針の適切性ならびに見積りおよび法定代理人の提供した関連情報の合理性を評価する。
- 入手した監査証拠に基づき、管理会社がファンドを存続させる能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、KARBV第7条に基づく年次報告書における関連情報に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、管理会社がファンドを存続させられなくなる原因となる可能性がある。
- 開示を含むKARBV第7条に基づく年次報告書の全体的な表示、構成および内容について、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供するために、KARBV第7条に基づく年次報告書がKAGBおよび関連する欧州規則に準拠して対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2025年4月7日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人

ソニア・パンター                      (代表して) ステファン・ガス  
経済監査士                                      経済監査士

[次へ](#)

# VERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

## Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresbericht nach § 7 KARBV des Sondervermögens Industria – bestehend aus dem Tätigkeitsbericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024, der Vermögensübersicht und der Vermögensaufstellung zum 31. Dezember 2024, der Ertrags- und Aufwandsrechnung, der Verwendungsrechnung, der Entwicklungsrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 sowie der vergleichenden Übersicht über die letzten drei Geschäftsjahre, der Aufstellung der während des Berichtszeitraums abgeschlossenen Geschäfte, soweit diese nicht mehr Gegenstand der Vermögensaufstellung sind, und dem Anhang – geprüft. Die Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 (1) der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs sind nicht Bestandteil der Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV und wurden daher im Einklang mit den gesetzlichen Vorschriften bei der Bildung des Prüfungsurteils zum Jahresbericht nach § 7 KARBV nicht einbezogen.

Nach unserer Beurteilung entspricht der beigefügte Jahresbericht nach § 7 KARBV aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse in allen wesentlichen Belangen den Vorschriften des deutschen Kapitalanlagegesetzbuchs (KAGB) und den einschlägigen europäischen Verordnungen und ermöglicht es unter Beachtung dieser Vorschriften, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 (1) der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs ab.

## Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV“ unseres Vermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von der Allianz Global Investors GmbH (im Folgenden die „Kapitalverwaltungsgesellschaft“) unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV zu dienen.

## Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 (1) der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs des Jahresberichts nach § 7 KARBV.

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile der Publikation „Jahresbericht“– ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Jahresberichts nach § 7 KARBV sowie unseres Vermerks.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV erstreckt sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir in diesem Vermerk weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresbericht nach § 7 KARBV oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

## Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Jahresbericht nach § 7 KARBV

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV, der den Vorschriften des deutschen KAGB und den einschlägigen europäischen Verordnungen in allen wesentlichen Belangen entspricht und dafür, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung dieser Vorschriften ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit diesen Vorschriften als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresberichts nach § 7 KARBV zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, Ereignisse, Entscheidungen und Faktoren, welche die weitere Entwicklung des Sondervermögens wesentlich beeinflussen können, in die Berichterstattung einzubeziehen. Das bedeutet unter anderem, dass die gesetzlichen Vertreter bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV die Fortführung des Sondervermögens zu beurteilen haben und die Verantwortung haben, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung des Sondervermögens, sofern einschlägig, anzugeben.

## Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, sowie einen Vermerk zu erteilen, der unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresberichts nach § 7 KARBV getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Kapitalverwaltungsgesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern der Kapitalverwaltungsgesellschaft bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen auf der Grundlage erlangter Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fortführung des Sondervermögens aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Vermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Vermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass das Sondervermögen nicht fortgeführt wird.

- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresberichts nach § 7 KARBV insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung der Vorschriften des deutschen KAGB und der einschlägigen europäischen Verordnungen ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 7. April 2025

PricewaterhouseCoopers GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter  
Wirtschaftsprüferin

ppa. Stefan Gass  
Wirtschaftsprüfer

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## 独立監査人の監査報告書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中

### 監査意見

我々は、投資に関する会計および評価規則（以下「KARBV」という。）第7条に従って作成された、投資信託であるインダストリアの年次報告書について監査を実施した。年次報告書には、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の運用報告書、2025年12月31日現在の貸借対照表および純資産計算書、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の損益計算書、分配金計算書、純資産変動計算書ならびに直近3事業年度の比較情報、（純資産計算書に含まれない場合のみ）報告期間中に締結した取引の明細書および附属書が含まれる。規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに規則（EU）2020/852第6条第1項で言及される金融商品の定期的な開示」の項で提供される情報は、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査の一部を構成しないため、法定要件に従ってKARBV第7条に基づく年次報告書の監査意見には含まれていなかった。

我々の意見では、監査中に得られた知見に基づき、KARBV第7条に基づく添付の年次報告書が、ドイツ資本投資法（以下「KAGB」という。）および関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守しており、これらの規定に従って、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供している。我々は、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに規則（EU）2020/852第6条第1項で言及される金融商品の定期的な開示」の項において規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って提供される情報について、監査意見を表明しない。

### 意見の根拠

我々は、KARBV第7条に基づき作成された当該年次報告書について、KAGB第102条に従い、かつ経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表したドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従ってアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下「管理会社」という。）から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠がKARBV第7条に従って年次報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の情報

管理会社の法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には、KARBV第7条に従って、附属書の「規則（EU）2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに規則（EU）2020/852第6条第1項で言及される金融商品の定期的な開示」の項において規則（EU）2019/2088第11条および規則（EU）2020/852第5条から第7条に従って提供される情報が含まれる。

その他の情報には「年次報告書」の刊行物が含まれるが、KARBV第7条に基づく監査済年次報告書および本報告書を除き、外部情報をさらに相互参照することはない。

KARBV第7条に基づく年次報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々はその他の情報を精読し、当該情報がKARBV第7条に基づく年次報告書に関する不一致、または我々が監査で入手した知識との著しい矛盾を含まないか、評価する責任がある。

#### KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する法定代理人の責任

管理会社の法定代理人は、ドイツのKAGBおよび関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守するKARBV第7条に基づく年次報告書が作成され、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、これらの規定を遵守して、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を得ていることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、これらの規定に従って、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がないKARBV第7条に基づく年次報告書を作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部統制について責任を負う。

KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において、法定代理人は、投資信託のさらなる発展に重大な影響を及ぼす可能性のある事象、決定および要因を報告に含めることについて責任を負う。このことは、とりわけ、法定代理人は、KARBV第7条に基づく年次報告書の作成においてファンドが存続する能力を評価し、関連がある場合には、ファンドの存続に関連する事実を開示する責任を負うことを意味する。

#### KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、およびKARBV第7条に基づく年次報告書に関する監査意見を含む報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、経済監査士協会(IDW)が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KAGB第102条に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。

虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、KARBV第7条に基づく年次報告書に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 管理会社の内部統制システムの有効性について監査意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に関連する内部統制システムについての見解を得る。
- ・ 管理会社の法定代理人がKARBV第7条に基づく年次報告書を作成する際に使用される会計方針の適切性ならびに見積りおよび法定代理人の提供した関連情報の合理性を評価する。
- ・ 入手した監査証拠に基づき、管理会社がファンドを存続させる能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、KARBV第7条に基づく年次報告書における関連情報に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、管理会社がファンドを存続させられなくなる原因となる可能性がある。
- ・ 開示を含むKARBV第7条に基づく年次報告書の全体的な表示、構成および内容について、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供するために、KARBV第7条に基づく年次報告書がKAGBおよび関連する欧州規則に準拠して対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2026年4月9日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人

ソニア・パンター                      (代表して) ステファン・ガス  
経済監査士                                      経済監査士

[次へ](#)

# VERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

## Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresbericht nach § 7 KARBV des Sondervermögens Industria – bestehend aus dem Tätigkeitsbericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025, der Vermögensübersicht und der Vermögensaufstellung zum 31. Dezember 2025, der Ertrags- und Aufwandsrechnung, der Verwendungsrechnung, der Entwicklungsrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 sowie der vergleichenden Übersicht über die letzten drei Geschäftsjahre, der Aufstellung der während des Berichtszeitraums abgeschlossenen Geschäfte, soweit diese nicht mehr Gegenstand der Vermögensaufstellung sind, und dem Anhang – geprüft. Die Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 Absätze 1, 2 und 2a der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 Absatz 1 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs sind nicht Bestandteil der Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV und wurden daher im Einklang mit den gesetzlichen Vorschriften bei der Bildung des Prüfungsurteils zum Jahresbericht nach § 7 KARBV nicht einbezogen.

Nach unserer Beurteilung entspricht der beigefügte Jahresbericht nach § 7 KARBV aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse in allen wesentlichen Belangen den Vorschriften des deutschen Kapitalanlagegesetzbuchs (KAGB) und den einschlägigen europäischen Verordnungen und ermöglicht es unter Beachtung dieser Vorschriften, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 Absätze 1, 2 und 2a der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 Absatz 1 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs ab.

## Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV“ unseres Vermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von der Allianz Global Investors GmbH (im Folgenden die „Kapitalverwaltungsgesellschaft“) unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV zu dienen.

## Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Angaben gemäß Artikel 11 der Verordnung (EU) 2019/2088 sowie gemäß Artikel 5 bis 7 der Verordnung (EU) 2020/852 in Abschnitt „Regelmäßige Informationen zu den in Artikel 8 Absätze 1, 2 und 2a der Verordnung (EU) 2019/2088 und Artikel 6 Absatz 1 der Verordnung (EU) 2020/852 genannten Finanzprodukten“ des Anhangs des Jahresberichts nach § 7 KARBV.

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile der Publikation „Jahresbericht“– ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Jahresberichts nach § 7 KARBV sowie unseres Vermerks.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV erstreckt sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir in diesem Vermerk weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresbericht nach § 7 KARBV oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

## Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Jahresbericht nach § 7 KARBV

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV, der den Vorschriften des deutschen KAGB und den einschlägigen europäischen Verordnungen in allen wesentlichen Belangen entspricht und dafür, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung dieser Vorschriften ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit diesen Vorschriften als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresberichts nach § 7 KARBV zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, Ereignisse, Entscheidungen und Faktoren, welche die weitere Entwicklung des Sondervermögens wesentlich beeinflussen können, in die Berichterstattung einzubeziehen. Das bedeutet unter anderem, dass die gesetzlichen Vertreter bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV die Fortführung des Sondervermögens zu beurteilen haben und die Verantwortung haben, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung des Sondervermögens, sofern einschlägig, anzugeben.

## Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, sowie einen Vermerk zu erteilen, der unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresberichts nach § 7 KARBV getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Kapitalverwaltungsgesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern der Kapitalverwaltungsgesellschaft bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen auf der Grundlage erlangter Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fortführung des Sondervermögens aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Vermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Vermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass das Sondervermögen nicht fortgeführt wird.

- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresberichts nach § 7 KARBV insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung der Vorschriften des deutschen KAGB und der einschlägigen europäischen Verordnungen ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 9. April 2026

PricewaterhouseCoopers GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter  
Wirtschaftsprüferin

ppa. Stefan Gass  
Wirtschaftsprüfer

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中  
フランクフルト・アム・マイン

### 監査意見

我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）（以下「当社」という。）の2025年12月31日現在の貸借対照表、ならびに2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の損益計算書および重要な会計方針を含む注記で構成される年次財務書類を監査した。さらに、我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の取締役の報告書を監査した。我々は、ドイツ商法典（以下「HGB」という。）第289f条第4項（女性比率に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書については、ドイツの法的要件に従って内容を検討していない。

我々の意見では、監査中に得られた知見に基づき、

- ・ 添付の年次財務書類は、すべての重要な点においてドイツ商法に従っており、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、当社の2025年12月31日現在の財政状態および2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えている。また、
- ・ 添付の取締役の報告書は、全体として当社の状態の正確な概観を与えている。すべての重要な点において、この取締役の報告書は、年次財務書類と一致し、ドイツの法的要件に従っており、全体として当社の正確な位置付けおよび将来の発展の機会およびリスクを正確に提示している。取締役の報告書に対する我々の監査意見は、上述のコーポレート・ガバナンスの宣言書を含まない。

HGB第332条第3項第1文に従って、我々は、我々の監査が年次財務書類および取締役の報告書の規制遵守に対して異議を唱えていないことを申告する。

### 意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、HGB第317条に従って、年次財務書類および取締役の報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従って当社から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が年次財務書類および取締役の報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

## その他の情報

法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には、内容が監査されていない取締役の報告書の構成要素として、HGB第289f条第4項（女性の割合に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書が含まれる。

年次財務書類および取締役の報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々は上述のその他の情報を精読し、当該情報が以下に該当しないか、評価する責任がある。

- ・ 年次財務書類、監査された取締役の報告書もしくは我々が監査中に得た知見との著しい矛盾を示している場合。または、
- ・ 他に、基本的な箇所について虚偽の記載があるように思われる場合。

## 年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する法定代理人および監査役会の責任

法定代理人は、すべての重要な点においてドイツ商法に基づく年次財務書類が作成され、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、不正行為（すなわち財務報告の操作や財務上の損失の改ざん）または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類の作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、法定代理人は、当社が継続企業として存続する能力の評価について責任を負う。さらに、関連がある場合には、事業の存続に関連する事項を開示することについて責任を負う。また、事実上または法的な状況に反することがない限り、継続企業の前提による会計方針を会計原則とすることについて責任を負う。

さらに、法定代理人は、当社の状態に関する適切な概観を与え、すべての重要な点において年次財務書類と整合性があり、ドイツの法的要件に従って将来の展開の機会およびリスクを正確に反映した、取締役の報告書の作成について責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツの法的要件に従って取締役の報告書を作成し、取締役の報告書における表明について十分かつ適切な証拠を提供するために必要と判断した取決めおよび措置（システム）について責任を負う。

監査役会は、年次財務書類および取締役の報告書の作成に関する当社の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

## 年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正行為または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないか、取締役の報告書が当社の状態について真実かつ公正な概観を与えているか、また、すべての重要な点において財務書類が監査中に得られた知見に整合し、ドイツの法的要件に従って、将来の展開の機会およびリスクを正確に反映しているかどうかにつき合理的な保証を得ること、および年次財務書類および取締役の報告書に関する監査意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、HGB第317条および経済監査士協会（IDW）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正行為または誤謬により生じることがあり、単独または全体として、財務書類および取締役の報告書に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正行為または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類および取締役の報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正行為による重要な虚偽表示は共謀、改ざん、意図的な省略、誤解を招く記述または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当社の内部統制システムの有報性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、財務書類の監査に関連する内部統制システムならびに取締役の報告書の監査に関連する取決めおよび措置についての見解を得る。
- ・ 当社の法定代理人に使用される会計方針の適切性ならびに法定代理人の提供した見積りおよび関連情報の合理性を評価する。
- ・ 法定代理人が継続企業的前提下で会計方針を使用することの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において財務書類および取締役の報告書の開示に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続できなくなることがある。

- ・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えるように対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。
- ・ 取締役の報告書の、年次財務書類、法律および当社の状況に関する概観と整合性について評価する。
- ・ 法的代理人により提示された将来を予測した記述について監査を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、我々は、特に将来を予測した記述の基礎となる重要な仮定を評価し、将来を予測した記述がこれらの仮定から適切に導き出されたものかについて評価する。我々は、将来を予測した記述およびその基礎となる仮定について個別の意見を表明しない。将来の事象が将来を予測した記述と著しく異なる可能性については、重大な不可避のリスクが存在する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2026年2月18日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人  
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

ソニア・パンター (代表して) セバスティアン・エヴァルト  
経済監査士 経済監査士

[前へ](#)      [次へ](#)

## BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

### *Prüfungsurteile*

Wir haben den Jahresabschluss der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2025 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Allianz Global Investors GmbH für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 geprüft. Die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote) haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2025 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärung zur Unternehmensführung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

### *Grundlage für die Prüfungsurteile*

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

## *Sonstige Informationen*

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote) als nicht inhaltlich geprüften Bestandteil des Lageberichts.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zu den inhaltlich geprüften Lageberichtsangaben oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

## *Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht*

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

*Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts*

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Gesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 18. Februar 2026  
PricewaterhouseCoopers GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter  
Wirtschaftsprüferin

ppa. Sebastian Ewald  
Wirtschaftsprüfer

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)